

令和 7 年 6 月 19 日 開会
令和 7 年 7 月 4 日 閉会

第 439 回

長野県議会（定例会）

会 議 録

第439回長野県議会（定例会）会議録目次

6月19日（木曜日）

応招議員の席次及び氏名	1
開 会 午後1時	
会議録署名議員決定の件	5
新任理事者の紹介	
副 知 事 新 田 恭 士 君	6
危機管理部長 渡 邊 卓 志 君	6
総務部長 須 藤 俊 一 君	6
環境部長 小 林 真 人 君	6
産業政策監 田 中 達 也 君	6
産業労働部長 米 沢 一 馬 君	6
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明 君	6
農政部長 村 山 一 善 君	7
林務部長 根 橋 幸 夫 君	7
建設部長 栗 林 一 彦 君	7
企画振興部交通政策局長 村 井 昌 久 君	7
県民文化部こども若者局長 酒 井 和 幸 君	7
産業労働部営業局長 田 中 英 児 君	7
観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長 北 島 隆 英 君	7
会計管理者兼会計局長 柳 沢 由 里 君	7
教育次長 松 本 順 子 君	8
教育次長 清 水 寛 君	8
諸般の報告	8
説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	
「長野県社会的養育推進計画（後期計画）」の策定について	
長野県新型インフルエンザ等対策行動計画について	
令和6年度における長野県の歯科口腔保健に関する施策の実施状況について	
持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の実施状況について	
長野県伝統的工芸品産業振興施策の実施状況について	

住民監査請求の請求要旨について

現金出納検査結果

会期決定の件…………… 8

知事提出議案の報告…………… 8

第1号より第20号まで及び報第1号より報第17号まで

提出議案の説明

知事阿部守一君……………10

延会 午後1時38分

6月24日（火曜日）

開議 午前10時

諸般の報告……………19

人事委員会意見回答

知事提出議案の報告……………19

第21号より第23号まで

提出議案の説明

知事阿部守一君……………20

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

酒井茂君……………21

百瀬智之君……………30

望月義寿君……………38

勝山秀夫君……………45

休憩 午前11時58分

再開 午後1時

勝野智行君……………52

藤岡義英君……………62

清水正康君……………73

休憩 午後2時39分

再開 午後2時55分

続木幹夫君……………79

清水純子君……………89

延会 午後3時57分

6月25日（水曜日）

開 議 午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

青 木 崇 君	99
丸 山 寿 子 君	112
小 林 あ や 君	120
休 憩 午前11時41分	
再 開 午後1時	
佐 藤 千 枝 君	127
奥 村 健 仁 君	137
林 和 明 君	143
休 憩 午後2時27分	
再 開 午後2時43分	
共 田 武 史 君	152
グレート無茶 君	169
延 会 午後4時13分	

6月26日（木曜日）

開 議 午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

加 藤 康 治 君	181
宮 下 克 彦 君	189
竹 内 正 美 君	200
休 憩 午前11時54分	
再 開 午後1時	
小 山 仁 志 君	211
竹 村 直 子 君	218
休 憩 午後1時53分	
再 開 午後2時9分	
両 角 友 成 君	225
大 井 岳 夫 君	232

延 会 午後 3 時32分

6 月27日（金曜日）

開 議 午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

向 山 賢 悟 君…………… 249

小 林 陽 子 君…………… 258

小 林 君 男 君…………… 265

休 憩 午前11時27分

再 開 午後 1 時

早 川 大 地 君…………… 272

毛 利 栄 子 君…………… 281

休 憩 午後 2 時12分

再 開 午後 2 時28分

垣 内 将 邦 君…………… 291

知事提出議案委員会付託…………… 301

第 1 号より第20号まで及び報第 1 号より報第 3 号まで

決算特別委員会の設置並びに同委員会に調査事件付託…………… 301

決算特別委員会委員、同委員長及び同副委員長の選任…………… 302

請願・陳情提出報告、委員会付託…………… 302

請願（請第12号及び請第13号）

陳情（陳第494号より陳第512号まで及び陳第514号）

陳情取下げの件…………… 302

議員提出議案の報告…………… 303

議第 1 号より議第14号まで

散 会 午後 3 時11分

7 月 4 日（金曜日）

開 議 午後 1 時

新任理事者の紹介

副知事 関 昇一郎 君…………… 319

教育委員会委員 伴 美佐子 君…………… 319

委員会審査報告書提出報告	319
県民文化健康福祉委員長報告	
委員長 清水 正 康 君	320
環境文教委員長報告	
委員長 百 瀬 智 之 君	321
危機管理建設委員長報告	
委員長 竹 内 正 美 君	322
産業観光企業委員長報告	
委員長 丸 茂 岳 人 君	324
農政林務委員長報告	
委員長 埋 橋 茂 人 君	325
総務企画警察委員長報告	
委員長 大 畑 俊 隆 君	326
閉会中継続審査及び調査の申し出	328
議員派遣の件	328
閉 会 午後1時26分	

令和 7 年 6 月 19 日

長野県議会（定例会）会議録

第 1 号

令和 7 年 6 月

第439回長野県議会(定例会)会議録(第1号)

令和7年6月19日(木曜日)

応招議員の席次及び氏名

1 番	飯	田	市	竹	村	直	子
2 番	安	曇	野	小	林	陽	子
3 番	上	田	市	林		和	明
4 番	長	野	市	勝	山	秀	夫
5 番	長	野	市	グ	レ	ー	ト
6 番	大	町	市	奥	村	健	仁
7 番	松	本	市	青	木		崇
8 番	上	伊	那	垣	内	将	邦
9 番	飯	田	市	早	川	大	地
10 番	東	御	市	佐	藤	千	枝
11 番	塩	尻	市	丸	山	寿	子
12 番	須	坂	市	小	林	君	男
13 番	松	本	市	勝	野	智	行
14 番	長	野	市	加	藤	康	治
15 番	松	本	市	小	林	あ	や
16 番	上	伊	那	清	水	正	康
17 番	伊	那	市	向	山	賢	悟
18 番	上	田	市	山	田	英	喜
19 番	佐	久	市	大	井	岳	夫
20 番	茅	野	市	丸	茂	岳	人
21 番	佐	久	市	花	岡	賢	一
22 番	長	野	市	望	月	義	寿
23 番	長	野	市	山	口	典	久
24 番	佐	久	市	藤	岡	義	英
25 番	下	伊	那	川	上	信	彦
26 番	東	筑	摩	百	瀬	智	之

27	番	佐		久		市		小	山	仁	志
28	番	千		曲		市		竹	内	正	美
29	番	諏		訪		市		宮	下	克	彦
30	番	木	曾	郡	木	曾	町	大	畑	俊	隆
31	番	安		曇	野		市	寺	沢	功	希
32	番	岡		谷			市	共	田	武	史
33	番	長		野			市	高	島	陽	子
34	番	千		曲			市	荒	井	武	志
35	番	長		野			市	埋	橋	茂	人
36	番	塩		尻			市	続	木	幹	夫
37	番	松		本			市	中	川	博	司
38	番	松		本			市	両	角	友	成
39	番	上		田			市	清	水	純	子
40	番	諏	訪	郡	富	士	見	小	池	久	長
41	番	伊		那			市	酒	井		茂
42	番	須		坂			市	堀	内	孝	人
43	番	南	佐	久	郡	小	海	依	田	明	善
44	番	小		諸			市	山	岸	喜	昭
45	番	中		野			市	小	林	東	一
47	番	岡		谷			市	毛	利	栄	子
48	番	長		野			市	和	田	明	子
49	番	北	安	曇	郡	池	田	宮	澤	敏	文
50	番	中		野			市	丸	山	栄	一
51	番	飯		田			市	小	池		清
52	番	飯		山			市	宮	本	衡	司
53	番	長		野			市	西	沢	正	隆
54	番	長		野			市	風	間	辰	一
55	番	駒		ヶ	根		市	佐	々	祥	二
56	番	松		本			市	萩	原		清
57	番	上	水	内	郡	信	濃	服	部	宏	昭

欠員（1名）

出席議員（56名）

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇一郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明
農 政 部 長 村 山 一 善

林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
会計管理者兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千鶴子

議事課担当係長 萩 原 晴 香
議事課担当係長 山 田 淳 貴
総 務 課 主 査 東 方 啓 太

午後 1 時開会

○議長（依田明善君）ただいまから第439回県議会を開会いたします。

知事から招集の挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本日ここに 6 月県議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出議案につきましては後刻御説明を申し上げますが、十分御審議いただいた上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和 7 年 6 月 19 日（木曜日）議事日程

会議録署名議員決定の件

会期決定の件

知事提出議案

本日の会議に付した事件等

会議録署名議員決定の件

新任理事者の紹介

諸般の報告

会期決定の件

知事提出議案

午後 1 時 1 分開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、会議録署名議員決定の件、会期決定の件及び知事提出議案であります。

●会議録署名議員決定の件

○議長（依田明善君）次に、会議録署名議員決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名議員は議長指名により決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議ありませんので、寺沢功希議員、共田武史議員、高島陽子議員を

指名いたします。

●新任理事者の紹介

○議長（依田明善君）次に、新任の県理事者を紹介いたします。

最初に、新田恭士副知事。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君）去る 3 月 17 日に副知事を拝命しました新田恭士でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、渡邊卓志危機管理部長。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）去る 4 月 1 日付で危機管理部長を命ぜられました渡邊卓志でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、須藤俊一総務部長。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）去る 4 月 1 日付をもちまして総務部長を命ぜられました須藤俊一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、小林真人環境部長。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）去る 4 月 1 日付で環境部長を命ぜられました小林真人でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、田中達也産業政策監。

〔産業政策監田中達也君登壇〕

○産業政策監（田中達也君）去る 4 月 1 日付で産業政策監を命ぜられました田中達也でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、米沢一馬産業労働部長。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）去る 4 月 1 日付をもちまして産業労働部長を命ぜられました米沢一馬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、高橋寿明観光スポーツ部長。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）去る 4 月 1 日付をもちまして観光スポーツ部長を命ぜられました高橋寿明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、村山一善農政部長。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）去る４月１日付をもちまして農政部長を命ぜられました村山一善でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、根橋幸夫林務部長。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）去る４月１日付をもちまして林務部長を命ぜられました根橋幸夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、栗林一彦建設部長。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）去る４月１日付をもちまして建設部長を命ぜられました栗林一彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、村井昌久企画振興部交通政策局長。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君）去る４月１日付をもちまして企画振興部交通政策局長を命ぜられました村井昌久でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、酒井和幸県民文化部こども若者局長。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）去る４月１日付をもちまして県民文化部こども若者局長を命ぜられました酒井和幸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、田中英児産業労働部営業局長。

〔産業労働部営業局長田中英児君登壇〕

○産業労働部営業局長（田中英児君）去る４月１日付をもちまして産業労働部営業局長を命ぜられました田中英児でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、北島隆英観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長。

〔観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長北島隆英君登壇〕

○観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長（北島隆英君）去る４月１日付をもちまして観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長を命ぜられました北島隆英でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、柳沢由里会計管理者兼会計局長。

〔会計管理者兼会計局長柳沢由里君登壇〕

○会計管理者兼会計局長（柳沢由里君）去る４月１日付をもちまして会計管理者兼会計局長を

命ぜられました柳沢由里でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、松本順子教育次長。

〔教育次長松本順子君登壇〕

○教育次長（松本順子君）去る４月１日付で教育次長を命ぜられました松本順子と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、清水寛教育次長。

〔教育次長清水寛君登壇〕

○教育次長（清水寛君）去る４月１日付をもちまして教育次長を命ぜられました清水寛でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

●諸般の報告

○議長（依田明善君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「２ 諸般の報告」参照〕

●会期決定の件

○議長（依田明善君）次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の意見を徴した結果、本日から７月４日までの１６日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、会期は１６日間と決定いたしました。

●知事提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和７年６月１９日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和７年６月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第 １ 号 令和７年度長野県一般会計補正予算（第２号）案

第 ２ 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

- 第 3 号 長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 4 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 5 号 長野県県税条例の一部を改正する条例案
- 第 6 号 長野県手数料徴収条例等の一部を改正する条例案
- 第 7 号 長野県須坂看護専門学校条例等の一部を改正する条例案
- 第 8 号 長野県西駒郷条例等の一部を改正する条例案
- 第 9 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 10 号 道路上の事故に係る損害賠償について
- 第 11 号 一般国道418号道路改築工事（天竜川橋）請負契約の締結について
- 第 12 号 一般国道148号道路改築工事（雨中5工区）変更請負契約の締結について
- 第 13 号 主要地方道松川大鹿線道路改築工事（落合）変更請負契約の締結について
- 第 14 号 一級河川皿川河川改修工事（鉄道交差部整備）変更委託契約の締結について
- 第 15 号 一級河川千曲川災害復旧助成工事（百合居橋上部工工区）変更請負契約の締結について
- 第 16 号 一級河川千曲川災害復旧助成工事（箕作から月岡1工区）変更請負契約の締結について
- 第 17 号 一級河川千曲川災害復旧助成工事（箕作から月岡2工区）変更請負契約の締結について
- 第 18 号 栃平砂防えん堤建設工事請負契約の締結について
- 第 19 号 交通事故に係る損害賠償について
- 第 20 号 松本養護学校寄宿舎ほか建築工事請負契約の締結について
- 報第1号 令和6年度長野県一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告
- 報第2号 令和7年度長野県一般会計補正予算（第1号）の専決処分報告
- 報第3号 長野県県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
- 報第4号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第5号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第6号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第7号 権利の放棄の専決処分報告
- 報第8号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第9号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第10号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第11号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第12号 訴えの提起の専決処分報告
報第13号 訴えの提起の専決処分報告
報第14号 令和6年度長野県一般会計予算の繰越しについて報告
報第15号 令和6年度長野県流域下水道事業会計予算の繰越しについて報告
報第16号 令和6年度長野県電気事業会計予算の繰越しについて報告
報第17号 令和6年度長野県水道事業会計予算の繰越しについて報告

〔議案等の部「1 議案 (1)知事提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

●知事提出議案

○議長（依田明善君）ただいま報告いたしました知事提出議案を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました議案の説明に先立ち、当面の県政課題について御説明を申し上げます。

今月4日、令和6年人口動態統計が公表されました。全国の出生数は68万6,061人と統計開始以来初めて70万人を下回り、本県においても、出生数1万512人、合計特殊出生率1.30といずれも過去最低を記録し、我が国における少子化の深刻化が改めて浮き彫りとなりました。これらの数字は、特に若い世代を中心とした価値観の多様化や、将来に対する経済的・社会的な不安の反映であり、新たな命の誕生が減少するという現実は、未来を紡ぐ力が細りゆくことを意味します。私たちは今、どのような社会を築いていくのか、根本から考え直すことを迫られています。こうした危機感のもと、昨年末に、「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」で決定した信州未来共創戦略に基づき、固定的な性別役割分担意識の見直し、若者の社会参画の促進、更には女性・若者が活躍しやすい職場環境の整備など、若者や女性から選ばれる寛容で多様性を尊重する社会の実現に向け、多くの県民の皆様と力を合わせ、スピード感を持って取組を進めてまいります。

一方、市町村をはじめとする多くの関係者の御尽力により、令和４年以降、本県は３年連続で人口の社会増を実現しました。今後とも本県の強みを活かしながら、移住・定住の促進に加え、二地域居住の推進や関係人口の拡大などに積極的に取り組んでまいります。

人口問題を論じるにあたり、忘れてはならないのが「東京一極集中」の問題です。東京への過度な人口集中は、地方の活力を奪うばかりか、我が国全体の人口減少を一層深刻化させる要因となりかねません。また、東京都は全国でも際立って豊かな財源を背景に、子育て支援や教育施策の充実を加速度的に進めており、その結果、居住地域によって受けられる行政サービスに大きな格差が生じています。急速に子どもの数が減少する中で、子どもの医療費や保育料、学校給食費の負担軽減といった、子ども・子育て支援の根幹に関わる行政サービスについては、居住地に関係なく等しく受けられることが望ましいと考えます。このため、国に対しては全国的視野に立った責任ある対応を強く求めるとともに、地方税財源の偏在是正についても積極的に問題提起を行ってまいります。

令和３年以降、全国的な物価上昇が続く中、長野市の消費者物価指数も本年４月まで４４か月連続で前年同月を上回る水準となっています。本年１月に長野経済研究所が実施した県内の消費動向調査によれば、多くの県民の皆様が食料品やガソリン、水道光熱費など日々の生活に欠かせない品目の値上がりを実感しており、家計の負担感が増大する一方、実質賃金は伸び悩み、暮らしの厳しさが増しています。また、米国による一連の関税措置は、本県の基幹産業である製造業をはじめとする多くの産業に大きな影響を及ぼすことが懸念され、既に一部では生産調整等の動きも出始めています。

このように先行きが不透明な厳しい経済環境を踏まえ、県民の皆様の確かな暮らしを守り、中小企業等の安定的で持続的な経営を支えるため、先週、「長野県物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0」を取りまとめました。以下、４つの柱に沿って御説明いたします。

まず第一に、物価高騰から県民の皆様の確かな暮らしを守ります。米価の高騰等で家計が苦しくなっている子育て世帯等を幅広く支援するため、フードバンク団体が緊急的に行う米などの食料品の購入及び配布に必要な経費を補助します。また、生活就労支援センター「まいさぼ」では、民生委員等と連携しながら、より丁寧な相談支援を行い、食料支援が必要な方を確実に長野県フードサポートセンター「ふーさぼ」へつなげるとともに、「ふーさぼ」における米などの食料品の購入費を増額し、人員体制についても拡充します。

エネルギー価格の上昇に対しては、まず、国の支援対象外となっているＬＰガス利用料金の負担を軽減します。ガソリン価格の抑制や必要なサービスステーション（ＳＳ）の維持は、地域生活の基盤を守る上で喫緊の課題です。このため、「ガソリン価格の適正化等に関する検討会」において、中山間地域の小規模ＳＳを維持するための対策や、ＳＳ店頭における価格表示

の実態調査等に基づく公正な競争環境の整備について、議論を深めてまいります。

このほか、既に予算措置を行っている低所得世帯への支援金の支給、学校給食費の負担軽減、信州こどもカフェの運営支援、省エネ家電への切換え支援などを通じて、物価高に苦しむ県民の皆様の生活を支えてまいります。

第二に、経営環境の変化に各企業が適切に対応していくことができるよう、中小企業等への支援を強化します。まず、米国関税措置の影響を受ける事業者の資金繰りを支援するため、中小企業融資制度に低金利で利用しやすい新たなメニューを創設するとともに、国の電気料金支援の対象外となっている特別高圧電力を使用している中小企業等に対して支援金を支給します。また、酒米の価格高騰に直面している県内酒蔵の経営を緊急的に支援するため、県産酒米の購入費を補助します。

さらに、持続的な賃上げを後押しするため、賃上げ促進税制や県で上乗せ補助を行っている業務改善助成金などの制度を積極的に周知するとともに、きめ細かな伴走支援も行っています。

第三に、中長期的な視点で企業の経営基盤の強化や経営革新を支援します。まず、企業の付加価値向上やDXを進めるため、中小企業に対する専門家の派遣やプロフェッショナル人材の活用支援を拡充します。本県が新たにスタートアップ・エコシステム拠点都市として採択されたことを契機として、地域資源を活かしたスタートアップの一層の創出と集積、地域発イノベーションのグローバル展開を目指してまいります。業務の共同化やITビジネスの創出、IT人材の確保を支援するほか、国に対する規制改革提案を積極的に行います。

また、企業の海外展開を支援するため、米国以外での海外販路の新規開拓、農畜産物の一層の輸出拡大などに取り組みます。

さらに、「しあわせバイ信州運動」として、地域内経済循環とエシカル消費の拡大に全力で取り組むほか、「長野県産米確保・流通等検討会議（仮称）」を設置し、県産米の生産・流通等に関する課題とその解決策を検討します。

国・県などが実施する暮らしや産業に関する様々な支援策も、それを必要とする個人や事業者の皆様に情報が届かなければ、十分な効果を発揮することができません。そのため、第四の柱として、「伝わる」情報の発信に力を入れてまいります。米国関税措置に対応するため、県庁及び各地域振興局に設置した特別相談窓口や、経済団体等とともに立ち上げた「米国関税に係る長野県連絡協議会」を活用し、関係者間での情報共有を進めます。さらに、SNSの積極的な活用や金融機関等との連携による「プッシュ型」の情報発信にも取り組み、支援が必要な方に必要な情報を確実にお届けできるよう努めてまいります。

昨年、長野県内の延べ宿泊者数は前年比で約70万人増加し、1,867万人に達しました。なか

でも、外国人延べ宿泊者数は過去最多となる219万人を記録し、インバウンド需要の高まりが顕著に表れています。この好調な流れを追い風に、積極的な観光プロモーションを展開してまいります。

本県が舞台となっている映画「名探偵コナン 隻眼の残像（フラッシュバック）」が4月から全国公開され、県庁の県民ホールに設けた特設コーナーには、ゴールデンウィーク期間中だけで約5,000人もの方が御来場されました。また、コナン関連情報を発信した県公式Xは、過去の投稿記事の中で最多の表示回数を記録するなど、大きな反響を呼んでいます。映画に登場する国立天文台野辺山電波観測所への注目が高まっているこの機会を活かして「長野県は宇宙県」の情報発信を強化するとともに、いわゆる「聖地巡礼」で訪れた観光客が県内各地を巡っていただけるよう取り組んでまいります。

大阪・関西万博の8月の自治体催事に、本県は「五感で感じる信州まるごと体験」をテーマに出展します。涼しさや爽やかさといった信州ならではの魅力を、来場される皆様に広く発信してまいります。

令和9年の夏に、JRと連携した信州デスティネーションキャンペーン（DC）を開催することが決定しました。このキャンペーンは、前後のプレDC・アフターDCを含めた3年間にわたる大規模な観光プロモーションです。その成功に向けて、関係者の皆様と力を合わせ、具体的な取組内容等を検討してまいります。

来年6月に導入を予定している宿泊税については、現在、総務大臣との協議を行っております。並行して宿泊事業者に対する説明会なども行っており、制度への理解を深めていただくよう努めています。今月17日には、観光振興審議会宿泊税活用部会を開催し、この税をどのように活用していくかについての具体的な議論を開始しました。10月を目途に、中長期的に取り組む観光の目指す姿や目標なども盛り込んだ「長野県宿泊税活用計画（仮称）骨子」を取りまとめる予定です。宿泊税を納めていただく方をはじめ多くの皆様に施策の効果を実感していただけるよう取組を進めてまいります。

農福連携は、農業の担い手不足を解消しながら、障がいのある方々の就労の場を広げていく、極めて意義深い取組です。本県ではこれまで、農業者と障がい者就労施設とのマッチング支援や技術指導などを進めてまいりました。その結果、農福連携に取り組む施設は年々増加しており、こうした施設における令和5年度の平均工賃月額が県内の全施設の平均を上回る水準となるなど、着実な成果が現れています。今年度は、専任の農福連携促進コーディネーターの配置や農福連携技術指導員の増員、農業器具の導入に対する補助制度の創設などにより、農福連携の取組を一層推進してまいります。

また、今年1月、私が「農福連携全国都道府県ネットワーク」の会長を拝命したことを踏ま

え、今後は、他の都道府県との連携を一段と強化するとともに、SNSの活用や県内外でのイベントなどを通じて、農福連携の意義や魅力を広く社会に発信してまいります。

路線バスは、地域の暮らしを支える重要な社会インフラです。しかし近年、利用者の減少に加え、運転手の不足や高齢化が深刻化しており、バス路線そのものの維持が難しくなってきました。かつては貸切バスなどの収益で赤字路線を支えることもできましたが、そうした手法も限界となり、県内ではバスの減便や路線の廃止が相次ぎ、県民や観光客の移動に大きな影響を及ぼしています。

こうした状況を踏まえ、高齢者や高校生など、自家用車に頼ることのできない方々の移動を将来にわたり保証するため、県として新たに「信州型広域バス路線支援制度」を創設いたしました。この制度では、運行経費の原則半分を県が支援するほか、サービスの向上や運転手等の処遇改善に必要な経費の一部も県が独自に支援します。これにより、バス事業者の経営基盤を下支えし、持続可能な運行を目指します。今後は、県内10の広域圏ごとの「長野県公共交通活性化協議会地域別部会」において、通院・通学・観光に関する路線バスとしてのサービス品質を保証する観点で、現在の運行形態やルートの見直しを検討することとなります。来年度以降、見直しが完了した地域から順次、新たな制度による支援を行ってまいります。

松本市に所在する食肉施設の移転新設につきましては、これまで事業主体である長野県食肉公社と同公社をグループ会社とするJA全農長野が、施設建設に向けた地元調整や経営シミュレーション等の検討を進めてきました。県としても、令和4年5月に移転新設に係る支援の要請を受けて以降、県、市町村、JA全農長野等で構成する「松本食肉施設整備支援検討会」を設置し、移転候補地の探索などの協力を行ってまいりました。

昨日開催した検討会においては、長野県食肉公社から経営シミュレーションの現時点における報告があり、施設建設費の大幅な増嵩などにより、これまでの想定をはるかに上回る公費による支援を受けたとしても、持続可能な健全経営を行うことは厳しい状況であるとの見通しが示されました。検討会の出席者からは様々な質問や意見があり、長野県食肉公社に対して、更に事業計画を精査して今後の方向性を速やかに示すよう要請したところです。

県としては、今後、検討会で提出された事業計画や収支見通しの詳細を確認させていただくとともに、長野県食肉公社やJA全農長野の考えを踏まえ、必要な対応を検討してまいります。

明治9年（1876年）8月21日、当時の筑摩県と長野県が合併し、現在の長野県が誕生しました。来年、その150周年という大きな節目を迎えるに当たり、来年1月から12月までの1年間にわたり、「長野県150周年記念事業」を実施いたします。

県では、県民の皆様へ御参加いただけるイベントやキャンペーン、記念式典などを幅広く実施する予定ですが、市町村や企業、各種団体など様々な主体にも呼びかけ、各地域で行われる

催しや活動とも連携しながら、県民全体で作り上げる記念事業にしていきたいと思います。

コンセプトは、「自らを知り 互いを知り 高め合おう 私たちの長野県」としました。私たちが、150年の歩みの中で守り・育ててきた多彩な価値や魅力を、再発見し、共有し、磨き上げていくことを通じて、地域や世代の枠を超えてつながりを深め、県全体が一つになって未来に向けた新たな一步を踏み出す一年としてまいります。

令和6年度の決算見込みについて申し上げます。

昨年度は、「しあわせ信州創造プラン3.0」に掲げた5つの政策の柱に基づき様々な施策を展開し、特に、人口減少対策や長期化する物価高への対応、地震防災対策の強化などに力を入れて取り組みました。県税や地方交付税の収入が当初の見込みを上回ったことに加え、効率的な予算執行に努めたことなどから、一般会計の歳出総額は1兆629億円余、実質収支は68億円余の黒字となる見込みです。

さて、今定例会に提出いたしました一般会計補正予算案その他の案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

一般会計補正予算案の総額は38億5,661万8千円であります。これまで述べてきた物価高騰・米国関税措置支援パッケージの実行などに加え、医療等提供体制の整備、教育環境の整備、地域公共交通の維持・活性化などに要する経費を計上しました。

医療等提供体制の整備では、「重点医師偏在対策支援区域」における診療所の承継や開業のための施設・設備整備及び運営を支援するほか、長野市が行う母子生活支援施設の整備を助成します。教育環境の整備としては、県立高校の再編に伴い、佐久新校及び中野総合学科新校の設計を進めるほか、赤穂総合学科新校及び須坂新校の仮設校舎等を建設します。さらに、児童生徒の増加による狭隘化を解消するため、寿台養護学校の増築校舎等の設計に着手します。地域公共交通の維持・活性化としては、廃止予定の地域間幹線バス路線について、代替手段が確保されるまでの運行延長に必要な経費を助成するほか、電気バスを導入する交通事業者を支援します。

この補正予算案の財源として、諸収入17億878万3千円、国庫支出金15億5,170万円、その他繰越金など5億9,613万5千円を見込み、計上しました。

今年度の一般会計予算は、今回の補正を加えますと1兆172億2,661万円となります。

次に、条例案は、一部改正条例案8件であります。

このうち「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」は、職員の子育てを支援するため、現行の1日2時間までの部分休業に加え、1年につき10日相当まで取得できる部分休業を新たに設けるものであります。

事件案は、道路上の事故に係る損害賠償についてなど11件であります。

専決処分等報告は、令和6年度長野県一般会計補正予算の専決処分報告など17件であります。

以上、今回提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（依田明善君） 以上であります。

これらの議案は、来る6月24日から行う質疑の対象に供します。

○議長（依田明善君） お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、来る6月24日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後1時38分延会

令和 7 年 6 月 24 日

長野県議会（定例会）会議録

第 2 号

令和 7 年 6 月 第439回長野県議会(定例会)会議録 (第 2 号)

令和 7 年 6 月 24 日 (火曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇一郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大 会 局 長 北 島 隆 英
農 政 部 長 村 山 一 善
林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
建 設 部
リニア整備推進局長 室 賀 莊一郎
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千鶴子
議事課委員会係長 風 間 真 楠

議事課担当係長 萩 原 晴 香
議 事 課 主 事 片 桐 美代子
総 務 課 主 査 東 方 啓 太
総 務 課 主 任 木 下 裕 介

令和 7 年 6 月 24 日（火曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑
知事提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

諸般の報告

知事提出議案

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●諸般の報告

○議長（依田明善君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

●知事提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和 7 年 6 月 24 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和 7 年 6 月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第 21 号 副知事の選任について

第 22 号 公安委員会委員の選任について

第 23 号 教育委員会委員の選任について

〔議案等の部「1 議案（1）知事提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

●知事提出議案

○議長（依田明善君）ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

本件を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました追加議案につきまして、御説明を申し上げます。

提出いたしました議案は、事件案３件です。

「副知事の選任について」は、関昇一郎氏の再任をお願いするものであります。関氏は、この４年間、豊富な経験と高い調整力により、副知事として私を補佐して優れた実績を残しており、引き続き、山積する県政課題の解決に向け、その力を発揮いただきたいと考えております。

「公安委員会委員の選任について」は、柳平千代一氏の再任をお願いするものであります。柳平氏は、地方自治に関する幅広い経験を活かし、地域住民の安全・安心の確保に向けて、強い責任感を持って職務に取り組まれており、引き続き、委員として御尽力いただきたいと考えております。

「教育委員会委員の選任について」は、新たに教育委員会委員として、伴美佐子氏を選任したいと考えており、同意をお願いするものであります。伴氏は、これまで学校と地域住民の協働により子どもの成長を支える活動に精力的に取り組まれており、直面する教育課題に的確に対応していくためには、伴氏の経験と知見が必要であると考えております。

以上、追加提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げました。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（依田明善君）以上であります。

これらの議案は、本日から行う質疑の対象に供します。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

最初に、酒井茂議員。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）皆さん、おはようございます。伊那市選出、酒井茂でございます。私は、今回は交通事故について質問をさせていただきます。

今、国内では、交通事故が多発しているところであります。高齢者によるもの、あるいは飲酒運転によるもの、さらには逆走による事故が多発しているところでございます。

県内における交通事故の状況を見てみますと、10年前に比べますと事故件数は大幅に減少しているところでありますが、ここ数年下げ止まりの状況となっております。また、県警高速隊が処理いたしました交通事故について見ますと、ここ数年大幅に増加しておりまして、課題となっております。

こうした中、中央道・長野道岡谷ジャンクションにおきます交通事故が多発しておりまして、社会問題化しているところでございます。

岡谷ジャンクションにおきましては、岡谷高架橋のリニューアル工事を現在実施しております。岡谷ジャンクションにつきましては、開通してから40年が経過し、路盤が劣化しておりまして、現在コンクリート床版の打ち替え工事を行っているところでございます。この工事は昨年から実施されているところでございますが、2029年まで続くとお聞きしております。気が遠くなるような大変長い期間であると考えます。

工事の施工に係る交通規制に伴いまして、事故が多発しております。人身事故も多数発生しておりまして、死亡者も出ているという状況でございます。事故件数は増えており、しかも頻繁に起きているという状況であります。

NEXCOのホームページを見ますと、工事の技術力の高さなどが強調されているところでありますが、工事による利用者への影響や交通事故の事故防止の観点が薄いと感じます。私は、今年3月から県の監査委員となりまして、これまでに比べて県庁などへ出張する機会が増えまして、中央道や長野道を利用することが格段に多くなっております。用務の都合によりまして、早朝や夕方のいわゆる渋滞時間帯の利用が多い状況であります。

リニューアル工事に伴う交通規制によりまして、私の運転時間は大幅に延びております。その上、交通事故が多発していることから、運転時のストレスは大きいものがあります。日帰りで往復する場合には、運転に伴う疲労感を強く感じているところであります。規制によりまして、特にトンネル内が渋滞いたしますけれども、暗い環境下で前の車に追突しないよう、また、そのために前方に注意を払っております。また、後続車から追突されはしないかとバックミラーを頻繁に見ながら、はらはらどきどきして運転している状況であります。特に、長野道上

り線の塩嶺トンネル内は恐怖を覚えるところでございます。6月6日の未明には、ジャンクション付近におきましてトラックが事故を起こしたため、6時間にわたり通行止めが続いたところであります。このとき、中央道と長野道の4区間が同時に通行止めになり、大きな影響が出ました。

そこで、知事にお聞きいたします。

岡谷ジャンクションのリニューアル工事による地域経済や企業の経営への影響について、県としてどのように捉えておられますか。また、影響をできるだけ軽減するために県としてどう対応していくのか、お聞きいたします。

工事による車線規制により慢性的な渋滞が発生しておりまして、長時間にわたる渋滞により、運転者はストレスを受けたり、疲労を感じ、集中力の維持が困難になり、注意力が散漫になります。また、車間距離を常に適正に維持することが困難になり、これにより事故の発生リスクが高まっているところであります。

運転者は、事故を起こそうとして起こしているわけではありません。誰もが事故を起こさないように、また、事故に遭わないように細心の注意を払っております。私は、運転者の責任ばかりが強調されていると感じます。運転者は単なる通行人ではなく、施設を利用するお客様でもあります。事故防止に関して責任を果たすべきは、道路管理者や警察など関係機関であると考えます。

そこで、建設部長に以下2点お聞きいたします。

一つ目。工事に伴う規制の内容や運転者としての留意事項ばかりが情報発信されておりますが、工事の全容が高速道路利用者や地域に十分に理解されていないと感じます。工事の着手から完成までの工事内容や工事期間、工事の施工内容について、全体計画を説明願います。また、県ではNEXCOとどのように情報共有を行っているのか、伺います。

二つ目。事故の多発の要因の一つに、工事期間が長期に及んでいることが考えられ、できるだけ工事期間を短くすることが求められるわけであります。工事期間の短縮についてNEXCOに要請すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

昨年9月議会の一般質問におきまして、この事故多発の問題が取り上げられました。質問に対する警察本部長の答弁のうち、NEXCOとの関係では次のものが挙げられました。

一つ目として、NEXCO中日本に対して、さらなる事故防止対策と注意喚起のために、上下線で約40枚の情報板の設置とサインカー2台の配置を要請した。二つ目。NEXCO中日本とNEXCO東日本に対しては、引き続き事故防止のため必要な要請や助言を行うというものであります。

そこで、以下8点について警察本部長にお聞きいたします。

一つ目。年度ごとの交通規制内容及び期間等について伺います。また、NEXCOとの協議におきまして、NEXCOに対してどのような指導を出しているのか、伺います。

二つ目。工事が開始された昨年から今年5月末までの期間におきまして、各年度の工事期間中に発生した交通事故件数について伺います。また、交通事故のうち人身交通事故発生件数及び人身交通事故発生件数のうち死亡者数を伺います。さらに、事故原因別の件数について伺います。

三つ目。交通事故防止のためにNEXCOがこれまで講じてきた対策について具体的に説明願いたいと思います。また、対策による交通事故発生件数の抑制など、その効果についてどう受け止めておられるのか、伺います。

四つ目。交通規制によりまして車線が合流する箇所では、車線減少の直前で1台ずつ交互に合流するいわゆるファスナー合流を推奨しているところではありますが、なかなか譲ってもらえない場合もあります。スムーズな合流の実現に向けましてさらなる対策を講じるべきと考えますが、所感を伺います。

五つ目。昨年の9月定例会における鈴木警察本部長の答弁以降に、県警察としてNEXCOに対してどのような要請や助言を行い、それに対するNEXCOの対応状況はどうか、伺います。また、NEXCOとして追加して行うべきと考える具体的な対策は何か、伺います。

六つ目。県警察として速度規制や取締りの強化など事故防止対策をさらに強化すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、有効な事故防止対策を講じるため、運転者の意見を反映すべきと考えますが、今後の対応を伺います。

七つ目。6月9日から、NEXCOでは、交通事故防止対策としまして、運転者に注意を喚起するスピーカーの設置を行い、適用しているとのことですが、その後、音量について地元との調整が必要であるとのことから、運用を中止していると伺っております。設置されているにもかかわらず継続的な運用がなされておりましたが、地元との協議はどのように行っているのか、伺います。

八つ目。NEXCOは、様々な対策を講じても事故件数が減少しない事態を重大に受け止め、道路の勾配やカーブの状況などを含めて事故原因等を多面的に分析し、分析を踏まえて事故防止につながる対応を取るべきと考えますが、いかがでしょうか。

ここで一旦質問を切ります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）中央道・長野道岡谷ジャンクションのリニューアル工事に関連して御質問を頂戴いたしました。

工事による地域経済や企業経営への影響とその対応についてという御質問でございます。

2024年5月から始まったこのリニューアル工事は、期間、工事箇所を区切りながら2029年まで行われる予定と聞いており、期間中は昼夜連続で車線の規制が行われる状況というふうに承知しています。

このリニューアル工事は、必要であるとは思いますが、その一方で、御質問にもありましたように、利用者や周辺地域への影響の緩和や交通事故の防止は極めて重要なことだというふうに考えております。

そうしたことから、工事が始まる昨年4月とその後の8月に行いました中日本高速道路株式会社、NEXCO中日本の皆さんとの懇談の場におきまして、観光などの産業や物流への影響が懸念されることから、私からも直接それらへの配慮を求めたところでございます。

酒井議員も御指摘されていたように、私も、今、南信地域に出かけるときは、時間帯によっては通常の時間よりも早めに出発して、このリニューアル工事で渋滞が起きても時間どおり目的地に到達できるように工夫をしているところでありますし、多くの皆様方にそうした工夫、努力をしていただいているんじゃないかというふうに思っております。

一方、周辺地域の企業、商工団体、観光団体から今回のリニューアル工事の影響について伺ってきておりますが、御質問にありました企業経営そのものに直結するような大きな影響が出ているという声は今のところ伺っていないところであります。

一方、運送会社、バス会社は、今申し上げたように運行時間が長くなっている部分があり、渋滞時間を考慮して運行時間を変更せざるを得ないといったような対応をされているところであります。また、それぞれ御不便が生じているというふうに認識しております。また、工事が長期間に及ぶ中、乗務員の方の勤務時間の調整や健康管理、コストの上昇など、長期的に見れば経営への負担が生じることも懸念されるところでございます。

今後とも、県警とも協力しながら、県内企業に対しては、NEXCO中日本が発表する渋滞情報を早期に、また、できる限りきめ細かく周知するとともに、時差出勤など渋滞緩和への御協力を呼びかけていきたいと考えております。

地域の企業に対する影響につきましては、今後とも私どもとしてもしっかりと状況の把握に努めさせていただき、企業経営や地域経済にさらに大きな影響が生ずることがあれば、NEXCO中日本に対してさらなる対策、対応を強く求めていきたいと考えております。

以上です。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、岡谷ジャンクションのリニューアル工事の全体計画及びNEXCO中日本との情報共有に関するお尋ねでございます。

NEXCO中日本による岡谷ジャンクションリニューアル工事は、建設後約40年が経過し、苛酷な使用環境下において老朽化した岡谷高架橋などを最新の技術を用いて補修、補強するものでございます。具体的には、橋梁の舗装下にあるコンクリートの打ち替えや、大規模地震に備えた橋脚の耐震化などが予定されております。

工事に係る期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間となります。これは、本工事が、橋長578メートル、橋脚の高さ55メートルの大規模な橋の補修・補強工事であり、また、車両を通行させながらの施工となるため要するものとお聞きしております。

NEXCO中日本との情報共有でございますが、年度当初をはじめとした会議等の機会を捉えて、工事内容のほか、渋滞や交通事故対策、工程短縮の取組について説明を受けているところでございます。工事が長期にわたることから、引き続きNEXCO中日本と情報共有し、県としても県民の皆様へ当該内容を発信してまいります。

次に、工事期間の短縮に関するお尋ねでございます。

県では、これまでも、工事の県民への影響を抑えるために、NEXCO中日本に対し、機会を捉えて工事期間の短縮を求めています。NEXCO中日本では、昨年度の施工実績を踏まえた工程の見直しや作業の効率化の検討を行い、昼夜連続して車線規制を行う工事についてその日数の短縮に取り組んでいるところであります。

また、今後も工事を行いながら現場の損傷状況を確認し、必要となる工事内容を選定するとともに、作業の効率化や工程の精査を行い、工事期間の短縮を行っていくとお聞きしております。引き続き安全に工事を行うために必要な工期を確保した上で、可能な限り規制を伴う工事期間の短縮が図られるよう求めてまいります。

以上です。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君） 県警察には岡谷ジャンクション付近で発生した交通事故の発生状況など8点の御質問をいただきました。

まず、1点目の岡谷ジャンクション付近における交通規制の内容及び期間についてお答えいたします。

交通規制につきましては、道路管理者であるNEXCO中日本から、道路交通法の規定に基づく道路工事に係る事前協議を受け、必要な指導を行った上で、中央自動車道長野線上下線の岡谷インターチェンジから工事区間終了までの区間において、最高速度50キロ規制、追越し禁止規制の交通規制を実施しております。

この交通規制を行う期間につきましては、工事期間及び工事の準備期間を含めて、昨年は5月7日から7月26日までの間と8月19日から11月28日までの間でありました。今年は、5月12

日から8月1日までの間と、8月18日から11月28日までの間を予定しております。

また、道路管理者に対する指導につきましては、交通規制に際して、渋滞が発生した場合には、その最後尾における警戒を行い、安全確保に努めること。渋滞発生が予想される箇所には、その手前に渋滞・追突注意等の注意喚起看板を複数設置して通行車両への注意喚起を行うことなど、交通管理者として安全対策上必要な指導を行っております。

次に、2点目の交通事故の発生状況についてお答えいたします。

まず、令和6年の交通規制を行った期間183日間における交通事故の発生状況につきましては、物件事故を含めた全交通事故発生件数が113件、人身交通事故が20件であり、このうち交通事故の発生から24時間経過後30日以内に亡くなった交通死亡事故が1件で、1名の方がお亡くなりになっております。

令和7年は、工事が開始された5月12日から5月末までの20日間ではありますが、全交通事故発生件数が13件、人身交通事故が2件で、交通死亡事故は発生しておりません。

昨年と今年について10日間当たりの発生件数で比較いたしますと、昨年は10日間当たりの全交通事故の発生件数は6.2件、人身事故は1.1件でありました。これに対しまして、今年は10日間当たりの全交通事故の発生件数は6.5件、人身事故が1.0件であり、前年とほぼ同程度の発生状況となっております。

続きまして、事故原因別の件数についてでございます。

昨年と今年発生した人身事故は合わせて22件でございますが、この全てが追突事故であり、その原因は、スマートフォンに脇見をするなどの前方不注視や漫然運転等による前車の動静不注視が20件、それから渋滞停止中にブレーキを確実にかけていなかったため意図せず発進して追突するなどのブレーキ操作不適が2件となっております、いずれもドライバーの不注意を原因とするものとなっております。

次に、3点目のNEXCO中日本がこれまで行ってきた対策等についてお答えいたします。

令和6年中、NEXCO中日本において、注意喚起のための情報板の設置、サインカーの配置、一般道と高速道路の所要時間をLED情報板に表示、進行方面に誘導、案内するための各車線へのカラー標示を事故防止対策として実施したものと承知しています。

また、交通事故の多くが追突事故であり、事故原因は進路の前方をよく見ていない安全不確認や前方不注視であったことから、令和7年には、渋滞発生と渋滞位置を知らせる文字情報板の設置、交通事故多発箇所において振動により注意喚起する薄層舗装の実施、運転者に音声により注意喚起する指向性スピーカーの設置を行っているものと承知しています。このほか、NEXCO中日本と県警察が共同したサービスエリア等での交通事故防止啓発活動を継続して実施しております。

これら対策の効果につきましては、現在もNEXCO中日本と共に交通事故防止に向けて取り組んでいるところであり、県警察として一概に評価することはできませんが、引き続き交通事故の発生状況を分析するなどして、NEXCO中日本に対して必要な要請や助言を行うとともに、連携を図りながら、より一層の交通事故防止対策に取り組んでまいります。

次に、4点目のファスナー合流についてお答えいたします。

ファスナー合流は、渋滞緩和につながる非常に有効な運転行動であると認識しております。NEXCO中日本においては、先頭部分で合流を行わせるため、ラバーポールを設置するなどのハード対策のほか、テレビコマーシャルやリーフレットを使った啓発・広報を行うソフト対策の実施を通してファスナー合流の周知を図っているものと承知しています。

県警察といたしましても、今後予定しております夏の交通安全やまびこ運動をはじめとした各種啓発活動の場において、ドライバーに対して、急な割り込みをせずに、他の車両の動静に注意しながら慎重かつ思いやりを持った運転の重要性について啓発を図りつつ、ファスナー合流の有効性について広く周知してまいります。

次に、5点目の昨年の岡谷ジャンクション付近における交通事故の発生状況に関する答弁以降県警察からNEXCO中日本に行った交通事故防止対策に関する要請や助言及びそれに対する対応状況等についてお答えいたします。

県警察が昨年9月以降NEXCO中日本に対して行った要請及び助言の内容につきましては、本線情報板を活用した交通事故防止対策、サービスエリアにおける県警察とNEXCO中日本による交通事故防止啓発活動の実施、指向性スピーカーの稼働を要請し、そのいずれもが実施されていると承知しております。

また、県警察からNEXCO中日本に対してさらなる追突事故防止対策を要請したところ、交通事故多発箇所の路肩において注意喚起する赤色回転灯を設置したほか、本年6月16日からは、渋滞の最後尾付近において、NEXCO中日本のパトロールカーによる赤色回転灯を点灯させた警戒活動を実施しているものと承知しております。

今後の対策といたしましては、人身事故の全てが追突事故であるという現状を踏まえ、まずは本年5月27日から運用を開始した指向性スピーカーの確実な運用及びその効果検証についてNEXCO中日本と共に進めてまいりたいと考えております。

次に、6点目の交通規制や交通取締りの強化等についてお答えします。

速度規制をはじめとした交通規制につきましては、今後もNEXCO中日本が行うハード対策との整合性に配慮しながら事故防止に向けた効果的な交通規制に努めるとともに、追突事故の要因となる携帯電話の使用や車間距離不保持などの交通違反に対し啓発と取締りを強化してまいります。

高速道路を利用される方等から、県警察に対しまして、岡谷ジャンクション付近の工事に関する様々な御意見をいただいております、また、NEXCO中日本においても専用ダイヤルを設けていることから、相互に情報共有を図るなど、通行者の御意見を参考にしつつ、各種交通事故防止対策に取り組んでまいります。

次に、7点目の指向性スピーカーの運用状況についてお答えいたします。

岡谷ジャンクション付近において、交通事故防止を目的に設置されている指向性スピーカーにつきましては、「追突防止」や「前方を見て」等のメッセージや電子音を発報してドライバーに注意喚起するもので、中央自動車道西宮線上り線と中央自動車道西宮線下り線及び中央自動車道長野線上り線の3か所に設置され、本年5月27日から順次運用を開始しており、適宜音漏れ状況を確認、調整するとともに、地元と協議しながら、現在3か所とも運用していると伺っております。

県警察といたしましては、指向性スピーカーは追突事故防止に有効なデバイスであると考えておりますので、同スピーカーが効果的に運用されますよう、NEXCO中日本に対して必要な要請や助言を行うとともに、追突事故を防止するため、ドライバーに対して改めて前方注視、安全確認の徹底について強く呼びかけてまいります。

最後に、8点目でございます。交通事故の分析結果を踏まえた対応についてお答えいたします。

NEXCO中日本においては、本工事は2029年度まで継続して行われる工事であることから、今後も事故件数の減少に向けて鋭意取り組んでいるものと承知しております。県警察といたしても、当該地域の高速道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るためには、交通事故の発生状況を分析した上で各種対策を講じることが肝要であると認識しており、今後も交通事故の特徴等を的確に分析するなどして、NEXCO中日本と連携を図りながら、より一層の交通事故防止対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）それぞれ詳細にお答えをいただきまして、対策を講じている、しかし、今後も一層の防止対策を講じるというお話がございました。また、知事からも、NEXCOと連携しているという答弁がありましたが、一部質問が重複する部分もありますけれども、もう一度確認の意味をもちまして質問をさせていただきたいと思います。

こうした事故が多発している状況、重大事故が発生している状況、これは異常事態であるというふうに思うわけであります。事故がなかなか減少しない状況下におきまして、県民の命を守る知事の立場として、これまでの事故防止対策は十分であるというふうにお考えかどうか、

見解を伺いたいと思います。

また、移住したい県、世界水準の山岳高原観光県を目指す本県にとりまして、こういった事故が頻発している状況によりまして、県にとってマイナスの影響が出ることも懸念されるわけでありまして。事故により誰一人命を落とさないためにも、NEXCOに対して引き続きさらなる有効な事故防止対策を要請すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、副知事に伺います。

南北に長い長野県におきまして、道路をはじめとした交通環境を改善することが求められている中で、岡谷ジャンクションにおきます長期にわたるリニューアル工事の実施と、工事に係る事故多発によりまして、今後、南信地域に住む県民が影響を受ける可能性があると考えますが、影響の軽減に向けて県としてどう対応するのか。南信地域担当であり、また、国土交通省出身の新田副知事に伺います。

以上で質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）岡谷ジャンクションリニューアル工事に伴う交通事故の防止対策について御質問を頂戴いたしました。

先ほど県警本部長から御答弁申し上げたとおり、この岡谷ジャンクション付近の交通事故発生件数は、昨年度、113件で、今年度に入っても、有意に改善されたという状況には必ずしもなっていないというふうに受け止めております。私としては、この工事に伴う交通事故の発生は、県としても重大な課題だと受け止めなければいけないというふうに思います。

先ほど申し上げましたとおり、NEXCO中日本に対しては、私から直接、事故に対する懸念、対策の徹底を求めてきたところでございますが、今の状況を見ると、対策として、まだまだ有効な手段を工夫、改善していかなければいけない状況ではないかというふうに思います。

NEXCOにおいても、県警本部においても、様々な努力をいただいている状況であります。引き続き私も県警やNEXCOの皆さんと問題意識や取組の方向性をしっかり共有させていただく中で、この交通事故の防止に向けて、県全体として、あるいはNEXCOとして、どんな対策・対応が可能なのかということをしっかり考えていかなければいけないというふうに思います。

この岡谷ジャンクションは、長野県にとって、高速道路ネットワークの中の極めて核になる場所、地点でもあります。また、交通事故が多発するということは、これは県民の皆様方、あるいは長野県を訪れる皆様方の生命、財産に関わる話でありますので、そうした問題意識をしっかりとって今後とも対応していきたいと考えております。

以上です。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君） ただいま南信地域に対する影響の軽減に向けた県の対応に関するお尋ねを私にいただきました。

私自身、南信担当の副知事として、この区間を利用することが多く、渋滞の発生や事故の影響について利用者の不便を痛感しているところであります。

南信地域にとっても、この岡谷ジャンクションは、長野県的高速道路ネットワーク上、中央自動車道から長野自動車道へ分岐する玄関口に当たり、中信地域や北信地域を相互に結ぶ重要な結節点であると認識しております。そして、その区間の安全な通行の確保は極めて重要な問題であるというふうに認識しております。

建設当時は、同じ形の橋としては日本最長の長さを誇り、今回のリニューアル工事は、これからの将来、利用される皆様が安全かつ快適に通行できる強靱な橋梁へ補修、補強する重要な事業でもあります。

リニューアル工事による事故や渋滞への対応につきましては、先ほど阿部知事が答弁したとおりであります。南信地域担当の副知事である私としては、引き続き関係機関の皆様の声を伺うなど、状況を注視し、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上です。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君） それぞれ丁寧な御答弁をいただきました。これから対応していただけるということですので、大いに期待したいと思います。

道路は命の道とも言われているところでありますが、命を救う道であって、命を失う道であってはならないと考えます。リニューアル工事の必要性は十分に理解しておりますけれども、一定程度の交通事故があっても仕方がないというふうに捉えるのではなく、引き続きNEXT COと連携する中であらゆる対策を講じていただきますように要望したいと思います。

私たちは、高速道路の利用によりまして様々な恩恵を受けておりますが、岡谷の高架橋の下に暮らす住民の皆さんの理解と協力があることも忘れてはならないと思います。関係住民の皆さんに対しては丁寧な説明に努めるとともに、工事施工に伴う生活への影響を軽減するための対策を講じていただくことを要望し、以上で全ての質問といたします。

○議長（依田明善君） 次に、百瀬智之議員。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君） 先日、インターネットを通じた誹謗中傷事件の被害者であるスマイリーキクチさんの講演を聞く機会がありました。スマイリーキクチさんは、元お笑いタレントで、現在は人権活動家として講演などを重ねておられます。過去に殺人事件の犯人に仕立てられ、

20年以上にわたって苦勞を強いられてきた、その体験談から本日は話を始めていきたいと思います。

遡ること1988年11月、とある日の夕方に埼玉県三郷市を自転車で走行していた女子高生が突然不良少年グループに拉致され、約40日間にわたってグループのたまり場だった東京都足立区綾瀬の加害者宅に監禁され、暴行等を受け続けた挙げ句に集団リンチを受けて死亡し、その遺体がコンクリート詰めにして東京湾に遺棄されるという凄惨極まりない事件が発生しました。いわゆる女子高生コンクリート詰め殺人事件と呼ばれる事件であります。

昭和最後の凶悪犯罪と名高いこの事件は、それから約10年の時を得て、思わぬ形で再び姿を現すこととなりました。お笑いブームというか、テレビ全盛期というか、そうした世相を背景にテレビ出演をしていたスマイリーキクチさんは、1999年春あたりからネット上の掲示板「2ちゃんねる」などで中傷され始めました。

中傷の内容は、同氏がさきの殺人事件に関与している、あるいはその犯人の一人であるというもので、キクチさんが事件の発生した足立区出身であったり、犯人グループと同世代だったという要素が恣意的に面白おかしく取り立てられ、無論、内容についての真実性が検証されることもなく、話がいつしか現実世界でも独り歩きするようになったといえます。

時間が経過しても、誹謗中傷は収まるばかりか、悪化の一途をたどり、芸能活動はおろか私生活までもが見る見る間に脅かされる事態に陥ってしまいました。御本人いわく、つらいことはたくさんあったが、当初は警察に協力してもらえなかったのが大変だったとのこと。ネットを通じた犯罪を特定するのが、確かに今にも増して難しい時代でありました。

そういった事情もあってか、事件未解決のうちに捜査は打ち切れ、舞台上に上がれば観客のひそひそ話が始まり、テレビに出れば、人殺し、テレビに出すなの嵐が吹き、無用にプライベートが暴かれたり、殺害予告が届くのはもはや日常茶飯事。こうして、にっちもさっちもいかず、再び警察に相談したのが2008年のことだったといえます。

このときも、初めは警察の生活安全課の担当者から、「キクチさんを本気で殺人事件の犯人と信じている人はいない」とか、「しばらく様子を見ればネットの誹謗中傷なんて落ち着きますよ」などと軽くあしらわれ、しまいには「殺されたら捜査しますよ」などとも言われたそうですが、ひょんなことから相談窓口を刑事課に変えたところ、そこでの担当刑事が偶然にもネット犯罪に精通しており、真摯に対応してくれたようであります。

これをきっかけに、約半年間にわたって中傷書き込みを行った者の身元を1,000人以上にわたって特定し、特に、書き込み内容や回数など、明確に刑法に抵触しているレベルにあると判断された計19人が検挙され、これがインターネットの誹謗中傷に関して摘発された全国初のケースになりました。もっとも、不起訴処分が相次ぎ、その後もキクチさんの葛藤が続いたこ

とは言うまでもありません。

そこで、以上に関連して警察本部長に何点かお尋ねします。

まず、一般に、近年のインターネットを通じた誹謗中傷事案の相談件数や検挙数はどのような状況でしょうか。その受け止めとともに伺います。

さきのとおり、ネットを通じた名誉毀損罪や侮辱罪、あるいは脅迫罪については、犯人の特定における困難性やネット特有の技術的な問題が伴うと推察します。これらの犯罪を検挙する際、現場ではどのような課題があるのでしょうか。

また、名誉毀損罪や侮辱罪は、一般的には凶悪犯罪の部類には入らないと言われていますが、陰湿性や伝播性、そしてキクチさんのように事件が長期化する事例が少ないことを考えると、時に凶悪犯罪以上の悪質性を持ち得ます。「これらが凶悪犯罪に比べて警察組織内で軽く扱われることがないように願っている」とは、キクチさんの言葉であります。実際の運用状況はどうか、御教示ください。

そして、昨今のネット犯罪といえば詐欺事案が代表的ですが、犯罪の多様化とともに、名誉毀損罪や侮辱罪、脅迫罪等の摘発にもより一層力を入れるべきではないでしょうか。これらについて警察本部長の見解を求めます。

さて、話を移してまいりますと、刑事でらちが明かないなら民事で、そう思って試みたことも幾つかあったようであります。今だったら動画やSNSかもしれませんが、キクチさんは、当時、ブログを開設して反論を始めました。自分の言葉で発信すれば自らに着せられた殺人犯という汚名を晴らせるかもしれない。そんな思いもむなしく、開設直後からブログのコメント欄にはキクチさんを殺人事件の犯人扱いする中傷書き込みが殺到しました。

掲示板の運営者にかけ合っても、表現の自由を盾に全く取り合ってもらえず、以下様々なエピソードは割愛させていただきますが、返す返すも、こうした言わば本来あってはならない戦いに多大な時間と労力を犠牲に巻き込まれてしまうことで、いかに心身がすり減らされるか。元お笑い芸人ならではの軽妙なトークに引き込まれたのは、その裏側にある事態の深刻さと切実な願いゆえだったとも振り返ります。

そこで、気になったのでざっと調べてみますと、一旦ネットに書き込まれたことを覆すのは、大の大人でも容易なことではありません。例えば、グーグルで検索すると出てくる過去の事故情報を削除してほしいと提訴した事案では、大手検索事業者にも、その方針に沿った検索結果を表示するようプログラムがなされているという意味で表現の自由があり、原告の法的利益はそれらに優越するとは言えないとして、最高裁で訴えが排斥されていますし、また、令和4年には、プライバシー権に基づいて、当時のツイッター社へのツイート削除を認めた事例がありました。これも書き込まれてから相当長い時間が経過していること等、言わば特殊な事項が

考慮されてやっとその結論に至ったようであります。

何が言いたいかというと、キクチ氏が被害を受け始めた頃に比べて、はるかにネット上へのアクセスが容易になり、誰もがその恩恵にあずかれるようになる一方で、誰もが被害者になり得る時代になりました。子供たちの間でも、ネットで悪口を書かれたために学校に行けなくなってしまった、心を病んでしまったというようなことは枚挙にいとまがありません。

一昔前ならば、残念ながら運悪く被害に遭ってしまった方は、それぞれに警察に相談してください。法的措置を検討してください。それで済んだかもしれませんが、今見てきたとおり、それは大人でももはや必ずしも実効性がある手だてとは言い切れません。

そうであれば、学校現場ではなおさら、こうして大人が複数人集まる場においても、現在進行形の問題として、なおかつ自分がいつでも加害者にも被害者にもなり得る問題として課題を共有し、それぞれの場面場面で対応策が考えられるべきだと思います。

実際、キクチさんの事例でも、検挙された人たちが実に皆極悪人だったというわけでもなく、確かに面白半分で行っている悪質性の高い者もいれば、真の殺害犯人が許せない、自分なりの社会正義を主張したいという人たちも少なくなかったと言います。自分は関係ない、問題ない、こういう考えに対して、県はどのようなアプローチをしているのでしょうか。

そこで、以下質問します。

長野県は、令和4年4月に長野県犯罪被害者等支援条例を制定しました。これは、ネットを通じた犯罪の被害者も支援対象になるのか、まず確認させていただきます。

その上で、同条例では、相談及び情報の提供、心身に受けた影響からの回復、安全の確保などが規定されているわけですが、条例施行後、これらの事項についての運用状況はどのようなになっているのでしょうか。このうち、犯罪の手段としてインターネットが利用されたものについての状況はどうか。以上、県民文化部長に伺います。

また、ここ10年、20年でネット社会が急速に発展し、飛躍的に利便性が高まった一方で、ユーザーの情報モラルやリテラシーが置き去りにされていないか、非常に懸念するところがあります。そこで、これらに関して学校現場でどのような施策が実施されているか教育長に伺うとともに、大人に対するリテラシー、特にインターネットを通じた誹謗中傷に関する啓蒙・教育活動にはどのようなものがあるか、相談体制も含めて、現状策と、それに対する所感を阿部知事に伺います。

そして、最後に、長野県は現在人権条例の制定に向けて動いています。問題となる権利や事象が多様化してきた、確かにそれはそうありますが、そうであるからには、具体的な救済策、対応策も多様化させていかないと、適宜適切な措置は取れません。

単に人権理念のアドバルーンを再び掲げるにとどまらず、現代的な課題に対して具体策を

もって正面から対応しようとしているのか。今後の方向性を阿部知事に伺って、今回の一切の質問といたします。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君） インターネットを通じた誹謗中傷について県警察に４点御質問をいただきました。

まず１点目の誹謗中傷事案の相談件数等についてお答えいたします。

近年の県警察で取り扱ったソーシャルメディア、インターネット掲示板、電子メール等を利用した名誉毀損、誹謗中傷、脅迫に関する事案の相談件数は、令和５年が８５件、令和６年が６５件、本年は５月末における暫定値で２３件となっております。

こうした投稿は、内容によって名誉毀損罪や侮辱罪等に該当することとなりますが、最近３年間のインターネットを利用した名誉毀損、侮辱、脅迫事件の状況につきましては、令和５年は、認知件数が１８件、検挙件数が５件、令和６年は認知件数が２３件、検挙件数が１２件、本年は５月末において、暫定値でありますけれども、認知件数が７件、検挙件数が５件となっております。

ＳＮＳ等の普及に伴い、インターネット上で気軽にコミュニケーションを行うことができるようになった一方で、匿名により不特定多数に向けて誹謗中傷を書き込む事案が後を絶たず、深刻な社会問題になっているものと受け止めております。

続きまして、ネットを通じた犯罪を検挙する際の課題等についてお答えいたします。

インターネット上で行われる犯罪は、他人になりすまして身分を隠蔽することが容易であるなど匿名性が高いこと、通信記録の改ざんや消去が容易であることから犯罪の痕跡が残りにくいこと、国境がないことといった特徴があります。特に、海外のサーバーを経由した場合は、そのサーバーを管理する国から捜査への協力が得られないことがあるなど、行為者の特定が困難であり、これが課題となっております。

警察組織内における名誉毀損罪等の捜査についてお答えいたします。

ＳＮＳをはじめとする様々なインターネットツールの利用が一般化すると並行して、インターネット上における誹謗中傷が横行するなどの問題が顕在化し、その対策を求める社会的な要請の高まりにより、令和４年７月、侮辱罪の法定刑が引き上げられたところです。

御指摘のとおり、名誉毀損罪や侮辱罪は凶悪犯罪には当たらず、その法定刑は殺人罪や傷害罪に比べると軽くなっております。インターネット上における誹謗中傷事案については様々な形態があり、直ちに刑事事件として扱うことが適当でないようなものもある一方で、悪質な人格攻撃や脅迫を伴うような場合にはストーカー犯罪や凶悪犯罪に発展し、被害者の生命や身体が安全が害されるおそれがあることから、必要な体制を確立し、早期の検挙に努めております。

最後に、ネットを通じた犯罪の多様化に伴う県警察の活動についてお答えいたします。

県警察としては、サイバー犯罪の特性を踏まえ、関係部門間の連携を図るとともに、プロバイダー等の関係企業・団体への捜査協力依頼、警察庁を通じた国際捜査機関への捜査共助要請を行うなど、引き続き積極的な検挙活動を推進してまいります。また、誹謗中傷の書き込み等を安易に行うことのないよう、幅広い年齢層に向けた情報モラル教育や広報啓発に取り組んでいるところです。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私には2問質問を頂戴しております。

まず、インターネットを通じた犯罪に係る犯罪被害者等支援条例の適用についてでございます。

本県の犯罪被害者等支援条例は、犯罪等の手段としてインターネットが使用されたか否かにかかわらず、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為によって被害に遭われた方々やその御家族、または御遺族を対象として、置かれた状況やニーズに応じた支援を行うものです。したがって、SNS上の誹謗中傷が刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪に該当する場合や、投稿内容が脅迫罪に該当する場合などにおいても、被害に遭われた方々は条例の支援対象となります。

次に、犯罪被害者等支援条例に規定されました施策の運用状況についてでございます。

条例の施行に合わせまして、県では、犯罪被害者等総合支援窓口を県民文化部人権・男女共同参画課に設置し、支援を行ってまいりました。

相談及び情報の提供等につきましては、まず、総合支援窓口で相談を受け、相談者のニーズに沿って、遺族見舞金、重傷病見舞金の支給のほか、県弁護士会と連携した無料法律相談の実施、お住まいの市町村の支援策の利用案内などを行ってまいりました。また、心身に受けた影響からの回復や安全の確保については、県警察本部においてカウンセリング費用や一時避難場所宿泊料の支援を行っております。このように、警察本部や市町村をはじめ、様々な関係機関と連携しながら、被害者等に寄り添った条例の運用に努めてまいりました。

なお、条例を施行いたしました令和4年度から令和6年度までの間に、総合支援窓口では41件の御相談に対応してまいりましたが、その中には、犯罪等の手段としてインターネットが利用されたものはございませんでした。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 学校現場における情報モラル教育の実施状況についてお尋ねいただき

ました。

近年の生徒指導において、インターネットを通じた自画撮り画像の送信や、SNSを介した面識のない人物との接触など、重大な犯罪に発展したり巻き込まれたりするおそれのある事案が報告されていることから、情報モラル教育の重要性を再認識しているところでございます。

県教育委員会では、情報モラル教育の指導実績のある専門家や県警スクールサポーターで構成する子どもの性被害防止教育キャラバン隊を希望する学校へ派遣しており、昨年度は141回実施したところでございます。

また、教職員の指導力を高めることも重要であることから、全ての学校を対象に、ネットを契機とする性被害防止のための指導方法研修会を実施し、指導力向上に努めているところでございます。

引き続き全ての教育活動を通じてネット利用に潜む危険性について理解を深めるとともに、正しい利用法について情報技術の進展に対応した研修を実施し、情報モラル教育を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、インターネットを通じた誹謗中傷に関する教育や被害の相談体制についての御質問でございます。

御質問にもありましたように、インターネットによる誹謗中傷は非常に大きな問題だというふうに受け止めております。

一つは、やはりインターネットという匿名性がある手段を使うことによって、誹謗中傷を行う側は、非常に行うハードルが低い、場合によっては安易に人の心を傷つける書き込みをしてしまいがちだというふうに思います。

その一方で、インターネットの特性として、やはり瞬時に多くの人たちに誤った情報や誹謗中傷の情報が拡散され、そして、拡散されると、御質問にもあったように、元に戻すということが極めて困難であります。加えて、書き込みの内容等によっては、誹謗中傷された方を自殺念慮を抱くまでに追い込むというようなこともあり得るわけでありまして、そうしたことを考えれば、このインターネットによる誹謗中傷は非常に深刻な問題として受け止めなければいけないというふうに考えております。

県としては、県民の皆様方への啓発として、インターネットの適正利用に関する講演や啓発動画の配信、さらにはポスター制作による啓発、市町村の担当職員向けの研修会などをこれまで行ってきました。

また、官民協働の取組として、将来世代応援県民会議におきまして、保護者あるいは地域住民が開催する情報モラル研修会等に対する助成や青少年インターネット適正利用推進協議会におけるネットトラブルに関する勉強会等を実施しております。

相談体制につきましては、長野県人権啓発センターにおきまして様々な人権に関わる相談を受け付けており、インターネット上での人権侵害についての相談があれば、内容に応じて国の機関や外部の団体等を御紹介するほか、県のホームページにおいても各種相談窓口の周知を行っています。

しかしながら、冒頭に申し上げましたように、このインターネットを通じた誹謗中傷の深刻度合いやSNSの在り方の多様化、また、ある意味ネットの利用がほぼ日常化しているといったような状況に鑑みますと、現在の取組だけでは必ずしも十分ではないというふうに思います。今後、この相談体制の在り方や研修の在り方につきましてさらなる改善の在り方を検討していかなければいけないというふうに思っております。

続きまして、検討中の人権条例における被害を受けている方々への具体的な救済策についての考え方という御質問でございます。

今般検討に着手いたしました長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）につきましては、人権侵害事象が依然として発生しているという状況を踏まえて、人権尊重の理念や重要性を県民の皆様方と共有し、人権がより尊重される社会の実現を目指そうというものでございます。

人権侵害の被害を受けた方々の救済策につきましては、実効性の高い仕組みを県行政のみで構築することはなかなか難しい部分があるというふうに私としては考えておりまして、様々な関係機関とどう連携協力していくかということが極めて重要だというふうに思っております。

6月11日に開催いたしました長野県人権政策審議会におきましても、被害を受けている方々に対する具体的な救済策に関していろいろ御意見が出されております。県としてあつせん、調停、仲介などまで踏み込むべきという御意見があった一方で、紛争について判断するためには高い専門性が必要であること、また、県には裁判所のような強制力がなく、調停、仲介は実効性の観点から疑問があるといった御意見、さらには、弁護士会の法律相談、人権擁護委員会、裁判所の民事調停といった専門性の高い様々な制度の活用につなげるべきであるといったような御意見を頂戴したところでございます。

今後、こうした御意見も踏まえて、審議会においてさらに議論を重ねた上で、関係団体や県民の皆様方からの御意見も頂戴しながら、この点について丁寧に検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（依田明善君）次に、望月義寿議員。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君） 改革信州、望月義寿でございます。通告に従い質問いたします。

最初に、地域奨励作物支援事業について質問いたします。

安値安定が続いていた米価が高騰し、社会問題となっています。生産費を割るような安値が続いていたところへ肥料や燃料、農業用機械、資材価格の高騰が追い打ちをかけ、米価が高騰した2024年の米農家の倒産・休廃業数は、統計開始以来最多となりました。

現在の米価は、生産者からすると、ようやく採算が取れる、営農を続けられる水準ですが、消費者からすると、約2倍に及ぶ価格高騰は購入をちゅうちょする水準と感じられ、米離れが進むことが危惧されます。

主食であり、文化であり、100%を国内自給できる数少ない穀物である米を、安定的、持続的に生産できる体制整備を進めることは、食料安全保障の観点からも、多面的機能による地域の安全、農業・農村の維持の観点からも必要不可欠であり、国による抜本的な改革が求められています。

一方で、うるち米の価格高騰は、酒米の生産に影響を及ぼしつつあります。酒米は、栽培に手間がかかる上に、反収が少ないことから、うるち米より高値で取引がされていました。しかしながら、うるち米の価格高騰により、酒米からうるち米への作付変更が起こりつつあり、酒米の供給不足や価格高騰が危惧されています。

本県では、この6月定例会の補正予算に県産酒米価格高騰対策事業9,437万9,000円を盛り込み、県産酒米購入費用の一部、価格高騰額の2分の1以内を支援する方針が示されました。スピード感ある対応に敬意を表します。しかしながら、購入費用の一部補助は、酒造場に対する産業支援にはなりますが、そもそも原材料である酒米の生産対策にはなりません。

2024年12月5日、日本の伝統的酒造りがユネスコ無形文化遺産に登録されました。日本酒は、その中でも、国の名前を冠する我が国の伝統文化であり、誇りです。全国2位の酒蔵数を誇る信州の地酒普及促進・乾杯条例を制定した本県において、長野市や飯綱町が実施している地域奨励作物支援事業を導入し、酒米を地域奨励作物に指定し、生産量や品質に応じた支援制度を創設すべきと考えますが、いかがでしょうか。村山農政部長の御所見を伺います。

本県は、信州ワインバレー構想2.0の下、日照時間が長く、昼夜の寒暖差が大きい恵まれた気候を生かし、県産ワインの生産に力を入れています。しかしながら、ワイン用ブドウの1キロ当たりの価格は300円から400円程度で、反収500キログラムとして1反当たり15万円から20万円程度の売上げしか見込めないのが現状です。

夢のため採算度外視で生産してくれている生産者や自家栽培するワイナリーを後押しし、信州ワインバレー構想のさらなる発展のため、ワイン用ブドウについても地域奨励作物に指定し、

生産を支援してはいかがでしょうか。村山農政部長の御所見を伺います。

次に、商工団体への小規模補助金について質問いたします。

商工団体への小規模補助金が見直され、人件費積算をベースに業務量に応じた事務費を加算する仕組みとなりました。改定前のように事業者数を基準とすると大幅な減額となるため、安定的な経営指導体制を維持するための算定方法として新たな仕組みを構築していただきましたが、それでも総額としては減額となっていました。きめ細かい経営指導が必要な昨今、経営指導員の人件費に充てられる補助金はむしろ増額すべきであると考えますが、いかがでしょうか。米沢産業労働部長の御所見を伺います。

時代の変化は加速度的に進行し、経済界においても例外ではありません。むしろ経済の第一線で活動する企業こそ、時代の流れを先取りし、対応していく必要があると考えます。しかしながら、中小の一企業が自力で対応していくのは難しく、だからこそその商工会議所や商工会による経営指導体制が重要だと考えます。

県としても研修の機会を後押ししていただいていることは承知していますが、商工団体が高度な経営指導を実現するために、専門家による経営指導員への研修の機会や専門家の派遣をさらに進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。米沢産業労働部長の御所見を伺います。

次に、修学旅行費用の上限額引上げについて質問いたします。

県の基準で、県立高校の修学旅行の費用は11万円を上限とすることが基本となっており、生徒や教員、保護者が希望する修学旅行先や学習内容を選べない事態が生じています。平和教育のために沖縄を修学旅行先としていた高校も、11万円の上限額を超えてしまうため、関西方面に行き先を変更する事態が生じています。

保護者の経済負担を過度に増やさないために基準を設けること自体は理解できますが、平成22年に定めた上限額のままであることは疑問です。旅費をはじめとする諸物価が高騰する中、費用の上限額を引き上げるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、海外の場合には上限額が2割増し程度になるとお聞きします。海外の場合の割増しを沖縄など国内の遠い地域にも適用してはいかがでしょうか。武田教育長の御所見を伺います。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）生産支援について2点御質問をいただきました。

まず、酒米生産への重点支援についてのお尋ねですが、県では、有望な品種を県内に広く普及させることを目的とした奨励品種に美山錦等を指定し、良質な種子の安定確保や、品種特性に合わせた水や肥料の管理等の栽培技術指導など、高品質な酒米が安定的に生産できるよう支援しているところでございます。また、酒米の価格は生産者と酒蔵が交渉して決定していることから、的確な時期に需要量を把握し、必要な量を計画的に生産していくことが重要であると

認識しております。

このため、農政部としましては、産業労働部と連携し、関係団体と共に安定的な供給体制の構築に取り組むとともに、酒蔵からの期待に応えられる高品質な酒米の安定生産に向け、引き続き技術指導等を行ってまいります。

次に、ワイン用ブドウの生産支援についてでございます。

ワイン用ブドウは、多くがワイナリーとの契約で栽培されており、ワイナリーの需要に即した生産を行う必要があります。県では、ワイン用ブドウを果樹振興品目に位置づけ、信州ワインバレー構想の下、生産者に対し、ワイナリーが求める品質、安定生産への支援を行っているところでございます。

具体的には、生産者間で情報交換を行うネットワークの立ち上げや、専門家の派遣等による栽培支援のほか、苗木への助成、本格収穫が始まるまでの4年間の栽培管理経費への支援などを実施しております。

ワイン用ブドウも、酒米と同様に、高品質、安定生産のための技術支援を引き続き実施し、農家の所得向上を図ってまいります。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）商工団体への補助金について2問御質問をいただきました。

まず、補助金の見直しについてのお尋ねです。

商工団体の運営経費を支援する小規模事業経営支援事業費補助金は、従来5年ごとに行われる経済センサス活動調査の小規模事業者数に基づき算定を行っていましたが、小規模事業者数の減少に伴い、経済センサスの切替えのたびに補助金が大きく減額することが課題でした。

一方、商工団体の経営指導員が担う業務の重要性は経営環境の変化などから増加しており、安定的な経営指導体制を構築する必要性に鑑み、議員御指摘のとおり、今年度から、経営指導員の必要数に基づく人件費積算方式をベースとして、給与水準の変動を毎年度反映させる制度に見直しを行ったところです。

加えて、商工団体の活動実績が的確に反映されるよう、経営革新や税務等に関する指導活動の業務量に応じて補助額を加算し、経営指導員のモチベーションの向上や適正な事務費の確保が図られる仕組みを導入いたしました。

今回の改正により、短期的な減額はあるものの、激変緩和措置を導入する等全体として減額幅を縮小するよう配慮し、将来的には人件費の上昇や業務成果が適切に反映される仕組みとなったことから、商工団体の皆様からも安定的な運営や団体の活性化につながるものとして評価をいただいているところです。

経営支援をはじめ、商工団体に求められる役割は重要性を増しており、そうした役割を的確

に反映し、各団体が持続的な活動を展開できるよう、今後もしっかりと支援してまいります。

次に、専門家による指導員への研修支援についてのお尋ねです。

県では、経営指導員等の資質向上を図るため、商工団体が実施する専門家を活用した研修等に要する経費に対し補助を行っております。具体的には、税務、経営分析や価格転嫁などの専門家による研修や、経営指導員が経営指導を行う際の傾聴や対話のスキル向上のための研修など、実践的なテーマに沿った研修会を継続的に実施しております。

加えて、商工団体では、外部研修も積極的に活用し、中小企業基盤整備機構が行う専門研修への派遣や、日本商工会議所、全国商工会連合会が開催するセミナーや研修への参加など、経営指導員の専門能力の向上を図るための取組を実施しており、県ではその研修の参加費用も補助対象としております。

引き続き経営指導員が質の高い経営指導を行えるよう、研修機会の確保に向けて県としてもしっかりと支援してまいります。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○**教育長（武田育夫君）** 高等学校の修学旅行費上限額の引上げについてのお尋ねでございます。

県立高校において、生徒の希望を踏まえ、旅行の目的や学習内容に応じた行き先を選定し、修学旅行が生徒の主体的で探究的な学びの場となるよう工夫を重ねて旅行計画を立案しているところでございます。このような修学旅行を実施するには、今般の物価高騰を鑑みると、国内の11万円、海外の13万円の上限額では困難という声が学校現場から寄せられていることは承知しております。

一方で、教育に関わる保護者の経済的負担を軽減することも重要であり、上限額を設けることで旅行費用の上昇に歯止めをかける効果があるとも認識しているところでございます。

このようなことを総合的に勘案して、生徒の願いを大切にしながら、修学旅行の教育的効果と保護者の経済的負担とのバランスを考慮し、現状の上限額が妥当であるか、また、沖縄県など国内の遠い地域への旅行に増額することが適切であるかなど、今後検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

〔22番望月義寿君登壇〕

○**22番（望月義寿君）** 地域奨励作物支援事業については直接的な御答弁がなかったかと思えます。難しいし、考えていないということだとは思いますが、かつ、それでやりませんと言われてしまってもあれなので、ぜひ御検討いただければと思います。実際のところ、生産しないことには物がつくれないわけですから、支援の仕方として、物をつくることから支援を始めるということは重要だと思います。御検討をよろしくお願いします。

商工団体への補助金に関しては、工夫していただいて対応していただいています、商工団体としても御理解いただいたということではあります。ただ、それでも減額になってしまうというのはちょっとどうなのかなと思います。状況を確認しつつ、今後増額の方へお考えいただければと思います。

修学旅行費用の上限額については、御検討いただけるということで、ぜひ現実に合わせた適切な形で実施、対応していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。米軍オスプレイの松本空港着陸について質問いたします。

本年3月25日15時1分に米軍MV-22オスプレイが県営松本空港に緊急着陸しました。警告灯が点灯したための予防着陸とのことで、正確には緊急着陸とは異なるということです。

県に対する最初の情報提供は同日の16時15分で、着陸してから1時間14分後です。また、第2報は21時48分にメールでの連絡です。松本空港に軍用機が着陸することは空港開設以来初めてのことであり、周辺の県民の不安を考えればあまりにも遅過ぎると感じますが、県としてはどのように認識されていますでしょうか。渡邉危機管理部長に伺います。

松本空港には、空港を軍事目的のように供さないとする長野県、松本市、地元4地区との協定があります。地元に対して丁寧に説明し、理解を得ながら空港の運用を行っている松本空港にとって、詳細な情報提供がなされなければ、今後の地元住民との関係に悪影響を及ぼす可能性があると考えます。

1機目は、エマージェンシーといって、民間機だろうが軍用機であろうが着陸を許可しなければならない国際ルールがあるようですが、2機目及び整備のために飛来した3機目は緊急着陸ではありません。

防衛省は、今回の着陸は軍事目的ではないから、軍事目的での利用を禁止する地元4地区との協定には違反していないと説明しているとのことですが、それに対する県の認識を村井交通政策局長に伺います。

令和5年7月10日、日米合同委員会において、MV-22オスプレイが、安全対策を取りながら住宅地等の上空を避けた山岳地帯において、高度500フィート（154.2メートル）未満、200フィート（60.96メートル）までの飛行訓練を実施することについて合意しました。

訓練の結果、県民から、米軍機の低空飛行や騒音に対する苦情や事故への不安の声が寄せられています。山岳高原観光地の多い本県では、県民や観光客の安全・安心に深刻な影響が及ぼされることが懸念されます。

防衛省は、米軍の通常の訓練については情報提供を受けていないとのことですが、これでは県民の安全・安心を守れないと考えます。このことについて県としてどのようにお考えか。渡邉危機管理部長に伺います。

今回の経緯と対策について、松本空港がある松本市や塩尻市、地元4地区と情報の共有はできていたのでしょうか。渡邊危機管理部長に伺います。

最後に、松本空港は軍事利用に供さないことを改めて米軍に認識してもらうようあらゆる手段を講じるべきと考えますが、阿部知事の御所見と決意を伺います。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には米軍オスプレイの松本空港着陸について3点御質問をいただきました。

まず、1点目といたしまして、オスプレイの松本空港着陸に係る防衛省からの情報提供についてでございますが、オスプレイの着陸により、滑走路閉鎖のほか、民間航空機が目的地変更や欠航する事態となるなど、県民生活に大きな影響を与えた極めて深刻な事態と県としては認識しております。

この認識の下、県では、事案発生直後から、防衛省北関東防衛局に対しまして随時迅速な情報提供を求めておりました。また、25日当日、知事から北関東防衛局長に対しまして詳細な情報収集と共有をお願いするとともに、安全確保の観点から適切な対応をすること、民間航空機の運航に影響が出ないように米軍に求めることを要請したところでございます。

結果として、議員がおっしゃるとおり、16時15分には着陸した米軍機が普天間基地所属のMV-22オスプレイである旨の連絡、それから、21時48分には、警告灯が点灯したため予防着陸したことがメールにより報告がございました。

こうしたことから、北関東防衛局に対しましては、事態の対応中及び3月28日に、北関東防衛局長が知事に経過説明のために来庁された際に、緊密かつ迅速な情報提供を求めたところでございます。また、5月27日には私自身も北関東防衛局を訪問いたしまして、重ねて申入れを行ったところでございます。

次に、2点目でございます。米軍の訓練の情報提供についてでございます。

県では、これまで、再三にわたり、関係自治体や地域住民の不安の払拭及び民間航空機の安全性の確保を図るため、米軍の訓練時期や飛行ルートにつきまして速やかな情報提供を行うよう防衛省等へ要請を行ってまいりました。

また、今月2日には、令和8年度国の施策並びに予算に関する提案・要望におきまして、外務省及び防衛省に対しまして米軍の訓練時期の情報提供や日米地位協定の見直し等を要望したところでございます。

引き続き、県民の皆様方の安心・安全な暮らしを守るという立場から、県民に対して大きな不安を与える飛行があった場合は、国への要請等ちゅうちょなく対応してまいりたいと考えております。

3点目でございます。地元市町村等との情報共有についてでございます。

3月25日のオスプレイ着陸以降、松本、塩尻両市には危機管理部から情報共有をするとともに、交通政策局からは、松本市と連携して地元4地区の空港対策委員会に連絡を行うことなどにより、地元住民の方に対し速やかに情報提供を行ってまいりました。

加えまして、県民の皆様の不安を払拭するため、オスプレイの離着陸に関し、北関東防衛局から提供される情報は、あらかじめ松本市、塩尻市と共有した上で、プレスリリースや知事コメントという形で発信してまいりました。

今後も、関係自治体や地元4地区に対しまして丁寧な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君）私には今回の米軍オスプレイ着陸に対する県の認識についてお尋ねをいただきました。

今回の松本空港への米軍機オスプレイの離着陸は、1機目は安全確保のための予防着陸であり、2機目及び3機目は、1機目の故障機を修理し、安全性を確保して早期に離陸できるようにするための一連のものであったと認識しているところでございます。こうしたことから、今回の着陸が地元4地区との協定に反するとは考えておりません。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には松本空港は軍事利用に供さないことを米軍に認識してもらうようあらゆる手段を講じるべきであると考えるがどうかという御質問でございます。

去る3月25日の松本空港へのオスプレイの予防着陸に伴い、滑走路が閉鎖され、民間航空機が目的地変更あるいは欠航するという状態になりました。利用者の皆様方に大変な御不便をおかけする一方で、地元の皆様をはじめ県民の皆様方に御心配をおかけする事態となってしまうところでございます。

このため、3月28日に防衛大臣宛での緊急要請を行わせていただきました。その中では、今回の予防着陸により民間航空機の運航に支障が生じるという極めて深刻な事態が発生したことに加え、地域住民からも、不安や恐怖を覚えたとの声や、詳細な経過や原因究明、再発防止の説明を求める声が県に寄せられているという現状を政府として深く認識していただくことを求めさせていただいた上で、航空機等の安全管理と再発防止に万全を期すことをアメリカ側に求めることや、県、関係市町村及び地域住民に対し迅速かつ詳細な情報提供を行うことなどと併せて、御質問にありましたように、地元の皆様方との協定で松本空港を軍事目的の用に供さな

いものとする」と定めていることについて十分留意するよう要請させていただいたところでございます。

加えて、6月2日の令和8年度の国の施策並びに予算に関する提案・要望におきましては、外務省に対しまして、日米地位協定を見直し、国内法を原則として米軍にも適用させることを求めるとともに、地元の皆様方との協定を米軍に十分留意させるよう求めたところでございます。

県としては、今後とも協定を遵守し、松本空港が軍事利用に供されることのないよう取り組んでまいります。

以上です。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）それぞれ御答弁いただきました。

松本空港の管制は新千歳空港が担っていますが、米軍機とのやり取りについては教えられないのだそうです。長野県が北関東防衛局を通じて米軍に出した緊急要望については、いまだ回答がないばかりか、いつ、どのように米軍に伝えたかも分からない。

先ほど質問でも触れましたが、長野県上空を飛んでいるのは基地間移動と思われますが、いつでもどこでも飛ぶことができるとされています。重ねてお伝えしますが、県民の命と暮らしを守るため、県知事として日米地位協定の見直しをこれまで以上に強く国に求めているといいし、機会があるならば米軍にも求めているということをお願いして、一切の質問を終わります。

○議長（依田明善君）次に、勝山秀夫議員。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）公明党長野県議団、勝山秀夫でございます。

初めに、不登校支援について伺います。

近年、少子化の影響で全国の児童生徒数は減少している一方、不登校の児童生徒数は増加の一途をたどっており、小中学生は11年連続で増加、高校生も同様の傾向が続いています。長野県においても、小学生、中学生、高校生のいずれも増加傾向にあり、特に、令和に入ってから伸びが著しい状況です。具体的には、令和元年から令和5年までの間に、小学生は1,178人から3,019人と約3倍に増加、中学生は2,373人から4,041人へと2倍弱の増加を記録しています。これらの数字からも、不登校対策は長野県にとって極めて重要かつ喫緊の課題であると強く感じます。

このような状況に対し、長野県では様々な支援策を講じています。例えば、臨床心理士や精神科医、福祉専門職などと連携した相談体制の強化に向け、スクールカウンセラーやスクール

ソーシャルワーカーの増員、さらに、メタバースなどICTを活用したアウトリーチ支援の導入、加えて、多様な学びの場を支えるための信州型フリースクール認証制度の導入や、子供が通いたくなるような学校づくりとしてウェルビーイング実践校TOCOTON（トコトン）の整備など、従来の施策の拡充と新たな取組の両面から意欲的に進めていただいていることに感謝を申し上げます。

一方で、現場からは様々な声や要望が寄せられており、なお一層の充実が求められていると感じます。そのような不登校の児童生徒をお持ちの保護者、不登校親の会の方からいただいた声を基に何点か質問をさせていただきます。

まず、子供一人一人に寄り添う支援について伺います。

不登校の背景は、家庭環境、発達特性、いじめ、不安など多様であり、登校させること自体を唯一の目的とするのではなく、まずは子供が安心して過ごせる居場所の確保をすること、そして、学びの保障をすることが大前提だと考えます。

しかし、保護者の方から次のような声が寄せられました。まず、校内教育支援センターについてです。

担当教諭が午前中で帰ってしまうので、子供は、下校するか、教室に行くよう促されます。また、勉強する場所だからと子供同士のコミュニケーションを禁止されたということをお聞きました。校内教育支援センターが子供にとって本当に安心できる場所となっているか、常勤体制の確保や現状の運営実態について教育長に伺います。

また、ICT環境の整備についても課題があります。1人1台の端末は配付されたが、教員の活用スキルに差があり、希望する生徒にオンライン授業が配信できていない校内教育支援センターがあるとお聞きします。教員のICTスキル向上に向けた研修の強化を望みます。こうした点も踏まえ、安心できる居場所の整備と学びの保障について教育長に御所見を伺います。

次に、家庭、保護者への支援について伺います。

不登校の子を持つ親は、孤独感や罪悪感、他の家庭との比較で苦しみ、相談先が見えない中で悩みを抱えています。保護者が孤立せず、前向きに向き合えるように寄り添う支援が求められています。

長野市内のある小学校では、保護者と学校が連携して不登校親の会が開かれました。参加者からは、一人じゃないと感じて救われた。同じ学校の保護者と話せるのは心強い。行事に出られなかった疎外感が和らいだといった前向きな声が聞かれました。代表の方も、不登校は特別ではないという価値観が広がれば相談しやすい空気が生まれると語っており、こうした場が、孤立の解消だけでなく、保護者と教職員の連携や不登校理解の促進にもつながると感じます。保護者同士の連携、保護者と学校との連携を図りながら不登校支援を推進することが重要だと

と思いますが、教育長に御所見を伺います。

さらに、情報提供の在り方についても課題があります。ある保護者は、不登校になっても、学校以外の情報がなく、居場所や支援先を自分で調べるしかなかった。発達障がいの有無の検査を受けるべきか、どうやって受ければいいのかも分からず、苦勞したと話していました。不登校児童生徒やその保護者が様々な課題に直面する中、ICT等を活用し、気軽に相談できる体制整備を進めるべきと考えますが、教育長に御所見を伺います。

教職員の不登校理解に関する研修について伺います。

学校に戻り始めた生徒に対する指導の在り方が、かえって再びの不登校を引き起こしてしまうような事例があるとお聞きします。例えば、感覚過敏や発達特性がある子供について、保護者や本人がどうしても無理だと訴えても、教員がそれを甘えと捉え、まずはやってみてからと言われました。合理的配慮がされず、結果として生徒はストレスから再び不登校になってしまったとのことでした。

生徒の苦しみに鈍感では不登校支援はできません。一見すると熱意にあふれる指導も、独りよがりであればかえって子供を追い詰めてしまいます。なぜ学校に来られなかったのか、どんな不安や苦しみを抱えていたのか、そうした背景を想像し、子供に寄り添う姿勢が不登校支援に求められていると思います。

子供たちが安心して通える学校づくりを進める上で、今後、教職員の不登校の理解をどのように深めていくのか。研修などをどのように行っていくのか。教育長に御所見を伺います。

次に、「発酵・長寿」NAGANOについて伺います。

長野県は全国有数の健康長寿と知られています。その背景には、自然に根差した食文化、とりわけ発酵食品の存在が大きく寄与していると考えます。こうした強みを生かして県が進める「発酵・長寿」NAGANOの取組には、県民の健康づくりと地域産業の活性化の両面で大きな可能性があると感じています。本日は、その進捗状況と今後の展開、展望について幾つか質問をさせていただきます。

初めに、科学的エビデンスと発信戦略について伺います。

健康長寿と発酵食品の関連性については、科学的エビデンスの蓄積が重要と考えます。現在、県内の大学などと連携した研究が進められているとのことですが、その成果をどのように県内外へ発信し、政策や産業振興に生かしていくのか。産業労働部長に今後の展望を伺います。

次に、海外展開について伺います。

我が国は、急速な人口減少により国内マーケットの縮小が進んでいます。特に、食品業界では、海外市場の開拓が生き残りの鍵となっています。そのような中、日本酒がフランスやアメリカなどで人気を博しているように、発酵食品は、ヘルシー、自然由来といった価値観と親和

性が高く、世界で通用するコンテンツだと考えます。

長野県としても、こうした発酵文化を健康長寿のイメージと組み合わせて世界に打ち出していく好機ではないでしょうか。長野県として、日本酒などの発酵食品の海外展開についてどのようなビジョンを持ち、どのような支援策を講じていくのか。営業局長に御所見を伺います。

次に、教育、食育との連携について伺います。

一部の小中学校では、発酵食品をテーマにした食育授業も行われていると伺っています。発酵文化の継承と活用は、単なる健康づくりや産業振興にとどまらず、若者が地元根差した歴史や食文化を学び体験することは、地元を誇りを持ち、地域を好きになるきっかけになるとも考えます。

特に、学校教育において地元の発酵文化を取り入れることで、ふるさとへの愛着を育む学びを広げることができるのではないのでしょうか。今後、県として発酵文化と学校教育の連携をさらに推進すべきと考えますが、教育長に御所見を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には、不登校支援について4点、発酵文化に関わって1点御質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

校内教育支援センターの常勤体制の確保や現場での運営実態と、教員のICTスキル向上に向けた研修強化についてでございます。

現在、校内教育支援センターを設置している学校は、県内に441校、小学校が265校、中学校が176校でございます。運営実態につきましては、国の補助事業を活用し支援員を配置している学校、市町村が独自に支援員を配置している学校、教員の空き時間等を利用し対応している学校などがあります。支援員につきましては、限られた人数をより多くの学校に配置するため、常勤体制を取ることができず、半日しか常駐できない学校が一定数あるのが現状でございます。

校内教育支援センターにおけるICTの活用については、多様な学習スタイルへの対応や学びの機会の確保などが重要であることから、個々に対応した学びが充実できるよう、担当者の研修の強化に努めてまいります。

また、子供たちにとって安心できる居場所があることは、学びたいという思いを強め、多様な学びにつながると考えており、個々のニーズに応じた環境を整備していくことが重要であると認識しております。

続きまして、保護者同士や保護者と学校との連携による不登校支援についてでございます。

不登校児童生徒の保護者の不安は、子供の将来への不安、心の状態への心配、家庭内での対応への迷い等多岐にわたっていると考えられます。学校は、そのような不安を持つ保護者に寄り添い、学校と保護者が連携した対応が必要であると考えています。

また、同じ悩みを持つ保護者同士がつながる会がつくられていることは承知しております。孤立感が軽減されるとともに、情報交換を通じて子供への理解が深まる場となり、そこで得られる安心感は保護者の不安を軽減しているとも聞いてございます。

今後は、不登校の児童生徒の保護者が一人で悩みを抱え込まないように、学校と保護者が連携し、保護者を対象とした相談支援をさらに進めるとともに、学校内外での学びの場をはじめとした不登校支援等の情報を伝えるため、校内支援センターが中核となり、保護者等への相談支援体制構築を強化していきたいと考えているところでございます。

続きまして、不登校児童生徒やその保護者のためのＩＣＴ等を活用した相談体制の整備についてでございます。

保護者への支援情報につきましては、個別の状況に合わせ、学校が直接伝えたり、市町村やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを通じて支援に関する情報を提供しておりますが、学校や外部機関とつながりが乏しい場合、情報が届かない場合があるということを承知しているところでございます。

県教育委員会といたしましては、現在の支援体制を充実させるとともに、必要に応じて訪問支援を行うアウトリーチ支援体制の強化も必要であると考えているところでございます。また、児童生徒、保護者とのつながりをつくるため、オンラインやメタバース等のＩＣＴを活用した相談体制の構築、情報提供の在り方などを研究しているところでございます。今後も、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策として、一人一人の子供に寄り添い、きめ細やかな支援、情報提供ができる体制整備をさらに進めてまいります。

不登校への教職員の理解の向上についてのお尋ねでございます。

現在、教職員向け研修として全県の学校の担当者を対象とした研修会を年４回開催し、事例を通しての研修や不登校支援に関わる情報交換を行い、支援の質の向上に努めているところでありまして、今後さらに研修の精度を高めてまいりたいと考えております。

また、不登校支援につきましては、子供の視点に立った支援が最も重要であると考えております。今年度、ウェルビーイング実践校ＴＯＣＯ－ＴＯＮ（トコトン）を70校指定して、子供側から学校の仕組みを捉え直す学校づくりの研究に取りかかったところでございます。今後、これらの取組を通して、教職員が子供側からの不登校理解が進むよう研修を充実してまいります。

続きまして、発酵文化と学校教育の連携の推進についてでございます。

長野県の幾つかの学校では、総合的な学習の時間などで、地域の発酵文化を生かした特色ある学習活動が展開されております。

例えば、松本市の田川小学校では、地元のみそ蔵の協力を得て、蔵の見学や仕込み作業を行

い、家庭で発酵、熟成させたみそ造りの一連の流れを体験しております。また、原村の原中学校では、村内のワイン農家から醸造方法を学び、校内でワイン用ブドウの栽培、収穫を行い、地元のワイナリーで醸造体験をしていると聞いております。

こうした体験活動を通して発酵文化やそれを支える地域の企業、人を知ることは、地域に対する誇りと愛情が生まれ、郷土で活躍しようとする意欲を育むことにつながると考えております。

今後は、様々な事例を県内の学校へ横展開し、より多くの児童生徒が発酵文化に触れる機会を創出できるよう関係者と連携しながら学習の充実に取り組んでまいります。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）発酵食品に関する研究成果の発信と産業振興に向けた活用について御質問をいただきました。

発酵食品は、腸内環境の改善など健康によいという一般的なイメージにとどまっており、データに基づいた情報を消費者に伝え切れていないのが現状です。このため、数値等により消費者に説明し、差別化を図ることは、商品の特徴を認識していただく上で重要であると考えております。

このため、食品事業者が県工業技術総合センター食品技術部門や信州大学等と連携し、発酵食品が持つ機能性の分析、検証などの研究や、発酵過程の最適化による機能性の高い商品開発支援などに取り組んでいるところです。

これらによる成果は、県工業技術総合センターが毎年行う研究成果発表会や、東京で開催される国内唯一の発酵・醸造に関わる専門展示会である国際発酵・醸造食品産業展に参加することによって消費者や関係業者に発信されているほか、県と食品関連機関が連携して運営する「発酵・長寿」ポータルサイトにおいても、発酵食品の持つ健康効果や栄養成分、レシピの紹介などにより幅広い層の理解を深めるよう、情報発信に工夫しているところです。

このように、発酵食品の持つ機能性などの特徴をエビデンスをもって効果的に発信することによって、商品の高付加価値化や販売の促進につなげ、県内食品産業の経営基盤の強化を図るとともに、県内外に対し「発酵・長寿県」NAGANOのブランドを強固なものにしてまいりたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部営業局長田中英児君登壇〕

○産業労働部営業局長（田中英児君）発酵食品の海外展開に係るビジョンと支援策についての御質問をいただきました。

日本酒、みそなどの発酵食品は、県内事業者による年間輸出実績60億円以上を誇る長野県の

加工食品輸出の主力品目でございます。特に、日本酒は、昨年の12月に日本の伝統的酒造りがユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機に、世界的に注目を高めております。

また、発酵食品の健康への効果が広く認知され、欧米やオーストラリア等を中心に健康志向の高まりが見られる中で、みそなどの販売も年々増加しており、今後さらなる成長が期待できる分野と考えております。

県といたしましては、こうした海外市場におけるニーズの高まりを販路拡大の絶好の好機と捉えまして、市場分析等に基づいてターゲット国を絞り込んだ上で、効果的な売り込みを企画、展開しているところでございます。

具体的には、主要販売先である北米を筆頭に、オーストラリア、ヨーロッパ、台湾などを対象に、発酵バレーNAGANOや県酒造組合などの関係事業者団体とも連携しながら、今年度は各国の有力バイヤーを招聘した商談会の開催や世界最大級の食品展示商談会への出展、また、各国での県産品をPRするレセプションの開催などにより県産発酵食品の輸出拡大を積極的に支援してまいります。

今後も、自然豊かな長野県が育む発酵食品を世界にアピールすることにより、海外へのさらなる輸出拡大はもとより、長野県全体のブランド価値の向上や経済発展にもつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）まず、不登校支援についてであります。文部科学省は、2016年の通知で、不登校は問題行動ではなく、その背景には様々な要因があるとし、同年に施行された教育機会確保法でも、学校以外の多様な学びの機会の重要性と本人の意思を尊重した対応が重要と明記されました。これは、学校に行けないイコール問題という従来の発想から、子供の状態を受け止め、安心できる環境から支援するという方向への大きな転換です。

しかし、今日、不登校の保護者の声の一部を紹介させていただきましたが、こうした理念がまだ十分に行き届いていないと感じる場面があり、理念と現場との間にギャップがあると感じます。

こうした理念が県内の教育や不登校の現場の隅々まで浸透し、形となるよう、不登校現場の声に寄り添った支援をお願いしたいと思います。そして、安心して過ごせる居場所の確保や学びの保障、また、保護者が孤立しないための支援体制の充実を推進していただきたいと思います。

次に、「発酵・長寿県」NAGANOについてですが、私自身も先日知人に教えてもらって塩こうじづくりを体験しました。材料は、米こうじ、塩、水、それをよく混ぜるだけでできま

す。とてもシンプルで安くて簡単、そして、何よりおいしい。ちょっと手間のかかる漬物よりも続けやすいなというのが正直な感想です。塩こうじは、2011年頃から魔法の調味料として注目され始めましたが、実際につくってみると、その魅力がよく分かりました。

発酵は、本当に奥が深く、今後、観光や教育、そして個人の楽しみとしてもいろんな可能性が広がっていくと感じます。「発酵・長寿県」NAGANOを旗頭に、長野県のブランド力がさらに高まり、県民一人一人のプライドの向上にもつながることを期待して、私の質問を終わります。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

勝野智行議員。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）公明党長野県議団、松本市・東筑摩郡区の勝野智行です。私見を交え、通告した4項目について質問をさせていただきます。

最初に、マイナ免許証について。

今年の3月24日からマイナンバーカードと運転免許証の一体化が始まり、マイナンバーカードに運転免許証の情報を記載したマイナ免許証が導入されました。このマイナ免許証について私も聞かれることがあります、よく分からない点も多いので、県民の皆様にも知っていただきたいと思い、今一般質問で取り上げさせていただきます。

それでは、以下、警察本部長にお聞きいたします。

まず、マイナ免許証の導入状況について、長野県と全国の状況を伺います。

次に、マイナ免許証については、マイナ保険証と違い、従来の運転免許証も引き続き利用可能とのことです、保有の種類及びマイナンバーカードと運転免許証を一体化するメリットやデメリット、注意する点について、また、マイナ免許証の導入に伴う運転免許更新手続の変更点について伺います。

続いて、2項目めのストーカー事案に関する対応状況についてお聞きいたします。

ストーカーによる凶悪犯罪が後を絶ちません。2023年1月、福岡市の駅前路上で女性社員が、同年6月に横浜市のマンションで女子大学生が元交際相手に、24年5月には東京新宿のマンションで元バー経営者の女性が客だった男に殺害されました。いずれも警察に相談したり通

報したりしていましたが、凶行を食い止められませんでした。ごく最近の先月におきまして、行方不明だった川崎市の女性が元交際相手の家から遺体で発見されました。彼女も、警察に通報したり被害届を提出していましたが、惨事は防げませんでした。

今月5日の毎日新聞社のネットニュースによりますと、元交際相手からのストーカー被害を訴えていたこの川崎市の女性が遺体で見つかる事件があった神奈川県警は、2024年のストーカー事案に関する相談件数が全国で5番目に多く、996件。その一方で、警告は9件しかなく、この川崎の事件では容疑者の男性に警告を出していませんでした。ストーカー規制法による対応として、口頭指導、警告、禁止命令、摘発とあるようですが、相談のうち、警告と禁止命令、摘発に至った割合を単純計算すると、神奈川県警は、長野、徳島、大分に次いで4番目に低かったとの内容の記事であります。

翌日の信濃毎日新聞には、県内の状況について一部掲載されておりましたが、確認の意味で本県における昨年の相談件数と対応状況及び当事者の年代別割合を伺います。

また、取り上げた毎日新聞のネットニュース記事からだ、長野県の相談への対応はほとんどが口頭指導で済ませているということですが、この全国の対応状況結果に対する受け止め、また、本県警察本部におけるストーカー被害防止への対策と決意を伺います。以上、警察本部長に伺います。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）県警察にはマイナ免許証とストーカー事案について御質問をいただきました。

まず、マイナ免許証について順次お答えいたします。

まず、本年3月24日に運用開始となったマイナ免許証の長野県と全国の状況についてお答えします。

5月末時点での運転免許の保有者数は、長野県で146万1,516人、全国では8,165万5,528人となっています。そのうちマイナ免許証の保有者は、長野県で7,669人、0.52%、全国では63万6,033人、0.78%となっております。長野県のマイナ免許証の保有者7,669人のうちマイナ免許証のみを保有する方は2,724人、マイナ免許証と運転免許証の双方を保有する方は4,945人となっております。

次に、運転免許証の保有方法についてお答えいたします。

運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード、いわゆるマイナ免許証のみを保有すること、それから、マイナ免許証と運転免許証の双方を保有すること、従来の運転免許証のみを保有すること、このいずれかを本人が選択することになります。

次に、マイナ免許証のメリットについてお答えいたします。

マイナ免許証を保有する方は、優良運転者講習または一般運転者講習の対象者であれば、更新時講習をオンラインで受講することができます。それから、お住まいの都道府県外の免許センター等で免許証の更新手続きが行える経由地更新という手続きがございますが、そこでも即日更新ができるようになったほか、その申請期間が延長されるといったメリットがあります。

また、マイナ免許証のみを保有するという選択をした方につきましては、住所・氏名の変更手続きがワンストップ化されるため、市町村に届け出れば警察での変更手続きが不要となります。また、更新時の手数料が運転免許証のみを保有する場合と比べて安くなるといったメリットがございます。

一方、デメリットではありますが、運転免許証を紛失した場合、免許センターでは即日再交付することができますが、マイナ免許証を紛失した場合には、市町村の窓口でマイナンバーカードの再発行を受けるのに1週間以上かかるとされています。その後に免許センター等で免許情報の記録を行うまで自動車等の運転ができず、これは通常の運転免許証よりも時間がかかるということです。それから、マイナンバーカードへの書き込み等で、運転免許証のみの手続きに比べると、更新等各種手続きに時間を要することになります。こうしたことがデメリットとして挙げられます。

次に、マイナ免許証の注意点についてお答えいたします。

現状では、マイナ免許証を取得後にマイナンバーカードのほうの更新をしますと、更新後のマイナンバーカードには、この運転免許の情報が引き継がれないという問題があります。したがって、マイナ免許証を希望される方は、もしマイナンバーカードの有効期限が近づいている場合には、先にマイナンバーカードの更新後に手続きを行っていただくか、あるいは運転免許証とマイナ免許証の2枚持ちにしていただくように説明させていただいております。

この点につきましては、現在、警察庁等関係機関においてシステムの改修作業を進めておりまして、本年秋には更新後のマイナンバーカードに免許情報が自動的に記録される予定であると認識しております。

次に、運転免許証の更新方法の変更点についてお答えいたします。

マイナ免許証を保有する方のうち、更新時講習の区分が優良運転者または一般運転者に該当する方は、オンラインにより更新時講習を受講することができるようになりました。これにより、運転免許窓口において対面での更新時講習の受講は不要となりますが、自動車等の運転適性について判断するための適性検査は行う必要がありますので、運転免許証の更新手続きの際は必ず窓口にお越しいただき、手続きを行っていただく必要がございます。マイナ免許証に関する質問については以上でございます。

続きまして、スーカース案について順次お答えいたします。

長野県における昨年のストーカー事案の相談件数、当事者の年代別割合についてお答えいたします。

令和6年中のストーカー事案の相談等件数は321件、前年比マイナス15件であります、依然として高い水準で推移しております。

当事者の年代別割合についてですが、まず被害者は、20歳未満が11.5%、20歳代が33.3%、30歳代が20.2%、40歳代が18.7%、50歳代以上の年代が16.3%であります。一方、行為者ですが、これは20歳未満が5.3%、20歳代が20.9%、30歳代が15.9%、40歳代が17.4%であり、行為者が不明な場合も含めその他の年代という分類が40.5%となっております。

具体的な行為としては、多いものを挙げますと、付きまとい、待ち伏せ、押しかけ等、これが全体の34.6%、面会・交際等の要求が24.8%、無言電話・連続電話等が12.9%という順であります。

次に、令和6年中のストーカー事案の対応状況についてお答えいたします。

ストーカー事案のうち、被害者の安全や平穏が害され、かつ反復のおそれがあるなどストーカー規制法の要件を満たす場合、書面警告3件、禁止命令5件、ストーカー規制法違反による検挙3件といった対応をしております、また、刑法犯等によって検挙した事例が29件ありました。

また、これらの措置のいかににかかわらず一つの事案で複数の対応をしますので、複数計上となりますけれども、行為者に対する指導・警告が221件、防犯指導が321件、パトロール警戒が304件、110番登録等の援助実施、これが263件と、こういった対応をしているところです。

ストーカー行為については、繰り返し行われることによって次第にエスカレートし、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高いことから、被害者保護の徹底を図るためには、刑罰権の行使のみならず、被害者に危害が及ぶ前にできる限り早い段階でストーカー行為者に対して迅速かつ的確な措置を講ずることが求められております。

そのため、ストーカー事案を認知した場合には、事案の緊急性、切迫性、行為の反復のおそれを勘案し、積極的に事件化を図るとともに、事件化が困難な場合には、迅速に行為者に対する口頭指導や関係者に対する監督を依頼するなどの措置を講じ、行為の再発防止を図っているところです。

また、被害者に対しても、事案の危険性、切迫性等を踏まえた定期連絡を実施し、新たなトラブルの発生や異常の有無等を確認するとともに、事案の鎮静化、問題解決に向けた助言・指導を行っております。

現状においては、ストーカー行為の状況に応じて反復のおそれや危険性・切迫性を判断し、その段階で必要な対応を取っており、迅速な口頭指導の効果等により、行為者のストーカー行

為が沈静化しているものと推察しております。

最後に、ストーカー被害防止への対策と決意についてお答えします。

県警察では、ストーカー事案を認知した場合には、被害者等の安全確保を最優先に、安全な場所への避難、行為者に対する指導・警告措置、行為者家族等に対する指導・監督依頼、反復を継続するおそれがある場合などは、ストーカー規制法に基づく書面警告、禁止命令の発出、事件検挙など、迅速かつ的確に組織的な対応を推進しております。

さらに、行為者への対処として、原則禁止命令等を受けた行為者全員に対し、再発防止のための定期連絡、心理学的手法に基づくカウンセリングや治療の有用性の教示を実施するとともに、被害者に対しても危機意識を継続するよう働きかけをしております。このほか、市町村、女性相談センター等関係機関と連携した対応を行うとともに、法テラス、長野県男女共同参画センターの紹介等、事案に応じて対応しております。

人身安全関連事案に関しましては、認知した段階では危害が加えられる危険性や切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、相談者やその関係者の心情に寄り添いつつ、被害者等の安全の確保を最優先に対処してまいります。

以上でございます。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁をいただきました。

マイナ免許証について、様々警察本部長から御説明いただきました。今お聞きして、私自身もマイナ免許証の保有をどうしようかと迷ってしまうところであります。今御説明いただいた内容は、運転免許証を保有されている全ての方に周知すべきと考えます。県警察本部のホームページで掲載されている部分もありますけれども、分かりやすく広く紹介していただきたいと思いますが、警察本部長に御見解を伺います。

次に、先ほど警察本部長から、ストーカー対策の決意、またストーカー当事者の年代別数も御答弁いただきました。従来においても、当事者が一定程度存在していることが分かりました。

ストーカー被害を出さないためには、ストーカーを生まない。そのためには、当たり前ですが、ストーカーを含めた犯罪行為はやってはいけないとの理解を進め、深めることが重要と考えます。午前の質問で教育長から情報モラル教育の重要性についてのお話もありましたけれども、各教育現場において子供たちに対してどのような教育、学習をされているのか、教育長にお伺いいたします。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）マイナ免許証の広報につきましてお答えいたします。

マイナンバーカードについてどのくらい知っているかということについて、２段階あると思うんですけども、マイナンバーカードと運転免許証が一体化できるということ自体については広く報道されておりますし、恐らく運転免許を保有している方はほとんど御存じだろうとは思いますが。

一方で、今お尋ねいただきましたような具体的な手続やメリット・デメリット、注意点、こういったことにつきましては、それぞれ御関心のある点についていろいろお調べいただくということになるかと思いますが、今御指摘のありました長野県警察ホームページのほか、運転免許証の更新連絡はがきでありますとか、安全・安心のためのアプリでありますライポリス、あるいはユーチューブ、そういった媒体においても周知しているところですので、それぞれ御関心のある点を調べていただけるようになっております。

今後も、具体的な手続や手数料などについて県民の皆様に分かりやすい広報に努めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） ストーカー行為を含めた犯罪行為についての教育や学習についてのお尋ねでございます。

ストーカー行為を含めた犯罪行為は法律で禁止されている行為であり、小学校入学以来、法律等ルールを守ることについて道徳や特別活動を中心に指導しているところでございます。

また、被害者の人権を尊重することは、犯罪の未然防止において極めて重要な視点でございますので、全ての教育活動を通じて人権教育に取り組んでいるところでございます。

さらに、近年、ＳＮＳなどで一方的に親近感を抱いた相手に対して接触を繰り返すなどストーカー行為が見られることから、情報モラル教育の充実も必要であると考えております。このため、午前中も申しましたが、外部の専門家や県警スクールサポーターによる子どもの性被害防止教育キャラバン隊を派遣して情報モラルの向上に取り組んでいるところでございます。

現在、ストーカー行為に特化した学習は設けてはおりませんが、引き続き遵法精神や自他の人権を尊重する精神を児童生徒の発達段階に応じて保護者とも連携しながら指導をしてまいりたいと考えているところでございます。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君） それぞれ御答弁をいただきました。

警察本部におかれては、長野県においてはストーカー被害を出さないとの決意で厳格な事案対応をよろしくお願いしたいと思います。

また、子供たちが当事者にならないよう、学校現場において、ＳＮＳの利用を含めた指導等、

警察本部と連携し合って実施していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3項目めの住宅耐震改修についてお聞きいたします。

本県においては、住宅耐震化緊急加速事業補助金、耐震改修・除却助成金、あんしん空き家流通促進事業など、中古住宅の耐震化や空き家対策を進めてきていただいております。

ところで、長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）は、本年度が終了年です。目標に対しての現状と達成見込みについて伺います。

また、県が昨年9月に策定した県地震防災対策強化アクションプランでは、令和9年度住宅耐震化率95%としております。この点も含めて伺いたいと思います。

本年、公明党長野県議団で国土交通省から令和7年度の予算説明を受けた際、住宅の耐震改修について、高齢者世帯は改修費用でちゅうちょされる方が多いがとのこちらからの問いかけに対し、住宅金融支援機構、昔の住宅金融公庫がリバースモーゲージ住宅ローンというのをやっている。保証人不要で、現在住まわれている住宅を担保に、高齢者世帯が今の住まいを出ることなく、生存中はローンの利息のみ支払い、元金は住居の売却で清算するというものと御紹介いただきました。県としてこうした改修方法もあるということを改修が必要な方に案内してはいかがでしょうか。

また、今年度、県は、住宅の耐震化をより一層加速させ、住宅耐震化率の目標を早期に達成させるため、住宅耐震改修情報発信業務を事業者に業務委託することとしていましたが、現在の状況と予定されている発信内容について伺います。以上を建設部長に伺います。

次に、これはお隣の富山県のニュースにあったことですが、解体工事中の家屋でひながかえったばかりのツバメの巣が見つかり、業者が作業をひなが巣立つまで延期したというものです。私自身はこのニュースを見て感動したわけですが、こうしたことは実は当たり前のことで、鳥獣保護管理法に定められているものでした。

この法律によると、卵があつたりひながいたりするツバメなどの巣の撤去が認められるのは、電線にあつて火災や漏電の危険がある場合や、個人宅ではふん害や健康被害、そのおそれがある場合などに限られ、自治体の許可が必要。これに違反すると、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処するとされております。富山県では、法律を理解せずに解体工事を続けてしまう例もあると指摘して、注意を呼びかけているようでした。長野県においても、この法律を知らずに巣を撤去してしまうケースがあるのではと推察いたします。本県においても業者に注意を呼びかけるとともに、広く県民に、この法律について、趣旨も含めて今の時期に情報発信すべきと考えますが、林務部長に御見解を伺います。

次に、4点目の交通空白について。

県は、今定例会に、地域公共交通の維持・活性化のための補正予算として6,195万7,000円を

盛り込んでおり、そのうち、地域間幹線バス路線の廃止に伴い、代替手段が確保されるまで移動の足を維持するため、運行延長に必要な経費として3,345万7,000円をバス事業者2社に支援することとしています。このことは県の取組として評価いたします。

ところで、国土交通省が、先月、公共交通機関の空白に当たると自治体が判断した集計結果を公表しており、全国で2,057地区が空白との結果でした。空白地区は47都道府県の計717市区町村にあるとのことですが、長野県内自治体の調査結果と県の受け止め、対応状況をお伺いいたします。

また、県が昨年度から始めて今年度名称変更した交通空白輸送確保支援事業についての現状及びモビリティ・アドバイザー派遣制度の活用状況をお伺いいたします。以上を交通政策局長にお伺いいたします。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には2点御質問をいただきました。

まず、住宅耐震化の進捗状況についてのお尋ねです。

県内の住宅の耐震化率は、国が5年ごとに行う住宅・土地統計調査に基づいて推計しておりまして、直近となる令和5年の調査結果では、空き家を除いた住宅総数は82万4,000戸、そのうち耐震性がないと推計される住宅は11万5,000戸で、耐震化率は約86%となり、全国平均の90%を4ポイントほど下回っている状況でございます。

第Ⅲ期長野県耐震改修促進計画では、令和7年度の耐震化率の目標を92%、県地震防災対策強化アクションプランでは、令和9年度の耐震化率の目標を95%に定めており、直近令和5年の調査結果を踏まえ、目標達成は難しい状況となっております。

こうした状況や令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、耐震改修に対して県単独での上乗せ補助や効果的な情報発信を実施するとともに、昨年度実施した専門家派遣の結果を検証するなど、耐震化の強化を図ってまいります。

また、最終年である第Ⅲ期長野県耐震改修促進計画の実績も取りまとめ、その結果を基に、市町村と協議を進めながら、次期計画の策定を進めてまいります。

次に、住宅の耐震改修におけるリバースモーゲージ型住宅ローンと住宅耐震改修情報発信業務についてのお尋ねでございます。

耐震改修向けリバースモーゲージ型住宅ローンは、高齢で収入がなくローンが組めなかったり、自宅を相続させる予定がないなど、これまで耐震改修に消極的であった高齢者層が対象で、手元資金がない場合でも耐震改修が行いやすくなる制度として期待されております。本制度を利用するためには、住宅の所在市町村が耐震改修補助制度を改正する必要があり、県内では、千曲市1市が本年7月から取扱いを開始いたします。

今後は、高齢者が安心して耐震改修を行えるよう、市町村に対して制度の改正と所在住民への周知を働きかけてまいりますし、県としましてもこの制度の周知に努めてまいります。

また、住宅耐震改修情報発信業務の状況につきましては、5月末に業務委託契約を締結いたしまして、現在、ウェブ広告、テレビCM、ラジオCMなど各種媒体による広報の制作を進めているところであります。

今年度は、何となくだった耐震化を、ちゃんと分かる、動けるものへと変えていくため、具体的な耐震改修工法の事例や、支援制度の活用方法などを分かりやすく発信し、耐震化に対する意識を向上させ、耐震改修の加速化を図ってまいります。

以上です。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）鳥獣保護管理法に係る情報発信についての御質問でございます。

御指摘のとおり、鳥獣保護管理法では、既に卵やひながいる野鳥の巣を許可なく撤去することは原則として禁止されておりまして、これは、個人所有の建物や敷地内であっても同様の取扱いとなっております。

ツバメなど多くの野鳥が巣づくりをする時期は春から夏にかけてでございますが、県では、この時期に合わせまして、野鳥との適切な接し方でございますとか、法の趣旨を分かりやすくお伝えするチラシを小学校をはじめ市町村や関係団体へ配付するなど、周知啓発活動を行っているところでございます。

今後は、解体工事業等者等に対しましても周知や注意喚起を行うほか、県ホームページの活用など様々な機会を通じまして野鳥の保護に係る情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君）私には大きく2点御質問をいただきました。

1点目の国の「交通空白」リストアップ調査の結果等についてでございますが、5月30日に開催されました国土交通省の「交通空白」解消本部におきまして、公共交通の利用が困難ないわゆる交通空白に係るお困り事を抱える地域数をリストアップした国の調査結果が公表されたところでございます。県内では、公表を望まない市町村を除きまして、26市町村、60地区が交通空白に該当しているところでございます。

自家用車に頼らなくても大きな不便を感じずに安心して暮らせる社会を目指す本県にとって、交通空白の解消は率先して取り組むべき課題と認識しております。今回多くの市町村において交通空白の課題を抱えているという事実が明らかになり、より一層の対策が必要と受け止めて

おります。

他方、今回の調査結果によりまして、従来から交通空白の課題を抱えていた地区はもとより、これまで交通空白として意識されていなかった地区が明らかになったという点では大変意義あるものと考えているところでございます。

県では、新たに交通空白の解消に取り組む団体を支援する交通空白地輸送確保支援事業などにより対応を進めてきたところでございますが、国の集中対策期間である令和7年度から9年度においてはさらに取組を強化してまいります。

具体的には、北陸信越運輸局と連携しまして、全ての市町村への個別ヒアリングを行う中で、地域に応じた課題解決の方向性を検討するなど、県が主体的に関与し、交通空白の解消を図ってまいります。

次に、2点目の交通空白地輸送確保支援事業とモビリティ・アドバイザー派遣制度の活用状況についてでございます。

先ほど申し上げました交通空白地輸送確保支援事業につきましては、昨年度3団体に対しまして車両購入費や法定講習費用等を支援したところでございます。

続いて、モビリティ・アドバイザー派遣制度につきましては、地域交通の課題を抱える市町村等に対しまして、複合的な視点から助言等を行う有識者を派遣するものでございまして、昨年度は5団体に4人の有識者を派遣いたしました。有識者からは、路線やダイヤをよりよいものへ見直すに当たっての視点、また、ICTを活用した公共交通の活性化等の助言をしていただきまして、それを踏まえた取組により利便性の向上が図られるなど、本事業が市町村等の課題解決に寄与できたものと考えているところでございます。

今年度も引き続きこうした事業を実施することで市町村等の取組を後押ししてまいります。以上です。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁をいただきました。

住宅の耐震化について、目標は難しい、達成は難しいとの正直な答弁、また、耐震化の強化、加速化でというようなお話もいただきました。住宅の持ち主のお考えもありますので、行政が耐震化を進めたくても難しいところがあるとは思いますが、県の新たな取組に期待するとともに、大きな地震が起きても人的被害がないよう、御答弁いただいたようにお取組をしっかりとお願いしたいと思います。

交通空白についてですが、本県は26市町村60地区という調査結果ということでした。やはり多いなというふうに感じます。さらなる強化対策をしていくという答弁をいただきましたが、市町村とよく連携していただき、将来を見据え、住民の足を確保していただくようお取組を要

望し、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、藤岡義英議員。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）日本共産党県議団、藤岡義英です。よろしくお願いいたします。

価格転嫁による賃上げ原資の確保が難しい中でも、人材確保のために賃上げせざるを得ない。大都市圏の大企業との賃金格差はむしろ拡大を続けており、地域からの人口流出が見られる下で新規採用は困難になっているなど、原料価格や人件費の高騰を受け、中小企業から苦しい状況が聞かれます。さらに、トランプ関税の影響が心配されます。

こうした状況の中で、暮らし、中小企業、雇用への支援について五つ質問いたします。

最初に、トランプ関税の評価をお聞かせください。また、国際社会と連携し、トランプ関税の全面撤回を国に求めるよう要請すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

2、県は特別相談窓口を設置されましたが、寄せられた相談内容は現時点でどのようなものがありますか。あわせて、現場に足を運び、中小企業の声を直接聞き取り、県内経済や下請企業への影響を調査すべきと考えますが、いかがですか。

3、トランプ関税による影響を労働者や中小企業に押しつけてはなりません。国に対し中小企業支援、雇用を守る対策を求めるべきではありませんか。

4、賃上げする体力がない事業者は、生産性を向上させる余裕もありません。その上、トランプ関税への対応にも追われています。2月県議会の一般質問で、岩手県などが賃上げのみを条件とした中小企業への直接支援制度を創設したことを紹介し、県でも実施を求めました。こうした他県の制度について、長野県として分析、検証を行ったのでしょうか。

5、物価高騰に苦しむ県民や中小企業を守るためにも、家計消費と内需を支える思い切った対策が必要であり、トランプ関税への対応としても重要です。今こそ消費税減税とインボイスを廃止すべきと考えますが、いかがでしょうか。1と5の質問を知事に、2と3と4の質問を産業労働部長にお聞きいたします。

続いて、沖縄戦の歴史認識と沖縄県との交流連携について質問いたします。

長野県と沖縄県は交流連携協定を締結し、様々な取組を進め、民間交流や県民同士での交流を活発化させていくとしています。戦後80年の年であります。昨日は沖縄慰霊の日でもありました。沖縄戦を経験した沖縄と平和をテーマとした交流も深めていくべきではないかとの思いから幾つか質問いたします。

これまで、沖縄県との交流連携の中で、様々な分野で交流を進めてこられました。今後の連携の一分野として、学校教育の中で平和教育の充実を進めてほしいと思いますが、教育長に御所見をお伺いいたします。

また、今年度から始まる若者交流事業に平和について学ぶプログラムを取り入れ、歴史を通じて平和の大切さを共有する取組を進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。こども若者局長に御所見をお伺いします。

佐久市の糸洲の壕学習環境整備事業について、県も関わっていかれると2月議会で答弁されました。私は、この糸洲の壕をどのように伝えていくのかという観点から質問いたします。

この事業では、傷病兵の治療に当たっていた小池勇助軍医の判断でふじ学徒隊の多くの命が助かったというエピソードが紹介されています。佐久市出身の方でもあり、沖縄県と長野県をつなぐ戦争と平和を考えるシンボルとしてマスコミでも注目されました。

一方で、小池軍医は、部下に対し、日本軍の組織的な戦闘が終わった後も戦闘を継続、米軍へ突撃を命じ、本人も自決しています。加害者にも被害者にもなることが戦争の本質、一つの事象だけを捉えて伝えてはいけないと、佐久から移住し、平和ガイドを務めている井出佳代子さんはコメントされています。

沖縄県民が戦争に巻き込まれた背景を踏まえ、被害、加害双方の多面的視点から歴史を伝え、平和の意義を普及促進してほしいと思いますが、いかがでしょうか。健康福祉部長に御所見をお伺いします。

糸洲の壕の竣工式に、阿部知事、玉城知事が出席されました。平和をテーマにして二つの県がつながり、交流を深めていくきっかけになるかもしれないと感動を覚えました。今後、沖縄県知事を招待し、満蒙開拓平和記念館や松代大本営地下壕など戦跡を共に訪問する機会を設けるなど、平和的交流をさらに進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。知事に御所見を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には3点御質問を頂戴いたしました。

まず、トランプ関税から中小企業と雇用を守ることに関連して、米国関税措置の評価、そして撤回の要請についてという御質問でございます。

米国による関税措置は、戦後、世界各国の努力で築かれてきた自由で開かれた貿易体制を大きく揺るがすものであり、賃上げ等を通じたデフレからの脱却を目指す日本経済や輸出関連の企業が多い本県産業に多大な影響を与えるのみならず、世界的な景気の下振れも懸念されるところというふうに受け止めております。

このため、6月2日には、長野県として、市長会、町村会、さらには県議会議長をはじめ、市議会議長会、町村議会議長会と共同で要請活動を行い、その中で、経済産業省政務官に対して、米国に対して今回の関税措置の見直しを粘り強く求めることを要請させていただいたところでございます。政府には、引き続き粘り強い交渉を行い、日本の国益に沿った形での合意が

なされることを期待しているところでございます。

続きまして、消費税の減税、インボイス制度の廃止についての見解という御質問でございます。

消費税は、国民、住民の命と暮らしを支える根幹である基礎年金であったり、高齢者医療、あるいは介護、次世代育成のための子育て支援といった施策を支える極めて重要な財源になっているというふうに受け止めております。

こうした政策分野は、これから少子高齢化が進行する中、ますます重要になってきているところでございます。また一方で、この消費税収の約4割は、私たち地方公共団体の地方財源になっているところでございます。したがって、この消費税率を引き下げることについては極めて慎重に検討されるべきものというふうに考えております。

また、インボイス制度は令和5年10月から導入され、10%と8%の複数税率の下、事業者が消費税を適正に申告していただくために必要な制度であると考えております。国とも連携しながら制度の普及定着に取り組んでいく必要があると考えております。

もとより、物価高騰や米国による関税措置への対策といった喫緊の課題に的確に対応していくことは大変重要なことだというふうに我々は考えております。そのため、先般も、国に対して、ガソリン価格高騰への対策や企業の経営革新に向けた総合的な対策、さらには米国の関税措置等による経済への影響の緩和、克服などについて国に対して求めたところでございます。

県としても先般取りまとめました長野県物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0に盛り込んだ各施策をまずは着実に実施していくことで県民の皆様の確かな暮らしを守り、中小企業等の安定的で持続的な経営を支えていきたいと考えております。

最後に、3点目でございますが、平和の観点からの沖縄県との交流連携について御質問をいただきました。

御質問にもありましたとおり、昨日は沖縄県の戦没者を追悼する慰霊の日でございました。さきの大戦におきまして、沖縄県では壮絶な地上戦が繰り広げられ、多くの尊い命が失われることとなりました。犠牲となられた全ての御霊に心から哀悼の意を表します。

沖縄県と長野県は、これまでも様々な交流を続けてきたところであります。令和5年には、玉城デニー沖縄県知事に長野県を訪問いただき、その際には、松代大本営の地下壕も視察されています。一方、私も沖縄県を何度か訪問いたしておりますが、今年の1月には、信濃の塔の追悼記念式典に合わせて、御質問にあったように糸洲の壕の竣工式にも出席させていただいたところでございます。

こうした知事同士の交流だけではなく、本年2月には沖縄の中学生に満蒙開拓平和記念館を訪れていただき、一方、本県からも沖縄への修学旅行で様々な戦跡を訪問するなど、戦争の歴

史を学び合う平和交流が行われてきているところでございます。今後とも、こうした交流を通じて、戦争の歴史を風化させることなく次世代に継承していくことができるよう、沖縄県と力を合わせて取り組んでいきたいと考えております。私としても、悲しみと苦難の歴史と向き合い、平和を願い続けてこられた沖縄の皆様方の思いに、これからも心を寄せてまいりたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君） 米国の関税措置に関して3問御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、米国関税に係る相談内容や影響の調査についてのお尋ねです。

相談件数は6月20日時点で27件あり、主な内容としては、米国関税の先行き懸念から受注が低迷している。また、現在直接影響はないが、取引先の関税の影響による受注減を懸念している。また、今後の関税措置の展開が分からず、見通しが立たない状況で不安であるなどの声があったところです。

県では、日頃から、職員が企業に出向き、経営者等と対話する中で、地域経済の状況を把握するとともに、今回の米国関税措置への影響については5月の景気動向調査の際に附帯調査を実施したところです。この附帯調査の結果としては、米国との取引上の関係は、44%、105社の企業が「ある」と答えておりますが、その中で、既に影響を受けているものは11社、5%、今後影響を受ける可能性があると答えた者は34%、82社となっております。

現状では直接的な影響は限られているものの、今後の影響拡大を懸念する声が多くあることから、今後も日常的な対話での情報収集を進めるとともに、景気動向調査の附帯調査を実施するなど継続的に状況の把握に努め、迅速な支援策の実施、情報提供や相談など、必要な対応を適宜行ってまいります。

次に、中小企業支援や雇用を守るための国への対策、要望についてのお尋ねです。

米国関税措置による影響については、県としても大変重要な課題と認識しております。このため、先ほど知事からも御答弁させていただいたとおり、6月2日に経済産業大臣政務官にお会いし、米国に対し今回の関税措置の見直しを粘り強く求めることを要請したところでありますが、その際、具体的な支援策として、円滑な価格転嫁や賃上げに対する支援、中小企業の下支えと新たな挑戦を行うために必要な取組の支援など、産業や雇用への影響軽減のための対応も同時に要請したところです。

今後も、米国関税措置の動向と県内経済への影響を的確に把握しながら、事業者の皆様切れ目ない支援を行うとともに、県だけでは対応できない対策については国に対して強く要望し

てまいります。

最後に、他県の賃上げ制度に対する分析と検証についてのお尋ねです。

他県で先行的に導入されている施策について、その内容を分析し、効果的と判断される優良施策について本県施策として取り込み、実施することは、県行政を進めていく上で重要な視点と認識しております。

議員御指摘の賃金に対する支援制度については、厚生労働省が実施した賃金構造基本統計調査の令和6年度の結果によると、所定内給与額の対前年比が全国平均では3.8%増であるところ、先行実施県では2.9%増であり、本県は全国平均と同率の3.8%増となっておりことから、今後の動向を見据える必要があると思われませんが、効果は一定程度に限定されているものと推察しております。

本県では、賃金の上昇には企業の経営基盤の強化を図ることが重要との認識に立って、生産性の向上に対する取組を進める企業に対して専門家派遣等による経営課題の解決や高度人材の活用による経営構造の改善を支援するとともに、成長期待分野への展開や新たな取引先の開拓、適切な価格転嫁等の価格交渉サポートなどの支援を行っているところです。

経営体力の向上に重点を置いた支援を行うことにより、雇用の確保や経営の継続、持続的な賃金の上昇につながるものと考えており、今後も引き続き中小企業の経営基盤の強化に努めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）学校における平和教育の充実についてのお尋ねでございます。

平和教育は、戦争や暴力の悲劇を学び、平和な世界を創造するためのものであり、児童生徒の発達段階や地域の実情に応じて系統的に学ぶことが大切であると考えております。

高校では、戦争の実相に触れ、その凄惨な事実と向き合って学ぶことが重要であると考えており、そういった意味においても、修学旅行で沖縄、長崎や広島の現地に赴き歴史に触れることは、戦争への理解、命の尊さや平和の意味を学ぶ上で意味深いものであると考えております。今後も、地理歴史科の授業や総合的な探究の時間などで戦争の実情に対する理解を深める取組を重ねるとともに、国内の戦跡等を訪れることで五感を通して得られる体験的な学びも重要であることから、県立高校の沖縄への修学旅行を含め、平和教育の充実を図ってまいり所存でございます。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）私には若者交流事業に平和を学ぶプログラムを取り入れることについて御質問をいただきました。

若者交流事業は、長野県及び沖縄県の交流連携協定に基づき、両県の若者の相互理解の促進や郷土愛の醸成、地域づくりの核となる人材育成を行うことを目的に、今年度から新たに実施するものです。

本事業の交流プログラムについては、両県の若者が相互に訪問し、それぞれの特色ある自然、歴史、文化の学習やグループディスカッション等を実施して参加者の主体性や協調性を高めるものとする予定です。

今後、沖縄県側と実施内容を調整の上、8月頃に募集を開始する予定ですが、若者が平和の大切さを理解することは重要なため、沖縄での交流プログラムでは、信濃の塔もある平和祈念公園の訪問や、佐久市とも関わりの深い糸洲の壕の見学の実施等も検討して、深い学びが得られるものとなるよう進めてまいります。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には多面的視点での平和の意義の普及促進についてお尋ねがございました。

沖縄戦を含むさきの大戦では、300万人を超えるかけがえのない命が失われました。今日の平和と繁栄はこうした尊い犠牲の上に成り立っており、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世につないでいくことは現代を生きる我々の責務であると認識しております。

本年は、戦後80年の節目の年に当たり、県としても、県遺族会と連携した平和の語り部事業や、満蒙開拓平和記念館での元開拓団の御家族との交流事業など関係団体と連携した取組のほか、小中学生を対象とした平和学習パンフレットの改訂などを予定しております。

こうした取組を通じて、様々な観点を踏まえながら、戦争の歴史的事実を風化させることなく、二度と同じ過ちを繰り返さないための教訓を次世代へ継承していくことが重要と考えております。

以上でございます。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）先月、当県議団で中小企業の方々と懇談する機会がありました。トランプ関税によって既に影響が出ている。受注量が減っている。あまりにも理不尽。これまで企業間で努力してつくり上げてきたものをひっくり返された思いだ。政府は毅然と交渉してほしい。中国や東南アジアも貿易摩擦のあおりを受け、大連やタイにある企業の取引でも影響が出ている。とにかく先行きが不透明で踏ん切りがつかないなど、切実な御意見が寄せられました。県内企業の影響をきめ細かく把握していただき、寄り添った対応、対策、支援制度の実施をと要望いたします。

消費税について、社会保障の財源といった議論がありますが、今後、社会保障を支える力をどこに求めるかを真剣に考えなければなりません。導入から36年、増税され続け、中間所得層まで最も重い税負担が消費税となり、格差の拡大を深刻化させました。

一方、大企業がもうかれば国民に波及するとして、法人税減税を繰り返してきました。大企業は利益を増やし、内部留保が五百数十兆円にまで膨らみましたが、設備投資にも賃上げにも結びつかず、経済の低迷を引き起こしました。生活に困る人からも容赦なく安定的に消費税を搾り取るやり方で経済も生活も安定しないのは、この30年で証明されています。

消費税減税が参院選の大争点に浮上しています。世論調査でも、国民の7割が求めています。県財政も大切ですが、知事におかれましては、やはり消費税減税にぜひ賛成するという立場を取っていただきたいと期待しております。インボイスも、これは業者にとっては本当に負担になっておりますので、廃止をとという立場を取っていただきたいと思います。

沖縄との交流連携のテーマに平和をと、1月の沖縄視察で思いを強くいたしました。日本軍の命令によってマラリアの有病地帯へ避難を強制され、マラリアに感染。3,647名の尊い命が犠牲となった戦争マラリアの事実を伝える八重山平和祈念館、沖縄戦を体験した方々の証言に基づき描かれた集団自決を表現した絵画などを展示する佐喜真美術館など、沖縄戦の教訓、軍隊は住民を守らないことを再認識いたしました。

22日の信濃毎日新聞では、「沖縄戦と信州 ともに考える」との特集記事が掲載。TBS報道特集では、久米島で起こった日本軍による住民虐殺の史実が報じられました。歴史を修正しようとする動きを許さず、沖縄戦の真実を学ぶ機会を増やしていかなければと強く感じております。

同じく22日の記事に、「沖縄平和施設 24年度入館3割減」とありました。お二人の知事が戦跡・平和施設を訪問されることで、効果が上がると思います。沖縄県との交流連携の中でそうした機会がつくられていくことを期待し、次の質問に移ります。

行方不明者の搜索の在り方について質問します。

4月2日、佐久市在住で飲食店を営むTさんが、13時頃、図書館に本を返却に自家用車で出かけられてから、そのまま行方不明となりました。妻のMさんが搜索願を提出したのは、その日の夜20時過ぎ。その後、3日、4日と経過する中、心配する関係者は独自に市内の山間部などを搜索。しかし手がかりはなし。そうした中で、どうして防災無線で放送しないのかと関係者の方々が警察署や消防署に連絡。その後、5日の13時36分、佐久警察署から佐久市消防署へ防災無線放送要請が出されます。

消防署職員がMさんを聞き取りし、放送内容を確認後、第1回目の防災無線が流れたのは17時15分。すると、放送を聞いた市内の住民から、昨日似た車両を見つけたとの情報が寄せられ

ます。19時20分、佐久警察署職員が当該地籍で右前後車輪側溝脱輪、乗車なし、施錠ありのTさん所有の車両を発見。夜のため捜索は翌日早朝となり、翌6日6時ちょうど、佐久警察署職員が車両位置から約300メートル進んだ地点の雪上路肩において心肺停止のTさんを見つめました。

御家族、関係者は一様に、なぜもっと早く防災無線を流せなかったのかと憤りを感じておられます。放送が数日後となったことについて、佐久警察署の担当者の方は、自己判断ができています。認知症でなかった。動機が分からなかった。事件の場合、無線を流すデメリットがあると判断した、車両で出かける場合、市外や遠方である可能性もあるということで、総合的に判断したとの回答でした。

そこで、3点質問いたします。

1、長野県警には、行方不明者捜索に関し手順マニュアルというものはなく、国家公安委員会規則第13号行方不明者発見活動に関する規則に基づいて捜索活動を行っているとのことですが、その規則第3条には、「行方不明者発見活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とするものとする。」第1として、「行方不明者の生命及び身体の保護を図るため、迅速かつ的確に対応すること」と書かれています。関係者は迅速かつ的確に対応してもらえなかったと感じていますが、今回の案件についてその規定に沿って捜索が行われたのでしょうか。

2、防災無線をどのタイミングで流すのかは警察の捜索活動の中で判断されるかもしれませんが、捜索願を受理した際に、最初に、防災無線を流す方法もありますよと捜索方法の一つとして紹介すべきだったのではありませんか。行方不明者が何らかの事故に遭っていた場合、発見のスピードが命を左右します。捜索願を提出した届け人に対しどのような説明を現場で最低限行うべきか、行方不明者発見活動に関する現場対応マニュアルを作成すべきではありませんか。

3、行方不明者の情報を即時に地元自治体と共有することが早期発見の可能性を高めると考えます。今回佐久市が正式にこの案件の情報を受けたのは3日後となりました。最近の事例でも、佐久市長は、SNSで行方不明者の情報を提供し、拡散希望と市民に協力を求めています。行方不明者早期発見のために行政との連携の在り方を改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。以上3点を警察本部長にお聞きいたします。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察には行方不明者の捜索の在り方について3点御質問をいただきました。

初めに、佐久市における行方不明事案への対応についてお答えいたします。

県警察においては、御指摘の行方不明者発見活動に関する規則にのっとって対応していると

ころであります。行方不明者届を受理した場合は、行方不明者や使用車両の全国手配、立ち回り予想先の都道府県警察や各警察署に対する早期手配を行うとともに、行方不明の状況に応じて、警察犬やヘリコプター等を活用した搜索、消防団や市町村等と連携した搜索などの発見活動を推進しております。

今回の事案につきましては、行方不明者届受理後、行方不明者の生命及び身体の保護を図るため、全国及び近隣警察署への手配をするとともに、佐久警察署員、本部員らによる搜索体制を構築し、市内及び近隣地域の立ち回りが予想される場所の搜索をはじめ、道路上の防犯カメラの有無の確認等、各種発見活動を実施しております。しかしながら、結果として救助に至らなかったものであり、お亡くなりになられた方に対し心より哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様に対して謹んでお悔やみを申し上げます。

また、搜索状況の進展や特異事項がないことを理由に届出をされた御家族に対し搜索結果や進捗状況の連絡をしなかったことについては、配慮に欠けるところがあったと考えております。

県警察といたしましては、引き続き行方不明事案における各種発見活動に全力を尽くすとともに、県民の皆様の安全と安心を守るため、適切な対応に努めてまいります。

続いて、2点目でございます。防災行政無線の活用やマニュアルについてのお尋ねでございます。

一般的にでございますけれども、認知症の方をはじめとする自救無能力者が行方不明となっている場合等は、時間の経過や気象状況の変化に伴い行方不明者の生命の危険が増大するおそれがあるため、認知段階から行政機関に防災行政無線の放送を依頼するなど、幅広く情報収集をしております。

他方、自救無能力者以外の方が行方不明となっているような場合は、一見事故や遭難の可能性が高いと思われる事案であっても、誘拐や監禁などの犯罪被害に巻き込まれている可能性や自殺企図などを考慮し、公表することが当人の生命、身体に危難が及ぶ可能性もあるため、防災行政無線の放送には慎重な対応が必要であり、早期の実施は控えております。

防災行政無線の運用は市町村によって異なりますが、一般的な手続の流れとしますと、まず警察において届出人から行方不明者届を受理し、事案内容を勘案し、防災行政無線を活用すべき事案と判断がなされれば、届出人に実施の意向を確認した上、市町村または消防から事前に示されている依頼方法により依頼を行っているところです。

今回の事案につきましては、御質問の中でもおっしゃっていましたが、行方不明となった原因、動機が不明であった上、この方は認知症ではないと伺っていたため、何らかの事件、事故に遭遇している可能性があることを考慮し、慎重に対応してまいりました。

また、徒歩や自転車で行方不明となっている場合は移動範囲が限定的で近くにいることが多

く、防災行政無線は有効であると考えますが、今回のように自動車で行方不明となっている場合には、一般的には、移動範囲が広範囲に及び、防災行政無線の放送圏外に移動している可能性も否定できず、効果が限定的なものになるといったことがございます。お尋ねにもありましたけれども、こうした状況を総合的に判断し、直ちに防災行政無線を活用するという判断には至らなかったものであります。

行方不明事案への対応については、国家公安委員会規則や各種の通達等で定められていますが、行方不明事案の初動対応は千差万別であり、事案ごとに臨機応変、柔軟な対応が必要であることから、定型化されたいわゆるマニュアルというものはございません。先ほど御説明いたしたように、例えば、防災行政無線を活用すべき場合とそうでない場合のような言わば経験則に基づく判断基準により事案ごとに対応しております。

また、行方不明事案は進行形の事案であり、行方不明となった背景や行方不明者が置かれている状況が様々でありますので、一概に定型化した対応は定め難いところがございます。したがって、マニュアルを定めて硬直的な対応になるよりも、事案ごとに臨機応変、柔軟に判断し、迅速かつ的確に対応してまいりたいと考えております。

最後に、3点目でございます。行政との連携体制の在り方についてであります。

警察は、個人の生命及び身体の保護を図ることを責務としているため、行方不明者の発見活動においてもその責務を全うするため、迅速かつ的確に対応することとされています。また、行方不明者の発見のため、届出人やその他関係者と適時必要な連絡を取るとともに、発見のために必要があると認めるときは関係行政機関などの協力を求めるものとされております。

県警察としては、今後、さらなる高齢化社会の進展により、高齢の行方不明者も増加する可能性があることから、市町村をはじめとする関係行政機関等との間で構築している発見・保護のためのネットワークを効果的に活用するとともに、同ネットワークがない地域においても、市町村等にその構築を働きかけつつ、関係行政機関との役割分担の上、相互に連携して行方不明者の早期発見・保護に努めてまいり所存です。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）再質問いたします。

Tさんは、夕方にお店に戻ってくる予定だったこと、高齢で糖尿病のために無理できない体調であったことなどから、遠出することはあり得ない、早く見つけてほしいとMさんは再三訴えられています。家出や誘拐といった事件性も低く、何らかの事故に遭われているとして迅速かつ的確に対応すべきでした。搜索願を提出したときにも警察から防災無線についての提案があれば、Mさんは迷わず放送の要請をしていたはずですが、

現場の窓口で搜索願が出された際、最低限何を伝え、何を説明するのか。その対応は統一す

べきです。最低限伝えるべき捜査対策マニュアルは必要ではありませんか。

関係者は、捜査チラシをネットで拡散しました。フェイスブックでは500件以上も拡散されました。行政や市民の協力も得て、防災無線、ラジオ、SNS、長野県警の安全・安心アプリ「ライポリス」も活用できたのかなど、あらゆる方法を使って早期発見に生かせるように連携の在り方も改善すべきではありませんか。もう一度質問いたします。警察本部長よろしく願います。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）最初に警察署の担当者が御家族の方とお話ししたところでどういうやり取りがあったのか、すみませんが私は今おっしゃられたことをそこまで詳しくは分かっていないところでございますけれども、署としては、いろいろとお話を伺った上で、例えば、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、認知症の方が徘徊して出られたという場合ですと、恐らく迷わず防災行政無線をお願いしようという判断をしたと思いますし、また、御家族に対してもそうしましょうというふうに提案したかと思います。

私は、詳細については分からないところがございますけれども、話を聞いている中で、お車でお出かけになっているし、お仕事もされていて、御判断もしっかりされている方なのではないかという判断をした結果ではないかというふうに推察いたします。防災行政無線を活用するかどうかの判断基準については、先ほど申し上げたところでございます。

マニュアルをつくったらよいではないかという御提案ですが、こういう言い方が適切かどうか分かりませんが、マニュアルをつくって、こういう場合はこうする、こういう場合はこうすると事細かく決めてしまいますと、往々にして、それに少しでも当たらない場合にはやらないという消極的な判断に陥るおそれもございます。やはり、警察としては、安全確保が第一で、ある程度経験則によってしまうところがございます。

先ほどストーカー事案の御質問などもいただきましたけれども、それぞれの事案についてこの場合はどうなのだろうということを一つずつ考えた上で判断していくと、あるいはその現場の判断でやるのが通常かと思います。ただ、今回につきましては、結果としてお助けできなかったということは本当に大変残念でありますし、改めましてお悔やみを申し上げたいと思っております。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）もし行方不明となられたその日の晩に放送されていれば助けられたのではないかと。Mさんや関係者の無念は計り知れません。このような悲しい事故が二度と繰り返されないように願い、また、この捜査の関係者の方々には今回の事件をぜひ教訓としていただき、そして、繰り返しになりますが、二度とこのようなことが決して起こらないことを求め、一切

の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、清水正康議員。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君） それでは、早速ですが質問に入らせていただきます。

個別最適な学びについて質問いたします。総合学習、探究を含め、一般質問でも文教委員会でも何度か取り上げているテーマでありますけれども、改めて質問します。

予測が困難で唯一の正解がなくなっていくこれからの時代において、子供たちの希望をかなえるため、子供たちが持てる力を発揮するため、子供たちが力強く生き抜くため、個別最適な学びを全ての子供たちに実現してほしいと考えております。

とても難しい命題ではありますが、「一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できる「探究県」長野の学び」として、個別最適な学びについて、今回は特に3点質問したいと思います。

特別支援学校では、特性を持った子が多く、個別の対応がほとんどとは思いますが、個別最適な学びをどう実現しているのでしょうか。

また、昨年から始まった信州型フリースクール認証制度は、居場所支援型と学び支援型とありますが、運営経費への補助金はもちろん、公に認められることでそれぞれの活動がしやすくなるなど、先進的な取組として内外から大きな注目を集め、評価もされております。

先日、県民文化健康福祉委員会の現地調査で認証を受けているフリースクールにお邪魔し、現状をお聞きする機会がありましたが、不登校の子も大学へ進学するし、社会人にもなる。また、学校へ行けなくてもフリースクールに来ると元気になる子もいるといったお話が印象的でした。

そこで質問ですけれども、フリースクールなど外部の機関へ通う子も望む未来を実現するために、フリースクールも個別最適な学びを実現する場であるべきと考えますが、学校との連携について、学校側からの視点でどのような課題があるか、お聞きします。

また、社会に出る準備の世代として、高等学校における総合的な探究の時間の取組は、予測不可能な時代を力強く生き抜くためにとても有意義と考えておりますが、学校間や生徒間で大きな差があると感じております。3年間で105から210時間というのが現在のカリキュラム上の総数とのことで、やはり幅があります。また、高等学校での個別最適な学びは、学習支援が最も進んでいるとも聞いております。

このことから、あえて総合的な探究の時間における個別最適な学びについて課題をお答えいただきたいと思います。以上を武田教育長に伺います。

次に、中山間地域の農業・農地の担い手について質問をいたします。

食料自給率がカロリーベースで40%にも満たず、他国に頼っている我が国日本ではありますが、世界情勢は予断を許さず、むしろさらに緊張感を増しております。イスラエルとイランは停戦合意といった情報もありますが、そのことを含め、日本人の感覚では理解し難いことが他国の感覚ではあり得るとの認識を持って有事の際に備える必要があり、食料自給率を上げるために危機感を持って農業に取り組まなければいけないと感じております。

また、国土の保全とともに、本県の魅力として、山岳などの景観と同様、農のある風景を後世に残すことは今を生きる我々の使命であると考えます。

しかし、現状は、農業の担い手は減少傾向であり、遊休農地は増えております。特に、中山間地域等の条件不利地域では深刻となっており、農村の地域社会の維持も懸念されております。

国は、食料・農業・農村基本法で掲げる施策の方向性を具体化するために基本計画を策定し、この中で農地が限られた面積しかないことも指摘しております。条件が不利な中山間地域の農地を守っていくことも食料・農業・農村基本法の五つの基本理念に沿うために重要であると感じております。

国も県も、これからの農業・農村、そして食について安定的に継続できるよう取組を進めると認識しておりますが、農家への支援については、農業経営の収益力を高め、農業者の所得を向上させるなど、農業規模拡大や収益性の拡大などを求める内容が主となっており、生産性を上げることが難しい中山間地域が多い本県では、不満の声も多く聞かれます。地元上伊那の市町村からも、農政林務委員会の現地調査において要望書が提出されております。

農業が持続的な発展をするために、農業者の所得の向上は果たさなければならないミッションであることは間違いありませんが、本県においては、それに該当しない、できない農地があることは紛れもない事実であります。

そこで、担い手が減少傾向である中、生産性を上げることが難しい中山間地域の農地をどう維持していくのか、質問したいと思います。

また、2020年の農林業センサスによると、本県の農業従事者の平均年齢は62.4歳、基幹的農業従事者は69.4歳となっており、高齢化は深刻とされております。

しかし、逆に、こういった年齢の方も担い手として活躍できるような環境整備をすればよいのではと考えます。一般常識にとらわれず、高齢化は、問題ではなく、大きな特徴として捉え、生かす。そんな視点がこれからは必要ではないでしょうか。

様々な担い手が活躍するという部分で、半農半Xという言葉が少し前にはやりましたけれども、半農半年金とか年金プラスアルファの農業もしっかりと推奨していく必要があるのではないのでしょうか。もうかる農業のための集約化、効率化だけではなく、小規模農家や兼業農家、自給的農家の活躍も含め、農地を守り、維持するための集約化、効率化も支援するべきだと考

えます。それぞれスマート農業やD X、機械化といった形で労力を削減することで実現も可能と考えます。

そこで、農地の担い手として高齢者が活躍できる農業支援、小規模販売農家、自給的農家が活躍できる農業支援についてのお考えを伺います。

また、担い手となってもらうには、高齢になってから初めて農業に携わるのではなく、現役世代から農業に関わる機会があることが重要であります。以前に自身の経験から提案させていただいておりますけれども、現役世代が農業を経験する機会の創出についてお答えください。以上3点を村山農政部長に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）個別最適な学びについて3点御質問をいただきました。

まず、特別支援学校における個別最適な学びの実現についてでございます。

特別支援学校では、障がいのある児童生徒が学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を身につけるための教育を行っております。そのため、教員を手厚く配置するとともに、児童生徒一人一人の願いや客観的な評価等に基づき作成した個別の指導計画により、個々のニーズに応じたきめ細かな支援を実施しているところでございます。具体的には、本人の興味関心を取り入れた学習や、I C Tを活用した分かりやすく楽しい学習、さらには、医療や福祉と連携した学習の支援など、様々な観点からその子にとって最適な学びを実現するよう取り組んでいるところでございます。

今後、特別支援学校において、児童生徒の夢や願いを大切にしながら、一人一人の可能性が最大限に伸びるよう、個別最適な学びの充実に努めてまいります。

続きまして、フリースクールなど外部機関と学校との連携の課題についてでございます。

不登校児童生徒の増加に伴い、学校外の多様な学びの場では、子供たち一人一人の状況に即した学びへの支援が行われていると承知をしております。

フリースクール等に通うことが在籍校の出席扱いになるかどうかは在籍する学校長の判断によるものであり、学校としては児童生徒の出欠状況や学びの様子を適切に把握する必要があることから、フリースクール等との連携は不可欠であると認識しております。

しかしながら、こうした連携を進めるに当たっては、学校の教員の時間の確保や、担任に任せのみではなく、学校として組織的な連携の仕組みの構築が課題となっております。このため、昨年度から、学校とフリースクール等との連携のため、教育事務所に不登校支援機関連携推進員を配置し、両者の連携強化に取り組んでいるところでございます。

今後とも、学校がフリースクール等と連携を深め、子供の学びの保障が行われるよう取り組んでまいります。

次に、総合的な探究の時間における個別最適な学びについてでございます。

総合的な探究の時間は、生徒が自ら課題や問いを立て、情報収集・分析を行い、他者との協働を通して、課題発見、解決能力を高める重要な学びの機会であると認識しております。

県内の高校では、全職員が一体となって組織的に生徒の支援に当たり、地域や大学・企業などの外部人材と連携して地域課題に取り組み、生徒の資質能力を育てている学校がございます。

一方、生徒一人一人の探究テーマが多岐にわたり、生徒自身の興味関心の度合いにより主体性や意欲に差が生じてくるとともに、それに対して教員が十分に寄り添えていない現状が一部にあることも承知しております。

そのため、例えば探究プラットフォーム事業や長野県高校生探Qフェスティバルにおいて、年間を通じて各学校の体制づくりの支援や教員に実践的な知見を得る機会を設けているところでございます。

今後も、これらの施策により教員の伴走力を高め、各校の総合的な探究の時間をより一層充実させ、予測不可能な時代を力強く生き抜くために、生徒が生涯にわたって学び続け、新たな価値を創造できるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、中山間地域の農地の維持についてでございます。

昨年度、県内全ての市町村で策定された地域計画において、10年後の担い手が明確になっていない農地が約4割あることが判明し、担い手の確保育成が急務であると改めて認識したところでございます。

特に、中山間地域の農地を維持していくためには、担い手の確保育成のほか、地域住民が一体となった取組が重要と考えており、これまでの集落営農組織等の育成に加え、スマート農業機器等を活用し農作業を請け負う農業支援サービス事業体の育成、農村RMOの形成による地域ぐるみでの農地保全体制の強化などの新たな取組も始めているところでございます。

今後は、これらの取組を一層加速化させるとともに、地域ごとに守るべき農地の担い手を明確化し、必要に応じて基盤整備などの支援も行うことで、中山間地域の農地の維持に取り組んでまいります。

次に、高齢者や小規模農家等への支援についてでございます。

県では、これまで、定年を機に就農を考えている方を対象とした定年帰農講座の開催、地域で共同利用できる農業機械の整備や軽量作物の導入支援などに取り組んでいるところでございます。また、地域が共同して取り組む活動に対しては、中山間地域等直接支払事業で継続的な

農業生産活動を幅広く支援しており、今年度からは、将来に向けた体制づくりやスマート農業による作業の省力化に向けた取組を支援する組織が新たに新設されております。

今後も、高齢者や小規模農家等の方に活躍いただけるよう、従来からの取組に加え、新たな支援措置も積極的に活用し、ソフト、ハード両面から支援をしてまいります。

最後に、現役世代が農業を経験する機会の創出についてでございます。

現在、県の農業大学校において、現役世代の方が参加しやすいよう1泊程度の日程で農業を体験できる入門研修を開催するなど、農業を肌で感じ基礎的な技術を学んでいただく取組を行っているところでございます。

さらに、JAグループと連携し、農業バイトアプリを活用して短時間でも農業を経験できる機会を創出するとともに、市町村などが実施するワーキングホリデーなどについてもウェブサイト等を通じて積極的な活用を進めているところでございます。

今後も、これらの取組を通じて、より多くの現役世代の方に農業に興味を持ってもらい、将来的に様々な関わり方で農業に携わっていただけるよう、PRも強化しながら機会の創出に努めてまいります。

以上でございます。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）お答えいただきました。

まず、特別支援学校に通う児童生徒さんに対してという部分ですけれども、様々な視点からというお話がありました。もちろん、そういった部分でお願いしたいと思うのですが、この学びという部分で、実は、先日、当事者の方からお話を聞く機会がありました。本人の気持ちよりも、これくらいでいいだろうなどという周りの判断が優先されてしまって、本人のもっとチャレンジしたいなどとの気持ちが優先されなかったということもあったそうであります。

そういったことも含めまして、学びという部分で、医療機関も含めて、外部の携わる人が多いほど、本人の気持ちが選択されないという可能性もあるのかなと感じた次第であります。ぜひ気をつけていただきたいというように思います。

そして、フリースクールですけれども、先生の時間の確保などという課題は、そのとおりだなというふうに思うのですけれども、出席扱いだけではなく、学びという部分で、例えば、小学校、中学校でしたら義務教育の期間ですので、学校と同等になるような支援を県のほうでもっと考えてもいいのではないかと。このフリースクールの認証制度は、とても評価も高くすばらしいと思うんですけれども、学校と同等になるようなこともこれから考えるべきかなと、そのようにも感じております。

高等学校ですけれども、総合的な探究の時間は、幾つかの事例等も含め、これは生徒の将来

に大きな影響を与えますので、この個別最適な部分、いろいろな子がその時間を共有できるようにお願いしたいというように思います。

中山間地域の農地についてですけれども、様々な形で考えていただいていると理解しましたがけれども、やはり稼げる農業がメインであるというようにどうしても感じてしまいます。本県はこの中山間地だからという部分をもっと明確に打ち出していくべきではないかと、そのように思います。私もまた提案したいと思いますので、御検討のほうをよろしくお願いいたします。

現役世代がという部分では、農業大学校等の取組、1泊2日もいいですけれども、私個人的には、農業バイトアプリをもっと広く周知して取り組むようなことが行われればいいんじゃないかと、そのように感じております。

最後の質問になります。D Xによる持続可能な社会の実現についてということで質問いたします。

人口減少や少子高齢化が進む中で、中山間地域が多い本県が、暮らしの利便性向上や産業の生産性向上など、地域の課題を解決し、持続可能な社会を実現するには、様々な分野におけるデジタル技術の活用やD Xの推進が効果的かつ重要であります。さきに挙げた個別最適な学びや中山間地の農業もしかりです。これまでの常識にとらわれず、新しい未来をつくり出す決意を持ってD Xを進めるべきであります。

特命を受けて職に就いた新田副知事に、持続可能な社会の実現のためにD Xの取組をどう進めるか、お聞きいたします。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君） 私には持続可能な社会の実現に向けたD Xの取組について御質問をいただきました。ここ数年で生成A Iの急速な進化が見られるように、近い将来、A Iが私たちの日常の生活の様々な行動を代行するなど、デジタル技術が社会の姿を劇的に変えると予想しています。

こうした状況を見据え、本県では、新たな技術に適応しながら、人口減少下でも持続可能な社会が実現できるよう、今年3月、暮らし、産業、行政の視点からD Xを加速させる3か年の実行計画となる長野県D Xアクションプランを策定しました。このプランには、14分野での取組を掲げ、うち重点的に進めるものとして、まず暮らしの視点から、教育分野では小規模校で専門性を有する教員によるオンライン授業の実施、医療分野では僻地などでのオンライン診療の普及、防災・減災分野では災害時にドローンによる生活必需品の配送体制の整備など。

次に、産業のD Xとして、農業分野では、水管理の省力化につながる自動給水栓や、肥料・農薬散布用ドローンなどスマート農業の普及、観光分野では、観光施設や交通機関の検索や予約の機能を一元化する観光M a a Sの普及、こういった取組を掲げています。

さらに、行政のＤＸについて、住民が庁舎で書かずに、庁舎へ行かずに手続きができるスマート窓口の整備を県内全ての市町村が連携して取り組むことなどを掲げています。

このアクションプランを全庁的に推進する体制として、今年３月、知事をトップとする部局横断の長野県ＤＸ推進本部を設置したところであり、各部局がＤＸに関わる問題意識や取組の方向性を共有しながらプランに掲げる取組を着実に進めてまいります。

ＤＸを担当する副知事として、また、最高デジタル責任者ＣＥＯとして新たな技術の動向を敏感に捉えながら、各部局が自分事として当たり前にデジタル技術を活用して持続可能な社会の実現に向けて取組を進めていけるようしっかりと統括してまいりたいと考えております。

以上です。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）行政が率先してＤＸを進めることをお願いしまして、質問の一切を閉じたいと思います。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後２時39分休憩

午後２時55分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

続木幹夫議員。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君）塩尻市区の続木幹夫です。順次質問に移ります。

まず、信州Ｆ・ＰＯＷＥＲプロジェクトの反省と教訓について伺います。

本年４月、信州Ｆ・ＰＯＷＥＲプロジェクトにおける木質バイオマス発電所の運営が、ソヤノウッドパワーから綿半ウッドパワーに事業が継承されました。その後、私は、順調に稼働しているかどうか心配になり、度々発電所のある塩尻市片丘を訪れて、外から貯木場を観察しています。確かに、征矢野建材の頃より燃料となる木材が多く積まれているように見受けられ、報道によれば、継続的に95%の出力で稼働しているとのことでもあります。

なぜ征矢野建材でできなかったことが綿半ホールディングスでできるようになったのか。それは、端的に言って、資本力の差であります。旧征矢野建材の資本金は平成23年の時点で2,500万円であり、綿半ホールディングスの資本金は11億円余りで、征矢野建材の約45倍であります。

綿半ホールディングスは、引き継ぐと同時に処理能力の高い大型破碎機を導入し、ピンチッ

プの生産能力を従来機の15倍の1時間当たり30トンに高め、また、飯田市の三遠南信道龍江インターに隣接する産業団地に2ヘクタールの用地を取得して、地元林業者と連携し、燃料チップの供給のための集材、破碎を行う拠点を造成いたしました。これは、綿半ホールディングスであるからこそできたことであります。

信州F・POWERプロジェクトは、公共事業ではありませんが、県が24億円もの助成金を拠出して行った事業ですから、非常に公的な事業であると言えます。そして、県は、本年4月に、「今後の共創・協働の推進に向けたポイント（留意点）について」を提示し、これまでの信州F・POWERプロジェクトについて振り返り、頓挫した原因などをまとめました。しかし、この内容は、県議会や記者会見などで再三求められてきた検証とはかけ離れたものであり、責任の所在も明らかにせず、あたかも傍観者のような内容であるとして誠に不評であります。

平成24年9月定例県議会において初めてこの計画が報告されました。報告直後から、一部の議員から、計画が大き過ぎる、縮小すべきだとの声がありましたが、私は、塩尻市に全国最大級の木質バイオマス発電所ができれば、地元にもたらす経済波及効果も大きなものがあるだろうと、一貫してもろ手を挙げて賛成してきましたので、私には責めたり責任追及をする資格はないと自覚はしております。しかしながら、今後も、県が多額の助成金を民間企業等に交付して進めるこうしたプロジェクトはあると思いますので、このたびの挫折を教訓とするために幾つか質問してまいりたいと思います。

信州F・POWERプロジェクトは、私が1期目の平成23年に、まず、事業主体は征矢野建材、建設地は塩尻市片丘地区が大前提で計画が立ち上がり、県は、東京大学の井上雅文准教授を座長として、信州大学教授や当時の塩尻市副市長らで構成された信州F・POWERプロジェクト推進戦略会議を立ち上げ、信州F・POWERプロジェクト事業計画を策定しました。

この計画を見て、木質バイオマスには全く門外の私が即座に思ったことは、建設計画地には水源がなく、電源に必須の水はどうするのだろうかということでした。実際、その後、建設に当たっては、特殊で高価な空冷式の発電所となり、これが後に経営を圧迫することにもなりました。

そこで、林務部長に伺いますが、東大准教授をはじめ専門家らによって構成された戦略会議において、建設計画地に水がないことを指摘する意見は出なかったのでしょうか。また、金融機関から経営計画の甘さを危惧され、なかなか融資が得られず、発電事業の操業が5年も遅れました。計画当初からこの計画は規模が大き過ぎるとして内外から縮小の意見が上がっていましたが、推進会議ではそうした意見は出なかったのか、林務部長に伺います。

また、稼働当初から燃料となる材が足りないとの情報が私の耳に入っていたものですから、実際はどうなるのか、私は、折に触れ、林務部に対して運営状況や経営状況を調査し、開示す

べきではないかと訴えてきましたが、担当者からは、決まって、経営状況については民間企業にとって非常にセンシティブな部分なので、全ての公開や開示を求めることはできないとの返答でありました。私や県民には、征矢野建材及びソヤノウッドパワーが危ないらしいといううわさレベルの情報しか得られず、非常にいら立ったのを覚えています。

私は、このたびのてんまつは、公的な事業の推進において典型的な悪い面が出てしまったのではないかと思います。それは、一般的に、公共事業は、一度予算がつくと、たとえ様々な懸念が指摘されても、一度立ち止まり、計画を修正することなく、あくまでも当初の計画どおり進んでいってしまうケースが多々あるということです。

そこで、知事に伺います。

今後も、このような大きなプロジェクトを立ち上げるに当たっては、専門家などと検討するかと思います。その際は、ゼロベースで検討し、もし懸念材料があれば、計画の変更、場合によっては中止することも必要かと考えますが、いかがでしょうか。また、民間企業等に対し補助金を交付するに際しては、当該団体等に対して運営状況について定期的に報告を求め、県が行う調査や検討結果を県民に対して極力開示すべきと思いますが、知事に伺います。

次に、ユニバーサル就労の促進について伺います。

ユニバーサル就労とは、障がいの有無にかかわらず、心身の不調や長期のブランクなどによる働きづらさを抱えすぐに就労することができない人に、一定の配慮と支援をすることで社会復帰を促す取組のことです。

今、我が国は、生きづらさや働きづらさを感じ、いわゆるひきこもりの状態の人が増えています。外出をほとんどしない状態が長期間続くひきこもりの人は、全国で推計146万人に上ることが内閣府の調査で分かりました。ひきこもりになった主な理由は、一つとして、およそ5人に1人が新型コロナウイルスの流行を挙げ、コロナ禍での社会環境の変化が背景にあることをうかがわせる結果となりました。本県においても、コロナ禍のひきこもりに関する動向はどうなっているのか調査をすべきと思いますが、健康福祉部長に伺います。

そして、今、こうしたひきこもり状態の人たちが、就労継続支援A型事業所における訓練等を通じて一般就労を目指すケースが多くありますが、運営の難しさから、全国の就労継続支援A型事業所は令和6年3月をピークに減少傾向にあります。そこで、本県におけるここ数年のA型事業所の推移はどうなっていますでしょうか。健康福祉部長に伺います。

また、全国的には閉鎖に追い込まれる事業所が増えています。本県におけるA型事業所への支援はどうなっているのでしょうか。健康福祉部長に伺います。

さらに、千葉県では、病気やひきこもり等々の理由で働きづらさを抱えている方々を対象に、新たな就労支援体制の構築を目指しユニバーサル就労ネットワークちばを立ち上げ、ひきこも

り状態にある方の社会復帰を促しています。本県においても、本人の意向に沿った就労支援を通じてひきこもり状態から社会復帰を目指す支援体制の強化が必要と思いますが、以上、健康福祉部長に伺います。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君） 信州F・POWERプロジェクトに関する御質問でございます。

まず、プロジェクト推進戦略会議における水の確保に係る議論についてでございますが、建設計画地は水が少ない地域であることに加えまして、計画当初は温水による熱利用が検討されておりましたことから、推進戦略会議の中でも、水の確保は課題であることが指摘され、十分に議論がなされておりました。

続きまして、発電施設の規模に関する議論についてでございますが、プロジェクトの関連事業につきましては、発電施設の規模を含めまして、計画の策定段階から、推進戦略会議において相当な期間を費やして様々な検討・分析がなされたところでございます。その上で、発電施設の規模につきましては、こうした議論や発電用原木の生産見込み、一定規模の施設とすることによります発電効率性の確保などの観点を踏まえ、事業主体におきまして経営判断として決定したものと承知しております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には信州F・POWERプロジェクトの反省と教訓について2点御質問をいただきました。

まず、大きなプロジェクトを立ち上げるに当たってゼロベースで検討し、懸念材料があれば計画の変更、場合によっては中止も必要と考えるのがいかにかという御質問でございます。

続木議員の御質問にもありましたように、今回、F・POWERプロジェクトが当初の計画どおりに事業が進捗しなかったということは、我々としても真摯に受け止めなければいけないというふうに思いますし、様々な教訓を今後に生かしていくことが大変重要だというふうに思っております。

県が関与するプロジェクトには、県が主体となるもの、それから他の主体に対して補助金等を交付し支援するもの、あるいはその他の協力を行うものなど様々な形態がございます。もとより、県が主体となる事業につきましては、最初から最後まで県がその責任において事業を実施するという形になりますので、計画の変更や計画の中止も含めて、場合によっては県議会の皆様方の御理解をいただきながら主体的に行うという形になります。

一方で、事業主体が県以外となるものについては、県の役割や関与できる範囲には一定の限界があるところでございます。そのため、今回、F・POWERプロジェクトの教訓も踏まえ

て、今後の共創・協働の推進に向けたポイントというものを取りまとめさせていただいたところでございます。今後、県としては、この留意点をしっかり踏まえながら取組を進めていかなければいけないというふうに考えております。

特に、御指摘がありましたように多額の財政負担が伴う協働・共創の取組につきましては、まず事業主体の選定、相手方の選定からしっかり行っていくということに加えて、事業の必要性の有無、財政システムの適正性、あるいは県として役割を担う範囲、こうしたことについての多角的な観点からの検討が必要だというふうに考えております。また、共創・協働におけるリスクにつきまして、事業分野に精通した専門家など幅広い分野の外部有識者の協力を得るなど、事業内容や規模に応じた評価・検討を行っていくということが重要だというふうに思っております。

続木議員の御指摘のとおり、今回の教訓を私どもとしてもしっかり生かして今後の取組を行っていききたいというふうに考えております。

それからもう一点、民間企業に対して補助金を交付する際に、運営状況について定期的に報告を求め、県が行う調査や検査結果を県民に対して極力開示すべきと考えるがいかがかという御質問でございます。

県の補助金等交付規則におきましては、実績報告のほかに、必要に応じて事業の遂行状況を報告させることができるという形になっております。一方で、個別の企業・団体等の販売計画、営業計画等については、総じて秘匿性が高いことから、公開することにより当該法人・団体の正当な利益を害するという事で、情報公開条例における非公開事項に該当してしまうことになります。このため、「今後の共創・協働の推進に向けたポイント（留意点）」の中で、この点についても今回の教訓として整理させていただいております。

まず、企業等の民間事業者と共創・協働の取組を行う場合は、民間事業者に関する情報の提供には一定の限界があるということを経験を踏まえては県民の皆様方とも共有する。その一方で、取組に関連する重要な情報に関しましては、外部への情報提供の在り方等について事前に民間事業者と取り決めておくことなどを検討する必要があるという形で整理しているところでございます。

今後、今回取りまとめたポイント（留意点）を踏まえて、事業への当てはめ方をどうするかということについて具体的な検討を行い、しっかり対応していきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には3点お尋ねがございました。

初めに、ひきこもりに関する動向調査の実施についてでございます。

議員御指摘のとおり、経年変化を含めたひきこもりに関する調査は、県の施策を検討する上

で意義のあるものと認識しております。一方、平成31年に県内民生委員に対するアンケートにより行った調査では、ひきこもり状態にある一人暮らしの方の情報収集が極めて困難であったことから、民生委員の皆様は時間的・労力的に多大な御負担をおかけするなど課題もあったところでございます。

加えて、昨今では、個人のプライバシー保護の観点から特に慎重な配慮が求められていることから、調査の在り方や方法については、市町村や関係団体等との連携、人的・財政的リソースの確保を含め、今後研究してまいります。

次に、A型事業所の状況及び支援策についてでございます。

本年3月現在の県内A型事業所数は75か所、利用者数は1,200人となっており、5年前と比較して、事業所数は20か所、利用者数は約400人増加しております。しかしながら、一部のA型事業所の経営が厳しくなっている背景としましては、昨年度の報酬改定で、生産活動が低調な事業所への評価が厳しくなるなど、配点が見直されたことがございます。

これを踏まえ、県では、A型事業所の生産活動の活性化を含めた安定運営を図るため、業務効率化に向けたICT導入の支援、人材確保や職場環境改善の取組に対する助成、賃金向上達成指導員配置加算等算定可能な報酬の情報提供などを実施しており、引き続きA型事業所に対して必要な支援を行ってまいります。

最後に、ひきこもりの本人の意向に沿った就労支援についてでございます。

県では、ひきこもりの方を含む生活困窮者からの就労や生活全般の相談に応じるため、県下26か所に生活就労支援センター「まいさぼ」を設置しております。まいさぼでは、ひきこもりの期間が長いなどの理由によりすぐに就労することが困難な方については、県が実施する就労準備支援事業につないでおり、身だしなみや挨拶に関する指導助言、基本的なコミュニケーション力の育成など、本人の状況に応じて丁寧な支援を行っております。

さらに、就労準備支援事業を利用してもなお一般就労への移行が難しい方に対しては、清掃や農作業の補助業務に従事しながら就労支援プログラムに基づいた訓練を受けていただく中間的就労を紹介しているところです。引き続き、まいさぼにおけるきめ細やかな就労準備支援、中間的就労等により、ひきこもりの方の意向に寄り添った就労支援を行ってまいります。

以上でございます。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君）信州F・POWERプロジェクトについては、今のところ順調に稼働しているようですので、このまま順調に稼働していくことを願って、今回でこの件についての質問は最後にしたいと思います。

ユニバーサル就労につきまして、以前、本会議において、8050問題について議論された経過

がありますが、このとき、ひきこもりも一つの生き方で、行政などが家庭に首を突っ込むようなことをすべきではないという意見もありました。しかし、ひきこもり状態にある人の中には、社会復帰したいのに踏ん切りがつかない人もいて、こうした方々の背中を誰かが一押しすることにより社会復帰した事例も多くありますので、そうした支援の強化を要望して、次の質問に移ります。

次に、米の政策について伺います。

私は、お米を買ったことがありません。私の家の倉庫には売るほどのお米があります。私は40年間稲作を行ってきました。しかし、今のままの販売価格では、収支計算をしてみると当然赤字であります。にもかかわらず、なぜ稲作を続けてきたのか。その一つの理由は、先祖伝来の農地を荒らしておくことができないこと、そして、何より、私の家の倉庫に私と子供たち家族1年以上の米が保管してあることは、とても安心感を得られることであります。

さらに、1993年、冷夏による米不作で平成の米騒動が起きました。このとき、私は、いずれまた何かの理由で米不足騒動が起きるのではないかと考え、お米を作り続けてきました。そして、予感当たってしまい、今日の令和の米騒動が起きてしまいました。

そこで、私は生産者の立場でこのたびの米騒動について質問したいと思います。

令和の米騒動の特徴は、価格高騰であります。去年の2倍以上の価格となり、政府は、今、米価格の低下に躍起となっています。

そこで、まず、このたびの米騒動は、これまで進めてきた農業政策の何に起因して起こってしまったのか。県農政部の見解を農政部長に伺います。

このたびの米騒動が起こってしまった原因について様々語られていますが、直面している問題として、米価格高騰によって生活困窮者への米供給が滞っていて、特にフードバンクやこどもカフェへの寄附が極端に減り、困窮しているとのことでもあります。

そこで、本定例県議会において、フードバンク団体への米等緊急支援事業として9,335万円が計上されました。直ちに執行していただきたいのですが、その支援方法は、米券や現物支給ではなく、フードバンクが米を購入した費用を県が負担するとのことでもあります。こうした方法ですと、あまねく全ての生活困窮者にお米が届くのか、懸念が残ります。

その理由は、まず、フードバンクが購入したお米は各地域のこどもカフェに分配されるわけですが、周辺部にはこどもカフェがないところが多く、全ての生活困窮者家庭の子供がこどもカフェを利用しているわけではなく、また、こどもカフェは生活困窮者でない人も利用しています。したがって、こどもカフェへの食料品の現物支給ということでは、生活困窮者の子育て世帯等を中心に幅広く支援するというこの事業の目的からずれるのではないかと思います。

したがって、ガソリン券同様、住民税非課税世帯の家族の人数に比例して市町村役場等を通

じて米券を配付するべきと考えますが、健康福祉部長に伺います。

いずれにしても、いまだこのたびの米騒動の明快な原因は解明されていませんが、減反政策から米増産に180度転換しなければならないことは明白であります。しかしながら、耕地面積が狭く中山間地に小さな田んぼが点在している本県にとって、農地を集積し、規模拡大することは困難であります。

そこで、本県における増産の方策として幾つか提案してまいります。

中山間地の田んぼは、単に米生産の場ばかりでなく、洪水防止、土砂災害防止など多面的な役割を果たしていて、ある種の社会インフラと捉えるべきであります。したがって、中山間地の小規模田んぼを維持することは重要です。

しかし、今、こうした中山間地の状況は、先ほど清水議員が述べたとおりであります。中山間地の他の社会インフラであるとするならば、国や地方自治体は公費を投じてその維持を図らなければならないと思います。

これまでの本県における土地改良事業は、減反政策に沿って田んぼから畑に転換する土地改良事業を進めてきましたが、この施策を見直し、田んぼを1区画の併合拡大とともに、こうした中山間地の田んぼ保全にも事業費を厚く充当していくべきではないでしょうか。農政部長に伺います。

いずれにしても、今後、稲作農家を維持していくには、低コスト稲作と反収の増加策を図らなければならないと考えます。低コスト稲作の一つの方法として、乾田直播が注目されています。農業試験場において乾田直播の試験栽培と普及を図るべきだと思いますが、伺います。

さらに、反当たりの増収方法として、刈り取り後に耕起せず、もう一度同じ穂から収穫する1.5期作も注目されていますが、本県においても1.5期作が可能かどうかの試験を農業試験場において行うべきと考えますが、農政部長に伺います。

また、我が国はお米のゲノム解析の研究が断トツで世界トップです。そこで、本県の気候に合ったおいしい多収米の開発も農業試験場において品種改良をすべきと思いますが、農政部長に伺います。

また、本県のお米のブランド化も必要と考えます。毎年の猛暑により、今や良質米の産地は新潟県ではなく、北海道や標高の高い本県です。今後は、科学的分析による食味値の高さを売りにした長野県産米のブランド化を図るべきと考えますが、農政部長に伺います。

政府は、米の輸出について、2030年までに24年実績の4.6万トンから8倍の35万トンとする目標を掲げました。現時点では米の輸出促進という状況ではありませんが、今後の米の生産拡大という面から、また有事には輸出米を国内消費に回すための食料安全保障という観点からも輸出拡大を図らなければならないと考えます。本県としてどのような策をもって輸出拡大を

図っていくのか、伺います。

最後に、今、連日のようにメディアでは安い備蓄米を求めて行列がなされている光景が流れていて、昨年産米の米の割高感をあおる報道もあり、消費者は不安を募らせていて、買い占めを誘発する一因ともなっています。

総務省の家計調査の集計では、2024年度の2人以上の家庭の米購入量は、この米価格高騰下であっても前年比6.7%増加していることが分かりました。したがって、米離れは起きておらず、こうした消費者の行動が一層、米不足感を増幅しているようであります。

私は、8月になり、新米が出始めるときになれば、民間や生産者が今抱えている在庫米が一気に吐き出されてくると思います。改めて、生産、流通、消費、それぞれの関係者が安心できる取組が必要と考えますが、農政部長に所見を伺います。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には米関係で6点御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

初めに、今回の米騒動の農業政策上の要因についてですが、国は、米の需給見通しの予測の基となる統計手法に一因があるとして、作況指数の公表を取りやめるとしてありますが、これら農業政策上の要因以外にも、猛暑の影響による流通の減少や急激な需要拡大など様々な要因が複合的に絡み合ったものとの指摘もあり、現在詳細な要因分析が行われているところでございます。

次に、中山間地域における水田の保全についてでございます。

本県では、平たん地域を中心に、水田の区画拡大とともに、麦、大豆等の栽培のための水田の汎用化、高収益作物を導入するための水田の畑地化などの基盤整備に取り組んできたところでございます。また、営農条件が不利な中山間地においては、地形条件に応じて生産効率を高める水田の区画拡大を実施しており、これに併せて用水の管理を省力化できる自動給水栓の導入などの基盤整備も進めているところでございます。

今後も、地域が目指す農業の方向性を踏まえながら、水稻中心の営農を目指す中山間地域においては、こうした基盤整備に事業費を重点的に配分し、水田の保全を図ってまいります。

次に、農業試験場における試験研究等についてでございます。

代かきをせずに直接水田に種をまく乾田直播栽培は、本県では平成15年に指導者向けのマニュアルを作成しましたが、有効な雑草防除対策が少ないことなどにより、県内での普及は困難な状況です。このため、本県では、雑草防除が比較的容易な、代かきをして直接水田に種をまく湛水直播栽培の普及を図っているところでございます。

1.5期作につきましては、福岡県で通常の約1.3倍の収量を得たとの国の研究機関の報告がご

ございますが、冷涼な本県においては、2回目の収穫までに必要な温度が足りないことから、増収技術とすることは難しいと考えております。

品種開発につきましては、食味が良く、多収の県オリジナル品種「風さやか」を平成23年に開発し、普及しているところでございます。今後は、温暖化が進む環境下においても品質と収量を両立できる新たな品種開発を進めているところでございます。

次に、食味値を売りにした米のブランド化についてでございます。

県では、平成16年度から、全国に先駆けて県産米のおいしさと品質を審査・認定する長野県原産地呼称管理制度の認定を開始し、米の品質向上とブランド化に取り組んでおり、この認定に当たっては、参考値として、客観的指標である食味値を取り入れております。今後も、原産地呼称管理制度による認定米をはじめ、全国トップクラスの1等米比率を誇る県産米の品質や食味の良さを、食味値等の客観的データも活用し、PRすることで、さらにブランド力を高めてまいります。

次に、米の輸出についてでございます。

国内の人口減少により、今後さらに主食用米の国内需要が減少すると見込まれることから、生産者の所得確保には輸出という新しい販売チャネルも必要と考えています。

県では、第4期長野県食と農業農村振興計画などにおいて、台湾、香港、アメリカ、シンガポールを輸出重点国として位置づけ、集中的な現地プロモーションの実施や現地バイヤーの産地招聘などにより流通業者との関係強化を図っているところです。現在は、米の品薄感に対応するため、国内での流通を第一に進めていますが、将来を見据え、国際市場における県産米の評価を高めることで米の輸出拡大につなげてまいります。

最後に、生産から消費までの関係者が安心できる取組についてでございます。

県では、米の価格高騰と品薄感の状況を把握するため、生産者や集荷・卸売業者、小売、消費者などから意見を聴取したところ、主食用米の増産を求める声のほか、県産米の県内流通量の拡大や、小規模店舗への安定した供給などに関する意見が聞かれました。

こうした意見を踏まえ、県では、生産、流通、消費の関係者による長野県産米確保・流通等検討会議（仮称）を新たに設置し、県産米の安定確保及び円滑な流通に向けて課題を把握するとともに、その解決方法を検討してまいります。将来にわたり、生産者が持続的に米を作り、消費者が安心して入手できるよう、国との連携を図りながら、県としてもしっかりと取り組んでまいります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には住民税非課税世帯に対するお米券の配付についてのお尋ねでございます。

お米券の配付につきましては、生活困窮者に対する支援の方法の一つであると認識しておりますが、県では、物価高に対する生活困窮世帯への支援として、国の給付金に加え、今年1月補正予算で計上した低所得世帯に対する2万円の給付金の支給を市町村を通して既に始めており、9月までに全対象者に支給する予定でございます。

また、これまでも、生活就労支援センター「まいさぼ」への相談者に対し、長野県フードサポートセンター「ふーさぼ」を通じた食料支援を行っておりますが、今般の米の価格高騰や品薄感に対応するため、本定例会において、米などの食料購入費の増額や支援体制を強化するための補正予算案を提出させていただいたところです。

これらの取組を通じて、生活困窮者に対する米をはじめとする食料支援が十分に行き渡るよう努めてまいります。

以上でございます。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君）今、小泉農水大臣は、お米の価格低下に躍起となっています。現在、米作り農家の平均年齢は68歳で、私もこの8月で68歳となりますが、もうそろそろお米作りがきつくなってきて、やめようかと思っているところであります。今後、米作り農家が激減していくことは確実です。政府には、一刻も早く米生産者の確保育成策も打ち出していただくことを切望して、一切の質問を終わります。

○議長（依田明善君）次に、清水純子議員。

〔39番清水純子君登壇〕

○39番（清水純子君）それでは質問に入らせていただきます。

物価高が続く中、物価上昇を上回る持続的な賃上げを通じて経済の好循環を安定して実現していくためには、中小企業の賃上げのための原資を確保していくことが必要であり、そのための適切な価格転嫁の促進と生産性の向上が極めて重要です。地元中小企業経営者からは、取引先に価格交渉を申し出ても受け入れられない、価格転嫁の必要性は理解されていても、競争環境が厳しく、転嫁に踏み切れないといった声が多く寄せられています。

こうした状況を踏まえ、県としてどのように価格転嫁の促進と、それによる賃上げの実現を後押ししていくのか。以下、具体的にお尋ねいたします。

帝国データバンクの2025年2月の調査によれば、本県の価格転嫁率は43.7%と、全国平均を上回るものの、依然としてコスト上昇の半分以上を企業が自己負担している状況です。とりわけ、小売業や運輸・倉庫業など構造的に価格転嫁が困難な業種では、賃上げ原資の確保すら難しいという実態があります。

県では、これまで、下請かけこみ寺や長野県よろず支援拠点、パートナーシップ構築宣言企

業の支援などを通じて価格交渉支援に取り組んできたと承知しております。物価上昇が継続する中で、これらの支援策は十分に機能しているのでしょうか。具体的な県内中小企業に対する価格交渉・転嫁の支援実績や効果、また、相談件数や支援を受けた企業の成果等について伺います。

今回、県では、長野県物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0を作成し、さらなる対策を講じるとされておりますが、この内容も含めてお聞きしていきます。

現在、価格転嫁支援は、業種横断型が中心となっており、一律の支援策では、特に価格転嫁が難しい業種や従業員数10人未満の小規模事業者への効果が限定的です。こうした実態を踏まえて、業種別・費目別の価格転嫁率の把握と、それに基づく専門人材の派遣等、きめ細かな支援の重点化が必要と考えますが、県としての現状把握と対応について伺います。

中小企業の価格交渉を阻んでいる背景の一つに、取引継続への不安、報復的な取引停止への懸念があります。このため、発注側の理解と責任ある行動が不可欠であり、県としても下請法や独占禁止法の遵守を促す働きかけや商工団体を通じたガイドラインの徹底が求められます。県は、大手取引企業に対して、適正取引やパートナーシップ構築を求める姿勢をさらに強める考えはあるのか、伺います。

価格転嫁は、何よりも交渉力が不可欠です。交渉スキル向上を図るための実践的な研修、ワークショップの充実や地域商工団体との連携強化とともに、各商工会、商工会議所単位でのきめ細かな交渉スキルの向上を今進めるべきと考えますが、取組方法を伺います。

物価上昇や人件費高騰が続く中で、県内の中小企業にとって、適切な価格転嫁の実現は、経営の生命線とも言える課題であります。国や県、市町村、さらには商工団体や業界団体によって、価格交渉支援や専門相談、補助金など様々な支援メニューが用意されていることは評価されるべき点であります。

しかし、現場の実態として、そうした支援情報がそもそも知られていない、どこに相談していいのかわからないといった声がいまだに多く上がっております。特に、小規模事業者や個人事業主、また業界団体に属さない事業者にとっては、情報アクセス自体が困難であり、制度と現場との間に大きな情報の壁が存在しているのが実情です。物価高で悲鳴を上げる県民の賃上げを確実に実行していくための企業の賃上げ原資の確保のために、徹底的な情報格差を埋める工夫をお願いしたいと思います。

私から2点提案させていただきます。

1点目に、本年2月の定例議会にて我が会派の加藤議員から提案いたしました価格転嫁サポーターについて、再度提案をさせていただきます。

埼玉県が行っている価格転嫁サポーター制度は、価格交渉が難しい中小企業において、金融

機関の職員が、情報の伝道師として、県内17金融機関から選出された4,406人の支店職員さんに支援情報の浸透を図るための一翼を担ってもらい、成果を上げています。この制度を通じて、金融機関職員によるきめ細かな情報提供が広がり、企業のパートナーシップ構築宣言の登録数が、2023年9月の約1,500社から2025年3月には6,400社に急増し、全国2位の実績です。価格転嫁の実績や価格交渉意欲も着実に改善しており、行政と民間が連携した伴走型支援の好事例として非常に注目されております。

長野県の今回の支援パッケージでも、金融機関等の職員による事業者への支援策の浸透を図るプッシュ型の情報発信を行うとしておりますが、さらには、長野県がサポーターとして認証を行って、実績により表彰も行うなど、伝わる情報のネットワーク体制強化の一員として位置づけ、最大限の協力をいただくべきと思いますが、価格転嫁サポーター制度の創設について所見を伺います。

2点目に、優れた制度も、必要とする人に届かなければ意味がありません。中小企業にとって価格転嫁や経営の転換は今すぐの課題であり、スピードと実行性が求められます。加えて、日々忙しく情報を取りに行くことが困難な中小・小規模事業者へのデジタルによるプッシュ型の情報提供も必要です。

そこで提案したいのですが、LINE等のコミュニケーションアプリを活用したプッシュ型の情報発信の構築について検討してはいかがかと思いますが、御見解をお聞きいたします。以上、産業労働部長に伺います。

最後に、知事にお聞きいたします。

賃上げと価格転嫁は両輪であり、一方が欠ければ持続可能な経済成長は望めません。県内中小企業が人材確保定着のために賃金を引き上げ、それを価格に適切に転嫁し、消費者や発注者もそれを支えるという好循環をつくる戦略が今こそ重要です。県として賃上げを下支えする価格転嫁の促進を中長期的な地域経済の戦略としてどう位置づけているのか、お聞きいたします。

また、発信することから届くこと、そして活用されることを目的とした広報の在り方、いかに現場で活用され、県民に喜んでもらっているか、最終目的とした県全体の姿勢が求められます。

私は、伝わる情報の発信の根幹は、知事をはじめ執行部の熱量と覚悟であり、必要としている県民一人一人に情報を届けるんだ、この強い思いの熱伝導であるというふうに思っております。長野県の物価高騰を上回るさらなる賃上げの実現のために、県内全ての中小企業に、県の現地機関の全職員、そして地方銀行の支店職員等のお力を借りながら、あらゆる情報伝道師になり得る全ての方の協力によって徹底的に情報格差の解消に努めるべきと考えます。必要とする全ての方に情報が届き、活用されている状況までを意識したさらなる情報の届け方について

どうあるべきか、知事の御見解を伺います。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には価格転嫁の関係で6問御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、価格転嫁の支援実績についてですが、県では、令和7年3月から6月までを価格転嫁重点実施期間として価格転嫁促進アクションを実施しております。具体的には、各地域振興局に地域価格転嫁サポート窓口を設置し、事業者へ価格転嫁の重要性を広報するなど啓発に努めるとともに、価格転嫁交渉サポートセミナーを開催し、出席された約300名の事業者の方々に対し、交渉資料の作成方法や交渉の進め方などを研修したところです。先ほど議員御指摘の調査の数字とは大きく異なりますが、県の調査では、取組の結果、コスト上昇分の一部でも価格転嫁できたと回答した割合は、令和6年1月の82.6%から、令和7年4月の調査で84.8%と改善しております。

また、長野県よろず支援拠点では、価格転嫁サポートチームを結成するなど、積極的に事業者からの相談に応じており、令和6年度の価格転嫁に関する相談は534件と、令和5年の112件に対し5倍となっております。助言を受けた事業者からは、価格転嫁の方法がよく分かった、価格転嫁に成功し黒字になったなどの声が届いているほか、自社の強みを認識できた、社員とのコミュニケーションが活性化したなど、価格転嫁の実現にとどまらず成果が得られたという声も寄せられているところです。

次に、業種別・費目別の価格転嫁率についての御質問です。

県が4月に実施した事業者への調査では、小売業や飲食業において価格転嫁できた割合は4割程度と相対的に低い数字となっております。また、費目別では、特に労務費が5割弱と価格転嫁が進んでいない状況となっております。これは、小売業や飲食業は競争が激しく、顧客離れを心配して価格転嫁ができないといった声が聞かれておるほか、労務費については、発注者側で生産性向上により吸収すべきという意識が強いといった状況があると認識しております。そのため、引き続き価格転嫁の必要性を認識していただくような啓発を発注者側に対して強く求めるとともに、今後は、業種や費目ごとに価格転嫁が進まない要因を分析した上で、例えば小売・飲食業については、高付加価値商品の販売を強化し、平均販売価格を高めるなど、消費者に理解を得ながら価格転嫁につながる方法をお伝えするような課題解決につながるセミナーを開催するとともに、事業者の要望に応じて、専門家の直接訪問により、交渉資料の作成方法や交渉ノウハウを説明するなど、業種や事業規模を踏まえたきめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、適正取引等推進に対する県の姿勢についてのお尋ねです。

受注者側の事業者が価格交渉に伴う取引停止を懸念されることは、議員御指摘のとおりと承知しております。県では、受注者側の事業者の不安を払拭するため、発注者側からの一方的な値下げ要求は下請法で禁止されていることなど、下請法や独占禁止法の遵守を県が実施する価格転嫁交渉サポートセミナーなどで強く周知を図っているところです。

また、令和4年12月に県が経済団体などと共に行った「価格転嫁と賃上げを促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」では、サプライチェーン全体での共存共栄が重要と位置づけており、本年3月の価格転嫁促進アクションの開始に合わせて、改めて宣言の周知やパートナーシップ構築宣言を会員企業に促すよう、経済団体と共に実施しているところです。

多くの発注者がパートナーシップ構築宣言を行うことは、適正取引の土壌を培う観点から大変重要であり、県では、令和5年9月にSDGs推進企業への登録要件としてパートナーシップ構築宣言を行っていることを追加するなど、事業者の登録に向けた意欲を促すよう工夫しているところです。これにより、宣言を行った企業数は、令和5年9月の539件から、令和7年6月時点では1,332件と2倍以上に拡大しているところです。

今後は、県の補助事業へ申請する際の要件に追加することなどを検討し、さらに登録に向けた意欲を促すような工夫を進めることにより、宣言を行う企業数の増加を図り、一層の取引適正化に努めてまいります。

次に、交渉スキル向上を図る支援についてのお尋ねです。

価格交渉において、交渉スキルの向上は大変重要であると認識しており、価格転嫁交渉サポートセミナーでは、発注側企業で決裁権限を持つ方と交渉をする、社長名の正式な文書形態で通知をするといった実践的な交渉術に重点を置いた内容をお伝えしております。今後も、新たな受講者の開拓や、既に受講した方へのフォローアップなどの取組を充実し、事業者の価格交渉スキルが向上するよう取り組んでまいります。

また、商工団体や金融機関との連携は重要であると認識しており、価格転嫁に関する情報交換を定期的に行っているところです。加えて、県では、商工団体が行う専門家を活用した研修を支援しており、商工団体の方々には価格転嫁の専門スキルを身につけて指導を行ってもらえる環境を整えているところです。

今後は、地域の商工団体が集まる会議などで地域振興局の職員が県の価格転嫁支援策について説明するなどにより、さらに多くの関係者へ情報を届け、スキルの向上を図りながら適正な価格転嫁につなげてまいります。

次に、価格転嫁サポート制度の創設についてのお尋ねです。

金融機関の皆様との連携は大変有効であり、多くの県の中小企業支援策について御協力をいただいているところです。とりわけ、価格転嫁支援については、金融機関サイドから全ての職

員が事業者へ価格転嫁を促せるよう、分かりやすい配付用広報物の作成や理解促進のための研修会の開催などを要請いただいているところです。

県では、これらの御要請にお応えしながら、金融機関の方々との連携を一層密なものとし、価格転嫁支援をはじめとする各種県施策に関する情報が個々の事業者が届くよう、環境の整備に努めてまいりため、御提案の価格転嫁サポーター制度については有効と考えますので、制度の内容を研究し、金融機関の方々の御協力を得ながら、今後制度を創設してまいり所存です。

最後に、プッシュ型の情報発信についてのお尋ねです。

商工団体の皆様との懇談の中でも、ホームページに載せておくだけでは情報が届かないとの声をいただいているところです。そのため、長野県物価高騰・米国関税措置支援パッケージにおいてもSNSの活用によるプッシュ型の情報発信に努めることとし、金融機関や経済団体など関係機関へも御協力をお願いしたところです。

御提案いただいたLINEによる情報発信は大変有効であると考えており、県の公式アカウントに事業者向けの情報を掲載していくことを実施していきたいと考えております。その上で、今後は、実戦的な価格転嫁の交渉術を収録した動画や価格転嫁の成功事例をまとめた事例集といったコンテンツを作成し、事業者の皆様にお届けしていきたいと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には賃上げ実現となる価格転嫁の実現に関して2点御質問を頂戴いたしました。

まず、価格転嫁促進の中長期的な地域経済戦略としての位置づけについてという御質問でございます。

持続可能な経済成長を実現していくためには、十分な賃上げと価格転嫁を両輪で機能させていくということが極めて重要で不可欠だというふうに考えております。こうした観点は、しあわせ信州創造プラン3.0の中にも盛り込ませていただいているところでありまして、先ほど来産業労働部長から御答弁申し上げているように、様々な取組をこれまでも進めてきているところでございます。

こうした価格転嫁や賃上げの歩みがとどまることがないように、今般取りまとめさせていただきました長野県物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0におきましても、価格転嫁の促進、そして賃上げ環境の整備を主要な課題として掲げ、中小企業における価格転嫁を強力に後押しするための業種ごとの適切な価格交渉サポート等に取り組んでいくこととしているところでございます。

もとより、価格転嫁や賃上げは関係機関と協力して取り組んでいくということが重要だと考

えております。長野県政労使会議などの場を生かし、国、県、労働団体、経済団体などあらゆる関係者と課題や問題意識を共有して、協力して取組を進めていきたいと考えております。

もう一点、情報発信について御質問をいただきました。必要とする全ての方に情報が届き、活用されている状況までを意識した情報の届け方についてどうあるべきかという御質問でございます。

御質問のとおり、県の施策は、県民の皆様方に広く認知されてこそ、その効果を十分に発揮するものというふうに考えております。県の職員には、共感力、政策力と併せて発信力を身につけてほしいということを経験してきておりますが、私の思いは、県の取組は、全ての県民や納税者の皆さんの支えの下で行っている事業でありますから、やっていることが県民の皆様方に届かなければ、これはやっていないに等しいというふうに思っていますし、また、いろいろな施策に対するフィードバックをいただいてこそ次の政策につながるというふうにも思っています。

特に、御質問にありましたような様々な支援策については、本当に必要とされる事業者の方に届かなければ、幾らいろいろな政策を考えてもほとんど意味を成さないというふうに思っております。御指摘の点は私自身も全く同様の思いでございます。

そういう観点で、先般開催した米国関税に係る長野県連絡協議会でもいろいろと御議論をいただく中で、例えば、経済団体の皆様方からは、ホームページの情報を確認する余裕は小規模事業者にとってはなかなかないといったような御指摘もいただいているところでございます。そうしたことから、本年度は、伝わる広報の実現というものを掲げて、県全体で本来あるべき広報の在り方を愚直に追求して、次元の異なる広報をしていかなければいけないというふうに考えております。

こうしたことから、6月13日に発表させていただいた今回の物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0におきましても、普通は入れないと思いますが、4本目の柱として伝わる情報発信というものをあえて位置づけさせていただき、関係職員全てがしっかりと広報を意識して取り組んでいきたいというふうに考えております。

従来型の手法だけではなく、プッシュ型の情報発信ということで、御質問にもありましたように、金融機関、商工団体の皆様方とも連携しながら、事業者の皆様方に具体的な支援策が浸透するように取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、また、様々な団体の総会やいろいろなセミナーの場に県の職員が訪問する機会が色々ございますので、こうした場でもしっかりと施策のPR、呼びかけを行っていくようにしていきたいと思っています。

先般、私自身も商工会議所連合会の総会に出席させていただき、県の施策のPRをさせていただいたところでありますが、おかげさまで、早速県内各地の商工会議所の会報に県の施策を

掲載していただくこととなっているというふうに伺っているところでございます。

ネットの時代、ＡＩの時代でありますので、とにかくデジタルを通じた情報発信というところに目が向きがちであります。清水議員の御質問にもあったように、やはり我々の思いや熱量、どうしてこういう政策をやっているのか、どういう人たちにこういうものを活用してもらいたいのか、こうしたことは、通り一遍の文章ではなかなか伝わらないというふうに思います。そういう意味では、私も含めて県職員全体で熱量をしっかりと持って、伝わる広報の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔39番清水純子君登壇〕

○39番（清水純子君） 御答弁いただきました。伝わる広報、伝わる情報ということで、私たちも、地元にありますと、なかなか政策が伝わっていない、こんなもどかしい場面が多くあります。

県の政策をつくる側にとって、最終目的を見据えた広報の在り方が大変大事であって、政策立案の効果をしっかり上げていくためには、とにかく隅々まで情報が行き渡る、ここに……

○議長（依田明善君） 清水純子議員に申し上げます。申合せの時間が経過いたしましたので発言を終了願います。

○39番（清水純子君） 尽力していくことが大事であるというふうに思います。

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君） お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明25日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時57分延会

令和 7 年 6 月 25 日

長野県議会（定例会）会議録

第 3 号

令和 7 年 6 月
第439回長野県議会（定例会）会議録（第3号）

令和7年6月25日（水曜日）

出席議員（56名）

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大 会 局 長 北 島 隆 英
農 政 部 長 村 山 一 善
林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
建 設 部
リニア整備推進局長 室 賀 莊 一 郎
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千 鶴 子
議事課担当係長 萩 原 晴 香

議 事 課 主 事 片 桐 美 代 子
総務課庶務係長 村 田 吉 弘
総 務 課 主 査 池 田 光
総 務 課 主 査 東 方 啓 太

令和 7 年 6 月 25 日（水曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、青木崇議員。

〔7 番青木崇君登壇〕

○7 番（青木崇君）おはようございます。松本市・東筑摩郡区選出の青木崇です。

初めに、松本食肉処理施設の移転新設についてお伺いいたします。

全農県本部の子会社である長野県食肉公社が松本市島内で運営している松本食肉処理施設の移転整備に関して、第 5 回松本食肉施設整備支援検討会が、去る 6 月 18 日、松本市内で開催されました。

本件は、県内の食肉流通体制の再構築に関わる重要案件であり、これまで、地元選出議員をはじめ多くの諸先輩方が議会の場などを通じて度々取り上げてきたところであります。今回の検討会を受け、複数の報道機関により様々な観点からの報道がなされており、この機会に、現状を整理する意味も込めて、改めて質問させていただきます。

報道によれば、今回の検討会において、移転先として朝日村村内の民有地が候補地として示され、延べ面積約 5,400 平方メートル、現在の 2 倍規模となる 2 階建て施設の整備方針が説明されたとされています。

一方で、建設資材価格の高騰や人件費上昇などを背景に、当初 85 億円と見積もられていた建設費が最大で 125 億円規模にまで増加する見通しが示され、移転新設は厳しいとの見解が J A

グループ側から併せて表明されたと報じられています。

これまで、本件は、ＪＡグループだけでなく、県及び市町村が連携し、オール信州体制の下で、限りなく公設民営に近い形を模索しながら施設整備の方向性を模索してきた経過があります。

また、候補地となっている朝日村及び下流域における地元調整が進められてきた背景に加え、現施設が立地する松本市の地元地域の土地については、松塩地区広域施設組合による、焼却施設、松本クリーンセンターの建て替え予定地となっており、松本市からは、2026年度末までの土地返還要請が全農県本部に対して出されているという時間的制約も存在します。

この間、県には関係者間の調整支援に御尽力をいただき、関係各位が連携しながらこの難局の打開に向けた取組が進められてきたところではありますが、今回示された整備費用の試算見直しを受けて、改めて今後の在り方について整理することが求められる状況にあると考えます。

地元調整の見通しが困難な状況ということもありますが、根本的に、高騰した建設費、維持費の負担が自治体、関係団体にとってあまりにも大きくなっているという問題があると感じています。

この間、ＪＡグループ、県関係者、県内各市町村、候補地関係自治体、現地の関係住民、さらには県内で畜産業を営む生産者、関係産業の皆様など、本当に多くの関係者がこの調整、合意形成に尽力されてきた経過があります。この積み重ねを尊重しつつ、現時点での整理が必要と考え、以下３点についてお伺いいたします。

まず、新聞報道では、松本食肉処理施設の移転は厳しいと報じられているところでありますが、先日開催された第５回松本食肉施設整備支援検討会ではどのような議論が行われたのかをお伺いします。そして、ＪＡグループからの報告について現時点で県はどのように受け止めているのかについて、村山農政部長にお伺いいたします。

松本食肉処理施設の移転新設は、民間インフラの更新にとどまらず、県内の畜産物の安定流通、さらには県民の食生活と密接に関係する問題であります。改正されました食料・農業・農村基本法においても、食料安全保障の確保が基本理念の一つとして掲げられ、ＪＡグループでは国消国産運動が展開されているところです。こうした理念に応えるためにも、県内における生産流通の基盤整備、特に食肉供給体制の安定確保は重要な地域課題であると考えます。

今回の報道を受け、今後様々なケースが想定されることとなりますが、県としてどういう未来の在り方が真の県民益となるのかを見定めた上で今後の対応に当たっていくことが重要であると考えます。

食料安全保障及び食料自給率向上の観点から、県内の食肉生産と消費を守ることは重要命題であると考えます。生産者と消費者を守り、県民益を損なわないようにするために、今後県と

してどのように対応されていくのか。以上３点、村山農政部長に見解をお伺いしたいと思います。

以上を件名１の質問とさせていただき、続きまして件名２の少子化対策とＡＩ活用の未来について質問させていただきます。

今月４日、令和６年人口動態統計が公表されました。全国の出生数は６８万６,０６１人と、統計開始以来初めて７０万人を下回り、出生率は１.１５と昨年の１.２０を大幅に下回ることとなりました。本県においても、出生数１万５１２人、合計特殊出生率は１.３０といずれも過去最低を記録し、少子化に歯止めがかからないまま深刻化しています。子供や家族に関連する各支援策、予算は増加しているにもかかわらず、少子化の進行は止まらないという現状があり、少子化反転という見通しは大変厳しいものであると言えます。

若い世代の人たちからは、将来への不安感や経済情勢、価値観の多様化によって結婚に至ることができないとの声が上がる中、これ以上出生率を下げさせないためにも、未婚化対策や労働改革、若い世代の所得向上、そして経済的負担を軽減させる子育て支援のさらなる拡充についても引き続き求められるところです。

県では、この少子化・人口減少対策として、昨年末に決定した信州未来共創戦略に基づき、固定的な性別役割分担意識の見直しや若者の社会参画の促進、さらには女性・若者が活躍しやすい職場環境の整備など、若者や女性から選ばれる寛容で多様性を尊重する社会の実現を目指した取組が進められています。

この戦略の話を現役世代の方々にお伝えすると、寛容性というキーワードに共感する声や、この信州において価値観の転換や行動の変容がもっと必要だと日頃から感じていたという声など、現役世代、特に女性の方を中心にお聞きすることが多くなりました。地域で話を聞いていると、このテーマに共感する県民は潜在的に多いという体感がありますので、今後の取組の進展を期待し、以下２点について質問いたします。

まず、低位推計で進む少子化とこれからの長野県の未来について併せての見解と、少子化対策としてこれから県はどのようなことに取り組むのかについて、それぞれ見解を阿部知事にお伺いいたします。

そして、少子化対策の一つとして、長野県における働く環境と子供を育てる環境の改善は不可欠です。寛容性を広げる信州未来共創戦略の進捗と、今後県民に浸透させていく県の取組について、県の見解を中村企画振興部長にお伺いします。

現在、日本全体で出生数がかつてない水準まで減少したことで、人口減少を前提とした社会設計が現実的な課題となっています。しかし一方で、私はここ最近、人工知能、いわゆるＡＩの目覚ましい進展と日常生活への普及を目の当たりにする中で、希望の兆しが見えるように

なってきたと実感しているところです。そこで、本日は、行政運営と地域産業の振興、そして教育分野におけるＡＩの積極的な導入と活用について、県として今後どのように取り組んでいくべきかを考える機会といたく、このテーマを取り上げたいと思います。

特に、この１年で生成ＡＩの精度と能力は飛躍的に進化しており、日々の暮らしや業務の中に着実に入り込んできていると感じます。

専門家の間では、2025年、本年はＡＩエージェント元年だと言われています。これは、かつて冷蔵庫や洗濯機が１家庭に１台普及したように、ＡＩが個人一人一人の生活に本格的に常駐して、まるで秘書のように日々の業務や作業をサポートする時代が始まった、そういった文脈で紹介されるということです。

こうした技術革新を生かすことで人口減少による人手不足を補い、行政においては、例えば観光分野でのデータ分析による政策立案、県土のグランドデザイン策定におけるビッグデータの活用、さらには建設部での施工計画の最適化など、各分野での高度な意思決定支援が可能となります。県庁におかれても、これまでＤＸに取り組まれてきた中ではありますが、今後は住民サービスの質的向上に直結する形でＡＩ活用を積極的に進めていただきたいと考えております。

そこで、２点について伺います。

昨今の目覚ましいＡＩの発達と少子化・人口減が止まらない現状において、ＡＩ発展によってどのような課題解決の可能性を見ているか、阿部知事の見解を伺います。また、県組織におけるＡＩや生成ＡＩの活用状況について現状と課題をどう捉えているか、伺います。

そして、今後、ＡＩを活用した行政サービスの高度化や職員の業務効率化についてどのようなことに取り組んでいくのか、中村企画振興部長にお伺いいたします。

続いて、県庁内だけでなく、県内企業におけるＡＩ導入支援と関連産業の振興に取り組むことについても取り上げさせていただきます。

日本経済新聞において、日本経済研究センターによってまとめられた向こう50年の日本の長期経済予測の記事が掲載されています。その記事で紹介されている経済予測によりますと、今後、人口減による働き手の減少が経済成長を下押しすることによって、現状のまま標準的なシナリオで推移した場合、所得水準を示す１人当たりの実質ＧＤＰについて、日本は現在の29位から50年後には45位にまで下がると言われています。

このとき、日本におけるアメリカとの経済格差は、2024年時点の6.7倍から12倍に広がり、日本の所得水準は、チェコ、スロベニアなどの中東欧諸国や、ブルネイ、カザフスタン、ロシアなども下回る中所得国並みにまで縮小するとされています。そして、その社会における出生率は、2075年まで1.1の状態が続くという未来が示されました。

一方、日本がこれから人工知能を適切に活用した上で、生産性の向上や人材の適正配置、教育への投資拡大など、労働・教育改革といった社会改革を徹底して進めることができれば、50年後の2075年時点で、実質GDPはアメリカ、中国、インドに次ぐ世界4位になるとの改革シナリオがまとめられています。このとき、労働時間削減や教育年数、教育支出増などの効果によって、日本の出生率は今の1.15から1.3に回復すると予測しています。このレポートは、労働・教育改革や外国人共生などの社会変革とセットで、AIの活用と普及を徹底して進めることによって、世界における競争力を維持できることを示しています。

ここで重要なのは、労働・教育改革と外国人共生などの社会変革をAI活用と共に進めることであるわけですが、長野県としてまさに信州未来共創戦略や各計画で掲げているような社会変革を全国に先駆けて徹底して進めることとともに、全体トレンドを踏まえたAI活用による経済戦略を描くべきではないかと考えております。

現在、生成AIやIoT、ロボティクスといった先端技術を活用して生産性の向上や人手不足の解消に挑む企業が増えています。本県においても、特に製造業、観光業、小売業などでAI活用の余地は非常に大きく、これをどう支援していくかは地域経済の持続性の上で重要な取組であります。

先日、都心から松本市へ移住されたAIエンジニアの方と話をする機会がありました。その方からは、エンジニアが子育てをしながら働くのに最適な環境がそろっていて、この信州に移住することを決めた。声をかけてみると、第一線で活躍する優秀な技術者が県内に意外と多くいるとの話がありました。オンライン完結型の働き方が可能なエンジニアにとって、信州は暮らしと仕事を両立できる理想の地域の一つであるとのことでした。

そして、環境的にシリコンバレーのような条件がそろっているここ信州には、ITに関する産業を集積する信州ITバレー構想が政策展開されています。この構想についても、新たに生成AIに特化した人材・産業集積地とすることを目指した、例えば信州生成AIバレー構想などへの進化を模索してもいいのではないかとということもお話されていたところです。

以上を踏まえまして、次の2点について伺います。

まず、AI、デジタルツールの導入を検討する中小企業やスタートアップに対する技術支援、人材育成、資金支援などの取組と、AI関連産業の集積や人材の定着に向けた県の取組について米沢産業労働部長にお伺いいたします。

また、県として、AI導入を単なる技術導入ではなく、地域経済を再設計する成長エンジンとして位置づけるべきと考えます。Society5.0時代を共創するIT人材、IT産業の集積地信州を目指す信州ITバレー構想において、AI活用の視点を入れることが重要と考えますが、阿部知事に見解をお伺いいたします。

最後に、教育の現場におけるＡＩの活用と次世代の人材育成の方向性について取り上げさせていただきます。

人工知能、いわゆるＡＩの進化は、今や一部の専門技術者や産業界だけのものではなく、今後ますます私たちの日常や暮らしに深く関わってくる存在となります。こうした未来を見据えるならば、教育現場においても、ＡＩと共に生きる社会を前提とした環境を整えることが必要です。

現時点においては、ＡＩを効果的に活用するためには、一定の前提知識、そして論理的思考や言語力といった人間側の基礎力が不可欠です。これからのＡＩ時代に求められるスキルとは何か。これを県教育委員会として明確に整理し、義務教育段階から体系的に人材育成に取り組んでいただくことが必要であると考えます。

一方で、生成ＡＩの教育利用に関しては、答えをすぐに出してしまうのではないかと、あるいは自ら考える力が育たないのではないかとといった懸念の声もあります。しかし、これは使い方次第で対応することができ、例えば生徒の状況に応じて適切なタイミングでヒントを与えたり、思考の方向を提示したりすることができれば、ＡＩは極めて優れた個別最適化の学習支援ツールとして機能する可能性があります。

ＡＩは、今後、大人以上に子供たちの生活に先に浸透していくと予測されます。ＡＩに慣れ親しんだデジタルネイティブ世代である子供たちに対して、社会としての対応が後手に回ることがないようにしていかなければなりません。このリスクと可能性の両面について教育委員会としての方針をしっかりと定めていただくことが、今後の教育政策において重要な鍵になると考えます。

また、今後、ＡＩやデジタルに関心を持つ生徒たちが、より高度な技術や応用力を学べる環境をこの信州に整備していくことも重要です。この信州において、ＡＩを学びたいという子供たちの願いに応える環境があることも、これからの長野県の大きな魅力になると考えます。

このような観点から、以下２点についてお伺いいたします。

まず、ＡＩ活用におけるリスクとＡＩ時代に求められる力をどのように考え、ＡＩ活用はこれからの長野県の子供たちの学びにどのような可能性をもたらすと考えているのか、お伺いいたします。

また、ＡＩ時代に対応できる人材育成に向けて、県教育委員会としてＡＩ、デジタルを活用した教育を受けられる環境整備にどう取り組むのか。以上２点を武田教育長にお伺いいたします。

以上、質問とさせていただきます。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には松本食肉処理施設に関し３点御質問をいただきました。

初めに、去る６月18日の整備支援検討会での議論についてでございます。

検討会では、食肉公社から、施設面積の増加や資材価格の高騰などにより、施設建設費が前回見込んだ約85億円から約125億円と1.5倍近く大幅に増嵩すること。これまでの想定をはるかに上回る公費による支援や、可能な限り最大の処理頭数を見込んだとしても、持続可能な健全経営を行うことは難しい状況であること。さらに、移転候補地について、関係者との調整に相当な時間を要することが予想され、松塩地区広域施設組合が計画する新ごみ処理施設の建設スケジュールを考慮すると、時間的猶予はないとの説明がありました。

これに対し、参加した市町村からは、ここまで増大した建設費への行政支援は極めて難しい。マイナスの収支が長期に続く計画であり心配であるなどの意見があり、ＪＡグループは今後の方向性を速やかに示してほしいとの要望があったところです。

次に、県の受け止めについてでございます。

今回の検討会では、食肉公社から、事業計画を検討する中で明らかになった厳しい状況であることが説明されました。

県としては、まずは食肉公社をはじめＪＡグループにおいて事業の方向性について明確な方針を決めていただくことが今後の検討を進める上で重要であると認識しております。このため、検討会において市町村から出された意見も踏まえ、今回の内容をさらに精査し、速やかに今後の方針を示すよう求めたところでございます。

最後に、今後の県の対応についてでございます。

県としては、生産者や流通業者が持続的に事業を行えることだけでなく、消費者に県産畜産物を安定的に提供していくことができるよう、県全体の利益を考え、生産と消費の両面から取り組んでいくことが重要であると考えております。このため、検討会で示された事業計画の詳細を確認するとともに、今後ＪＡグループから示される方針を踏まえ、畜産事業者や市町村など関係者の御意見を丁寧にお伺いし、必要な対応を検討してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には３点御質問を頂戴いたしました。

まず初めに、少子化対策とＡＩ活用の未来についてという中で、少子化とこれからの長野県の取組という御質問をいただきました。今の少子化の状況、令和６年の人口動態統計が先日公表されました。提案説明でも申し上げたように、国、県ともに出生数、合計特殊出生率が過去最低という極めて危機的な状況だというふうに受け止めています。

また、先般、民間有識者で構成され、私もメンバーになっております人口戦略会議の会合が

東京で開かれ、私も参加してきましたが、その際、明治大学の特任教授である金子先生から、今回の人口動態統計から見える課題ということでお話を伺ってきました。かなり興味深い内容でありました。

国立社会保障・人口問題研究所が、低位、中位、高位という形で推計値を出しておりますけれども、今までは何となく中位推計で頑張っていけそうだという感じだったのが、今回の数値は、ほとんど低位推計になってきてしまっているという状況であります。

また、今24歳、25歳、2000年生まれの人でお孫さんがいらっしゃる方は45%ぐらいになるだろうと。これは、1940年生まれでお孫さんがいらっしゃる方は約15%ですが、ほぼ2人に1人の方は将来孫がいないと、そういう世代になっていくだろうという推計も示されたところであります。

この少子化・人口減少の問題は、ある意味新たな段階に入ったというふうにも言えるのではないかと考えております。こうした状況認識を一人でも多くの県民の皆様方としっかり共有して取り組んでいくことが何よりも重要だというふうに考えております。

青木議員の御質問でも触れていただいたように、旧来型の価値観を変えていかなければ、やはり若者・女性の皆さんから選ばれる地域にはなっていないというふうに考えております。県民の皆様方との意見交換においても、やはり、言わば価値観の押しつけであったり、あるいは不寛容な空気であったり、こうしたことに対する問題意識が浮かび上がってきたところであり、それを受けて信州未来共創戦略を取りまとめ、若者・女性から選ばれる寛容な社会づくりを取組の方向性の一番の柱ということで掲げております。

したがって、この若者・女性から選ばれる寛容な社会づくりに向けた取組を、ぶれることなく、多くの皆さんと共に進めていかなければいけないと思っています。固定的性別役割分担の見直しや女性・若者が活躍しやすい職場環境の整備、さらには信州若者みらい会議等を通じて若者の交流や社会参加を促進していく、こうしたことにしっかり取り組んでいきたいと思っています。

もとより若者の結婚、子育ての希望をかなえるという観点でのいわゆる少子化対策、少子化施策も必要だと思っておりますので、結婚支援やライフデザイン支援、さらには子育ての経済的負担の軽減、こうしたことにもしっかり取り組んでいきたいと思っております。

人口問題は、今申し上げたように、ある意味新しい段階に入りつつあるという状況認識の下、県民の皆様方としっかり危機感を共有して、スピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、A I の発展による課題解決の可能性という御質問でございます。

私も、最近、ほぼ毎日のように生成A I を使っています。どう使っているかという、いろ

色々な使い方がありますが、自分で政策を考えるとときの対話の相手みたいな形で、「こんなことを考えたらどうか」と入れると、いろいろなことを教えてくれます。もちろん、相当進化してきてはいますが、ちょっと事実誤認ではないかと感じることも時々あるので、やはりそうした点は注意しながら活用しなければいけないというふうに思います。

しかしながら、私が自分で物を考える時間は飛躍的に短縮してきていると思っています。そういう意味で、A I は社会に革命的な変化をもたらす可能性があるというふうに考えております。

A I を徹底的に活用することによって、産業の生産性、付加価値の向上を図っていくということも重要でありますし、それを通じて暮らしの豊かさを実現していくということも必要だと思っています。長野県のDXアクションプランにおきましても、道路・トンネル、水道といったインフラの点検、災害情報のリアルタイム解析、農業者の経験や勘に頼っているベテラン技術のスマート化、こうしたことにA I を活用していこうとしております。

また、今後A I が進化すれば、自動運転によって中山間地の交通空白を解消するということも可能になると思いますし、見守り等をA I が行うことによって介護人材不足を補うと、こうしたことも可能になってくるというふうに考えます。

人口減少という社会の大きな構造変化は、これまでの当たり前を考え直し、新しい希望を生み出す好機でもあります。こうした好機をしっかりと着実に生かせるように県としても取り組んでいきたいというふうに思います。

何よりも、私が就職した頃はまだ携帯もない時代でありましたが、若い世代はどんどんデジタルネイティブ、これからはA I ネイティブという形で、恐らく私が想像もできないような使い方、活用の仕方を考えてくれるというふうに思います。そうしたことで、若い世代にA I 等も活用しながら明るい未来をつくっていただくことを心から願っているところでございます。

最後に、信州I Tバレー構想におけるA I 活用の視点の重要性という御指摘をいただきました。

令和元年、この信州I Tバレー構想を策定した当時は、ソフトウェア、アプリケーション開発などの技術領域や、A I、I o T、ビッグデータなどの高度技術領域を担う人材企業の集積、それからI Tビジネス活性化のための競走場の形成を目指していたところであります。

しかしながら、経済社会環境が大きく変化してきている中で、御質問のように、ある意味、A I が、いろいろなことを考えていく上で核となる重要な要素になってきているというふうに思っております。定型的な業務や雑務による負担が軽減されるということだけでなく、例えば、映像分野においては、脚本の草案作成やキャラクターデザイン、背景生成、こうしたものがA I により行われており、制作コストや時間の大幅な削減が実現しています。また、製造分野に

においては、生成ＡＩが需要予測や在庫管理のシナリオを作成して最適な調達計画を提案すると。こうしたことで様々な領域での業務の抜本的な変革が可能になってきているというふうに考えております。

これからの産業、地域社会にとって、このＡＩの導入は非常に重要だというふうに思っております。今年度は、信州ＩＴバレー構想の見直しを予定しております。その中で、このＡＩ活用を重要な視点として積極的に取り入れていきたいというふうに思っています。そのことを通じて、県内産業の競争力の強化や価値の創出、ひいては新たなイノベーションにつなげていきたいというふうに考えております。また一方で、御質問にもありましたように、このＡＩ、デジタルに関する人材がもっともっと長野県に集まり活躍できる、そうした環境をつくれるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には２点、信州未来共創戦略の進捗と県庁でのＡＩ活用について御質問をいただきました。

まず、信州未来共創戦略の進捗と県民に浸透させていく取組についてでございますが、昨年度行った県民の皆様との意見交換において、男は仕事、女は家庭といった固定的な考え方や、結婚や出産に対する過剰な干渉、特定の価値観の押しつけなどが若者や女性の生きづらさや息苦しさにつながっているとの声をいただきました。こうした声を踏まえて、「私のアクション！未来のＮＡＧＡＮＯ創造県民会議」において、新たな軸として、寛容性を強調した信州未来共創戦略を決定しました。

県では、この戦略に掲げた「2030年に目指す旗」「2050年にありたい姿」を踏まえて今年度取り組むアクションを策定し、若者や女性から選ばれる寛容で多様性を尊重する社会の実現に向けて取組をスタートさせたところです。

また、これまでの当たり前を見直し、新たな社会をつくるには、多くの皆様と一緒に取り組むことが重要です。県民会議では、参加者によるプロジェクトチームが立ち上がっており、例えば、男性の育児参加プロジェクトチームでは、育児休業取得中の家事分担等を考える男性向けプログラムの検討、移住・つながり人口プロジェクトチームでは、既に活動している皆様の取組の発信の検討など、参加者主体の取組も進んでいるところです。

さらに、県民会議の裾野を広げるべく、7月3日の北アルプス地域を皮切りに、県内10圏域で、地域で活動している方々を集めた県民会議キャラバンを開催し、会員拡大や認識の共有を図っていく予定です。これらに加えて、県民会議を知っていただく、参加していただくため、また、寛容性などを考えるきっかけとなるための広報も併せて県民会議で行っていく予定です。

このような取組を通じて、信州未来共創戦略の県民の皆様への浸透を図ってまいります。

次に、県組織におけるＡＩの活用の現状と課題についてでございますが、県では、総合５か年計画の策定に向けた未来に関するシミュレーションのほか、公用車の配車、充電マネジメントや、道路の雪の量の自動観測など様々な分野においてＡＩの活用が広がっております。

また、今年１月には、生成ＡＩについて、全ての職員のパソコンで対話型のサービスを利用できる環境を整備するとともに、利用上の遵守事項等を示すガイドラインを策定して、本格的に利用を開始しました。５月末時点で約３割の職員が利用しており、挨拶文などの文章の作成、要約や情報の整理、アイデア出し、データ分析などに活用しているところです。

一方で、より高度な専門性や正確性が必要な業務への利用に向けては、生成される情報の精査や個人情報の取扱いに加えて、生成の基礎となるデータの整備などの課題があると認識しております。

ＡＩを活用した行政サービスの高度化や職員の業務効率化についてでございますが、今年度から、総務部と企画振興部が連携しまして、業務をやめる、まとめる、入れ替える、簡素化するという視点で抜本的に見直す全庁的な業務改革、いわゆるＢＰＲに着手しております。

この業務改革の取組に合わせて、ＡＩをはじめとしたデジタルツールを活用して、例えば政策立案における大量かつ多面的なデータの分析、問合せへの自動応答や会議等の記録の自動要約による迅速な共有、会議の参加者の縮減などに取り組むことで行政サービスの高度化や職員の業務効率化の両立につなげてまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私にはＡＩ等の導入に係る支援及びＡＩ関連産業の集積や人材の定着についてお尋ねいただきました。

県では、昨年１２月に長野県デジタル化一貫支援サイトを開設し、デジタル化に関する先行企業の導入事例やセミナー、補助金情報を掲載するほか、専門窓口で個別相談に応じつつ、技術支援や人材確保・育成などに関するきめ細やかな支援を実施しております。５月現在で１万７,０５５件のアクセスがあるなど、事業者の皆様からは高い評価をいただいているところです。

また、ＩＴ企業等の立地を全国トップ水準の助成率で支援するＩＣＴ産業立地助成金などによりＩＴ関連産業の集積や人材の定着に取り組んでおり、これまで３５件の立地が実現しております。さらに、中小企業融資制度資金にＩＴ産業向けの信州創生推進資金など事業者のニーズに応じたメニューを用意し、資金支援も行っております。

一方、スタートアップ支援については、先日、信州大学、長野市、松本市などと構成するコンソーシアムが、内閣府からスタートアップ・エコシステム拠点都市に選定されたところです。

この中では、スタートアップが、ＡＩやデジタルツールなどの新たな技術を活用し、急成長を目指す企業であることから、県内事業者との連携により、県内産業のイノベーションを大きく推進することが期待されるため、医療・ヘルスケア、環境・エネルギー、次世代交通、食、観光といった注力領域を設定し、首都圏や中京圏からのアクセスのよさを生かした都市部の人材による多拠点での起業の推進、創業相談窓口を設置している長野市、松本市と協働したスタートアップの支援、信州大学の環境・エネルギー技術などを活用した大学発スタートアップの創出などを図っていく予定です。これらの取組を通じ、スタートアップを含め、ＡＩ関連産業の集積や人材の定着を進めてまいります。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） ＡＩの活用について２点質問をいただきました。

まず、ＡＩ活用におけるリスクとＡＩ時代に求められる力、ＡＩ活用の子供たちの学びの可能性についてのお尋ねでございます。

ＡＩによってもたらされる情報は、誤りや偏りのある内容が含まれている可能性があると言われております。また、ＡＩを正解を求めるような従来型の学習に活用すると、ＡＩが容易に答えを提示するため、子供たちの主体的な学びや想像力の育成を阻害するリスクがあると考えております。

こうしたリスクを踏まえ、ＡＩが急速に普及するだろう時代においては、子供たちには情報活用能力や批判的な思考力、主体的な判断力、協働性などの力を今まで以上につけていく必要があると考えております。

一方、ＡＩを活用することで子供たちがＡＩと対話しながら学習を進められることから、子供たちの願いや関心に応じた学びが実現する可能性があると考えております。ＡＩを活用する中で、協働的な学習やコミュニケーション活動を実現し、子供たちの自律的で探究的な学びをさらに充実させていけるよう今後も研究を進めてまいります。

次に、ＡＩ時代に対応できる人材育成に向けた環境整備についてでございます。

ＡＩ時代に対応できる人材育成に向けて、県教育委員会では、令和６年度から始まった文部科学省の高等学校ＤＸ加速化推進事業を活用し、県立高校１６校においてハイスペックＰＣ等の先進的な機器の導入や、データサイエンスに関する職員研修の実施などの取組を支援しているところでございます。

一方、教員の指導力及び専門性の向上も重要であることから、教員を対象に、生成ＡＩ活用に関する研修会を年３回実施しております。今後は、事業を活用している１６校の取組の成果を他校にも共有し、県全体への普及を図っていく予定でございます。さらに、企業や大学との連

携を一層深めることで、より高度な学びを実現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

これらの取組を通じて、全ての県立高校において、ＡＩを活用して、探究的、文理横断的、実践的な学びが実現するよう環境整備を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔７番青木崇君登壇〕

○７番（青木崇君）それぞれ御答弁をいただきました。

まず、件名１の松本食肉処理施設の件についてであります。

今、移転新設についての見通しが大変厳しいものであるというお話がありましたけれども、答弁にもあったとおり、大切なのは、県全体にとっての利益はどういうことなのかということ、そして、将来の県内の安定した食肉生産や供給体制をどのように描いていくのかということであると思います。

今後の見通しを大変不安に思っている生産者の方や関連の方々、消費者の方々をいかにして守っていくのか。これからの県民益とは一体何なのかということを経済見定めていただく中、関係自治体やＪＡグループ、県が連携する中で、県内全体の食肉流通体制を速やかに構築していくことを強くお願いしたいと思います。

また、地元地域において、松本市のごみ焼却施設の更新スケジュールについても、移転新設の見通しが厳しいという状況になったとはいえ、炉の老朽化から、こちらでも更新が待ったなしの状態にあります。様々な問題が複合的に重なっているところであるのですけれども、スケジュールが後ろ倒しになるほど建設費が高騰するこの時代に、今の流通体制、県の状況について検討していただく中で、それぞれのスケジュールを改めて調整していただくこと、県としても支援をしていただくことを私からもお願いさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、件名２の少子化対策とＡＩ活用の未来について申し上げます。

人口減少・少子化が新たなステージに入ったということで、大変危機感を持っているところでございますが、こういった課題に立ち向かうために、このデジタル技術と人工知能を活用した社会経済構造の維持、再設計というものが重要ではないかというふうに思っております。

今回も質問させていただきましたけれども、これから様々な領域においてこの問題に取り組む必要があると思っております。県としてＡＩの活用や推進というものをしっかり推進していく体制なり、何か方針なり、そういったことをぜひ検討していただきながら、長野県内でこの部分の活用がしっかり推進されていく仕組みというものをぜひ担保していただくことをお願いしたいと思います。

例えば、松本市にはサザンガクなどの拠点もあるわけですが、答弁にもあったとおり、

本県はスタートアップ・エコシステム拠点都市に指定されていて、国の様々な交付金などのメニューも用意されていることと思います。ぜひこういった部分を活用しながら、生成ＡＩに特化したスタートアップ支援を行うなどして、これからの県内の成長のエンジンとなるようなイノベーションの拠点としてこのサザンガクなども刷新していく、そういった取組もぜひ期待をしたいというふうに思っております。

改めて、地方でも希望に沿った教育の機会が得られて、子供たちがＡＩ時代に取り残される不安ということを感じることをないように、教育現場での環境整備を進めることもお願い申し上げまして、以上で私の全ての質問を終結させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、丸山寿子議員。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）皆様、おはようございます。御指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、地域創生、地域ＤＸの推進について伺います。

塩尻市は、1996年に塩尻インターネット接続機構を地元企業等と共に市営で展開し、2000年に、情報拠点、塩尻情報プラザを中心市街地に開設以降、地域創生、地域ＤＸの推進に向けて取り組んできました。現在では、情報プラザと隣接の場所に、シビック・イノベーションセンター「スナバ」と塩尻インキュベーションプラザ「ＳＩＰ」の名称のＩＴ関連を含めた活動拠点があり、令和５年には近隣のビル内２階で地域ＤＸセンター「core塩尻」がスタートしております。

それらの機能を生かし、国の予算も活用して、特に自営型テレワーク、自動運転、地域ＤＸセンターの分野で取り組んできたところではありますが、今後さらに精度をアップさせ、また、広域化も図るためには県との連携が不可欠と考え、質問させていただきます。

最初に、自営型テレワーク「ＫＡＤＯ」についてですが、時間や場所に制約があっても働きたい人、誰もが働ける機会を創出するため、時短業務の開発やテレワーク環境の整備を、2010年に、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業としてスタートし、2017年からは、県内外の自治体とも連携しながら進めてきました。子育てばかりではなく、介護をしている人や障がい者に対しても有効なこうした取組を全県に広めていくべきだと考えますが、お考えをお聞かせください。米沢産業労働部長にお伺いいたします。

二つ目として、自動運転の取組について伺います。

昨年、会派で栃木県の自動運転システムの導入に向けた取組を視察し、その可能性を体感してきました。栃木県は、県内の交通事情を分析し、無人自動運転移動サービス導入検証事業の

プロジェクトを立ち上げ、令和6年3月末までに6市3町、9か所での実証実験を実施し、1万人以上が自動運転バスを体験することで理解を深めてきたとのことでありました。

検証結果としては、参画した交通事業者等の地域の関係者に自動運転に関するノウハウが蓄積したことと、実証実験や実装に向けた詳細な検討は、単独の市や町では人員的、財政的にも難しいという指摘をお聞きしてきました。

長野県内では、塩尻市が2020年から自動運転公道実証実験を開始しており、2024年には、塩尻駅から塩尻市役所間において、国内初となる一般公道混在空間で、自動運転のレベル2と運転者を必要としないシステムであるレベル4で実証実験をしています。

塩尻市の自動運転の取組は、KADOが自動運転に欠かせない3次元地図データ作成の仕事をしていたことがきっかけで、国からの提案があり始まったものですが、公共交通は一つの自治体だけでなく広域的な対応が必要となり、運転手の人材も不足する中、県民の足を守る観点からも、今後、長野県でも、市町村と連携し、自動運転の実現に向けた取組を進めるべきと考えます。先駆けて実証してきた塩尻市とも情報を密にし、取り組んでいただきたいと思いますがお考えはどうか。村井交通政策局長にお伺いします。

次に、三つ目として、地域DX推進についてお伺いします。

長野県DXアクションプラン（2025～2027年度）の中では、大きく分けて、1、暮らしのDX、2、産業のDX、3、行政のDXが挙げられていますが、その中で、行政のDXについてお伺いします。

近年、書かない市役所・窓口を目指す取組が広がり始めています。市民の負担軽減や行政業務の効率化につながるものであります。特に、仕事を兼務しているような小さな自治体へのDX促進の支援は不可欠と考えます。

県全体のDX推進を進めるためには、市町村ごとのDX促進の取組が必要と考えますが、県としてどのように支援していくのか。お考えを中村企画振興部長にお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には塩尻市KADOの取組の全県展開についてお尋ねいただきました。

塩尻市のKADOの取組は、子育て中の女性や障がいを持つ方など、労働時間や働く場所に制約のある方の活躍の場を地域に創出する手法として県としても大変有効であると考えております。このため、県では、令和5年度から市町村を対象に勉強会を開催し、こうした取組を広める支援を行っております。この中では、先進自治体や類似のサービスを提供する事業者を講師として、円滑な事業導入につながるよう、担当者目線に立った説明を行っているところです。

その結果、類似の取組を行う県内市町村は、令和元年の3自治体から、現在は8自治体に広がり、地域の実情に即した方法により取組が進んでおります。今後も、勉強会の継続により、同様の取組が県全体に拡大するように努め、誰もがその能力を十分に発揮し、生き生きと活躍できる社会となるよう取り組んでまいります。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君）私には自動運転の実現に向けた取組について御質問をいただきました。

自動運転の普及によりまして、運転手が不足する地域におきましても安定した運行が可能になり、将来的にはバス路線等を維持確保する手段の一つになり得ると大いに期待しているところでございます。

一方で、国におきまして、事故発生時の賠償責任等の議論が継続されておりますほか、カメラやセンサーが雪などを障害物と認識してしまい悪天候時には運行ができないなど、自動運転の社会実装に向けて整理、解決すべき課題があると承知しているところでございます。

県といたしましては、こうした課題に関する議論の進展や技術的進歩の状況を注視しつつ、自動運転の実証が進む塩尻市等の事例を広く共有するなど、公共交通における自動運転の将来的な実装に向けた取組を進めてまいります。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には市町村のDXの取組の支援について御質問をいただきました。

県土全体のDXのために市町村のDX促進は重要であると考えておりまして、今年3月に策定した長野県DXアクションプランにおいても、行政のDXとして市町村行政事務DXの促進を掲げているところです。

県としては、市町村行政事務DXとして、全市町村が参加する協議会を活用し、引き続き共同で情報システムの実証や調達、利用に取り組むほか、住民の利便性の向上のため、書かない窓口、行かない窓口などのスマート窓口の実現は特に重要と考えており、本年度は、スマート窓口の実現に向けたロードマップを示して市町村の取組を牽引していきます。

一方、市町村において、DXの担い手となるデジタル人材が不足しています。総務省の調査によると、一人の職員が情報システムなどを担ういわゆるひとり情シス状態となっている市町村が令和5年度時点で県内に20団体あるとされており、危機管理の観点からもこれは問題と考えております。

こうした状況を踏まえて、県では、令和6年度から市町村に外部デジタル人材を派遣し、D

Xに取り組む上での課題の把握、認識の共有、全体方針の決定、推進体制の整備、業務プロセスの見直し、デジタルツールの活用などを伴走支援する事業を実施しており、今年度はこの事業を強化し、対象を22団体から30団体に拡大することとしております。

このほかにも、地方公共団体金融機構と総務省が実施する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業による有識者のアドバイザー派遣ですとか、情報システムの導入等で活用できる地方債であるデジタル活用推進事業債のような国の有利な制度を周知するなどし、市町村が団体規模を問わず、主体的、継続的にDXに取り組んでいけるよう必要な支援を行ってまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君） 自営型テレワーク、自動運転、地域DXについてそれぞれお答えをいただきました。

県として先行して進めてきた自治体、あるいは取組についてしっかりと情報交換もしていただき、生かしていただくことをお願いしたいと思います。また、発信することで県内全域にその機運を広めていただきますことをお願いし、次の質問に移ります。

2、林業の活性化についてお伺いします。

本年3月に、信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例が施行されましたが、これを踏まえ、県として県産材の利用促進にどのようにつなげていくのかを最初にお聞きします。

次に、二つ目として、県産材の活用を促進するためには、信州木材認証製品センターが認証した木材だけでなく、明らかに県産材と分かる木材についても補助の対象としていくことで県産材の活用が広がると思いますが、お考えをお聞かせください。

三つ目として、里山整備についてお聞きします。

近年、大規模な山火事が全国で発生しております。気候変動の影響もあるものの、人的な要因として、森林の整備の遅れも原因の一つと言われています。山林火災は、地表火といって主として地表からの火事から始まりますが、手入れの行き届いていない山にやぶが覆い森林内に堆積していると、火は上のほうに上がっていき、連続して燃えるやぶなどがあれば、木の上のほうの葉に火が広がる可能性が生まれ、樹冠火となり、大きな山火事になるケースが起きております。山火事の防止や、昨今の鳥獣被害対策のためにも、里山整備が有効であると思いますが、地域ぐるみで里山整備を進めるための県の取組についてお伺いします。

次に、四つ目として、森林税の関係でお聞きします。

令和5年度からの第4期森林税の活用の主な事業として、再生林の加速化があり、令和9年度までの5年間で2,900ヘクタールの再生林を目標としています。しかしながら、昨年度は、

年度目標に対して6割にも満たない結果となり、森林税を活用できていない状況にあります。今年度は、第4期の折り返しの年でもあり、進め方を見直すタイミングでもあると考えますが、今後どのように取り組んでいくお考えでしょうか。以上4点を根橋林務部長にお伺いいたします。

次に進みます。3、男女共同参画社会づくりの推進についてお伺いします。

本定例会の議案説明において、知事は、少子化問題への危機感から、どのような社会を築いていくのか根本から考え直すことが迫られており、こうした危機感の下、「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」で決定した信州未来共創戦略に基づき、固定的な性別役割分担意識の見直し、若者の社会参画の促進、さらには女性・若者が活躍しやすい職場環境の整備など、若者や女性から選ばれる寛容で多様性を尊重する社会の実現に向けて取り組んでいくと話されました。さらに、多くの県民と力を合わせ、スピード感を持って取組を進めていくことでしたので、待ったなしの状況の中、県と市町村が連携して進めていただくことを願っています。

固定的な性別役割分担の見直しを含む意識改革はなかなか難しい点もありますが、内閣府男女共同参画局作成の女性参画状況見える化マップを活用することで意識化が進むのではないかと思います。このマップは、都道府県別と県内の市町村別がありますが、両者は連動する部分もあり、両方を照らし合わせることも有効です。それぞれ約10の調査項目がありますが、次の3点について、特に県として働きかけるべき内容と思い、お聞きします。

一つ目として、県民の男女共同参画への認識を促進するためには、市町村は男女共同参画基本条例や計画を策定することが有効と考えます。県内全ての市町村が条例や計画を策定できるよう、県として支援すべきと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目として、地域活動への女性参画を促進するため、自治会などの地域団体での女性の比率を高める必要があると考えますが、同様にお取組についてお伺いします。

三つ目として、県全体の男女共同参画の意識を高めるため、県内全域に対して先進事例の紹介や活用を進めるべきと考えますが、県の取組についてお伺いします。以上3点を直江県民文化部長にお聞きします。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君） 林業の活性化に関する四つの質問にお答え申し上げます。

初めに、県産材利用促進条例を踏まえた県産材の利用の促進についてでございますが、県では、条例の趣旨も踏まえ、県産材の利用拡大を図るため、県民の皆様が日常的に利用する商業施設などの木造化を重要な施策の一つと位置づけており、今年度からは、そうした施設に対します補助金の上限額を、従来の500万円から6倍の3,000万円へと大幅に引上げを行いまして、

木造化のさらなる推進を図っているところでございます。

また、本年5月には、都市の木造化推進法に基づきまして、森林組合、製材業者、建築士といった林業分野におきます川上から川下までの関係5団体との間で建築物木材利用促進協定を締結させていただきました。これを契機といたしまして、こうした団体との連携を強化し、県産材の安定供給と需要拡大を通じてゼロカーボン社会の実現に向けた取組を加速してまいります。

また、条例に基づく基本的な方針の策定に当たりましては、現行の県産材利用方針の抜本的な見直しを進めております。建築分野にとどまらず、土木施設でございますとか、木質バイオマスなど幅広い分野での活用を視野に入れまして、本県の実情に即した実効性の高い内容として取りまとめてまいります。今後とも、こうした取組に加えまして、信州の豊かな森林と環境を守る効果的な施策を展開いたしまして、県産材の利用促進に努めてまいります。

続きまして、県産材の支援対象についてでございますが、現在、県の補助制度では、御指摘のとおり、信州木材認証製品を補助対象とさせていただいております。これは、J A S 認証など、より高い品質が求められている状況を踏まえまして、県産材の品質向上を図るために行っているものでございます。

他方で、やはり小規模な製材業者におかれましては、認証取得に必要な技術や設備などに課題を抱えるケースも見受けられます。こうした事業者の皆様に対しましては、林業総合センターを中心といたしまして、木材の乾燥や品質管理といった技術的な支援を行うなど、県産材の品質向上と認証制度の普及に向けまして、現場に寄り添った支援を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、地域ぐるみの里山整備に関する県の取組についてでございます。

県では、地域主体で進める里山の整備や利用に取り組む地域を、長野県ふるさとの森林づくり条例に基づきまして里山整備利用地域に認定し、森林づくり県民税を活用してその取組を支援してまいりました。一例を申し上げますと、塩尻市宗賀地区では、気象災害で荒廃した森林や作業道の整備を継続的な取組として定着させておりますが、こうした地域の特色を生かした取組が県内各地で進められております。

また、現在の第4期森林税では、レクリエーションや健康づくり、観光拠点などにも活用可能な開かれた里山の整備にも取組を拡大しております。多くの県民の皆様が森林に親しみ、また、山火事や鳥獣被害の防止など里山の保全に資するよう、引き続き地域ぐるみの里山整備への支援を行ってまいります。

最後でございますが、再造林の加速化に向けた今後の取組についてでございます。

御指摘のとおり、再造林面積は、残念ながら目標に達しておりません。これは、再造林の前

提となります主伐の取組に地域差があることが主な要因でございまして、急峻な地形ですとか伐採樹種によります収益性の違いがその背景にあるものと分析しているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、再造林に係ります標準的な経費の全額補助に加えまして、急傾斜地における苗木運搬に使用します架線の設置・撤去費用でございまして、植栽時に障害となります林地残材の搬出費用についても支援させていただいているところでございます。

また、伐採樹種によります収益性の違いへの対応も急務だと認識しておりまして、木材の市況を分析させていただくとともに、信州ウッドコーディネーターによる販路開拓ですとか、需要者とのマッチングといった活動などを通じまして価格の低い樹種の需要拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

こうした取組に加えまして、今後は、より積極的に県内各地の林業事業体と意見交換を行いまして、地域課題の的確な把握に努め、各地域振興局の林業普及指導員による実態に即した支援につなげるなど、主伐・再造林への機運を高め、目標達成に向けて全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には男女共同参画社会づくりにつきまして3点御質問を頂戴しております。

まず1点目、市町村におけます男女共同参画の条例及び計画についてでございます。

県内の市町村で男女共同参画に関する条例がないのは、令和6年4月1日時点で46町村でございまして、また、計画がないのは13町村となっております。この13の町村は、条例、計画ともないという状況でございます。したがって、計画の策定率は83.1%となっております。これは全国平均の89.8%を下回っているという状況でございます。

条例及び計画は、市町村においても男女共同参画の視点を持った施策展開につながるものでございまして、特に、計画の策定については男女共同参画社会基本法で市町村の努力義務となっておりますことから、県全体の男女共同参画の推進において重要な事項であるというふうに考えております。

県では、これまで、市町村の計画策定や改定に対しまして手引を提供するとともに、希望に応じて担当者や計画策定委員に対する説明等を実施してまいりました。今後は、こうした取組に加えまして、特に未策定の町村に対するヒアリング等によりまして、策定できない要因やニーズを把握した上で、その状況に応じ、策定済市町村の事例の提供や、まずは町村の総合計画等の中に男女共同参画計画の要素を盛り込むなど、取り組みやすい方法についての助言をしてまいりたいと考えております。

また、現在県では令和8年度を開始年度といたします第6次長野県男女共同参画計画を策定中ですが、この検討状況を市町村へ情報提供するとともに、その内容につきましても意見照会を行うなど、県の計画策定を通じて市町村の男女共同参画社会づくりへの意識を高める工夫をまいります。

次に、地域活動への女性参画促進についてでございます。

あらゆる場において男女共同参画の実現を図るために、職場と並んで地域活動への女性の参画が重要と考えておりますが、本県では、自治会の役員などの女性比率が依然として低い状況にあります。

県が令和6年度に実施いたしました県民意識調査では、自治会長等に女性が少ない理由として、「自治会などの団体の代表者は、男性が担うことがしきたりや慣習になっているから」という項目を選択される方が最も多い結果となりました。

また、男女共同参画計画の策定過程において、審議会で審議中ですが、この審議会の中で、地域団体の役員に女性を増やしていくためには、男性が担うことを前提とした役員の仕事そのものの見直しも必要といった御意見もいただいているところでございます。

こうしたしきたりや慣習の背景にあります固定的性別役割分担意識の解消や、実際の地域活動における課題の共有に向け、男女共同参画センターのセミナーや出前講座等に加え、今年度は、地域で活躍する女性との意見交換会を開催し、自治会、PTA、消防団などの地域活動に参加している女性などが悩みや課題を共有することで地域活動に参加しやすい環境づくりを推進することとしております。

また、より地域に密着した施策を担う市町村が男女共同参画の実情を把握できるよう、市町村別のジェンダーギャップの可視化により、市町村の自主的な取組を促すとともに、様々な分野の皆様とも協働するため、「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」とも連携しながら取組を進めてまいります。

3点目の県内全域への男女共同参画の先進事例の紹介や活用についてでございます。

男女共同参画の先進事例について、令和6年度には、女性視点による防災力向上や地区役員に女性参画を促す取組など、県内4市町村の取組を先進事例として公表するとともに、働き方改革などに取り組む県内企業5社の事例についても女性活躍推進事例集として公表し、市町村や企業の皆様に活用を呼びかけているところでございます。

加えて、昨年度から今年度にかけて、はたらく女性の異業種交流会を県内4地域で開催してきておりまして、自治体や企業で働く女性の皆様が取組を共有する場としても活用しております。

また、令和5年度からは、企業や自治体のリーダーの意識改革、行動変容につなげるため、

女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会を発足し、リーダーミーティングを各リーダー同士の事例交換の場としても活用しているところがございます。

今後も、県内外の先進的な事例の把握、周知や、情報交換できる場の提供により、取組を進める様々な立場の方々の気づきや行動変容につなげ、取組が広がるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君） 御答弁をいただきました。

男女共同参画についてでございますが、やはり女性が都会に出て行って戻ってこないという話はよく話題になります。やはり、自分の生まれ育ったところの息苦しさ等をいつまでも引きずっている、そういったことが一つあるかと思います。

先ほど御答弁の中にもありましたように、それぞれの地域で仕事そのものを見直す、そういった新しい改革も必要であると思います。また、先進的に取り組んでいる例、あるいは、女性が委員として参画できるような仕組みをうまく取り込んでいる自治体の情報を、これからも県としてしっかりと自治体にも知らせ、誰もが住みやすい長野県にさせていただくことをお願いしまして、一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（依田明善君） 次に、小林あや議員。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君） コロナ禍は、子供たちの学びや育ちに多大な影響を及ぼしました。数年が経過した今も、その影響の深さを測り切れていません。

私の地元の小学校では、今年の4月から学校応援団による給食ボランティアが始まりました。配膳の仕方を教えることから始めており、人と関わりながら食事をする経験が失われていたことを実感しています。ある高校生は、夢がない自分はどう生きればいいのかと語りました。これは、若者が経験値を増やせないまま、リアルな社会との接点を失い、迷いの中にいる姿です。

国立成育医療研究センターが2024年に実施した「コロナ×こどもアンケート」では、日常が戻ったことを喜ぶ一方で、特に保護者からは、子供が人と関わることに疲れているようだといった不安の声が目立ちます。

コロナ禍によって、子供たちはリアルな社会で人とつながる力を育むこと、また、つながることから得られる新たな学びを知る機会を奪われました。教育は、知識を教えるだけでなく、経験や社会性を育てる営みでもあります。教育委員会としてこの影響を丁寧に受け止め、支援に反映すべきと考えます。

新型コロナウイルス感染症が学校教育における子供たちに与えた影響についてどのように認識しているでしょうか。また、顕在化した課題を踏まえ、今後の学校教育の中で子供たちの社

会性を回復するための教育も必要と考えますが、教育長の所見を伺います。

さらに、こうした影響や課題の実態を把握し、今後の教育施策に反映していく必要があると考えますが、県教育委員会として子供たちの心身の状況や学校生活に関する調査を実施してもらえるのか、または今後実施する予定があるのか、伺います。

大学生や若手職員の中には、資格取得などに必要な知識の効率的習得には関心が高い一方で、それ以外の活動には無関心な様子が目立つという声も現場から聞きます。社会的関係性が断たれた時代を経験した今、私たちは改めて人と関わることの意味と価値に目を向けなければならないと感じています。

これは、教育だけでなく、企業社会においても同様です。コロナ禍で失われた社会的コミュニケーションの必要性を再認識していくためには、若者の社会参加が促進されるような仕組みを社会全体で構築する必要があります。

県が実施する職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度は、働きやすい環境づくりを評価する制度ですが、この認証項目の一つに、従業員一人一人の地域活動や社会参加を評価する視点を加えることなども検討してはどうかと考えますが、産業労働部長の御所見を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）新型コロナウイルス感染症による教育・社会的関係性への影響と今後の支援の在り方について2点御質問をいただきました。

新型コロナウイルス感染症が学校教育における子供たちに与えた影響と、社会性を回復するための教育についてのお尋ねでございますが、新型コロナウイルス感染症は、子供たちの他者とのコミュニケーションの取り方について少なからず影響を与えた可能性があるかと認識しているところでございます。

その要因として、一つには、対面でのコミュニケーションや体験活動が制限されたことにより、SNSを介した限られた人との交流が中心となったこと。二つは、長期間にわたるマスクをした生活により、他者の表情が読み取れず、心理的な距離感をつかむ経験が不足したことなどがあると考えております。

現場の教員からは、コロナ禍以降の子供たちの様子として、一つには、コロナ後、オンラインゲームが以前より多くの子供の間で行われていること。二つは、学校を休むことへの抵抗感が少なくなったことなどの声を聞いておりますが、これらの変化が一時的なものなのか、引き続き慎重に見極めていく必要があるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、直接体験や対面でのコミュニケーションは、人格形成上極めて重要なことであるため、今後も信州の豊かな資源を生かした学びを通じて、子供たちが多様な人と関わりながら社会性を育む教育を推進してまいりたいと考えております。

二つ目の子供たちの心身の状況や学校生活に関する調査の実施についてでございます。

現在、子供たちの状況に関する調査は、学習面、生活面、健康・安全面など様々な観点から継続的に実施しております。県教育委員会では、教職員の業務削減を重要な課題として取り組んでおり、新たな調査の実施については、現場への影響や調査の有効性を慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響に特化した調査については現時点では実施しておりませんが、感染症による子供たちの心身への影響については、現場の教職員からの声や既存の調査結果を踏まえ、引き続き把握してまいり所存でございます。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度の認証項目に従業員の地域活動を評価する視点を加えてはどうかというお尋ねをいただきました。

若者同士のつながりや地域への愛着を育む交流の機会が失われていることは大きな課題であると認識しております。特に、コロナ禍で活動を制限された若者が職場内外の様々な交流によってコミュニケーション能力の向上につなげることや新たな価値観を培うことは、本人だけでなく、所属する企業や地域社会全体にとっても有益であると考えております。

若者をはじめとする従業員の地域活動への参加を職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度の認証項目に追加することにより、企業の取組を支援することは、企業価値を高め、人材確保の面からも有効であると考えことから、今後、認証項目を見直す中で検討を進めてまいりたいと考えております。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）最近の学生は、会話に自信がなく、AIに友達から来たメッセージへの返信をつくってもらっているという子もいるのだそうです。将来を見据えた人的資本という点にも着目し、社会的な実態把握と施策展開や、社会と子供・若者を結ぶ有機的な関係づくりを促進していただきたく、要望いたします。

本県には、四季折々に美しい山々や清流、貴重な生態系があり、こうした自然は国内外の多くの人々を引きつける大きな魅力です。これまでの環境施策では、保全や維持管理が主眼とされてきましたが、近年は、生かす視点が加わり、自然を地域の産業や文化と結びつける取組が進められています。

先日、大阪・関西万博において、2組の神前結婚式が実施されました。これは、万博会場内で、日本文化の象徴とも言える神前婚を外国人観光客の前で公開形式で行うというものでした。この取組は、伝統文化を体験型の観光コンテンツとして発信する非常に象徴的な試みだと思い

ます。

私自身、かつて友人の結婚式に参列するために海外を訪れた際、タイ、インドなどそれぞれの国の民族性が色濃く反映された挙式スタイルに触れ、その文化の誇りや精神性に深く感銘を受けた経験があります。信州の自然と和装、神社、歴史的建造物といった地域の文化資源を組み合わせれば、同様に高い魅力を持ったウェディングツーリズムの展開が十分に可能です。

また、観光にとどまらず、松本、松代、佐久にある肥満外来などの医療機関と連携し、自然豊かな環境で滞在しながら治療を受けるヘルスツーリズムの可能性も考えられますし、信州ならではの価値を生かすことで新たな滞在型観光、医療の融合も期待できます。さらには、各種学会や研究会において、信州の自然をエクスカージョン先として紹介し、学術交流と地域体験を融合させるような仕掛けも検討できます。

このように、信州の自然は、単なる観光資源ではなく、文化、医療、教育など既存の多様な分野と結びつき、地域経済の新たな柱となる可能性を秘めています。長野県の優れた自然環境を生かした新たな観光コンテンツの創出により、県内の消費活動が促進され、地域経済の活性化にもつながっていくものと考えます。現在、県では自然環境を観光資源としてどのように活用しているのか。また、今後どのような展望を描いているのか。観光スポーツ部長に御見解を伺います。

多くの来訪者を引きつける信州の自然環境の魅力を伝えるためには、既存の自然関連施設の役割も重要となります。

上高地は、本県を代表する国際的観光地として、近年は外国人観光客の増加が顕著で、特に日帰りが増えております。一方で、消費活動が限定的であり、地域経済への波及効果が見えにくいという課題もあります。

また、上高地は、美しい景観の傍ら、非常に繊細な自然環境を持ち、砂の堆積によって地形が変化しやすい地質であることから、維持管理に多大な努力が払われてきました。この上高地の価値を広く伝えるため、環境省所管の下、上高地インフォメーションセンターやビジターセンターが設置されています。これらは、本来、登山者に向けた情報発信を目的としていますが、今後は、観光客、とりわけ外国人観光客にも対応した機能を強化し、より立ち寄りやすくにぎわいのある施設としていく必要があると感じています。こうした施設についても、県が地域や関係機関と連携しながらその利活用を促進していく必要があると考えますが、環境部長に見解を伺います。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には自然環境を活用した観光コンテンツ造成の取組の現状と今後の展望について御質問をいただきました。

大手旅行会社の調査結果などによれば、自然の中でのアウトドア体験などを目的に本県を訪れる旅行者の割合は全国平均を大きく上回っており、自然環境は長野県の主要な観光資源の一つと認識しております。

県では、令和5年度から、「Go Nature. Go Nagano」をキャッチフレーズに、アウトドアと言えば長野のイメージ定着を図る観光キャンペーンに取り組んでおりまして、具体的には、サイクリング、登山、レイクリゾート、アウトドアサウナなど、項目ごとに県内の魅力とそれに携わる人たちにフォーカスした情報発信を行っているほか、自然環境を生かした長野県ならではの旅行商品造成に対する支援を行ってきておりまして、最近の特徴的なものとして、自然公園の保全活動に関わる体験とEーバイクによる周遊企画、狩猟・ジビエの体験や森林の伐採から加工までの体験といった信州の自然の中で様々な体験ができるツアーなどの旅行商品の造成につながりました。

今後は、こうした旅行商品やコンテンツを県公式観光サイトの特集記事や動画などで広く県内外に発信し、県内各地での観光消費の拡大をより一層図ってまいります。

さらに、来年度に導入を予定しております宿泊税の活用を視野に、自然公園内の施設の利用環境の充実や自然保護センターを拠点とした四季に応じたガイド付きの自然観察ツアーの実施など、今後も長野県の豊かな自然環境を生かしたさらなる取組を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）私には上高地の既存施設の利活用の促進についてお尋ねをいただいたところでございます。

国では、2016年度に国立公園満喫プロジェクトをスタートして以来、美しい国立公園の自然を守りつつ、そのブランド力を高め、自然環境の保護と利用の好循環の実現を目指し、現在では全ての国立公園で取組が展開されていると承知しているところでございます。

こうした中で、上高地は、国内有数の山岳リゾートとして年間100万人を超える多くの来訪者を引きつけており、環境省が所管します上高地インフォメーションセンターやビジターセンターなどの施設は、自然環境の保全と、国立公園としてふさわしい利用を推進するための拠点として、その重要性が一層高まっていると考えているところでございます。

環境省は、本県や松本市、上高地観光旅館組合をはじめとします地元関係者の意見を踏まえ、令和5年3月、自然を通じた感動と体験を提供する世界水準の国立公園を目指します上高地集団施設地区再整備基本構想を策定したところでございます。この構想では、景観、利用、社会の三つの柱を掲げておりまして、景観の要素としましては、ピクトグラムの活用やイ

ンフォメーションセンター、ビジターセンターを拠点とした利用モデルコースの造成など。利用の要素としましては、多様な資源を体験できるストーリーを基にしたインタープリテーション計画、自然解説計画でございますが、これの構築と、それに沿った質の高い人材育成やビジターセンターの展示内容の再構築。社会の要素としましては、ユニバーサルデザインに対応したバリアフリールートの設定や多言語対応のデジタルサイネージによるセルフガイド機能の整備などの取組を掲げているところでございます。

県としましては、この構想に基づく施設の利活用が上高地地区の自然環境の保全と利用に大いに貢献するものと期待しておりまして、今後、早期の実現に向けて関係者と連携しながら環境省に働きかけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君） 自然環境が地域経済につながる仕組みづくりは喫緊の課題だと考えられます。可能性や選択肢を丁寧に整理し、地域経済への波及効果、観光地域づくりにつながるよう、今後の取組を期待しながら注視したいと思います。

近年、デジタル技術の進展とともに、オンライン診療が医療現場で大きく注目されるようになっていきます。

令和6年の能登半島地震においては、通電が維持された七尾市で郵便局を拠点にオンライン診療が実施され、通院困難な状況下でも柔軟に医療提供が行われました。この事例では、郵便局の予約システムを活用し、かかりつけ医による継続的な診療が行われ、保険証の提示についても柔軟な対応が取られました。こうした工夫によって、被災者が必要な医療を途切れることなく受けられる体制が構築され、災害時における新たな医療提供モデルとして全国的に注目を集めています。

県内でも、例えば、僻地である売木村では、常勤医師がいないという課題を定期的なオンライン診療の導入によって補い、限られた医療資源の中で住民の安心感につながる成果を上げていると伺っています。

全国に目を向ければ、離島などの慢性的な医師不足の解消、専門医の診療機会の確保といった面でも、オンライン診療は地域医療の格差を埋める有力な手段として活用されており、今後の広がり大きな期待が寄せられています。

このように、全国で様々な事例が生まれてきていますが、社会の変化も踏まえて、オンライン診療の現状について健康福祉部長にお伺いします。

続いて、僻地や災害時等における医療提供体制の在り方について伺います。

先ほど申し上げた能登半島地震の事例では、有効性が実証された一方で、幾つかの課題も生

じました。例えば、公民館と郵便局のどちらを診療拠点とするか検討する中で、職員の個人情報保護に対する意識や対応力が拠点選定の重要な判断材料となったと報告されています。

また、災害時に備え、体制や手順について平時から教育、訓練を行っておくことが重要であると指摘されています。制度面でも、厚生局へのオンライン診療の届出手続が非常に煩雑であり、現場の事務的負担も多かったようです。

しかし、こうした課題を踏まえつつも、オンライン診療は、僻地をはじめとする医療人材の確保が困難な分野や災害時における医療提供の手段として、条件が整えば極めて有効な手法であると考えられます。県としてこうした状況をどのように捉えているのか。また、今後の活用に向けた対応について、健康福祉部長にお伺いします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私にはオンライン診療に関して2点お尋ねがありました。

初めに、オンライン診療の現状についてでございます。

オンライン診療は、デジタル技術の進展に伴い、その活用の幅が広がる中、特に新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、対面診療の補完手段として注目され、全国的に普及が進んできております。

都市部においては、多忙な現役世代の通院負担を軽減する手段としてオンライン診療が広がっており、他方で、医療資源が限られている離島や山間部などの僻地では、医療アクセスの観点から活用が進んでいるところです。

国でも、規制改革の一環として、一定の条件の下で初診からのオンライン診療が可能となったほか、令和6年度診療報酬改定では、僻地等において看護師が患者に寄り添ってオンライン診療を行うD to P with N方式に対する診療報酬加算が新設されるなど、制度的な後押しも評価されております。

本県においては、特に僻地医療の補完を目的に、県立病院等においてD to P with Nによるオンライン診療の普及を進め、ICTに不慣れな高齢者でも安心して受診ができる環境整備を進めてきており、具体的には、議員のお話にもあったような阿南病院と売木村診療所との間でのオンライン診療、木曽病院による僻地への巡回診療やグループホームへの訪問診療でのオンライン診療など、地域住民が安心して医療を受けられる体制整備に取り組んできたところでございます。

次に、僻地や災害時におけるオンライン診療の有効性と今後の対応についてでございます。

オンライン診療は、対面診療と比べて、医師が得られる情報に限りがあるといった課題がある一方、議員御指摘のとおり、僻地など医師の確保が困難な地域での医療アクセスの確保、医師・患者双方の移動負担の軽減など、限られた医療資源を最大限活用する手段として大変有効

と認識しております。

また、平時からオンライン診療の体制を整備しておくことで、災害時等の現地での医療機関の診療継続が難しい場合や医師等の応援派遣が困難な状況でも、オンライン診療での診察や助言により初期診療や継続的な健康管理が可能となるものと考えており、県としては、こうした長所を持つオンライン診療を、僻地や災害時など医療資源が限られる場面へ積極的に普及してまいります。

普及を図るに当たっては、多様な実施形態の中から、地域の医療資源や地理的条件、導入や運営に係るコストなどを踏まえ、それぞれの地域にとって最適な手法で導入を進めることが重要と考えております。

引き続き、へき地医療拠点病院や関係市町村に対し、他地域での好事例も共有しながら、地域にとって最適な手法でオンライン診療を導入できるよう必要な支援を行ってまいります。

以上でございます。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）オンライン診療の導入に当たっては、御答弁いただいたとおり、制度の簡素化や通信環境や端末の整備、医師や職員の事前訓練が不可欠ですし、売木村のような先進事例をモデル化し、防災と平時の両面で活用できる体制を整えることが重要です。

多機関連携及び持続可能な財源の仕組みづくりを進めるということは、これから非常に重要な課題となってくると思いますが、ぜひ期待しながら注視させていただきたいと要望し、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時41分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

佐藤千枝議員。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）皆様、こんにちは。私は改革信州の佐藤千枝でございます。ただいまから質問をさせていただきます。今回は3項目お願いします。

最初に、長野県警察安全・安心アプリ「ライポリス」のさらなる活用についてお聞きします。

毎年5月は消費者月間です。先月、私の地域では、特殊詐欺等消費者被害防止活動の一環として、地元の警察職員と共同で、通勤・通学者を対象に啓発活動を行いました。その折、長野

県警察安全・安心アプリ「ライポリス」の情報をいただき、早速アプリの活用を始めました。

2025年2月3日から本格運用を始めた公式アプリ「ライポリス」は、犯罪や不審者、交通事故等の各種情報をタイムリーに提供するほか、防犯に役立つ機能により利用者の防犯意識等の向上を図り、自主的な防犯活動を促進して、犯罪の起きにくい安全・安心な長野県を実現することを目的とした長野県警察公式の防犯アプリです。県民がよりよい安全・安心な暮らしが送れるよう、ライポリスのさらなる活用に向けた県の取組についてお聞きしていきます。

最初に、長野県警察安全・安心アプリ「ライポリス」の目的とその機能の特徴について伺います。

次に、現在のライポリスの登録利用者数とその利用状況、今後の取組について伺います。また、ライポリスが県内の犯罪抑止や防犯意識向上にどの程度貢献をしていると評価しているのか。具体的な事例も含めて伺います。

次に、ライポリスの認知度向上に向け、スマホを所持している児童生徒もかなり多い中で、小中学校生を含めた若年層、学校現場や保護者、また、高齢者層やスマートフォンを所持していない、または所持していても操作が苦手な方など様々な方々に向けてどのようなアプローチをするのか、具体的な取組を伺います。

次に、ライポリスを通じた地域住民や防犯協会、ボランティア団体、見守り隊などの自主防犯活動を促進するため、今後ライポリスをどのように活用していくのか。以上4点について鈴木警察本部長に伺います。

続きまして、長野県における手話施策の推進について伺います。

2006年12月、国連で採択された障害者の権利に関する条約、障害者権利条約で、手話は言語であると定義されました。これは、手話が音声言語と同じように言語として国際的に認知されたことを意味します。

長野県では、2016年3月14日、手話言語条例が長野県議会において成立し、同月22日に施行されました。全国的に見ると、この条例は全国597自治体で制定されており、鳥取県、神奈川県、群馬県に次ぎ、長野県は4番目に制定されました。条例制定により、手話が言語であることを明確にし、聾者が地域の中で不安なく安心して暮らし、社会の一員として活動できる社会の実現を目指しています。長野県内での条例成立は、施行順で言いますと、佐久市、上田市、塩尻市、軽井沢町、小諸市、上田市、千曲市と、77市町村でいまだ1割のみの状況にあります。

私ども長野県議会では、令和5年10月4日に長野県議会手話言語普及促進議員連盟を設立しました。西沢正隆議員を会長に、手話は言語であることを踏まえ、手話の普及啓発に努めているところであります。

県のこれまでの取組を踏まえ、質問いたします。

長野県では、全国に先駆けて長野県手話言語条例が制定され、本年で10年を迎えましたが、この間の実績と成果を伺います。

次に、手話通訳者の高齢化や減少が懸念されており、聾者の情報保障を維持向上させるためには、安定的な通訳者数の確保が不可欠です。現在の県内登録手話通訳者数と手話通訳者を雇用している市町村数、雇用していない市町村における聾者に対する対応はどのようなか、伺います。

また、手話通訳者の確保養成が必要と考えますが、今後どのように取組を強化していくのか、併せて伺います。

次に、公共インフラとしての電話リレーサービスの取組についてお聞きします。

公共インフラとしての電話リレーサービスとは、聞こえない人が聞こえる人と電話で円滑にコミュニケーションを取ることを可能にするため、国が法律に基づいて社会の基盤として安定的に提供を保証するサービスです。2021年7月1日から始まりました。電話リレーサービス料として、私たちが所持している1電話番号当たりの毎月の電話料金に負担額として上乗せされ、徴収される形で賄われています。これにより、一部の利用者だけでなく、社会全体でこのサービスを支えるという考え方です。私たちもその一翼を担っているということになります。

電話リレーサービスの利用は長野県においても行われており、公的な制度化により、今後さらに利用が促進されると見込まれます。そこで、電話リレーサービスの登録状況と、普及に向けた取組や課題解決に向けた今後の取組について伺います。

次に、手話を使った歌やダンスの発表や、聾者から手話を学ぶ教室や講座が、学校や地域等で活発に行われるようになってきました。学校における手話の普及啓発、また、医療を受診する際や災害時などにおける聾者への情報保障強化の取組について伺います。

次に、手話の習得や、使用の機会を広げ、手話文化を守ることを目的として、超党派の議員連盟が法整備に向けて尽力した手話施策推進法案が、6月18日水曜日、衆議院本会議において提案され、全会一致で可決されました。新法には、国や自治体が政策を進める際の基本的な理念として、手話の習得や使用に関する合理的配慮が適切に行われる環境を整備すること、手話による演劇や伝統芸能など手話文化を保存・発展させること、国民の理解を深めること、この三つの項目を挙げています。

さらに、国は、教育分野では必要な児童生徒が手話で教育を受けられるよう、技能を持つ教員や通訳者の配置を進めるとしています。長野県としていち早く上げた条例制定後10年を迎えるに当たり、今後、条例の理念を実現していくため、どのように取り組んでいくのでしょうか。阿部知事に伺います。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）長野県警察安全・安心アプリ「ライポリス」について4点御質問をいただきました。

まず、ライポリスの目的とその機能の特徴についてでございます。

ライポリスは、犯罪や不審者、交通事故等の各種情報をタイムリーに提供するほか、防犯に役立つ機能により、利用者の防犯意識等の向上を図り、自主的な防犯活動を促進して、犯罪の起きにくい安全・安心な長野県を実現することを目的として、本年2月3日に運用を開始したところであります。

主な機能としましては、犯罪、不審者、電話でお金詐欺、交通事故、熊などの野生鳥獣の出没等の各種情報をタイムリーに発信し、発生場所を地図上で確認することができる地図表示機能、不審者や痴漢に遭遇した際に音や表示などで助けを求めることができる防犯ブザー機能、対象エリアにいる利用者に対して緊急情報をお知らせするエリア通知機能等を有しております。

2点目として、ライポリスの登録利用者数と利用状況等について御質問をいただきました。

令和7年6月23日時点でのアプリ利用者数は約3万3,000人であり、導入初年度の目標であった3万人を運用開始から4か月ほどで達成していることから、大変好評をいただいていると認識しております。

アプリの運用開始後、犯罪、不審者、電話でお金詐欺、野生鳥獣出没情報、多発している犯罪や交通事故等に対する注意喚起、交通安全、防災、山岳遭難防止等に資する情報、各種月間や広報イベント等の紹介のほか、凶器を携帯した不審者の目撃情報や熊等の出没情報等につきましてはエリア通知機能等を活用して緊急情報を通知するなど、被害の未然防止に向けた積極的な情報発信を行っているところです。

アプリの利用者からは、最新の犯行手口や様々な情報をタイムリーに知ることができて防犯意識が高まる。住んでいる地域の不審者出没情報や電話でお金詐欺の発生状況が地図上で見ることができて分かりやすい。クイズ機能は子供が楽しく学べるだけでなく、大人も防犯や交通ルール等の学び直しができるのでためになる。動物の出没情報や熊よけ鈴が長野県らしくてよい等の声が寄せられているところです。

今後も、利便性の向上や利用者のニーズに応じた機能の追加等、県民の皆様の意見を聞きながら、引き続きタイムリーに分かりやすく視覚に訴える方法により情報発信を行って、犯罪の起きにくい安全・安心な長野県を目指してまいります。

3点目に、ライポリスの認知度向上に向けた取組について御質問をいただきました。

県警察では、若年層や高齢者層を含めたあらゆる世代にアプリを普及させていくことが必要と認識しており、各種広報媒体やイベント等を活用したアプリの周知、各警察署における街頭啓発活動における周知、関係機関・団体への働きかけ等により、利用者のさらなる拡大と認知

度の向上に向けた取組を推進しているところであります。

特に、スマートフォンを所有している児童生徒やその保護者に対しましては、教育委員会を通じて、県内小中高校生や保護者等に対するアプリの周知等を行っているほか、高齢者層には高齢者向けスマートフォン教室におけるアプリの周知と操作方法の説明等を行い、アプリの有用性や有効性を周知して普及利用促進を図っているところであります。また、年齢層を問わず、県内の映画館や温泉施設で使用可能な割引クーポン機能を追加し、広報しているところであります。

最後に、ライポリスを活用した自主防犯活動の促進について御質問いただきました。

ライポリスには、地域における犯罪や不審者等の情報発信機能のほか、アプリの地図機能と犯罪発生状況の連動による効果的なパトロール経路の設定と活動の記録化など、自主防犯活動を支援する見守り活動パトロール機能も有しているところであり、アプリを活用した自主防犯活動を呼びかけているところであります。

県警察としては、地域の防犯協会、防犯ボランティア団体の活動に際しては、本機能を推奨し、達成感とやりがいを感じていただくことにより、さらなる自主防犯活動を支援してまいり所存であります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には手話施策に関して4点お尋ねがありました。

初めに、長野県手話言語条例の実績と成果についてでございます。

条例において、県は、手話に対する理解促進、手話を学ぶ機会の確保、手話通訳者の養成と派遣体制の整備、手話による情報発信に取り組むことなどが規定されております。

まず、手話に対する理解については、手話ガイドブックや手話動画辞典の製作、各種イベント等における啓発活動等に取り組んできた結果、県政モニターアンケートによると、手話が言語であるということを理解していると約9割の方が回答しております。

手話を学ぶ機会については、条例施行後の9年間に手話講座を354回開催し、計7,200名の方が受講されました。昨年度の受講者アンケートの結果では、92.6%の方が今後も手話を学びたいと回答しており、挨拶等を手話でできる人の数は徐々に増加しております。

手話通訳者につきましては、この9年間に68人を養成し、手話通訳者の登録者名簿を市町村と共有して、聾者からの要請に基づき派遣できる体制を確保しております。

最後に、手話による情報発信については、毎月県ホームページで手話動画を発信しているほか、県聴覚障がい者情報センターにおいて聾者に役立つ各種情報を動画で発信しており、センターのホームページの閲覧件数は、令和元年の約2万3,000件から、令和6年には約5万2,000件に増加するなど、情報発信の充実を図っております。

次に、手話通訳者の登録状況とその確保養成についてでございます。

現在、長野県登録手話通訳者名簿には165名が登録されており、通訳者の皆様に県内各地で御活躍いただいておりますが、高齢などにより一定数の方が引退されるため、登録者数は近年横ばい傾向にあります。また、手話通訳者を雇用しているのは14市あり、手話通訳者を配置していない市町村では、県が登録する手話通訳者の派遣や、筆談、音声の文字変換アプリの活用等により対応していると承知しております。

県では、障がい者プランにおいて、令和11年度に手話通訳者名簿の登録者を173名とする目標を掲げております。手話通訳者の養成には5年程度を要することから、この目標達成には長期的な取組が必要であり、特に若年層に手話通訳に関心を持っていただくことが重要と考えております。

そのため、手話単語を動画にした手話動画辞典の発信や、小中学校、高校、大学等における手話講座の重点的な実施等、若年層への働きかけに努めているところです。これらに取り組むことにより、新規の手話通訳者の確保を図るとともに、現任者に対するフォローアップ研修等を実施し、手話通訳者のスキルアップを図ってまいります。

三つ目に、電話リレーサービスの現状と課題、今後の取組についてでございます。

県では、これまで、県聴覚障がい者情報センターを通じて利用対象者に対する制度の周知に努めてきた結果、現在県内では150名余が登録し、サービスを利用しております。利用希望者の中には、スマートフォンによる利用方法が分からないなどの課題があることから、県聴覚障がい者情報センターが個別相談に応じ、登録や接続のサポートを行うなど、利用希望者に寄り添った対応をしているところです。引き続きセンターによる広報誌や説明会等により電話リレーサービスの利用を希望する全ての方が安心してこの仕組みを利用できるよう周知を図るとともに、個別相談を通じて一人一人のニーズに沿ったきめ細かい支援を行ってまいります。

最後に、学校における手話の普及啓発と聾者への情報保障についてでございます。

初めに、学校における普及啓発につきましては、児童生徒が手話に親しみ、手話に対する理解を深められるよう、学校等からの要請に基づき手話講座を開催しており、昨年度は32回実施し、825名が受講しました。引き続き、この取組を通じて子供たちに対する手話の普及啓発に努めてまいります。

次に、情報保障に関しましては、聾者が医療機関を受診する際には、市町村において手話通訳者の受診への同行や遠隔手話通訳システムによる通訳体制を整えており、県もその費用の一部を支援しております。この遠隔手話通訳システムは、県が令和3年度に導入し、スマートフォン等を利用して画面越しに手話通訳を利用できるシステムで、現在39市町村がこのシステムを活用して手話通訳の環境を提供しております。

一方、現地に手話通訳者の派遣が困難な災害時には、このシステムを活用した意思疎通支援とともに、県聴覚障がい者情報センターのホームページを通じて、手話による情報を迅速に発信しております。

これらに加え、災害現場において手話で対応できる人材を育成するため、消防学校等における手話講座の開催に取り組んでおります。これらを通じて、引き続き様々な場面における聾者の情報保障の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、手話施策推進法がさきの通常国会で成立したことを受け、今後県として手話言語条例の理念をどう実現していくのか。こういう御質問を頂戴いたしました。

私が副会長を務めております手話を広める知事の会においても要望してまいりました手話施策推進法が、先日、国会で成立し、共生社会実現のための手話に関する理解と関心が国民全体に一層広がることを期待しているところでございます。

聾者にとって、手話は自らの思いや考えを表現する大切な言語であり、人と人をつなぐためにはコミュニケーションが最も大切であるとの認識の下、本県では、国に先駆けて手話言語条例を制定したところでございます。これまで、手話を意思疎通の手段として選択の機会を確保するという理念に基づき、手話の普及啓発や手話を使いやすい環境整備等を着実に推進してきたところでございます。

具体的には、県庁及び合同庁舎への手話通訳ができる職員の配置、知事会見への手話通訳の導入、手話ガイドブックによる普及啓発、熱中症対策の注意点の呼びかけなどタイムリーな話題を手話動画にした手話定期便の発信、選挙啓発動画への聾者出演による手話の挿入などに取り組み、条例の理念と手話の普及等に努めてきたところでございます。

今後、手話施策推進法の制定を契機としまして、幅広い職場や学校における手話講座を拡充し、手話人材の確保につなげるなど、聾者が安心して暮らせる共生社会の実現のため、一層の努力を重ねてまいります。

以上です。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）それぞれ丁寧にお答えをいただきました。

ライボリスの認知度向上と利用促進に向けてですけれども、子供・若者や高齢者、あるいは観光客等のターゲット層に合わせてアプリを通じて得られる情報が、実際の犯罪抑止や地域防災活動に生かされるということがとても大事ではないかというふうに思います。今ありますアプリの中にも、クイズとか、クーポンとか、子供さんにも楽しんでいただけるアプリが入って

おりますけれども、このアプリの内容も、要望等がある中で検討していただきながらバージョンアップを図り、さらに県民への働きかけを推し進めていただきたく要望いたしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

また、知事から御答弁いただきましたけれども、この手話施策の推進について、手話が言語であるということの中で、聾者が本当に安心して、聾者と聴者がお互いに尊重し、真に共に生きる社会の実現に向けて環境整備がさらに進む機運を高めることが大事だというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、支援の必要な子供たちへの教員育成の強化について質問をいたします。

長野県内小中学校の特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒数は、毎年増加傾向にあります。長野県は、全国に比べて特別支援学級の在籍率が高い傾向にあり、特に自閉症・情緒障がい特別支援学級の在籍率や通級による指導体制の整備が遅れているというふうに言われています。

そうした中で、小中学校に専門性の高い教員や心理士などが学校を巡回し、個別のケースに関する指導や助言を行う体制も整備されつつあります。また、チーム支援を重要視し、学校全体で子供を支援する体制や、医療、福祉、心理等の外部機関との連携の重要性も認識されてきました。

しかし、支援を必要とする子供たちに十分な支援が本当に行き届いているのでしょうか。個別の支援を必要とする子供たちは多数存在し、より専門的な知識やスキルを持った教員の必要性が高まっています。

全ての新規採用教員を含めた小中学校の教員が、発達障がいや合理的配慮に関する基礎的な知識、理解を深める研修、SSTと言われているソーシャルスキルトレーニングなど教員の研修機会を確保すること、また、支援に不安や自信を持てない教員に対する助言やサポート、研修などが不可欠ではないかというふうに考えます。

これらを踏まえ、以下、武田教育長に質問いたします。

全ての小中学校各校に最低1名置いている特別支援コーディネーターに求められている役割とは何でしょうか。

次に、小中学校で増加する特別な配慮が必要な児童生徒に対応できるよう、現在の教員研修はどのような内容で実施されているのでしょうか。特に、個別最適な学びの実現や多様な背景を持つ子供たちへの具体的な支援方法に関する研修はどのように評価をしていくお考えか、お聞きします。

次に、小中学校に勤務する教員が希望すれば、特別支援教育課程の資格取得を目指せるような支援体制を構築し、多様な子供たちへの適正な支援力を備えることが必要と考えますが、現

状と課題を伺います。

次に、特別支援学校のセンター的機能を発揮する上で、特別支援学校の教員による地域校への出前講座の実施や、地域校に学ぶ児童生徒への支援の在り方などについての研修と、最寄りの特別支援学校と地域校間の人事交流を行い、課題や支援の方向を共有することが大切ではないかと考えますが、その認識と現在の取組を伺います。

次に、このたび、国では、高度専門職にふさわしい処遇の実現に向けて、令和7年度から5年間における教師の処遇改善と見直しが示されました。特別支援学校や特別支援学級、通級指導の担当職員に支給されてきた給与の調整額、給料月額の3%が令和9年1月から段階的に1.5%に半減されるというものです。これは、インクルーシブ教育の進展により、通常学級の教員も同様に困難な職務を担うという考えや、教員全体の処遇改善との兼ね合いが背景になっております。

この引下げは、特別支援教育担当教員のモチベーション低下や専門性維持への影響が懸念されるというふうに考えます。国の特別支援教育に関わる給料の調整額引下げ方針についてどのように受け止めておられるのか。以上、武田教育長に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 支援の必要な子供たちへの教員育成の強化について5点質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

小中学校の特別支援教育コーディネーターの役割についてでございますが、特別支援教育コーディネーターは、配慮の必要な子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を実現するために、学校内外の関係者との連携・調整の役割を担っております。具体的には、配慮の必要な子供の実態把握や保護者や担任からの相談対応、また、支援方針や対応策を協議する校内支援会議の計画・運営、また、特別支援教育に関わる職員研修の企画・運営など多岐にわたる業務を行っております。

県教育委員会では、特別支援教育コーディネーターがその役割を十分果たせるように経験に応じた研修を実施するとともに、学校に複数名のコーディネーターを指名したり、校務分掌の軽減に取り組むなど、様々な会議等で働きかけを行っているところでございます。

次に、特別な配慮が必要な児童生徒を支援するための教員研修についてでございます。

昨年度、県総合教育センターにおける特別な配慮が必要な児童生徒への支援に関する希望研修は32講座開設し、延べ1,485名の教職員が受講いたしました。また、初任者研修やキャリアステージに基づく指定研修においても、同様の趣旨の研修を対象者全員が受講しているところでございます。

これらの研修においては、特別な配慮が必要な児童生徒との関わり方や支援の在り方など、

主に教師側の視点から具体的な指導方法等を学ぶ内容を中心としてまいりました。今後は、これらの研修に加え、教育の基本は子供側の視点に立って支援することです。子供理解を充実させ、医療や福祉などと連携した支援の在り方を学ぶ研修などに力を入れていきたいと考えているところでございます。

次に、特別支援学校教諭免許の取得についてでございます。

特別支援学校教諭免許の取得には、教員として3年間の実務経験と免許法認定講習による単位取得が必要であり、県教育委員会では、希望する教員が受講しやすいよう、毎年夏休みに講習を実施しているところでございます。この免許法認定講習は、令和6年度は296名が受講しており、令和7年度は330名が受講する予定となっております。

また、特別支援学級担任のうち、特別支援学校教諭免許の所有者は、全国平均が約30%であるのに対し、本県は約50%であり、本県では一定程度の専門性を有していると認識しております。しかしながら、通常学級も含めた小中学校に勤務する教員全体では、特別支援教育に関わる知識や経験のある教員がまだ少ないという課題もございます。今後は、さらに一人一人の子供への支援を充実していくためにも、免許の取得のみならず、子供側からの視点を持ち、多様な子供への支援を学ぶ研修の充実も併せて図ってまいります。

次に、特別支援学校と小中学校間の課題や支援の方向性の共有についてでございます。

本県では、全ての県立特別支援学校に、自立活動担当教員のほか、教育・就学相談、進路指導、ICT担当と4名以上の高い専門性を持つ教員から成る専門性サポートチームを組織し、近隣の小中学校のニーズに応じ様々な支援を行うなど、課題や支援の方向の共有を図っております。具体的には、校内職員研修の講師、校内の支援体制構築に関わる相談、特別支援学級の担任への巡回支援など、年間延べ1万回を超える研修や相談に応じているところでございます。

また、特別支援学校と小中学校間では、副学籍制度を活用した児童生徒の交流のほか、教員同士の支援方法の検討や特別支援教育に関わる研修での学び合いが活発に行われております。さらに、特別支援学校と小中学校間の人事異動も積極的に行っており、中長期的な視点で特別支援教育に関わる教員の育成に取り組んでいるところでございます。

議員御指摘のとおり、特別支援学校と小中学校教員同士の交流連携は重要であると認識しておりますので、教員が課題や支援の方向を共有し、子供への支援が適切に行われるよう、今後とも取り組んでまいります。

最後に、特別支援教育に係る給料の調整額引下げの受け止めについてでございます。

今般の教員の処遇改善については、教職調整額の改善だけでなく、職務や勤務状況に応じた給与とする観点から給与全体について検討が行われ、令和9年以降は、特別支援教育に従事す

る教員に支給される調整額の見直しが行われると承知しております。

一方、特別支援教育に従事する教員は、他の教員と比較し、一定の特殊性があるため、引き続き相対的に高い処遇を保つ必要があると認識しております。県教育委員会といたしましても、令和9年から調整額の見直しが行われる段階においても全ての教員の処遇改善が着実に進むよう研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）武田教育長より御答弁いただきました。

長野県の子供たちがその個性と能力を最大限に伸ばし、輝かしい未来を築いていくためには、地域校である小中学校の教員が特別支援教育の専門性を高めることが喫緊の課題だというふうに思います。

教員の働き方改革や教員不足への対応等、課題は山積みではありますが、全ての子供が輝く教育、全ての子供が安心して学び続けられる環境をつくることは、保護者や地域の願いでもあります。どうか早急に施策を検討し、実行されることを強く求めまして、質問を終わりにします。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、奥村健仁議員。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）大町市選出の奥村健仁でございます。通告に従い質問をさせていただきます。

教職員の働き方改革と子供中心の視点についてお伺いしてまいります。

教育委員会においては、教職員の働き方改革として、教員一人一人の業務負担を軽減し、教育活動により集中できる環境を整えるために、校務支援システムの導入や日常業務の見直し、長時間勤務の是正や業務の効率化を図るとして様々な施策が展開されております。また、教職員の休日の確保や働き方の柔軟性を高める施策の一環として、従来教員が担ってきた部活動の指導についても地域や民間団体との連携を通じた地域移行が進められているところであります。

これらの取組により、教職員の心身の健康を守り、ワーク・ライフ・バランスの確保を目指す姿勢は、現場においても一定の成果が期待されているものと受け止められております。今後、こうした取組が子供たちの学びを支えている教育環境の質的向上にどのように寄与していくのかを注視してまいります。

しかしながら、今回私が強調したいのは、こうした改革が果たして子供中心の視点に立ったものになっているのかということでもあります。学校における働き方改革は、どうしても教職員の勤務時間の削減ばかりに意識がとられ過ぎているように感じます。本来の目的は、子供と

向き合う時間を増やすという点であり、手段であるはずの勤務時間の削減が目的化していないでしょうか。教職はブラックだとのイメージを脱却させたいということは理解しますが、本来の目的を見失ってはいないでしょうか。

ある先生から、我々も皆さんと同じ労働者であり、過度な期待をしないでいただきたい。働き方改革も含め、それが今私たちに課されている仕事ですとのお話を伺いました。この言葉に、私は少なからず違和感を覚えました。確かに、教職員も一人の労働者であり、労働環境の改善や適切な勤務条件の確保は極めて重要な課題です。しかし、同時に、教育という職務は、未来を担う子供たちの成長に深く関わる公共的な使命を伴う仕事であります。過度な期待をしないでほしいという言葉が、子供たちや保護者、地域社会が学校に寄せる信頼や願いを切り離すような響きに感じられました。

働き方改革の目的は、教育の質を維持向上させながら持続可能な職場を築くことであるはずです。だからこそ、労働者であるという前提と教育者としての使命を対立させるのではなく、両立の道を共に探る姿勢こそが今求められているのではないのでしょうか。

働き方改革により教員の時間的ゆとりができれば、生徒一人一人と向き合う指導の時間が確保されることが期待されております。しかし、時間的なゆとりをつくるために、伝統的に地域と連携して行ってきた教育的意義のある活動までもが削られていないか。校内研修や授業研究が短縮、形式化されていることはないだろうか。教員の指導力向上が後回しにされてはいないのかなど、働きやすさの改革が教育の質の向上に必ずしも直結しているとは言い切れない現状があるのではないのでしょうか。

そこで、以下の点について武田教育長にお伺いいたします。

教職員の働き方改革の取組が、子供の学びや育ち、また、授業の質や教員との関係性に与えている影響について、教育委員会として評価検証をどのように行い、また、その結果としてどのような傾向や課題を把握しているのか、お伺いいたします。

教員が本来の教育活動に専念できる環境を整えることは、子供たちへの寄り添いや学びの充実、さらには個別最適な学びの実現につながると考えています。そのためには、教員が一人一人の子供と向き合う時間的余裕と専門性の向上が不可欠であるため、教員が個別支援に十分な時間と研修期間を確保できるよう、教育現場をどのように支援していくのか、お伺いいたします。

働き方改革を進める中で、子供たちと向き合う教師の在り方が問われていると考えております。教育委員会として、教育現場にどのような理念や価値観を示しているのか、お伺いします。また、教育者としての使命を改めて確認する必要があるのではないかと考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

次に、長野県の学習旅行誘致について伺います。

現在、全国的な少子化の影響により、修学旅行や校外学習といった学習旅行の需要は年々縮小する傾向にあります。しかし、観光振興と教育振興の両面から地域の活力を高めていくという観点で捉えれば、学習旅行の積極的な誘致は長野県にとって重要な政策課題であると思います。

特に、本県は、四季折々の自然景観を舞台にした自然体験、気候変動や生物多様性を学ぶ環境教育、地震や豪雨災害の教訓を生かした防災教育、さらには歴史学習など、全国的に見ても多彩で質の高い教育資源が集積しております。

こうした資源を最大限活用すべく、長野県では、長野県学習旅行ナビの整備や、長野県学習旅行誘致推進協議会の設立を通じ、受入れ態勢を整備してきたと承知しております。コロナ禍が一段落し、令和5年度の来県実績は回復傾向を示しておりますが、今後さらに選ばれる学習旅行先となるためには、プログラムの質的向上、ガイドやインストラクターを含む専門人材の育成等が不可欠であります。

加えて、近年、貸切りバスの運行費用、宿泊費、各種施設入館料といった旅行経費が相次いで値上がりし、経済的負担の増大が学習旅行の足かせになっているとの指摘も聞き及んでおります。こうしたコスト増への対応策として、県独自の補助制度や市町村と連携した費用支援など多角的な支援策を検討すべきではないでしょうか。

また、旅行業者だけでなく、学校や保護者にも納得いただける価値を示すことも必要であります。例えば、デジタル教材の活用やオンライン事前学習と現地体験を組み合わせた反転学習型ツアーの提供、カーボンニュートラルを意識した公共交通利用モデルの提案など、学習効果とSDGsの視点を同時に満たす付加価値を創出することも求められております。これらの取組を官民協働で推進し、本県の学習旅行ブランドを一層高めていく必要があると考えます。

以下の質問について高橋観光スポーツ部長にお伺いいたします。

少子化等の影響により、長野県内を訪れる学習旅行の数が年々縮小傾向にあるものと考えられますが、来県生徒数の推移や今後の誘致目標をどのように設定しているのか、伺います。

次に、学習旅行は観光振興と教育連携の観点から重要であると考えます。特に、少子化の影響で学習旅行の数が減少する中において、今後の誘致の展望について伺います。

次に、学習旅行の誘致においては、一度来県した学校に継続的にリピートしてもらうことも重要だと考えます。今後の取組について伺います。

次に、物価高騰などの影響により、バスの借り上げ料や宿泊費などが上昇している状況ですが、他県では補助制度を設けているところもあるとお聞きしております。長野県でも同

様の支援策を検討すべきではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

事前のオンライン学習や現地での探究活動、事後発表を組み合わせた反転学習型ツアーは、学習旅行の価値を再定義し、学びの深さを高める先進的な取組で、長野県が選ばれる学習旅行先となるための有効な手段の一つと考えます。県としてこのようなツアーのモデル化や教材の提供を進めてはどうか、見解をお伺いいたします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 教員の働き方改革について3点御質問をいただきました。

まず、教職員の働き方改革の取組の評価検証と傾向、課題についてでございます。

議員御指摘のとおり、学校における働き方改革の目的は、教職員の時間外勤務を縮減することで子供と向き合う時間を確保し、質の高い教育の実現を図ることにあります。

県教育委員会では、教職員の時間外勤務時間の実態把握を継続的に行っており、令和6年度には10年前と比べて約40%の削減となっております。加えて、教職員や子供の声を集め、働き方改革が学校現場に与える影響について評価検証を行ってきているところでございますが、子供たちの学びや育ち、授業の質や教職員との関係性について、現時点で顕著な傾向が確認されているものはございません。

一方で、学校現場からは、教職員同士の会話が減少し、同僚性が希薄になっているとの声も寄せられております。こうした点は、教職員のやりがいや働きがいにも関わる重要な課題であり、「活き活き×やりがい職場調査」を令和3年度から実施し、職場環境の改善にも取り組んでいるところでございます。今後も働き方改革を進めてまいります。同時に、子供たちの学びや育ち、授業の質や教職員との関係性などを評価検証しながら、本来の趣旨を見失うことがないように取り組んでまいります。

続きまして、教員が教育活動に専念するための教育現場への支援についてのお尋ねでございます。

教職員の働き方改革を進める上で最も重要なことは、教職員の業務を削減することであると考えております。それは、教職員の業務を単に減らすことではなく、登下校の指導など教職員以外でも行うことができる業務を他者に行ってもらうことでございます。

業務の削減により生み出された時間で、教職員が一人一人の子供と向き合い、子供のための時間を確保するとともに、教職員の研修が充実していくものと考えております。これらを推進するためには、保護者をはじめ地域の方々など多くの人のコンセンサスを得て、子供のためにどうするのがよいのかを考えていくことが必要であると考えております。

県教育委員会では、多くの県民の皆様と協働し、教職員が、子供と向き合いながら、その力量を高められる環境がつかれるよう、知事部局と連携しながら取り組んでいるところでござい

ます。

最後に、働き方改革の理念や価値観と教育者としての使命についてのお尋ねでございます。

私は、働き方改革を進める上で、長く教育現場にある二つの固定観念を変えていく必要があるというふうに考えております。

一つは、時間や資料など物理的な量が多いほどよい教育ができるという思い込みであり、もう一つは、形にとらわれ、出来栄を重視する評価観であります。このことは、準備に膨大な時間を費やす習慣や、学校内で全てを完結させようとする閉鎖性を生んできたというふうに考えております。

今必要なことは、教育とはいかにあるべきか、子供とはどう育つのかということを子供を中心に議論することでございます。こうした議論を様々に行うことにより、改めて教職員一人一人に教育者としての使命が自覚されるものであると考えております。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には学習旅行の誘致につきまして五つの御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、学習旅行に関する現状と今後の誘致に係る数値目標についてのお尋ねでございます。

学習旅行で本県を来訪する生徒数は、平成元年にピークを迎えて以降、少子化の影響や中学生、高校生を中心にスキー学習旅行件数が減ったことなどによりまして年々減少傾向が続いてきたことに加えまして、令和2年、令和3年は新型コロナウイルスの影響により大幅に落ち込みました。その後、コロナによる影響も収まりまして、令和4年以降の来訪生徒数は回復傾向にあります。コロナ前であります令和元年の水準の約6割にとどまっている状況であります。

県では、市町村や市町村観光協会、観光関連事業者等と共に長野県学習旅行誘致推進協議会を組織し、関係者の皆様と連携しながら学習旅行誘致の取組を推進しておりまして、誘致目標につきましては、この協議会の昨年度の総会で決定しました令和10年度の来訪学校数及び来訪延べ生徒数を令和元年水準に戻すという目標を掲げて取組を進めているところであります。少子化の影響などもあり、簡単に達成できる目標ではありませんが、協議会の会員である市町村や事業者の皆様を通じて学校側のニーズや取り組む上での課題などを共有しつつ、目標に向けて官民が一体となって学習旅行の誘致に取り組んでまいります。

次に、学習旅行誘致施策の今後の展望についてであります。

学習旅行の誘致は、旅行先での多様な体験や学びを通じて生徒児童の健やかな成長に寄与するとともに、地域にとって経済的な効果や、将来的に本県のファンを増やす可能性を有するなど、教育、観光の両側面で非常に意義のある取組と認識しております。

しかしながら、議員からお話がありましたように、今後、少子化がさらに進むことで、来訪学校数や生徒数も減少していくことが危惧されております。学習旅行を継続して誘致していくためには、プログラムの充実に加えまして、学校との継続した関係の構築の両面での取組が必要と考えておりまして、県としては学びや体験の提供に資するプログラムや地域の魅力を伝えるコンテンツの充実、学習旅行ナビによる情報発信、学校とのつながりをつくる取組などを学習旅行誘致推進協議会の皆様と共に進めてまいります。

続いて、長野県が同じ学校から何度も学習旅行先に選ばれるための今後の取組についてであります。

継続して同じ学校に学習旅行先として選ばれるためには、学校の教員や旅行会社の学習旅行担当者に対して、本県の地域の魅力や学習旅行プログラムを継続してPRし、担当者自身に長野県のファンになっていただく取組を進めていく必要があると考えております。このため、学習旅行誘致推進協議会では、これまで首都圏や関西圏の教職員及び旅行会社の学習旅行担当者を本県に招聘して直接PRする取組を実施しておりまして、令和6年度には、教職員、旅行会社の担当者約80名の方々にお越しいただき、具体的なプログラムを体験して地域の特色や魅力などを実感してもらうことができました。今後も、関係者とのつながりを強くすることで、学習旅行先として長野県が繰り返し選ばれるよう取り組んでまいります。

それから、学習旅行誘致施策としての貸切りバス費用や宿泊費用への支援についての御質問であります。

御質問の中にもありましたとおり、現在幾つかの県で学習旅行の費用に対する補助を行っておりますが、震災復興やコロナ対応、空港利用促進を主な目的として創設されたものがほとんどでありまして、近年の物価高騰を受けて新たに創設された補助制度は現在ないものと承知しております。

また、公益財団法人日本修学旅行協会が全国の中学校と高校を対象に抽出調査した結果によりますと、学習旅行の実施件数としては長野県は全国で14位となっております。同調査で長野県よりも上位に位置する都道府県で支援制度を設けているところはほとんどない状況であります。

これまで、本県においては修学旅行の参加者に対する負担軽減策は実施しておりませんが、先ほど申し上げたように、教員や旅行会社の担当者に現地を訪れていただく際の費用への助成を行ってきておりまして、来訪学校数を伸ばすことにもつながっているものと考えております。

議員から御提案いただいた学習旅行参加者のバス料金や宿泊費用の助成についても支援策の一つとして考えられますが、今後、他県の誘致施策の情報収集や協議会での意見交換なども通じまして、費用対効果の面からどのような方策が効果的なのか、引き続き検討してまいります。

最後に、反転学習型ツアーのモデル化や教材提供といった取組についてのお尋ねであります。

旅行の前後に事前学習や事後の振り返りなどを行う反転学習型ツアーは、学習旅行でインプットした内容の理解を深めるとともに、ツアーへの関心や理解度を高めることで主体的な学びを可能とするなど、子供たちの知識習得や見聞の拡大といった学習旅行の目的を達成するのに有効な手法と考えております。また、事前や事後の学びによりツアーをより印象的なものとし、参加者に対してより深く地域の魅力を伝えられることから、長野県のファンやリピーターを増やすことにもつながる効果的な取組と考えます。

現在、学習旅行関係の情報を発信するサイト、長野県学習旅行ナビにおきまして、既に事前事後学習を取り入れた県内各地の探究型学習旅行プログラムを発信しているところでありますが、中でも、長野市松代の古武道や甲冑など江戸時代の武士の生活体験及び須坂市の郷土食体験などは、実際の学習旅行の受入れにつながったり、多くの問合せがあるなど、興味や関心を寄せていただいている状況であります。

このように、反転学習型ツアーの実施が進み始めているところでありますが、さらなる普及拡大に向けて今後も力を入れていく必要があるため、成功事例を分析し、他の地域へ横展開するための取組を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔6 番奥村健仁君登壇〕

○6 番（奥村健仁君）それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。

教育委員会の教職員の働き方改革ですが、この間、先生をやっている友人に会うことができました。やはり子供に対する時間になかなか振り向けられていないのかなという感想をいただきました。

これにて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、林和明議員。

〔3 番林和明君登壇〕

○3 番（林和明君）上田・小県地区選出の林和明です。

最初に、教育無償化時代の高校再編の在り方についてお聞きしていきます。

高校無償化の制度改正は、長野県の高校改革と再編に複雑な影響を与えています。この制度は、経済的な理由で高校進学をためらっていた家庭にとって朗報である一方、公立高校と私立高校の間の生徒の流れを大きく変える可能性があります。

まず懸念されるのは、私立高校への生徒流出の加速です。授業料が無償となることで、これまで費用面で選択肢から外れていた私立高校が、多くの家庭にとって現実的な選択肢となります。これにより、特に、生徒数の減少に直面している地方の公立高校は生徒確保が一層困難に

なり、統廃合や存続の危機に瀕するケースが増えるかもしれません。過疎地域では、公立高校の閉校が地域の活力を失わせる要因ともなりかねません。

一方で、無償化は、県全体の教育機会均等を促進し、多様な選択肢を提供する可能性も秘めています。経済的な負担が軽減されることで、生徒は自身の興味や適性に基づいた学校選択をしやすくなり、教育の多様性が増すことが期待されます。

このような状況下で、長野県は高校再編をどのように進めるべきでしょうか。単なる学校の統廃合に終始するのではなく、各地域の特色やニーズを踏まえた魅力ある学校づくりが求められます。例えば、地域の産業と連携した専門学科の設置、地域資源を活用した探究的な学びの導入、あるいはオンライン教育を積極的に活用した遠隔地からの学習機会の提供などが考えられます。

無償化時代における公立高校の新たな存在意義をどう確立し、高校無償化への制度改革は長野県の高校改革再編にどのような影響を与えるのか、最初に阿部知事の思いを伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、公立高校の教育に関連して、高校無償化の制度改革は本県の高校改革再編にどう影響を与えるのかという御質問でございます。

私立高校が集中しております長野市や松本市、そしてその周辺地域におきましては、受検者数の動向の変化などある程度の影響が生じる可能性があるというふうに考えております。

一方、本県は、大都市部と比べますと私立高校のウエートが低い県でありますので、全県的には影響は限定的というふうに考えております。したがいまして、本県の進めております公立高校の特色化や再編に大きな影響を及ぼすものというふうには受け止めておりません。

今回の制度改革でありますけれども、恩恵を受ける方々の多くは大都市部の比較的所得が高い方ということになります。もとより、恩恵を受ける方々、支援を受けられる方々がいるので、子育て世帯の経済的負担の軽減という観点からは一歩前進というふうに思いますが、今申し上げたように、一生懸命教育に予算をつぎ込んでこれで終わりということでは、日本全体の教育としてはいかなものかというふうに思っております。

むしろ、高校教育であれば、もっと質の向上のために使うとか、我々も県立高校の特色化・魅力化づくりということを進めていこうと考えておりますので、そうしたものにも資するような財政支援ということも国においてぜひしっかり考えていってほしいというふうに思います。また、ただでさえ都市部に財源が集中している中、都市部側に対する支援がさらに手厚くなることになります。義務教育段階とは違いますが、ほとんどの人たちが高等学校で教育を受けているという状況でありますから、国には、やはり日本全国どこで暮らしていても質の高い高等教育が受けられるといった環境づくりにもしっかりと目を向けてもらう必要があるという

ふうに思っています。

今、私は文部科学省の私立大学の在り方を検討する会議に入れていただいていますけれども、私立大学も含めて、地方の高等教育をどうするか。これからの人口減少の中では非常に厳しい経営状況に迫られる部分もあります。地域における重要なインフラとしての大学、高校の在り方について、負担軽減ということだけでなく、全国的な視点で、どういう立地が望ましいのか、教育の質を国際的な視点も含めてどうやって向上させていくのか。我々が一緒に取り組むべきところもありますので、国においてはしっかりと考え方を示していただきまして、高校だけではなく教育改革にしっかりとした方向づけをしていってもらいたいというふうに思っております。

以上です。

〔3 番林和明君登壇〕

○3 番（林和明君）阿部知事の教育改革に対する思いをお聞きしましたので、続けてお聞きしていきます。

高校授業料の実質無償化が進む中、多くの家庭が直面しているのが、教科書代、学用品費、修学旅行費、部活動費、学習塾費用といった授業料以外の隠れ教育費の重い負担です。これらの費用は決して少なくなく、家計に大きな影響を与え続けています。

この経済的負担を軽減するために、高等学校等奨学金貸付金をはじめとする様々な奨学金制度が存在します。もし貸付けが増加傾向にあるのであれば、それは隠れ教育費の深刻化を裏づけるものであり、より抜本的な対策の必要性を示唆します。

また、奨学金制度に付随する所得制限や返済義務といった制度上の課題も、支援を必要とする家庭の利用を妨げる要因となり得ます。将来の返済義務が心理的な負担となり、利用をちゅうちょするケースも考えられます。これらの制度がどれほど効果的に機能し、真に支援を必要とする家庭に届いているのか、その貸与状況の推移は重要な指標となります。授業料以外の教育費負担の増加に伴い、本制度の貸与状況の推移はどのようになっているのか、伺います。

G I G A スクール構想の下、全国的に 1 人 1 台の学習用端末整備が進められています。都道府県別では半数が端末費用を公費で負担する中、なぜ長野県は保護者負担を原則としているのでしょうか。財政的な制約が背景にあるのかかもしれませんが、それが県民に十分に説明されているとは言い難い状況です。

しかし、デジタル化が不可欠な現代において、学習用端末は鉛筆やノートと同様に学びの必須ツールとなりつつあります。この保護者負担の原則は、経済的に困難な家庭にとって大きな負担となり、結果的に学習機会の格差を生む可能性があります。県は支援策の拡充や制度の見直しを真剣に検討すべきと考えるが、原則保護者負担とする理由は何か、伺います。

近年、多様な学習ニーズに応える形で、私立の通信制高校が全国的に増加の一途をたどっています。不登校経験者、働きながら学ぶ社会人、既存の高校では通えない生徒にとって、通信制高校は貴重な学びの場を提供しています。しかし、長野県においては、公立の通信制高校が県内僅か２校にとどまり、特に、長野西高校通信制は今後の再編対象とされています。このような状況は、県民にとっての学習機会の選択肢の公平性、特に、経済的な理由や地理的条件から、通学制高校への通学が困難な生徒に対する大きな課題となります。

公立の通信制高校は、私立に比べて学費が抑えられる傾向にあり、多様な背景を持つ生徒にとって経済的負担の少ない学びの場として重要な役割を担っています。長野県としての今後の通信制高校の拡充についての考えを伺います。

他県では、Suicaなどの交通系ＩＣカード機能を内蔵した学生証を発行し、登下校確認や校内施設利用、購買での決済など多目的に活用する高校が増えています。また、野球の大谷翔平選手を輩出した花巻東高校では、学生証となる生徒手帳を「立志夢実現プランナー」として活用し、目標設定や自己管理能力を育む教育プログラムに組み込むなど、ユニークな教育的取組も行われています。

このような他県の先進事例を鑑みると、長野県内の高校における学生証の活用状況はどのようなになっているのでしょうか。単なる身分証明書としての機能にとどまらず、生徒の利便性向上や教育的効果を高めるために、学生証に着目し、活用する事例はあるか。以上４点を武田教育長にお聞きします。

続いて、長野県が高校再編を進める中で、地域の核となる高校の閉校は、地域活力の低下を危惧する声上がるのも当然です。高校は、単なる教育機関ではなく、地域コミュニティの象徴であり、文化活動や地域交流の拠点としての役割を担ってきました。その閉校は、地域にとって大きな喪失感を伴い、若者の流出、商店街の衰退、さらには地域行事の担い手不足など様々な形で地域活力の低下につながりかねません。

このような懸念に対し、閉校が予定されている高校の跡地利用は、地域活性化の鍵を握る重要な要素になります。単に更地にするのではなく、地域の未来を見据えた有効活用が強く求められていますが、現在、県として閉校が予定されている高校の跡地利用について、検討状況はどうか。須藤総務部長にお聞きします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）長野県の公立高校教育について幾つか質問をいただきましたので、順次お答えしてまいります。

まず、高等学校等奨学金貸付金についてでございます。

県教育委員会では、高等学校等に在学する生徒の修学を支援するため、高等学校等奨学金貸

付金制度を設けており、その奨学金として、学力基準を満たし、主たる家計支持者の全収入額が、4人世帯の場合約790万円以下の者などを対象に無利子で貸与しているところでございます。貸与状況でございますが、令和4年度が112名、3,549万円、令和5年度が88名、2,767万円、令和6年度が111名、3,851万円でございます。

なお、これらの貸付金制度のほか、高校生を持つ家庭への経済的負担軽減のため、市町村民税所得割額の非課税世帯を対象に、高校生等奨学給付金を支給しているところでございます。引き続き経済的理由で就学が困難な生徒の就学奨励を図ることで、誰にでも多様な学びの機会が提供され、夢や希望の実現に向けて挑戦できる環境を整えてまいりたいと考えております。

続きまして、学習用端末を保護者負担としている理由でございます。

本県においては、令和4年度の入学生から原則保護者負担で端末整備を進めてきております。公費端末の場合は、目的外のアプリケーションのダウンロードや動画視聴等の使用を制限せざるを得なくなるということがある一方で、保護者負担の利点は、生徒が日常生活で自由に使えるようになる中で主体的な学びを深めるとともに、卒業後も学びの継続性を維持できることにあるというふうに考えております。

なお、都道府県における学習用端末の費用負担の状況は、令和6年度当初時点で、原則自治体負担が23、原則保護者負担が24となっております。令和5年度当初と比べて、原則保護者負担が2県増えております。その背景には、好きなソフトやアプリを使うことで探究活動等の学びが広がるといった理由があると伺っております。こうしたことを総合的に判断いたしまして、本県では原則保護者負担としているところでございます。なお、従来購入していた紙の辞書や電子辞書、問題集などをアプリに代えること等により、保護者負担の軽減を進めているところでございます。

続きまして、通信制高校の今後の拡充についてでございます。

現在、通信制へ進学する生徒は増加傾向にございまして、令和7年度の入学生は990人、そのうち874人が私立高校に入学しております。県内に本部を置く私立の通信制高校は14校設置されており、公立の通信制高校は、東北信を担当区域とする長野西高校、中南信を担当区域とする松本筑摩高校の2校でございます。

さらに、通信制が多様な生徒が自分のスタイルで学ぶ学校へと変化している現状を踏まえ、通信制改革実践校という位置づけで、令和2年度に長野西高校望月サテライト校を設置いたしました。地域と連携協働した学びや個別最適な学びなど生徒の幅広いニーズに対応した新たな通信制の学びを実践しているところでございます。今後の県立通信高校につきましては、多様なニーズに応えるため、学びの在り方や全県的な適正な配置について引き続き検討を進めてまいります。

高校生の学生証についてのお尋ねでございます。

学生証は、生徒が在学している学校に所属していることを証明する身分証明書としての用途があるほか、公共交通機関の学割の利用など、提示することにより様々なサービスを受けることができる」と承知しており、本県では紙の学生証を発行しております。

議員御指摘の S u i c a 付学生証は、東日本旅客鉄道株式会社が販売するサービスで、1枚のカードに、身分証明書の機能のほか、交通乗車券や電子マネーとして利用できる機能が付与され、他県においては一部の私立大学や私立高校で導入されていると承知しておりますが、本県では今のところございません。学生証の多目的な活用により、生徒の生活の利便性向上が図れるかどうか、他県の状況などを注視してまいります。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には閉校が予定されている高校の跡地利用の検討状況についてのお尋ねをいただきました。

第1期高校再編に伴い廃校となりました8校につきましては、現時点で利活用を検討している高校も一部ございますが、地元からの御要望も踏まえまして、地元中学校や産業振興の拠点などに活用してきたところでございます。

現在進められております第2期高校再編においても、跡地が生じることを見据え、令和5年5月に高校跡地に関する活用方針を定め、跡地活用が学びや産業、観光振興、医療・介護サービスの充実など地域の活性化につながるよう主体的に取り組むこととしております。具体的には、跡地化が見込まれる高校ごとに、地域振興局や庁内関係課を中心としたワーキンググループを設置し、地元市町村や住民の皆様の意向なども伺いながら、活用ニーズの把握や課題の整理を順次行ってきております。また、予定される跡地の中には、民間事業者等が関心を示しているものもあることから、ワーキンググループでは、そうした動きも含め、市町村と連携して検討を進めているところでございます。

今後も、高校の跡地活用が地域の活性化につながるよう、関係する機関とも連携し、取り組んでまいります。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）それぞれ御答弁をいただきました。

続いての質問に移りまして、工科短期大学校の県における重要性について順次お聞きしていきます。

長野県が設置する工科短期大学校は、地域産業を支える実践的な技術者育成を担い、高い県内就職率を誇るなど、地域社会に不可欠な存在です。卒業生が即戦力として県内企業で活躍していることは、地域の経済活性化に大きく貢献しています。

しかしながら、その重要性とは裏腹に、入試倍率が低迷している現状は、地域経済の持続可能性にも関わる喫緊の課題と言えます。このような状況を打開するため、これまでどのように入学者確保に向けた取組を行い、効果があったか、伺います。

工科短期大学校は、地域産業を支える人材育成において重要な役割を担っています。その教育活動が適切に行われているかをはかるため、客観的な学校評価は不可欠です。特に、工科短期大学校の地域貢献度や将来の長野県経済を支える人材を確保するため、県外からの入学者数は、県外からの若者定着にもつながります。また、県内企業への就職率は、地域産業界のニーズと学校教育がどれだけ合致しているかを示す直接的な証左であり、その高さは地域経済への貢献度を明確に示します。

これらの指標は、工科短期大学校が地域に求められる人材を育成する機関としてその役割を十分に果たしているかを客観的に評価するために不可欠な要素であると考えます。今後の学校評価において、県外からの入学者数や県内企業への就職率をより重視すべきであり、評価項目としてはどうか、県の見解を伺います。

工科短期大学校が地域産業を支える高度な専門人材を育成するためには、実践的な指導力に加え、最新の技術動向や研究知見を持つ教員の存在が不可欠です。とりわけ、深い専門性と研究能力を兼ね備えた博士号取得者などの専任教員の配置は、教育研究水準の向上に直結するものと考えます。

現状、工科短期大学校における専任教員の年齢構成や必要な専門分野の教員数が十分に満たされているのか、懸念があります。特定の年齢層に偏りがある場合、将来的な大量退職による教育力の低下や多様な視点からの教育が難しくなる可能性があります。

また、産業界の技術革新のスピードを考えると、常に最新の知識、技術を学生に提供できる体制が求められます。工科短期大学校において、専門人材の育成には、博士号取得者など専任教員の配置が不可欠であると考えますが、年齢構成の平準化や必要な人員を満たすための採用の取組について伺います。

工科短期大学校からの県内4年制大学への3年次編入を可能としたことは、学生にとって、将来の選択肢を広げる画期的な取組です。しかし、この制度が実質的な意味を持つためには、工科短期大学校の1、2年次カリキュラムが編入先の4年制大学と同等の水準を保ち、かつ、教員の指導能力もそれにふさわしいものであることが不可欠です。また、編入後の学生がスムーズに4年制大学の学びに接続できるよう、綿密なカリキュラム連携が求められます。

また、単に編入の道を開くだけでなく、その先の学びで学生がつまずかないよう、教員の研究活動や教育内容に対する客観的かつ厳格な評価体制の確立が求められます。教員の研究が最新の技術トレンドや産業界のニーズを反映しているか、また、その研究成果が授業内容に効果

的に還元されているかといった点も重要です。これにより、学生は常に最先端の知識と技術を学ぶことができ、編入後の学習にも自信を持って挑めることになるでしょう。

ここでお聞きしますが、工科短期大学校の教育や研究に対し県はどのように評価をしているか、お聞きします。

また、長野県が誇る工科短期大学校は、地域産業を支える専門人材を育成する重要な機関です。しかし、その教育を担う教授陣の給与体系が、専門性の高い研究職ではなく、行政職の給料表を適用されているという現状は大きな課題であると考えます。職務と給与体系のミスマッチは教員のモチベーション低下を招きかねず、何よりも社会全体が専門人材の獲得競争に直面している中で、高度な知識や技術を持つ優秀な人材を工科短期大学校に引きつけ、定着させる上で大きな障壁となります。研究者としての実績や企業での豊富な実務経験を持つ人材は、その専門性に見合った処遇を期待するのが自然であり、現在の給与体系ではそれが困難です。

社会全体が人材不足となり、限られた専門人材を奪い合う状況において、専門性の高い人材を確保するためには、評価に見合う待遇改善等が必要と考えるが、いかがでしょうか。以上4点を米沢産業労働部長にお聞きします。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）工科短期大学校について私には4問御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、工科短期大学校の入学者確保に向けた取組とその効果についてのお尋ねです。

入学者確保につきましては、工科短期大学校及び南信工科短期大学校両校において、校長、副校長が県内高校での進学説明会においてPRを行うほか、高校教員向けの説明会を開催するなど、随時高校との連携を図りながら取り組んでいるところです。また、高校生に対しても、工科短期大学校のキャンパス見学を随時受け入れるなど、魅力を直接伝える取組を進めているところです。

これらの取組の結果、直近5年間の平均定員充足率は、工科短期大学校で90.3%、南信工科短期大学校では78.3%であり、一定数の入学生確保に効果があったと考えておりますが、定員充足率を満たすには至っていないのが現状です。この背景には、工科短期大学校が中高生や保護者に十分に認知されていないことや、4年制大学等への進学傾向が高いことが考えられます。

今後は、県内外の中学生、高校生への早期のアプローチをより一層強化し、信州大学や諏訪東京理科大学への編入制度や地域企業への高い就職率などといった特徴をアピールし、地域企業との連携をさらに深め、教育内容の高度化と魅力化を図ることで持続的な入学者確保につなげてまいります。

次に、工科短期大学校における学校評価の状況についてのお尋ねです。

工科短期大学校及び南信工科短期大学校における学校評価については、評価協議会等をそれぞれ設置し、教育研究活動等の状況について点検評価を行い、ホームページでも公表しているところです。具体的には、時代のニーズに即したカリキュラム内容、企業、高校、工科短期大学校が連携したDX人材育成の取組を行っているか、企業との共同研究による地域貢献が図られているかなど、教育、研究、地域貢献等の観点に基づいた評価項目を設定しているところです。

議員御指摘の県外からの入学者数は、県下2校の工科短期大学校の魅力度や認知度を評価する上で、また、県内企業への就職率については、高度技術者の育成・輩出を通じた地域や県内企業への貢献を評価する上で重要な視点であると考えておりますので、今後、評価項目の追加を検討する際に考えていきたいと思っております。

次に、工科短期大学校の教員採用の取組についてのお尋ねです。

工科短期大学校においては、産業界の高度化、多様化に対応できる実践的かつ専門的な人材の育成が求められており、教授等には、博士号を有するなど高度な専門性を持つ人材の確保が不可欠であると認識しております。そのため、現在も、博士号の取得や産業界での実務経験、さらには研究実績等を要件として、年齢構成の平準化を考慮しながら、独自の採用選考を進めているところです。今後も、高度な専門性を持つ人材の確保に取り組んでまいります。

最後に、工科短期大学校の教員の待遇改善についてのお尋ねです。

工科短期大学校では、従来から、企業において即戦力となれる実践的な技術を身につける教育のほか、研究分野では、ものづくりに直結するテーマを中心に、地域企業との共同研究、学会発表や学術専門誌への投稿などに積極的に取り組んでおり、本県産業振興にも寄与していると評価しております。

4年制大学への編入学は、構造改革特区に認定され、実現したもので、令和6年度から編入学が可能となりました。この編入学を行うためには、工科短期大学校における学習を高等教育相当レベルのものとして単位認定できることが前提となるため、工科短期大学校の教授等には高い専門性や豊富な研究実績が必要であると認識しております。

しかしながら、高度人材の獲得については、議員御指摘のとおり、他大学や企業との競争にさらされており、人材確保が大きな課題となっております。このため、高い専門性や豊富な研究実績を持つ高度人材を獲得、配置できるよう、採用後の住環境や研究環境とともに、全国的な処遇の状況も踏まえながら、適正な評価や人材確保につながる処遇改善を含め、職場環境の在り方を検討してまいります。

以上でございます。

〔3 番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）それぞれ御答弁をいただきました。

教員人材の待遇改善から県内に即戦力となる人材育成につなげていただき、学生確保対策として、例えば、大分県等の他県の事例を参考にし、ものづくり県である長野県に求められる、ものづくり人材を育成するということに焦点を置いた県独自の給付型奨学金等を創設することなどで、多くのものづくり人材を育成するための拠点とした工科短期大学校の今後の在り方を県に検討していただくことを要望して、私の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時43分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

共田武史議員。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）自由民主党県議団、共田武史です。

2000年、世界中が2000年問題、いわゆるY2Kに揺れました。しかし、これは各国が早期に対応を講じ、大きな混乱は回避されました。

2015年、日本では団塊の世代が65歳を迎え、医療、介護、年金といった社会保障の急増が現実のものとなり、2015年問題として注目されました。

そして、今年、2025年です。団塊の世代が75歳を超え、ついに2025年問題が現実のものとなりました。これは、単なる高齢化の進行ではなく、地域社会や社会保障制度そのものの持続可能性が問われる重大な転換点です。

今、私たちの足元を見てみると、地方は疲弊し、地域の担い手不足や産業衰退など課題が顕在化しています。日本の経済は世界に後れを取り、農業では米不足など生産基盤そのものの問題が表面化しています。今必要なのは、こうした流れの結果だけを見るのではなく、この30年、どんな選択をし、何を失ってきたかを冷静に振り返ることです。

国は、これまで、将来の負担が増えるからこそ、今財政を健全化する必要があるとして、歳出削減、緊縮財政を進めてきました。国民も、将来負担に耐え、我慢と自己責任を受け入れてきました。しかし、その結果、地方は衰退し、経済力も活力も失われてきました。日本全体も成長から取り残され、失われた30年と言われる長期低迷に陥っています。このまま進めば、失われた40年になりかねません。

私たちは、いつか明るい未来が来ることを信じて、地方で耐えてきました。中山間地域では、

既に延命処置ではなく終末医療に近い状況にある地域も見られます。それでも、希望を持ち、何とか踏みとどまってきました。

一方で、世界では、東南アジア諸国が目覚ましい成長を遂げています。都市が整備され、発展し、経済と暮らしが力強くつながっています。

日本は、二つの道を選ぶターニングポイントがあったと思います。一つは、将来の負担が増えるから、今から削減して耐える道。そしてもう一つは、将来の負担が増えるからこそ、今投資して、強い経済と強い地方で支える道。そして、我が国は、削減で耐える道を選びました。今回の質問では、「失われた30年からの脱却と地域の挑戦」と題し、地方自治、産業、農政の三つの観点から、今こそ立ち止まり、過去の政策の総括とこれからの新しい方向性について問い直したいと思います。

私は、この失われた30年と言われる時代の背景には、国の財政健全化の名の下に市町村や地域への投資が抑制され、その一方で、業務や責任だけが地方に委ねられてきたという構造があると考えています。市町村は、合併、職員削減を進めながらも、地域の声に向き合い続けてきました。しかし、そうした努力だけではもはや立ち行かない状況にきています。この20年が果たして持続可能な地域社会づくりにつながってきたのか、まずはこの点について県としての認識を伺いたいと思います。

そこで、将来負担を恐れて地方に投資せず、縮小によって切り抜けようとしてきた20年の結果についてどのように評価、総括しているのか。中村企画振興部長に伺います。

地域が疲弊していく現実を最も象徴的に表しているのが、地域で引き継がれなくなっている仕事の数々です。自治の名の下に進められてきた地域運営の多くが、今、崩れかけています。婦人会や青年会の消滅、衛生自治会、防犯組織などの活動停止、回覧板やイベント、ごみ当番といった仕事の担い手が見つからず、地域の中で押しつけ合いになっている光景が各地で広がっています。

そこで、地域の課題について3点、中村企画振興部長に伺います。

市町村は様々な地縁組織に地域運営の一部を任せてきましたが、この状況について県としてどのように認識しているのでしょうか。こうした地域の疲弊を前にして、今こそ市町村が地縁組織に任せている業務を一度整理し直す必要があると思います。市町村が地域組織に委ねている仕事を一度棚卸しし、再び行政が担うべきタイミングにきていると考えますが、所見を伺います。

地域の仕事は、担い手がいまま残され、絆という言葉が今や無償の義務や断れない役割に変わってしまっているかもしれません。このままでは、若い人たちが地域に戻ってきません。だからこそ必要なのは、地域のつながりを強制から選べる関係へと転換していくことだと思い

ます。県として地域の自治、つながりの在り方を、従来の地縁ベースから、多様で選べる共助モデルへ転換する支援策を検討しているのか、伺います。

産業についての質問です。

国は、経済覇権をめぐって5Gを重要産業と位置づけ、長野県も、それに応じ、5Gラボなどを整備するなどの取組を進めてきました。また、航空宇宙産業も国家プロジェクトと位置づけ、県も関連分野を模索してきました。しかし、結果として5Gは当初の期待ほど広がらず、航空では、MRJ、国産旅客機は計画も中止され、地域への波及は限定的なものにとどまっています。もちろん、国の産業政策に呼応すること自体は重要です。けれども、同時に、地域の強みや実情を踏まえ、産業振興、そして世界の潮流を見据えた独自の視点が必要なのではないのでしょうか。

国家主導型プロジェクトに県としてこれまでどのような形で関わり、どのような成果や課題を検証してきたのでしょうか。5G関連事業及びスマートシティー構想について中村企画振興部長に伺います。航空宇宙産業支援について米沢産業労働部長に伺います。

これまで、国は、5Gや航空宇宙といった次世代産業に注力してきましたが、実際に今世界の主役となっているのは、AIと半導体です。日本は、AIや半導体分野で出遅れ、TSMCのような外資企業の誘致や、ラピダスのような国内企業による国主導の巻き返しに頼る構図となっています。多くの自治体や企業は、潮流に乗り切れていないのが現状です。

長野県も、かつては精密機械、電子部品といった製造業を強みとしてきましたが、AIの活用やデジタル化が進まず、教育や雇用の面でも対応が遅れているように感じます。こうした現状をどう捉え、県内産業や人材育成、地域経済にどのような影響が及ぶと分析されているのでしょうか。

以下3点、米沢産業労働部長に伺います。

日本がAI・半導体分野で後れを取った現状を踏まえ、県内の製造業や雇用・教育分野への影響をどのように分析、認識しているのでしょうか。

この30年、日本は、財政健全化、構造改革の名の下に、公共投資、産業育成、人材育成といった成長の土台への投資を控え、削減を重ねてきました。その一方で、世界では、アメリカや中国、韓国などがAIや半導体、脱炭素などの成長分野に大胆に投資し、人材を投入し、国を挙げた競争力強化を進めてきました。結果として、日本は生産性も所得も伸びず、地方は疲弊し、この国全体が失われた30年と言われるような経済停滞に陥っています。

県としても、この30年の経済的な選択が、地域の産業や雇用、投資、成長機会にどう影響してきたかをいま一度冷静に総括すべきと考えます。バブル崩壊後からの失われた30年を振り返って、県としてはどのように総括しているのでしょうか。この30年、国の政策に従うことが

自治体の正解だったと思います。しかし、産業構造も、地域資源も、そして人材の状況も、地方ごとに全く異なります。本来、国の方針をなぞるだけではなく、地域の現場だからこそ見える強みや可能性を起点に、世界の潮流と照らし合わせ、戦略を描く力が今の地方には求められているのではないのでしょうか。

県としてこれからの産業政策を考える上で、国任せではなく、自ら判断し、意思を持って方向性を描く力と体制が必要と考えます。その意思があるのか。具体的な体制をどう考えているのでしょうか。国の方針に無条件に従うのではなく、地域独自の強みと世界の産業潮流を照合し、新しい戦略を自ら構築する意思と体制はあるのでしょうか。

これまで、地方が遅れている、地方をどう立て直すかが議論の中心になってきました。しかし、本当は遅れているのは日本全体ではないかと感じています。この30年で、日本は、実質賃金も生産性も伸びず、1人当たりGDPや技術競争力、若者の所得も世界の中で明らかに後退しています。東南アジアの国々に今では追い抜かれる立場になりつつあります。この世界から追い抜かれる日本の現実を知事御自身はどのように受け止めておられるのか。長野県ではなく国全体の行方を見据える立場として、率直な認識を伺いたいと思います。そこで、この世界から追い抜かれる日本という現実をどう受け止めているのか、認識を阿部知事に伺います。

こうした日本経済の長期低迷は、単に国の成長鈍化というだけでなく、県民一人一人の生活や地域経済そのものに確実に影響を及ぼしていくものだと考えます。例えば、所得の伸び悩み、企業の投資減退、若者の都市部流出、公共インフラの維持困難、これらは既に現実として表れており、今後さらに広がる可能性があります。こうした日本経済の構造的な低成長が、今後、長野県の経済や雇用、県民所得にどのような影響を及ぼすか、考える必要があります。

そこで、こうした日本経済の低成長が今後どのように長野県の経済や雇用、県民所得に影響を与えると予測しているのか、県としての危機意識と見通しを阿部知事に伺います。

農業についての質問です。

今起きている米不足は、気候や流通の問題というより、生産基盤そのものが静かに崩れ始めているサインではないかと感じています。現場の農家の方々と接する中で、数字以上に高齢化の深刻さを実感しています。あと5年、10年で後期高齢者が一斉にリタイアすれば、生産量が一気に激減することは、もはや予測ではなく、確定事項のように思います。

これまでの農業は、国の管理の下で価格と生産量がコントロールされ、もうからないがぎりぎり暮らせるという形で何とか維持されてきました。けれども、今はもうその延命策も限界に来ているのではないのでしょうか。今こそ農業の根本的な転換期と捉え、将来を見据えた戦略が必要です。

まず3点、村山農政部長に伺います。

県として、現在の米をはじめとした主食用作物の生産量の推移をどう捉え、将来の生産可能量をどのように予測しているのか、伺います。

このまま行けば、生産量が減るのはもはや避けられない未来です。なぜなら、担い手の多くが70代、80代という実態が既に全国各地で起きているからです。後継者がいない。法人も人手が足りない。機械も更新できない。こうした問題は、いつか来る課題ではなく、既に現場では始まっている危機だと思います。

そこで、進行する担い手の高齢化、後継者不足の現実をどう分析しているのでしょうか。また、事実として、もう作れない、農地があっても人がいない状況が迫っていることをどの程度危機的に捉えているのか、認識を伺います。

これまで、多くの農家は、JAを通じ、一定の品質を確保し、生産に集中することで農業を続けてきました。言わば問屋制家内工業のように、作れば買ってもらえる構造が成立していた時代です。しかし、今若い人たちが就農を目指す際に選ばれているのは、果物や花卉など、利益が出やすく、自ら価格形成ができる作物ばかりです。背景には、JAの買取り価格だけでは生活が成り立ちにくい現実があるのではないのでしょうか。

そうした中で、今農家に求められているのは、単なる生産者ではなく、市場調査、品質管理、ブランディング、販売までを行う経営者としての農家像です。けれども、これまで地域を支えてきた多くの農家が、そうした新たな役割を担える状況にあるとは到底思えません。

そこで問いたいのは、これからの農家に何を求めていくのでしょうか。そして、マーケティングや流通、販売を担う専門家や企業、人材を育てるのか、それとも農家とつなげるのか、それとも国や県が一部を担うのか、考える必要があると思います。本県では、生産された農畜産物の流通、販売の現状をどのように捉えているのでしょうか。

今回の米不足は、一部では天候や物流の一時的な問題として扱われています。これは、単なる一過性の出来事ではなく、農業の構造的な危機の入り口だと感じています。高齢化とリタイアによる生産基盤の縮小、減反政策の影響を受けて縮小してきた供給体制、そして、農家が生活を維持できない価格構造、このような状況が積み重なった結果として米が足りなくなるといふ事態が表に出てきただけではないかと思います。

そこで、今回の米不足についてどのように受け止めているのか、阿部知事に伺います。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君） 私には5点御質問をいただきました。

まず、将来負担を恐れて地方に投資せず、縮小によって切り抜けようとしてきた20年の評価、総括についてでございます。

議員の御指摘は、三位一体の改革以降の公務職場における人員体制の縮小等、地方行財政を

取り巻く環境が厳しくなっている状況を踏まえてのことと存じております。県内市町村においても、人員削減等により職員の年齢構成に偏りが出たり、事務が増大する中で職員が疲弊したりするなどの課題を認識しております。

このような状況の中、市町村が住民サービスを安定的に提供していくためには、D Xの推進による業務の省力化や広域連携の強化などによる行政サービス提供体制の効率化などが本県では強く求められております。

県では、こうした課題認識の下、本年3月に策定したD Xアクションプランにおいて、市町村の行政体制のD Xとして、県と全市町村が参加する協議会を活用し、情報システムの共同調達、共同利用や、書かない窓口、行かない窓口などのスマート窓口の整備に連携して取り組むこととしたほか、本年5月に開催しました第29回県と市町村との協議の場において「県・市町村の連携・協働による行政体制の最適化」を議論しまして、全県単位で事務を処理することが必要な課題や地域ごとの広域連携の強化が必要な課題について対応の方向性を整理することとしたものです。今後も、市町村との調整を図りながら、行政サービス提供体制の効率化等に向けた取組を進めてまいります。

次に、地縁組織の地域運営に関する県の認識についてでございます。

自治会などの地縁組織は、地域に密着したネットワークがあり、顔の見える関係性が築かれているなど、住民主体による自助・共助、あるいは行政との協力による公助を実現させるための役割を担っています。

一方で、個々の地縁組織では、例えば自治会等では加入率が低下するなど、担い手不足により活動の持続可能性が低下しているという課題も有していると認識しております。お祭りの実施や草刈りなど身近な分野での住民自治が成り立たなくなってくると、地域への愛着や社会への関心など次の世代へも影響が出てきてしまうものと危惧しております。

地縁組織の業務を市町村が担うことについてでございます。

行政のマンパワーが限られ、求められる業務が増える中、自助・共助・公助の枠組みの中で地縁組織やN P Oなどの多様な主体に共助を担っていただくことは引き続き重要と考えております。県や市町村の事務執行体制が急激に増強されることは考えにくく、地縁組織の業務を行政が担うということは現実的には難しいと考えておりますが、先ほども申し上げたとおり、現在、「県と市町村との協議の場」などを活用し、県と市町村の最適な行政サービス提供体制の在り方を検討しているところでございます。

検討の結果、住民に身近な自治体である市町村が真に単独で担うべき業務が明らかになれば、次の段階として、当該業務と地縁団体等が担っている業務との整理が行われる余地が生じてくるものと認識しております。

次に、共助モデルへの支援についてでございます。

先ほど申しましたとおり、従来の地縁ベースの取組については、住民主体による自助・共助、あるいは行政との協力による公助を実現させる役割を担っています。

その一方で、複雑化・多様化する地域課題の解決に向けては、これまでの地縁組織の活動に加え、多様な主体が参画することが必要と考えております。こうしたことから、信州未来共創戦略においても、社会課題の解決のために様々な主体で共創しようという方向性を打ち出し、ソーシャルセクターの活躍や行政・企業との共創の促進、コミュニティビジネスの推進やNPOに対する支援の充実、一人多役を促進する特定地域づくり事業協同組合の活用・普及などの取組を進めることにしております。

また、NPOや地域の公共的団体が共助の活動を行うに当たっては、元気づくり支援金による支援のほか、例えば、地域住民等が主催する空き家DIYイベントによる関係人口創出の成果等を紹介するフォーラムを開催し、取組の横展開を図るなど、県としても様々な角度から支援を図っております。こうした取組により、様々な主体の地域課題の解決に向けた活動を促進してまいります。

次に、国家主導型プロジェクトについて、私には5Gの関連事業とスマートシティー構想について御質問をいただいております。

まず、5G関連事業については、県内市町村において、国の5Gの社会実装に向けた実証事業を活用して、駒ヶ根市と信州大学等における5Gドローンを活用した山岳登山者見守り、白馬村と通信事業者等による5Gを活用した除雪車運行支援など、5Gの持つ通信の高速性や低遅延性等を生かした取組が行われています。

また、県の取組としては、5G、ポスト5G通信の発展を見据え、工業技術総合センターに次世代高速通信モジュール評価試験拠点、いわゆる5Gラボを令和4年4月に設置いたしました。5Gラボでは、これまでに、スマートフォンなどに使われる電子部品の小型化や高性能化、信頼性の向上等に向けた試験・評価や共同研究などの実施により、県内企業の取組をサポートしております。これらの技術支援は、半導体関連市場の拡大が見込まれる中、高品質な製品づくりを支える重要な取組と認識しているところです。

幅広い分野でDXを進めるスーパーシティ型国家戦略特区については、松本市、茅野市を含む全国31都市が応募を行いました。最終的に茨城県つくば市及び大阪府大阪市のみが採択される結果となりました。なお、茅野市は、地域課題の解決に焦点を当てたデジタル田園健康特区に指定され、デジタル技術と規制改革を活用した健康・医療の課題解決に重点的に取り組んでいるところです。

国家主導型プロジェクト一般について申し上げますが、様々な国家主導型プロジェクトがあり、

それぞれ、事業効果が早期に発現するものもあれば、中長期的にしか効果が現れないものもご
ざいます。こういった国家主導型プロジェクトには、本来の意義はもちろんのことでございま
すが、えてして有利な財源措置があり、議員もおっしゃった有利な形で投資を行うことがで
きるなど、本来の目的以外にも副次的な成果が期待できるものもあることから、うまく活用す
ることが必要であると思っております。

これまで、県としても積極的な情報収集と市町村への丁寧な情報提供に努めているところで
ございますが、プロジェクトの成果や課題を検証し、今後の展開に生かしていくとともに、真
に地域の活性化につなげていくことが重要であるため、引き続き国の動向を注視するとともに、
市町村にも必要な助言ができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）いただきました御質問に順次お答えさせていただきます。

まず、航空宇宙産業支援についてのお尋ねです。

航空宇宙産業については、国で航空機産業戦略、それから宇宙基本計画を策定し、それぞれ
に取組を進めていると承知しております。

宇宙産業については、宇宙空間対応の特殊技術が必要であることや、市場規模が小さいこと
から、県では自動車等の関連技術の転用が可能で、より多くの県内企業の参入が見込める航空
機産業をターゲットとした支援策を検討することとし、県が2012年に策定したものづくり産業
振興戦略プランにおいても、今後成長が期待される分野として設定した次世代交通の中に航空
機産業を位置づけ、振興を図ることといたしました。

2015年には国産ジェット旅客機の初飛行が成功し、国内の関連産業の大幅な規模拡大が期待
されたため、県では、2016年に長野県航空機産業振興ビジョンを策定し、支援体制の充実や県
内航空機産業の裾野拡大を図ってまいりました。

その後、国産ジェット旅客機の開発が中止されたため、県ではその影響を受けましたが、引
き続き取組を進め、2024年調査では、航空機産業に取り組む県内企業数はビジョン策定時の約
2 倍の109社に、製造品出荷額は154億円から227億円と約 5 割増しとなるなど、航空機産業振
興の取組は一定程度進捗したと評価しております。

一方、この取組の中では、先ほど申し上げたとおり、国家プロジェクトの中止により企業が
大きな影響を受けることや、航空機産業は認証基準など欧米主導の産業であることの難しさを
課題として認識したところです。

次に、県内の製造業や雇用、教育分野の影響についてどのように分析、認識しているかのお
尋ねです。

日本の半導体産業は、1980年代には世界をリードしておりましたが、1990年代以降は、米国との貿易摩擦や、韓国、台湾企業の台頭、国内企業の事業再編等により縮小してきております。A I 産業についても、A I 向けの最先端半導体を国内で製造できないことや、資金調達が難しく、A I 関連のスタートアップが育ちにくい環境であることから、米中に比べ後れを取っており、人材の集積が進まないとともに、人材育成の停滞につながるといった負のスパイラルに陥っていると認識しております。

2000年以降、世界的にA I、I o T、高性能半導体などの新産業が急成長する中で、国内にも、これらの産業に取り組み、高度人材の確保や育成を活発化している地域もある一方で、長野県では、既存の製造業に特化し、基盤技術の高度化や技術革新に取り組んでまいりました。

こうしたことに加え、教育面でもA I、データサイエンス、半導体設計などの高度デジタル人材の教育環境が十分に整備されず、その分野を目指す次世代の人材育成につながらない状況が続き、デジタル技術者は都市部や海外へ流通し、地域内での人材確保が困難な状況と考えています。

この状況の反面、長野県では、既存の製造業の技術を磨き上げてきたことにより、基盤技術を生かした部品、装置、周辺技術に特化した企業が育成され、世界市場で通用するニッチトップ企業が多数誕生してきているといった効果も出てきたと認識しております。

次に、失われた30年を振り返った県の総括についてのお尋ねです。

1990年代初頭のバブル経済崩壊以降、我が国の経済成長は緩やかに続いていたものの、1998年には名目経済成長率がマイナスになり、本格的なデフレ時代に突入しました。いわゆる失われた30年と呼ばれる時代です。この時代には、我が国の生産年齢人口がピークを迎え、終身雇用や年功序列が崩れ、フリーターを含む非正規雇用が拡大し、格差社会という問題も顕在化。企業はグローバル化の波に乗り遅れ、製造業中心の産業構造が変化に対応できず、企業の競争力も低下するなど、厳しい時代が続いたと認識しております。

長野県においても、県内総生産が2000年度の8兆9,007億円をピークに、その後急激に減少する低成長時代になり、現金給与総額についても、1997年平均で35万6,074円なのに対し、2023年平均では減少して30万6,742円となっている。このように、失われた30年は、本県にとっても経済の停滞を招き、県民の暮らしや産業などに大きな影響を与えたと考えております。

他方、この時代は、長きにわたり形骸化してきた社会経済の課題を浮き彫りにし、新しく生まれ変わるために何をすべきかを考えるきっかけとなる側面もあったと考えております。そうした観点から、失われた30年を負の遺産として捉えるばかりでなく、未来に向け、新たな着想で政策を進める契機として捉えることも重要であると考えております。

最後に、新しい戦略を自ら構築する意思と体制についてのお尋ねです。

国や世界の動向を常に意識しつつ、自らの地域の実勢や特徴を十分に考慮し、独自の戦略を描くことは、我々地方公共団体にとって極めて重要な視点と考えております。

新しい時代を切り開くためには、今までの発想にとらわれることなく、社会経済システムの大きな変革、転換を図り、一人一人の県民が幸せを実現できる真に豊かな社会を築いていく必要があります。

そうした考えの下、これまで本県では、県独自の長野県航空機産業振興ビジョンや信州産業の未来をつなぐグリーン水素プロジェクト、信州ITバレー構想などを策定し、その実現のため、産業支援機関、長野県産業振興機構を創設して、推進体制の強化に取り組んでまいりました。

令和5年3月に策定した新たな長野県産業振興プランでは、「テクノロジーを活用した「世界に伍する産業」の創出・振興」と題し、世界で稼げる、世界で通用する産業の創出・振興を図ることとしたところです。引き続き高い理念を掲げ、世界で稼ぐ本県ならではの産業政策を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問をいただきました。

まず、世界から追い抜かれる日本の受け止めという御質問であります。

1990年に世界第2位だった我が国のGDPは、昨年、ドイツに抜かれて4位となり、アメリカ、中国、ドイツ、日本と、世界の中で相当順位が落ち、それ以上にGDPのウエートが世界の中では相当減ってきています。1人当たりのGDPにつきましても、2024年には世界38位ということで、ピーク時は世界第2位でありましたので、1人当たりに直しても急激に低下しているという状況であります。

私の世代は、ニューヨークのタイムズスクエアに日本企業の看板ばかりという時代を経験していますし、当時は、世界の株式市場の時価総額ランキングの上位は日本の企業がほとんど独占しているという時代でありました。そういう世代としてみれば、非常に残念な状況だというふうに思います。

しかしながら、日本が悲観的な状況だという受け止めだけでいいかと言うと、必ずしもそうではないのではないかというふうにも思っています。先日、私は、「シン・日本の経営」という本を読ませていただきました。著者はウリケ・シェーデさんというカリフォルニア大学サンディエゴ校の教授でありますけれども、日本にいらっしゃった経験もあって、非常に日本経済について多角的に分析されています。

この方の指摘によれば、この間の日本は、停滞というよりは、むしろ転換の期間というふう

に受け止めるべきではないか。そして、日本全体が悲観バイアスが強過ぎるのではないかということを指摘されています。

例えば、ハーバード大学のグロースラボというところで経済複雑性指標というものをしています。これは、簡単に言えば、ほかの国ではなかなかまねできないようないろいろな製品をどれだけつくっているかという指標でありますけれども、その指標におきまして、日本はずっと世界1位という状況をキープしています。

例えば、半導体製造のメイン素材や特殊内視鏡、先端の化学薬品、日本スチールの買収問題が議論になりましたが、特殊鋼、精密製品、こうした分野においては、実は日本のグローバルリーダー企業が再浮上してきているというふうにも分析されています。

先ほど産業労働部長の答弁にもありましたように、本県においてもニッチトップの企業があり、かつて「インテル、入ってる」という宣伝がありましたけれども、日本では、最終製品において目指す部分はなかなかないにしても、かなりの部分でジャパンインサイド、なくてはならない工業製品がかなりつくられている。これがこの経済複雑性指標にも表れているというふうに指摘されています。

世界から追い抜かれる日本。経済的には非常に元気がない状況が続いてきたわけですが、私は世界的な視点で見ても企業の潜在的な力はまだまだ強いものがあるというふうに思っています。そういう視点をしっかり持ちながらこれからの取組を進めていくことが必要だというふうに考えています。

そして、もう一点、日本の経済の低成長が未来に与える影響への危機意識と見通しという御質問であります。

我が国の低成長は、御質問にもありましたが、例えば1990年から2024年のGDPの伸びを見ると、アメリカが4.9倍、ドイツが3.3倍、中国に至っては71.0倍という中で、我が国は1.3倍ということで、GDPの伸び率を見ると明らかに低い成長という状況になっています。

この間、中国とまではいなくても、米国、ドイツ並みの成長があれば、私たちの所得や家計、あるいは産業も今よりももっと元気だったのではないかというふうに思います。また、こうした状況がこれからも続くと、先ほどの御質問にもありましたように、世界との格差はどんどん広がってしまうということになりかねません。

共田議員の御質問を伺っていると、やはりリーディング企業は非常に元気で、ニッチトップの企業など世界市場で争っている企業は、非常に潜在力があるわけです。したがって、これはやはり国としての在り方をいま一度考えるべき点が多々出てきているのではないかというふうに思います。

ここでも何度も申し上げているように、やはり国と地方の関係、大都市と中山間地域の関係

性、大企業、グローバル企業と言ったほうがいいのかもかもしれませんけれども、そうしたグローバル展開ができる大企業とそういうことができない分野の格差、こうしたものを相対的に捉えてどう見直していくのかということ私たち日本人がしっかり考えていかなければいけない時代に来ているのではないかというふうに思っています。

日本全体が人口減少社会に突入しています。本当に急激な人口減少がこれから進むわけありますので、一つは、やはりグローバルな視点をしっかり持たなければいけない。日本の社会の場合は、これまで、何だかんだ言って一億数千万人の人口がありましたので、内需で一定程度経済を支えることができたわけでありましたが、これからはどんどん人口が減っていくわけありますので、相当意識してグローバルな展開を図っていく、輸出の促進をしていくということが必要だと思います。人材の面においても、日本人ももっと海外に行かなければいけませんし、海外からも有為な人材を引きつけられるような地域にしていかなければいけない、日本にしていかなければいけないと思います。

加えて、ロボットやA Iをもっと積極的に活用することによって生産性を引き上げていかなければいけないと思います。この分野は、海外に比べて我が国は全体的に遅れているのではないかというふうに思います。こうした部分で生産性の向上を図ることができれば、先ほど申し上げたように潜在力はまだまだありますので、もっともっと成長軌道に乗せることができるというふうに思います。

そして、こうしたことを支える上で、やはり教育の在り方やリスクリングの在り方を全体として考えていかなければいけないと思います。日本の場合はどうしても皆さん横並びという思考が強いのですが、ゼロから1を生み出す力であったり、ある意味異彩を伸ばす、アドバンスラーナーを伸ばすような教育や人材育成がなければ、これからの日本は発展していかないというふうに思います。いろいろな意味で、価値観であったり、システムであったり、こうしたことの転換が迫られているのが今日の日本ではないかというふうに考えております。

私ども長野県としても、こうした問題意識を持ちながら、県民の皆様方と課題や方向性をしっかり共有し、長野県がさらに発展するように取り組んでいきたいと考えております。

そして、もう一点、今回の米不足についてどう受け止めているのかという御質問でございます。

今回の米の供給不足に関しては、今回も関連の予算案をお出ししておりますが、まず第一に、主食であるお米の価格高騰やその確保に関してお悩みになられている県民の皆様方が大勢いらっしゃる中、県として必要な支援や対策を講じていくことの重要性を感じています。

また、今回の供給不足の背景としては、猛暑による米の品質低下や供給量の減、インバウンド客の増加などによる需要の増、そして、複雑な流通構造などに加えて、米の生産数量の目安

値を定めるために用いております作況指数や単位面積収量等、統計上の問題も指摘されているところでございます。そういう意味で、こうした課題や問題を踏まえた対応が必要だというふうに思います。

米の安定供給に向けては、まずは国に責任を持って対応していただきたいというふうに考えておりますが、ＪＡグループ、市町村、生産者等と県とで構成する県の農業再生協議会で県産米の生産数量の目安値を毎年決定しておりますことなどから、県としてもやはり主体的に対応を検討していくことが必要だというふうに思っております。

そのため、本県では、長野県産米確保・流通等検討会議（仮称）を新たに設置したいというふうに考えております。生産、流通、消費など米に関わる様々な立場の方から御意見や実態をお伺いして、県産米の生産・流通等に関する課題を把握するとともに、その解決策を検討していきたいと考えております。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には３点御質問をいただきました。

初めに、主食用作物の推移と将来の生産可能量についてでございます。

主食用作物の令和６年の生産量は、需要に応じて生産した結果、５年前と比べ、米が９５％、麦、大豆がともに１１１％となっております。これは、人口減少や食の多様化により、米は需要が減少した一方で、麦や大豆等は国産需要の高まりにより増加傾向で推移したものと捉えております。

また、将来の生産可能量につきましては、第４期長野県食と農業農村振興計画で、将来の需要や担い手が減少する中での作付面積等を予測し、当面の目標年である令和９年の生産量を、令和２年対比で、米は９３％、麦は１４３％、大豆は１３９％として推進しているところでございます。このうち、主食用作物として最も重要な米につきましては、この振興計画の目標年である令和９年度における生産量を県内需要量のおよそ１．７倍に当たる１７万９、０００トンと予測しているところでございます。

次に、担い手の高齢化、後継者不足の現状認識についてでございます。

最新の農林業センサスによると、本県の基幹的農業従事者は、平成２７年から令和２年までの５年間で約２割減少するとともに、６５歳以上の高齢者が占める割合は７割を超え、全国平均を上回っているほか、後継者が不在の経営体は約３割となっております。

このことから、県では、リタイアする農業者分をカバーするために、毎年２１５名の新規就農者を確保育成する目標を掲げ、取組を展開しているところですが、直近５年間の平均は１９３名と、目標に届いていない状況でございます。

このような状況が続けば安定的な農業生産を維持するための農地を守れない深刻な状況になることが危惧されることから、人材の確保育成と農地の活用を第4期長野県食と農業農村振興計画の重点取組に位置づけているところでございます。現状を踏まえ、より危機感、スピード感を持って施策を講じてまいります。

最後に、県産農畜産物の流通・販売の現状についてでございます。

本県で生産される農畜産物の多くは、関東圏、関西圏など大都市圏へ流通・販売されており、継続的、安定的に提供する供給産地の責務を果たしているところでございます。

一方で、直売所等を通じた地域内流通に加え、ネットで直接販売する農業者も増加しております。また、最近では、独自の販売戦略を持ち、有機などこだわりの栽培や6次産業化を売りに、固定の顧客に付加価値販売をしている事例も多く出ているところでございます。

こうした現状から、それぞれの農業者が経営ビジョンの実現と様々なマーケットニーズに対応するため、生産に特化する者、加工や販売までを行う者など経営形態は多様化していると捉えております。

以上でございます。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）まず、もう担い手がいなくて、高齢者の方々が自分たちでごみの見守り等をやっている地域があります。そして、その方がいなくなったら、その地域を担う人がいなくなるのがもう目に見えています。

先ほど中村部長から答弁いただきましたが、今の市町村がその業務を担うことはすぐにはできない。今の状況ではできないと思います。ただ、地域で一般市民、町民、村民がどんな公共的な仕事をしているか、その棚卸しだけでも一度してみないと、この10年間、今後10年以内に大きな問題になると思いますので、まずはその調査ぐらいはして、対応を検討していただければと思います。

この2025年問題、高齢者の方々が65歳の引退から75歳以上まで、地域を支えて、経済を支えてくれている現状があると思っています。この2025年問題は、これから5年、10年の間にさらに深刻になると思います。先ほど産業の話もありましたが、これからこの2025年問題、先送りされた問題が一気に来る状況で、何らかの手だてを考えなければいけないと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

国の政策も、優秀な人たちが決めていると思いますが、時代の流れを見誤ることもあるということです。そして、その見誤った内容が地方に深刻な影響を与えてきた可能性があるように感じます。

この30年、地方自治体は財政的に削減され、人員も減らされ、その一方で、仕事と責任は増

え続けてきました。ぎりぎりの自治体運営を強いられる中で、国の方針に従えば予算がつくという政治が続き、地方は、自ら考え、選ぶ余地を失ってきたように感じます。そして、今私たちが直面している地方の衰退は、その構造の結果ではないかと思います。努力や工夫で乗り越える以前に、構造そのものが地方を衰退させてきたのではないか。このままでは失われた30年は失われた40年になりかねません。だからこそ今必要なのは、これまでの政策の流れを冷静に分析し、次に生かすこと。そして、我慢と削減の延長ではなく、知事が申し上げていたパラダイムチェンジの時代にふさわしい発想の転換だと思います。

その視点で、地域の自治、産業、農業の未来について、改めて3点、知事に伺います。

まず、自治と地域の在り方についてです。知事は自治の力を信じていますが、住民自治が限界に来ています。地域の絆が負担になってきています。地域自治の再設計が必要だと思いますが、知事の目指す将来の地域の在り方をどう考えているのでしょうか。

次に、産業についてです。これからの長野県の産業をどのように導いていくのでしょうか。従来型の産業支援にとどまらず、世界の潮流に対応した新しい産業や人材戦略を描いていく必要があると考えますが、その方向性について伺います。

最後に、農業についてです。県として、作物の選択、生産体制、人材確保、流通の仕組みなど、これからの農業の在り方を根本から見直す必要があると考えますが、長野県農業の実態を踏まえ、どのように進めていくのか、伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 3点御質問をいただきました。

まず、地域自治の再設計が必要だと思うが将来の目指す姿をどう考えているのかという御質問であります。

地域における自助、共助の取組は、これまでもそうですし、これからも大変重要だというふうに思っています。

また一方、共田議員御指摘のとおり、今、急激な人口減少や高齢化の中で、そうした地域、とりわけ自治的な組織や小さなコミュニティの力がどんどん低下してしまっているということも事実だというふうに思います。そういう意味で、やはりこれからのそうした地域の在り方、自治の在り方をどう考えるかということは私も重要な視点だというふうに思っています。

これまでは、地域組織や地縁団体がいろいろな任務を背負って、そこへみんなが集まって活動してきたわけですが、地域でまとまって活動するのも難しくなってきたときに、地縁団体だけに頼らない地域の在り方ということも考えていかなければいけなくなっているのではないかというふうに思います。例えば、地域に根差した課題を解決していこうと頑張っているコミュニティビジネスや、NPOの皆さんもいらっしゃいます。

また、自治会や町内会の在り方も、これは市町村でもいろいろと御検討いただいているのだと思いますが、私からすると、例えば、自治会、町内会にもいろいろなスキルやノウハウを持った方たちが大勢いらっしゃいますので、そういう方たちのアイデアをもっともっと生かすような運営の仕方や、先ほど御質問があったように、やっていることをもう少し棚卸しして、これからも本当に必要なことだけに縮小していったほうがいいこと、先ほど申し上げたように、今までどおりのやり方だけで本当にいいのかといったようなことも今後は考えていかなければいけないのではないかと思います。

そうした地域、コミュニティは、どうしても県から遠いので、そうしたことを県として正面から考えたり議論したりしている部分はあまりありませんけれども、今後の課題として我々もしっかり認識しておかなければいけないというふうに思います。地域の活力ができるだけ維持されるように我々も工夫していきたいというふうに思います。

そうした中でも、やはり女性や若者がそうした地域社会にもっともっと定着し、入っていただき、活躍できるような社会をつくっていくということを目指して取り組んでいきたいと思っております。

それから、これから長野県の産業をどう導いていくのか、産業構造、人材戦略、新しいものを描いていく必要があると考えるが、方向性について伺うという御質問でございます。

先ほども申し上げたように、日本の場合は、人口減少がこれから当面続くということが見込まれるわけでありますので、まさに御指摘があったように、世界の動向をしっかりと読みながら、その活力をどう取り込むかということを考えることが我々長野県経済の未来にとっても極めて重要だというふうに思っております。

先ほども申し上げたように、例えば、ニッチトップ等の企業があり、非常に高度な信頼性、技術力を持った企業があります。こうしたことを生かし、世界に貢献しながら経済成長も実現できるように取り組んでいくということが必要だと思っています。

しあわせ信州創造プランにおいても、例えば、デジタル・最先端技術活用推進プロジェクトや世界で稼ぎ地域が潤う経済循環実現プロジェクトに取り組んできておりますが、今後は、より踏み込んだ具体的な対策、対応を考えていかなければいけないというふうに思います。まさに共田議員の御質問にもあったように、金太郎あめ的で日本全国どこでやっても同じようなことをやっているのは、地域の産業を発展させていくことはなかなか難しいというふうに思います。

先ほど来、本県の企業にも強みがあるということを申し上げていますが、県として、まずはもう少し具体的なレベルで本県の産業の強みや特徴をしっかりと整理していきたいというふうに思います。県内外、海外も含めて、こうした産業が集積しているので、皆さんのパートナーになる企業がありますよ、あるいは、皆さんも長野県にぜひ立地してくださいよということを強

くアピールしていくということも必要だというふうに思っています。

また、これからは、やはりイノベーションと積極的な投資が必要だというふうに思います。県内企業が行うそうしたイノベーションや投資を県としてもしっかりと応援していくということも必要だというふうに考えております。

また、グローバルサプライチェーンに入っている企業にとっては、やはり、これからクリーンなエネルギー、再生可能エネルギーをしっかりと活用できるのかということは非常に重要な要素になってきます。本県は、再生可能エネルギーの普及拡大に努めてきておりますが、こうしたことも、環境政策という観点だけでなく、もっと産業政策ともしっかりつなげながら、長野県の産業面での優位性をしっかりと訴えていきたいというふうに思っています。

こうしたことを通じて新しい長野県の産業構造をつくり上げていきたいと思ひますし、その一方で、今、教育委員会と一緒に教育の改革等を進めてきています。長野県も様々な人材育成機関を持っていますので、そうした中で、新しい産業構造に合わせた人材をどう育成していくのかということについても併せてしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

いずれにしても、今は大きな転換点であります。パラダイムチェンジが必要な時代にあつて、これまでと同じような産業政策を続けていては発展しないというふうに思いますので、新しい観点、新しい視点を持ってしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

最後に、農業についての御質問でございます。

これからの農業の在り方を根本から見直す必要があると考えるが、実態を踏まえ、どう進めるのかという御質問でございます。

昨年度、農業経営基盤強化促進法に基づいて、県内全市町村で10年後の農地の姿を明確化した地域計画を策定いたしました。私は、この地域計画を端緒にして、御指摘のように、長野県の農業の在り方をしっかりと見直していかなければいけないというふうに思います。

計画内容を県で集計いたしましたところ、10年後の担い手が明確になっていない農地の面積は農用地等面積の38.2%、約4割弱にも上るという実態が明らかになりました。この状況を放置すれば、食料供給力の大幅な低下はもとより、地域コミュニティの弱体化など今よりさらに深刻な事態になってしまうというふうに考えております。

長野県における農業の急激な衰退を食い止め、農村地域の活力を維持していくためには、御指摘のとおり、この農業の在り方を根本から見直し、抜本的な対策を講じていくことが不可欠だというふうに考えております。そのため、今後、地域計画の詳細な調査分析を行い、地域ごとの課題を十分に把握した上で、多彩な担い手の参入促進、さらなる農地の集積・集約化や荒廃農地を生じさせないための取組、特色ある産地の形成とブランド化、スマート農業、省力化

の推進など、県として地域計画の実現を支援する戦略を策定し、これまでより踏み込んだ具体的な対策を講じていきたいと考えております。

社会の変化や課題を乗り越えて本県農業を発展させていくため、女性・若者や産業界など幅広い発想も取り入れながら、これからの時代に合った本県農業の在り方を追求していきたいと考えております。

以上です。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）踏み込んだ答弁をいただきました。

失われた30年、そして、長野県を失われた40年にしないために、私たち地方が自ら意思を持ち、考え、行動をしていくことが何よりも重要だと思います。また、国に対してもしっかりと意見を伝えていく責任が地方にはあります。

これまで地方が衰退してきた背景には、国の方針に従うだけで、十分な検証もなく受け入れてきた地方議会の側にも少なからず責任があったと考えています。今回はそうした観点から問題を提起させていただきました。

知事におかれましては、地域社会、経済、農政にとどまらず、あらゆる分野で過去を検証していただきたい。そして、先ほど知事に言っていたいただいた様々なことは、県の職員の挑戦、市町村の挑戦、そして地域の挑戦がなければ実現できません。そういった環境を整えていただくことを強く要望し、私の質問を終わります。

○議長（依田明善君）次に、グレート無茶議員。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）本日のメインイベント、10分4本勝負に臨みたいと思います。

最初に、そば県についてです。

3月15日、信州「そば県」推進協議会のキックオフイベントが善光寺で行われました。その後、テレビや新聞などのメディアは、そばに注目し、そばと言えば信州、そば県は福井県か長野県かといった内容が多かったように思います。この話題は、全国放送でも取り上げられました。このように注目された信州「そば県」推進協議会は、その後どのような動きがありますでしょうか。田中営業局長に伺います。

次に、コナンフィーバーを生かした観光誘客について伺います。

長野県が舞台となった映画「名探偵コナン 隻眼の残像（フラッシュバック）」、長野県庁にも数多くの方が連日訪れています。今日も県庁の食堂に2人組の福岡からいらっしゃったという方がいらっしゃいました。

県庁の1階の県民ホール特設コーナーには、「あなたはどこから長野県庁へ」という、どこ

から来たのかシールを貼ってもらう非常にいい企画がありました。ただ、「ようこそ長野県へ」「はるばる長野県庁までありがとうございます」などと言書いてあればなおよかったかなとは思いましたが、日本全国、さらには海外からも来られていることが一目で分かり、うれしく思いました。

さて、我々としたら、たくさん来てくれただけでなく、今回、コナンがきっかけでせっかく長野県に来ていただいた方に、次回また必ず長野県に来たいと思って帰ってもらえる仕掛けをつくるのが大事です。

そこで、県は、映画に登場する国立天文台野辺山宇宙電波観測所への注目が高まっているこの機会を生かして、「長野県は宇宙県」という情報発信の強化もされていますが、コナンフィーバーをどのように生かし、聖地巡礼で訪れた観光客の長野県周遊につなげていくのか。その予定や計画が具体的にあれば教えてください。高橋観光スポーツ部長にお伺いします。

今回のコナンフィーバーや県立美術館で行われたジブリ展などからも、アニメの持つ影響力は計り知れないほど大きいことを実感したと思います。県は、若者に選ばれる長野県を目標とするならば、今後、引き続きアニメの力をもっと利用するべきではないかと思います。

例えば、芸術文化による地域創造推進事業として、セイジ・オザワ松本フェスティバル実行委員会に1億円の予算を投入していますが、若者の心を動かすカルチャーにもそのように予算を投入すれば、目に見えて結果が出てくるのではないかと思います。いかがでしょうか。実際に多くの若者が長野県に足を運ぶきっかけになり、そこから人口減少対策、観光誘客、経済活性の起爆剤につなげられるのではないのでしょうか。直江県民文化部長にお伺いいたします。

コナンの作者、青山さんが、公式インタビューにて、「長野県の思い出は？」の御質問にこう答えていました。「そばがうまい。育ちが関西なので、そばをあまり食べたことがなく、あまり好きじゃなかったのですけれども、うまいです。すごい好きです。そんなところでもいいのかな。あと、人が優しい」と一言付け加えてこのインタビューは終わりました。これを聞いてどう思いますか。これを聞いたコナンファンは、長野県に来たら何を求めるでしょう。

この映画公開に当たり、名探偵コナンカフェが、期間限定で東京、大阪、愛知、宮城、北海道、福岡の8会場でオープンしました。カフェのメニューは、もちろん、長野県が舞台ということで、そばがメイン。ネットでは、「カフェじゃなく、そば屋じゃん。うまそうだからいいけど」と言った声が多数。コナンの過去の作品でも、そばが出てくるシーンが多々あるのです。

今回も、もしコナンカフェが長野にできていたらと考えたら、青山先生が絶賛した本場信州のおいしい打ち立ておそばをたくさんの方に食べてもらうきっかけになり、信州そばファンをさらに増やすことができたのではないかなと思いました。

再来年、2027年は善光寺御開帳、信州デスティネーションキャンペーン、そして国スポが開

催されます。長野県に訪れた大勢の日本人観光客を確実に信州ファンにし、リピーターにすることが、今後の長野県の発展に大きく影響を与えます。当然ですが、観光の一番の強みは、胃袋をつかむことが最も大事だと思います。

そして、その前に、来年、2026年は、長野県と筑摩県が合併して長野県になって150周年の記念の年。記念事業を実施するとのこと。そのコンセプトは、「自らを知り 互いを知り 高め合おう「私たちの長野県」」。この「長野県」のところを「そば県」に置き換えてみると、自らを知り、長野県にはおいしいそばがあると改めて知る。互いを知り、まだ知らない各地のそばをお互いに知る。高め合おう。さらにおいしいそばをつくろう。私たちのそば県。

さて、ここまで話せば、もうこの後何が言いたいのかは分かると思います。私は、この2年間、そば県を訴えてきましたが、なかなかいいお返事をいただけなかったのは、もしかしたらこの長野県誕生150周年記念事業に合わせてそば県を発表するために温めてきたのではないかと感じてしまいました。例えば、長野県誕生150周年記念事業として全国初のそばサミットを開催。その後、毎年全国各地のそばどころで長野県から始まったそばサミットが行われるようになったら、県全体が一つになって、未来に向けた新たな一步を踏み出すことができるのではないのでしょうか。そう考えると、「長野県はそば県です」と発信するにはベストなタイミングがやってきました。阿部知事の見解を伺います。

〔産業労働部営業局長田中英児君登壇〕

○産業労働部営業局長（田中英児君）信州「そば県」推進協議会の活動状況についての御質問をいただきました。

信州「そば県」推進協議会では、本年3月のキックオフイベントにおいて、「そばと言えば信州」と誰もが思い浮かべる信州そばの確立を目指し、そばの品質やおもてなしの向上、地域の風土により生まれた多様なそば文化の情報収集と発信、そばに関する技術・文化を継承する若い世代の育成の三つを柱に、そばの振興に取り組んでいくことを表明されました。

協議会では、今後、それぞれの柱に対応する三つの部会を設置し、目指す姿や取り組みたいことなどについて具体的に検討していく意向であり、事務局を担う県としては、現在、部会の運営を含めた今後の進め方を協議会役員と相談しながら、次回会議開催に向けた調整を行っているところでございます。

また、県といたしましても、そば振興を、農業から製造、観光、飲食に至る6次産業支援と捉え、協議会の皆様と課題や方向性を共有しながら進めていく必要があることから、産業政策監の総括の下、営業局、産業労働部、農政部、観光スポーツ部など関係部局が一体となった庁内体制により、協議会の主体的な活動を支援してまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には名探偵コナンを活用した観光誘客、県内周遊につなげる方策について御質問をいただきました。

議員から先ほど御紹介いただいたように、今回のコナンの映画の舞台として、長野県警察本部、長野県庁が登場したことから、1階の県民ホールのコナン特別展示や10階の食堂、売店などに連日多くの皆様が来庁しておりまして、SNSなどでも好評の声をいただいております。

また、先ほど議員のお話の中にありました「あなたはどこから長野県庁へ」のパネルと併せて、思いを自由に書き込めるファンノートを県民ホールに設置したところ、長野県での旅行を楽しんでいることや再び訪れたいという意向なども数多く書き込まれておりまして、県外から訪れた多くの方々が楽しんでいる状況を改めて実感することができました。

こうした方々が繰り返し長野県を訪れ、県内の様々な地域へ周遊するようにしていくことは、長野県のファンをさらに増やし、地域経済の活性化を図る上でも非常に重要であると考えております。

今後は、ゴールデンウィークに行いました県民ホールの休日特別公開を、8月の三連休、お盆の休日にも実施いたしまして、遠方からも訪れていただけるようにするとともに、一度訪れていたいただいた方々にも再度の訪問を促すよう展示内容の充実も検討してまいります。

そして、さらなる県内周遊につながるよう、県内を舞台とするアニメや映画のロケ地、ワインや日本酒、郷土食、歴史、風土を感じられる名所旧跡などといった長野県の魅力のSNSによる発信を強化するとともに、県民ホールにおいても周遊促進につながる情報提供を行ってきたいと考えております。

さらに、今後、コナンの映画につきましては、海外での公開や来年の新作の公開も予定されておりまして、その後の信州デスティネーションキャンペーン、信州やまなみ国スポ・全障スポなども見据えまして、県内の観光周遊につながるよう、機会を捉えて取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には若者の心を動かすカルチャーの人口減少対策等への活用についてという観点でお尋ねを頂戴しております。

若者の文化芸術に対する関心を生かして人口減少など様々な社会課題の解決につなげていくことは、大変重要だと認識しております。

県では、県立美術館において、アニメーション作品に関連した「鈴木敏夫とジブリ展」や「トーベとムーミン展」等を開催するとともに、将来の県内における映画作品の制作につなげ

ることを目的として、信州フィルムコミッションネットワークと連携して映画監督等の県内で
の滞在を支援するなど、若者に関心の高い分野の文化振興の取組を進めているところでござい
ます。

また、文化芸術活動を通じて社会課題の解決を目指す県内各地域の取組に対しましては、信
州アーツカウンシルを通じて、令和４年度から昨年度までの３年間で延べ94団体に約１億円の
助成を行ったところであり、若者の柔軟な発想も生かしつつ、つながり人口の創出や子供の居
場所づくりなど、地域の実情に応じて、文化芸術とまちづくり等の関連分野をつなぐ取組が着
実に進んでいるものと認識しております。

庁内の各部局とも連携して、若者の持つ文化芸術の力が県の各分野の施策の推進に生かされ
ますよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはそば県の発信について御質問をいただきました。

質問通告を拝見したときは、そば県が一番最初にあって、その後にコナンフィーバーを生か
した観光誘客だったので、この話は私に質問ないのかと思いましたが、重ねて御質問をいただ
きまして、ありがとうございます。

観光誘客を主な目的といたしました「そば県」の宣言につきましては、信州「そば県」推進
協議会の皆様方から、宣言以前に、まずは生産量や品質の安定化、後継者不足といった課題を
解決し、周囲からの高い評価や期待に応えられるような土台づくりにしっかり取り組むことが
先決といった御意向を伺っているところであります。県としては、そうした皆さんの考え方も
踏まえた対応が必要と思っております。

一方、長野県と聞いて信州そばを思い浮かべられる方は、御指摘のとおり多いと思います。
本県の魅力を発信する重要なコンテンツとして、あらゆるPRの機会を捉えて押し出していく
べきというふうに我々も思っております。

これまでも、銀座NAGANOでの最新のVR技術を活用した栽培地の風景などを体感でき
るイベントの開催、また、ニューヨークの日本国総領事館、さらには外務省との共催のレセプ
ション、こうした場でのそば打ち技術の披露など、様々な機会を捉えて国内外でPRを行って
きたところでございます。また、先ほど営業局長からも御答弁申し上げましたとおり、信州
「そば県」推進協議会における情報発信も含めた活動を県としても支援していきたいというふ
うに考えております。

引き続き長野県のそばの魅力発信に様々な形で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔5 番グレート無茶君登壇〕

○5 番（グレート無茶君）知事、毎回ありがとうございます。

せっかく県民コーナーにコナンコーナーがあるのであれば、やはりそばのパンフレットを 1 個置いてもいいのではないかなというふうに思いますし、我々にとってはあそこは職場ですけれども、県外から来られた方には、あそこは観光地であって、わくわくする場所なので、せめて何か音楽を流したりだとか、何か映像を流したりだとか、何かもっとわくわく感を出せばいいなというふうに私は思いました。

次に、職員の負担軽減について伺います。

物価対策として、政府は全国民に 2 万円の現金給付の支給を行うと表明しました。それに対し、千葉県の熊谷知事が、X で、給付作業はいつも自治体任せであり、無駄で自治体を疲弊させる話にうんざりつつぶやいておりました。

さらに、国は現金給付の事務経費を絞っていきますと指摘し、実際にかかった費用よりも少ない事務経費しか国からはもらえず、職員の人件費も回収できませんと過去の給付事務の実情を明かし、給付金支給事務による市町村職員の負担について言及しております。

やはり、長野県も同様に負担になるのではないのでしょうか。この事例に限らず、このように国からの事業により職員の事務負担が増大し、疲弊するようなことがあるのであれば、職員の働き方の向上に真剣に取り組むかえるプロジェクトの方針にも反することになると思います。職員の負担軽減のため、職員を守るために、国に対してしっかり問題提起することも必要と考えますが、知事の見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）職員の負担軽減に向けて国に問題提起をするべきだという御質問でございます。

熊谷知事は千葉市長もされていたので、やはり実感として、非常に市町村の負担が重いということ念頭に置いて発信されたというふうに思います。

私も、いろいろなところで国と県と市町村の関係を見ていて、国と地方は対等・協力の関係になったと言いながら、言い方が悪いですけども、まだまだ国の下請仕事の扱われ方をしている部分があるのではないかなというふうに思っております。

そうした中で、私どもは、かえプロで、まさにグレート無茶議員が御指摘のような議論をさせていただいております。今、職員の多忙感が一番大きな課題になっているわけでありましてけれども、抜本的なかつてない仕事の減量方法を考えようということで、私も入ってブレインストーミングをさせていただいたことがあります。

そこで、いろいろなことが上がってきています。A I の活用の徹底や残業の禁止、あるいは

外部への委託、こうしたある意味オーソドックスな手法も上がっていた反面、内部的な議論ですの言い方に問題があったらお許しをいただきたいのですけれども、国や県民への過度な付度の禁止、それから国への反乱ということが出ています。実は国への反乱と言ったのは私なんですけれども、あまりにも毎年のようにどんどん新しい仕事が国から降ってくると。もちろん、世の中がどんどん変わっていくので、新しい施策に取り組むということはもとより重要なことだというふうに思いますが、これまでやっていたことをその都度その都度見直すことなく、どんどん仕事が増えてくると。これは、都道府県も市町村ももう受け切れないという話になってしまいます。そういう意味で、私としては国への反乱をしてはどうかということを問題提起させていただいたところでありまして、これは半分冗談っぽい言い方をしていますが、半分本気というか、もとよりそうした問題意識はかねてから持っているところでございます。

これまでも、例えば補助金の支給事務、国から都道府県、市町村を通して補助金を支給するという事務がありますが、我々から間接的に補助金を受けている事業者に義務違反があった場合、これは補助金返還ということになります。多くの場合、間接補助事業者が返還できない場合には県や市町村が負担しなければならないといった事態になってしまうことがあって、これは、国が決めた補助金を執行するために一生懸命頑張っているのに、極めて理不尽ではないかということで、今、国に対して具体的な制度の見直しを求めさせていただいているところでございます。このほかにも、国との関係では様々な課題があるというふうに私は思っております。

今、現場の職員の目線で業務見直しの提案を受け付けるサマーレビューを実施しているところでございます。今申し上げたような問題意識、要は、例えば国からいきなり時間的余裕もなくこんな仕事が来たとか、本来は国と地方の関係性は地方自治法で対等・協力になっているわけですから、法令上の明確な根拠なくやらされているような仕事はないとか、そういうことをしっかり職員から上げてもらえるように照会したいというふうに思っています。そうしたことを踏まえて、御指摘いただいたように、国に対してしっかりと問題提起をしていきたいと考えております。

いずれにしても、県民の皆様方への行政サービスをいい形で維持していく上で、県職員の多忙感というものを解消しなければいけません。そのためには、いろいろな手段がありますが、まさに御指摘いただいた国との関係ということも一つの大きな課題でありますし、今申し上げたような手段だけではなくて、もっと広い意味で申し上げれば、本格的な地方分権、いつも国が法令で仕事の枠を決めて、その範囲内で地方は頑張っただけという仕組みこそ変えていかなければ、永遠にこの議論が続いてしまうと思いますので、今後はそうしたことにももっともっと積極的に問題提起をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔5 番グレート無茶君登壇〕

○5 番（グレート無茶君）知事の思いを聞いて安心しました。何があっても職員は守る、そういった知事と職員の信頼関係が職員のモチベーションや負担軽減につながり、長野県をよりよくしていくと思います。先日、知事に褒められるようになりましたと職員からの喜びの声を聞きました。もっともっと職員を気にかけていただけたらと思います。

さらに、細かいことなのですが、かえプロで職場の環境を改善していくというのであれば、体制だけでなく、17時に庁内のエアコンが強制的に切れてしまうという、職員が暑い思いをして困っている現実、有識者には気がつかない目の前にある環境整備にも目を配っていただけたらというふうに思っております。

最後に、今回の6月の物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0についてです。

県産酒米の確保支援に約9,500万円を支出する予算案が提出されています。このこと自体はよろしいかと思うのですが、疲弊しているのは酒蔵だけではないはずです。仕入価格やエネルギーなどの高騰や人件費の高騰により、価格転嫁できずに苦しい経営を余儀なくされている業種や事業者さんは多岐にわたっています。しかしながら、その声を届けることができない事業者も多々あると思います。どこに言えばいいのか。言ったところで、業界団体が大きい影響力を持っているとか、複数の議員に口利きができるとか、県に推奨されている業界でないかというといった特別の支援はもらえないのではないかといった声も聞きます。

今回の酒蔵への支援のような支援を必要とする業種や事業者の声をより幅広く聞き、平等な立場で政策に取り入れていく仕組みも必要だと思います。酒蔵業界も、このままでは苦しいと誰かに相談できたから、結果、支援に結びついていると思います。その誰かを求め、苦しんでいる業界の方を平等に受け入れることができる体制が必要とされるのではないのでしょうか。米沢産業労働部長に見解を伺います。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0による支援について、酒米だけなぜという御質問をいただきました。

事業者や経済団体との様々な懇談会を通じて、長引く物価高騰に加え、米国関税措置の発動による先行き不透明な厳しい経済状況にあり、多くの事業者が将来に不安を感じている状況にあるものと認識しております。この厳しい経済状況下でも、事業者の安定かつ持続的な経営を支えるため、物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0を今般取りまとめたところです。

支援パッケージの策定に当たっては、事業者の状況を把握するため、県独自の調査を行うとともに、関係機関との連絡会議を開催するなど、より多くの事業者の声を施策に反映するための取組を行ってまいりました。

そのような声を反映し、支援パッケージでは、物価高騰に苦しむ事業者が当面の経営環境の変化への対応や中長期的な経営基盤の強化、構造転換を図ることができるよう支援策を取りまとめたものです。

一方、議員御指摘の酒蔵を支援する事業は、日本酒の国内消費の大幅な減少と主食用米の価格高騰に伴う酒米価格の大幅な高騰により、酒蔵の酒米買入れ量の減少が危惧され、酒米の作付の大幅な減少が喫緊の課題となる中で、酒米の作付を奨励し、酒米の安定供給を維持するため、酒蔵に酒米の買い付けを支援することとしたものです。

酒米の作付の減少という状況を重く受け止め、緊急的に実施するもので、他の事業者に対する経営支援とは異なり、原材料の酒米の作付維持を図る目的を込めた事業となっていることに御理解をいただきたいと思います。

以上です。

〔5 番グレート無茶君登壇〕

○5 番（グレート無茶君）ありがとうございます。

別に酒米が駄目と言っているわけではなくて、なぜと言っているわけではなくて、全ての業界に機会をとということを書かせてもらいたかったんです。昨日清水純子議員も強く訴えていましたけれども、その情報を届けることはやはりすごく大事ななと僕も思います。例えば、経営者の皆さん、長野県では物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0の実施を行っております。まずは今回酒蔵の業界で約9,500万円の支援を行います。お困りのあなたはぜひ迷わず御相談くださいというようなCMならかなり反響があるし、広まるのではないかなとちょっと考えました。

会社を経営されたことがなければ、この苦しみは分からないと思いますけれども、今、世の中全体が本当に厳しい環境に置かれています。限られた予算の中で優先順位をしっかりと考えて平等に支援できる仕組みづくりをスピーディーにお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（依田明善君）会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたします。

次会は、明26日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時13分延会

令和 7 年 6 月 26 日

長野県議会（定例会）会議録

第 4 号

令和 7 年 6 月

第439回長野県議会（定例会）会議録（第4号）

令和 7 年 6 月 26 日（木曜日）

出席議員（56名）

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇一郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大 会 局 長 北 島 隆 英
農 政 部 長 村 山 一 善
林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
建 設 部
リニア整備推進局長 室 賀 莊一郎
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千鶴子
議事課担当係長 萩 原 晴 香

議事課担当係長 山 田 淳 貴
総務課庶務係長 村 田 吉 弘
総 務 課 主 査 東 方 啓 太
総 務 課 主 任 木 下 裕 介

令和 7 年 6 月 26 日（木曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、加藤康治議員。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）おはようございます。公明党長野県議団、加藤康治です。今回は、熱中症対策について様々な角度から質問をさせていただきます。

気象庁が先月発表した3か月予報によりますと、6月から8月の気温は平年よりも高いとされています。先週、長野県内でも気温が35度以上になる猛暑日が記録されるなど、今年の夏も猛暑になる心配があり、熱中症対策をしっかりと行っていく必要があります。国では、7月から9月にかけて電気料金の支援を行うこととしていますが、これは、熱中症を防ぐため、エアコンをちゅうちょなく利用していただきたいとの思いも込められています。

熱中症対策を行うには、小まめな水分補給が重要です。特に、屋外で活動する際には、十分に行う必要があります。現在開催されている大阪・関西万博の会場内にも、来場者や運営スタッフの熱中症予防やプラスチックごみ削減への啓発を目的として、会場内に無料給水スポットが設置されています。

私は、令和5年9月議会で給水スポットの設置促進について質問させていただきましたが、猛暑が続いていることも踏まえ、給水スポットの設置促進について改めてお伺いさせていただきます。

消防庁の発表によると、昨年5月から9月の全国における熱中症による救急搬送人数の累計は9万7,578人で、平成20年の調査開始以降最も多い搬送となっています。長野県内でも1,085人の方が搬送されており、残念ながらお亡くなりになる方もいらっしゃる状況です。年齢区分別の救急搬送人数を見ると、65歳以上の高齢者が約6割を占めており、重点的な対策が必要と考えます。そこで、県内の高齢者世帯に対する見守り体制など、熱中症対策の状況について健康福祉部長に伺います。

部活動や通学中など、子供も熱中症の被害に遭っており、対策が必要です。環境省と文部科学省は、教育委員会等の学校設置者等が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成や改定に資するよう、学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きを令和3年に作成しました。また、気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されるなど、熱中症対策をめぐる状況について動きがあったことを踏まえ、本年4月にその一部を追補する資料として追補版を取りまとめました。そこで、県内の小中学校におけるWBGT、暑さ指数のモニタリングや指数を踏まえた体育活動の徹底など、熱中症対策の取組がなされているか、伺います。

熱中症が心配される気象環境下での子供の屋外での部活動や大会の実施にも注意を払う必要があります。特に、野球やサッカーなどの大会やリーグ戦などは、定められたスケジュールに沿って実施しなければならない一方で、当日屋外での運動の中止を判断する基準となる熱中症警戒アラートが発表された際には、子供の安全確保も大変重要になります。大会の実施と安全確保の両立に向け、県としても大会主催者側との連携等に積極的に関与すべきと考えますが、取組状況について。以上を教育長に伺います。

災害時の避難生活においても、災害関連死を防ぐため、熱中症対策を十分行う必要があります。特に、断水も想定される中で、避難所への水の確実な供給が重要と考えますが、危機管理部長に御所見を伺います。

コロナ禍からの経済活動の回復に伴い、県内の観光地を訪れる方が回復傾向となる中で、観光客の熱中症対策も重要と考えます。スポットクーラーやミストシャワーなどを活用している例もありますが、長野県の観光資源を生かして、朝や夜など比較的涼しい時間帯を活用した観光を推進すべきと考えますが、観光スポーツ部長に御所見を伺います。

建設業や農業など、屋外で働く方が搬送される事例も多数見受けられます。労働安全衛生規則が改正され、今月から職場における熱中症対策が事業者には義務づけられました。この改正は、近年の気候変動による高温化や熱中症による労働災害の増加を背景に、労働者の安全と健康を確保するための措置として導入されたものです。具体的には、暑さ指数28以上、または気温31度以上の環境下で連続して1時間以上、または1日4時間を超えて実施される作業が義務化の対象となります。

事業者に求められる対策として、主に三つの取組を行うことが義務づけられています。

一つ目は、熱中症の疑いがある労働者を早期に発見し、報告する体制を整備すること。二つ目は、熱中症の症状が現れた場合の対応手順を策定し、迅速かつ適切な対処ができるようにすること。三つ目は、作業に従事する労働者に対して体制や手順を周知徹底することです。これらの対策により、熱中症の重篤化を防止し、労働者の健康を守ることが期待されています。

そこで、今回義務づけられた熱中症対策に関する事業者の責務や、熱中症の発症リスクが高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する機器の導入等の経費を国が支援するエイジフレンドリー補助金の積極的な活用について、県としても周知することが重要と考えますが、どのように行っていくか、産業労働部長に伺います。

また、県が発注する公共工事における熱中症対策への対応について建設部長に伺います。

熱中症の危険性が高まることを知らせる熱中症警戒アラートが発表された際に、県民の具体的な行動につながるような取組が重要ですが、熱中症警戒アラートの発表に際し、県民への周知の状況について伺います。また、警戒アラートをより多くの方に周知するため、県が開発した信州防災アプリを活用することが効果的であると考えますが、いかがか。危機管理部長に伺います。

熱中症予防のため、誰もが気軽に立ち寄って涼むことのできるクールシェアスポットの積極的な利用を推進すべきと考えます。県内のクールシェアスポットの設置状況や、スポットを増やす取組、県民への周知の状況について伺います。

マイボトルの活用促進やプラスチックごみ削減などの観点から、公共施設や公園、観光地への給水スポットの設置が全国的にも進んでいます。県としても、脱炭素社会の実現に向け、給水スポットの整備を積極的に進めるべきと考えますが、現時点の設置状況と今後の整備方針について伺います。また、市町村や民間企業とも連携しながら設置目標を掲げて取り組むことを提案しますが、御所見を伺います。

さらに、県では、昨年、県内の給水スポットマップを作成しました。より多くの方に活用していただくため、県民へのさらなる周知が必要と考えますが、どのように行っていくか。以上を環境部長に伺います。

ここまで、熱中症対策について様々な角度からお伺いしてきましたが、県だけでの取組では限界があると考えます。例えば、大分県では、官民学連携の熱中症対策会議が行われていますが、本県においても、市町村や民間企業などとも連携して、給水スポットの設置をはじめとする熱中症対策について県がリーダーシップを取って取り組むべきと考えますが、知事に御所見を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には高齢者の熱中症対策についてのお尋ねでございます。

温暖化の影響により、長野県でも年々猛暑日が増加しており、熱中症が命に関わる重大な健康リスクとなっております。

議員御指摘のとおり、昨年度の県内の熱中症による救急搬送者は1,085人、そのうち約6割が高齢者となっており、暑さを感じにくくエアコンの使用を控える傾向が指摘される高齢者に、いかに熱中症対策の必要性を認識いただくかが重要であると考えております。

県では、これまで、民間企業と共同で作成した啓発ポスターや環境省の広報媒体等を活用し、市町村等と連携して熱中症対策の広報や高齢者への見守りを呼びかけてきたところです。今年度は、新たに高齢者への支援を担う市町村職員等を対象とした熱中症対策セミナーを6月6日に開催したほか、高齢者にも身近なコンビニエンスストアにおける広報や県公式SNSによる発信により、広く県民の皆様への啓発を行うこととしております。コンビニやSNSでの情報発信は、高齢者本人への意識づけのほか、家族など周辺の方々による見守りや声かけにつながるものと考えており、これらの取組を通じて、高齢者に熱中症予防を実践いただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）熱中症対策について2点御質問をいただきました。

まず、小中学校における熱中症対策の取組についてでございます。

県教育委員会では、文部科学省が示す学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き及び令和6年度追補版を県内の全ての学校に周知を図り、対策の徹底を依頼したところでございます。さらに、各学校から保健体育科主任が集まる学校体育・スポーツ研究協議会において注意喚起を行っております。

各学校では、児童生徒の健康被害を防止するため、教職員や部活動の指導者等で共通認識を図りながら、気温がそれほど高くない時期から適切な措置を講じること、活動の場所や種類にかかわらず暑さ指数に基づいて活動の実施を判断すること、活動時にはチェックリストを活用することなどの取組が行われていると承知しております。

次に、熱中症が心配される気象環境下での大会実施と安全性の確保についてでございますが、議員御指摘のとおり、熱中症警戒アラート発表時のスポーツ大会の開催については、選手の安全を最優先に考え、慎重な判断が求められると認識しております。

大会開催時には、日本スポーツ協会が作成した熱中症予防運動指針を熱中症対策の基本としております。本指針では、暑さ指数に応じて運動の可否が段階的に示されており、特に、暑さ指数が31以上の場合は、運動は原則中止とされております。

県教育委員会が長野県中学校体育連盟や長野県高等学校体育連盟と共に主催する大会においては、地区大会を含め、屋内外を問わず、全ての競技種目で1時間ごとに暑さ指数を計測し、31以上になった場合には活動を中断し、以降の競技運営の見直しを検討するなど、厳格な運用を行っていることを承知しております。

また、屋外で行われる競技、例えば、サッカーでは、気象条件に応じてハーフタイム以外でも飲水タイムを設けるほか、野球においても小まめに飲水タイムを設けるなど、適宜クーリングブレイクを設けて熱中症対策を講じているところでございます。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には熱中症対策について2点御質問をいただきました。

まず1点目、避難所での熱中症対策についてでございますが、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の被災地では、広範囲で上水道が被災し、長期間断水が続いたということで、避難生活に大きな支障が生じたところでございます。

そのため、能登での状況も踏まえながら、避難所への飲料水等の物資が十分確保できるよう、県、市町村、住民それぞれによる物資備蓄の推進、国の補助制度を用いた避難所への給水設備、浄水器等の整備、効率的な広域物資輸送体制の構築など、県、市町村が連携し、物資の備蓄・供給体制の充実を進めております。

こうした対策により、災害の種類や規模によらず、被災者に発災直後から必要な飲料水を確実に届けるとともに、医師、保健師等による避難所への巡回保健指導も行うことで熱中症をはじめとする災害関連死の防止に取り組んでまいります。

二つ目ですが、熱中症警戒アラート発表時の周知の現状と今後の取組についてでございますが、熱中症警戒アラートにつきましては、熱中症の危険性に対する気づきを促すものとして、暑さの予測とともに、エアコンの適切な使用や小まめな水分・塩分補給といった熱中症予防対策を呼びかけるために環境省及び気象庁が発表するものでございます。

アラートが発表された場合には、県民の皆様に対して、報道機関はテレビ、ラジオ等による周知を行うほか、市町村においては、県を通じて伝達された情報を基に、防災行政無線や有線放送をはじめ、市町村の公式LINEやメール配信サービス等の各種広報媒体を活用し、周知に取り組んでいるところでございます。

また、議員御指摘のとおり、信州防災アプリは県民への周知に効果的な手段の一つであると認識しております。来年度、気象庁の防災気象情報の見直しが予定されていることから、この見直しに合わせまして、熱中症警戒アラートの通知機能の実装についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君） 私には、熱中症対策として朝や夜など涼しい時間帯を活用した観光を推進すべきではないかという御質問をいただきました。

爽やかな高原で自然を満喫することを求めて夏にも多くのお客様が来訪する長野県ですが、近年の猛暑の中では、観光で訪れる皆様の熱中症対策も大変重要と認識しております。

議員からお話のありました早朝や夜など涼しい時間帯に観光コンテンツを提供することは、熱中症のリスクを低減するだけでなく、体験するために宿泊が必要となりますことから、地域での消費拡大にもつながるものであり、県としても早朝や夜に観光をしていただく取組を進めていくことが必要だと考えております。

県内各地では、早朝からリフトに乗って雲海や朝日などの絶景を眺めたり、夜間の幻想的な空間で体感する星空やホテル観賞、観光地のライトアップやプロジェクションマッピングといった取組が現在も展開されておりまして、県公式観光サイトなど様々な媒体を活用して、こうした情報を県としても発信してまいりたいと考えております。

さらに、令和9年に本番を迎える信州デスティネーションキャンペーンは7月から9月に開催されることから、夏の暑い時期でも楽しめる信州の新たな観光スタイルについても関係者の皆様と共に検討を進めてまいります。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君） 熱中症対策に関する責務やエイジフレンドリー補助金の活用に関する事業者の周知についてのお尋ねをいただきました。

職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響により、ここ数年増加傾向にあることから、働きやすい職場づくりを推進する観点からも大変重要な課題と認識しております。

そのため、今般義務づけられた熱中症対策に関する事業者の責務や、申請期限が10月末までとされているエイジフレンドリー補助金の活用につきましては、県といたしましても、労働局と連携し、早急に周知を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、県のホームページはもとより、県公式XやLINEにより広く周知を図ることに加え、個別の事業者に対しましても、働きやすい職場づくりを支援する職場環境改善アドバイザーによる企業訪問の際の周知、職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業や社員の子育て応援宣言登録企業に対する資料送付を行うとともに、商工会、商工会議所や業種団体を通じて周知、長野県産業振興機構のメールマガジンを通じた周知など、様々な方法で周知を図ってまいりたいと考えております。特に、熱中症の発生リスクが高い事業所に対しては、労働局な

どの関係機関と連携して、事業者にしっかりと届く周知を進めてまいりたいと考えております。
以上です。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には県発注工事における熱中症対策への対応状況について御質問をいただきました。

県発注の公共工事におきましても、作業員に熱中症の症状が現れたという報告が、昨年度は3件、今年度も約3か月で2件寄せられておりまして、現場の熱中症対策は喫緊の課題と認識しているところでございます。このため、熱中症による死亡事故や重篤な健康被害を防止するため、公共工事の発注に際しては、フレックス工期の活用などにより余裕のある工期設定を行うとともに、特に熱中症リスクの高い箇所や工種については施工時期を配慮するよう努めております。

また、工事中においては、受注者による熱中症対策の取組内容を確認し、必要に応じて指導を行うとともに、猛暑日等に配慮した工期延長につきましても受注者との協議に柔軟に対応しております。

費用面では、平成31年4月から、現場作業の期間中における真夏日の日数を基準に、現場管理費を割増しして計上しております。また、本年4月からは、熱中症対策の妥当性を確認した上で、必要な費用を積み上げ方式で計上できるように制度を改善いたしました。

熱中症対策は、作業員の健康被害を防ぐだけでなく、労働環境の改善を通じて、建設業の持続的な発展や担い手確保にもつながる重要な取組です。さらなる取組として、効果的な対策事例を収集し、広く受注者へ情報発信するなど、現場における熱中症対策が確実に実施されるよう、引き続き受注者と一体となって取り組んでまいります。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）私には2点御質問を頂戴いたしたところでございます。

まず、クールシェアスポットの利用推進についてでございます。

県では、節電省エネ対策を主眼とし、併せて熱中症予防にも資するものとして、クールシェアの取組を推進してきているところでございまして、これまで、市町村や事業者に対し、誰でも涼しく快適に過ごせる公共施設や店舗などをクールシェアスポットとしてインターネットの地図上に登録するよう呼びかけるとともに、報道機関などを通じて県民にその利用を周知してきたところでございます。

現在、県内では、図書館、美術館、県や市町村の庁舎、商業施設など計201件のスポットが登録され、登録数は昨年6月と比較して約1.5倍となっておりまして、県内での設置が進んでいるものと考えているところでございます。

一方で、民間の調査会社が実施した全国調査によりますと、クールシェアという言葉自体の認知度が低水準にとどまっております、必ずしも県民の多くの方にクールシェアやクールシェアスポットが十分に認知されていない状況と考えているところでございます。

涼しい場所を共有するこの取組は、熱中症予防に加え、電気代が高騰する中、エアコン使用を控えつつ、楽しみながら節電することにもつながることから、引き続き県の公式LINEやくらしふと信州発のメールマガジンなどを通じて、市町村や事業者に対してクールシェアスポットの登録を呼びかけるとともに、クールシェアに関して県民への周知を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、給水スポットの設置状況や整備方針、設置目標、県民への周知についてでございます。

県では、信州プラスチックスマート運動の一環としてマイボトルの持参を呼びかけるとともに、そのマイボトルに給水ができるスポットの登録を促進してまいりました。

県内でマイボトルに無料で水道水を補充できる場所、給水スポットを、昨年6月、長野県の地理情報システム「信州くらしのマップ」に公開しております。現在登録数は746地点となっております、昨年6月の652地点から約100地点増加したところでございます。いまだ登録のない市町村区域もあることから、今後は、市町村や民間の施設に呼びかけ、さらに地点数を増やし、県内全ての市町村区域にそれぞれ1か所以上の給水スポットが設置されることを目標にして取り組んでまいりたいと考えております。

また、給水スポットについて、これまで県の熱中症対策のホームページや市町村のホームページ、広報紙への情報の掲載のほか、長野県魅力発信ブログ「えこすた信州！」やくらしふと信州、長野県産業廃棄物情報等のメールマガジンでの情報発信によりまして、県民、事業者への周知を図ってきたところでございますが、今後は、さらに、県の公式LINE、X等のSNSを活用するとともに、テレビ、新聞等のマスメディアも活用した広報を行うなど、さらなる周知を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、県がリーダーシップを取ってこの熱中症対策に取り組むべきという御質問をいただきました。

温暖化の進行で年々体感温度が上がって、様々な活動に非常に影響が出てきているというふうに思っております。何より、命と健康を守るために、この熱中症対策は非常に重要な取組だというふうに考えております。

それぞれの部局長から取組の御答弁をさせていただいたわけではありますが、私としては、改めて加藤議員の御質問を伺い、部局長の答弁を聞く中で、この熱中症対策は、多岐にわたる施

策の総合化と、県民の皆様方や観光客の皆様方に伝わる広報の充実の必要性を改めて痛感したところでございます。

そうした考えの下で、まずは各部局にまたがる熱中症対策を改めて見直させていただき、不十分な点があれば一層の充実を図っていききたいというふうに思います。加えて、個々の部局による発信にとどまらず、県の取組を分かりやすくパッケージ化して、県民や事業者、関係の皆様方にしっかりお示ししていききたいというふうに思います。加えまして、市町村や関係事業者の皆様方に、必要な協力や対応を県としても改めてお願いさせていただき、県全体で熱中症対策が一層充実するように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）長野県の夏は比較的涼しいと言われてきたんですけども、先週のように、まだ梅雨明けもしていないにもかかわらず猛暑日になってしまうという状況を踏まえると、やはり私も本腰を入れてこの熱中症対策に取り組んでいかなければならないのではないかとこのように思います。

今日も様々な観点から質問をさせていただきました。先ほど知事からも答弁がありましたけれども、様々な部局に関係する部分もありますし、また、県だけではなく、市町村や様々な機関を巻き込んでいくことが重要だというふうに思います。

全国に先駆けて気候非常事態宣言を表明した長野県として、熱中症でお亡くなりになる方をゼロにしていくという強い決意の下で、今後も県を先頭にお取り組みいただくことをお願いいたしまして、一切の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、宮下克彦議員。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）諏訪市区選出の自由民主党県議団、宮下克彦でございます。通告に沿って質問してまいります。

まず、関税及び物価高騰対策について伺います。

自民党県議団は、4月30日に、緊急知事要望としまして、関税及び物価高騰対策について緊急要望をいたしました。地域の商工会議所や関係団体の意見を吸い上げ、資料ももらいまして、特に、雇用等の心配、不安がないように資金援助が最も望ましいという意見を踏まえまして、要望したところでございます。

6月13日には、政府の骨太の方針が出まして、今後の方向としてマクロ経済運営方針が示されております。デフレから再生・反転した経済は、賃金上昇が物価上昇を上回る経済の好循環を金利や為替の好転とともに進めて、安定した経済成長を目指しているところだということ

ございます。

知事は、議案の説明の中で、ガソリン等の物価高騰、米国による関税措置が、製造業をはじめ多くの産業に大きな影響を及ぼし始めている厳しい経済環境を踏まえて、中小企業等の経営を支えるために今回の長野県物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0を取りまとめ、ガソリン価格の高騰に対してはガソリン価格表示実態調査に646万円、中小企業の資金繰りに経営健全化支援資金（関税対策）として18億余りを創設したと。そして、県産酒米の確保支援に価格高騰額の2分の1を補助するとして9,437万余りの補正を計上しました。

今回の対策は、バージョン1.0ということですから、まずは第一歩で、関税の交渉状況が不明確でありますので、この状況や物価など、今後の状況に応じて、1.1とか、2.0のバージョンアップが続いていくものと、知事の県民生活や中小企業の経済対策への意気込みに期待しているところでございます。

そこでお聞きしてまいります。

米国関税措置の資金繰り支援策として、政府では、日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件緩和等を行っています。自民党県議団では、令和7年4月30日に資金支援策の早急な取りまとめ等を緊急要望したところでありますが、県制度融資においてコロナ対策と同規模の対応を取るべきと考えますが、いかがでしょうか。米沢産業労働部長にお聞きします。県内ガソリン価格の高騰の要因についての対策はどのように考えているか、これも米沢産業労働部長にお聞きしてまいります。

続いて、村山農政部長に、米価の適正化と安定化のためには中長期的な安定した対策が必要と考えるが、いかがか。お聞きします。

あわせて、酒米について価格や供給量不足が懸念されておりまして、安定した需給体制の構築が必要と考えますが、県としての対応を米沢産業労働部長に伺います。

今回の6月補正を含む物価高騰・米国関税措置支援パッケージにおける産業関係支援の対策につきまして、関係団体や現場の意見を踏まえた迅速な対応への知事の意気込みと決意を伺います。

次に、長野県のグランドデザイン策定について伺います。

諏訪湖スマートインターが7月27日に開通となります。開通しますと、長野、飯田、木曽、甲府まで1時間かからずに到達することができます。上諏訪駅や茅野駅まではスマートインターから10分足らずで着いてしまう便利さです。道路網の整備の進展は、地域をコンパクトにするとともに、地域をより身近なものに変え、移動の制約の解消が社会を変えていくということを明らかにしてくれています。

新田副知事を先頭に県のグランドデザインを検討していくとされていますが、建設関係の道

路網、交通網を基本として、県の5か年計画や信州未来共創戦略などの各計画を踏まえまして、その方向性は何をどのように目指すのでありましょうか。

そこで、お聞きしてまいります。

県は、新田副知事を先頭に、県土のグランドデザインを策定するとしておりますが、しあわせ信州創造プラン3.0などの県の様々な計画と絡んでくるものと考えます。現在の進捗状況はいかがか、栗林建設部長にお聞きします。

先日、酒井議員からも質問がございましたが、県土の道路交通網の南北の要であります岡谷ジャンクションは、事故が続きまして、地元の多くの県民の皆様から何とかしてもらいたい、死亡事故をとにかく防止してもらわないと、せっかくスマートインターが開いても通行ができないという声が数多く届いております。

例えば、死亡事故をなくすために、県警の高速道路交通警察隊のパトカーを危険箇所へ常駐させるとか、工事を夜間のみとして指導するとか、死亡事故を何とかなくすための責任を明確にして対策を取るなど、多くの県民の切実な思いを鈴木警察本部長にお聞きしてまいります。

県土の交通網関係の南北の要である中央道岡谷ジャンクションは、連日事故が続いており、死亡事故を含め、県として対策を検討する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、県の様々な計画を踏まえてグランドデザインを策定していく新田副知事は、これからの進め方に相当の意欲を持って取り組まれると考えます。新田副知事に伺います。県土のグランドデザイン策定に向けた新田副知事の思いや意気込みはいかがでしょうか。お聞きしてまいります。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には3問御質問をいただきました。

初めに、県制度融資に関するお尋ねです。

県では、御要望をいただきました米国関税措置の影響を受ける事業者の資金繰りを早期に支援するため、中小企業融資制度において、低利で利用しやすい経営健全化支援資金（関税対策）のメニューを新たに創設し、当初予算の範囲内で先行して6月13日より受付を開始させていただきました。さらに、今後の影響拡大により資金需要が増大した際に、遅滞なく機動的な対応ができるよう、コロナ対策時に創設した資金メニューの当初融資枠と同規模となる100億円の融資枠について今回補正予算案に計上させていただいたところです。

米国関税措置の今後の影響を注視しながら、資金繰り支援や相談対応等を行いつつ、状況変化による資金需要の増大が生じた際には、さらなる資金繰り支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、県内ガソリン価格の高騰要因についての対策についてのお尋ねです。

県内ガソリン価格の高騰は、家計負担に多大な影響をもたらすなど、県民の皆様の関心も高く、切実な問題と認識しております。また、産業界においても、運輸業など様々な業種の企業収益を圧迫する要因となっており、企業経営の面でも多大な影響が生じていると認識しております。

このような状況を踏まえ、県としては、今年3月、ガソリン価格の適正化等に関する検討会を設置し、第1回目は全国的なサービスステーションの経営状況やガソリン価格が地域によって異なる要因などを共有いたしました。

また、今月19日に開催した第2回検討会では、過疎地域のサービスステーションに対する支援の方策を議論いただくとともに、本県特有の価格高騰の要因分析や、今議会で補正予算案としてお願いしているサービスステーション店頭における価格表示の実態に関する調査の内容や進め方について、出席者の皆様に御意見を伺ったところです。御意見も踏まえ、価格高騰の要因分析については速やかに状況把握に着手するとともに、価格表示の実態に関する調査についても予算成立後速やかに実施し、今後の議論に反映させていただきたいと思います。

価格高騰に係る調査、要因分析及び価格表示の実態に関する調査の結果等を踏まえ、検討会における議論を深めていくとともに、国に対して地域特性に応じた支援制度の創設を要望するなど、県内ガソリン価格適正化に向けた対策の検討を進めてまいります。

最後に、酒米の安定した需給体制の構築についてのお尋ねです。

議員御指摘のとおり、酒米については、価格高騰や供給量不足が懸念される状況と認識しております。これは、日本酒の国内消費の大幅な減少と主食用米の価格高騰に伴う酒米から食用米への作付変更、酒米価格の大幅な高騰による酒蔵の購入控えなどが要因として考えられます。

このため、まずは緊急的な対応として、酒米の価格高騰に影響されず、酒蔵が安心して酒米を購入できる環境を整えることにより、酒米の作付の維持につなげるための事業を補正予算案に計上させていただきました。今後は、酒米の安定需給体制を確立するため、酒造団体、農業関係団体などと連携して検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には米価の適正化と安定化のための中長期的な対策の必要性について御質問をいただきました。

今回の米価高騰と品薄感の要因として、国の需給見通しの基となる統計上の問題や複雑な流通構造などが指摘されており、適正価格での安定供給に向けては、中長期的な視点で対策が講じられていく必要があると考えております。

国では、統計手法を見直す方針を示すとともに、関連法を改正し、適正な価格形成のための

新たな仕組みづくりに着手しております。県としまして、新たに長野県産米確保・流通等検討会議（仮称）を設置し、生産、流通、消費など米に関わる様々な方と実態や課題を共有するとともに、将来を見据えた解決策などを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には物価高騰・米国関税措置支援パッケージにおける産業関係支援策について、迅速な対応への私の意気込みと決意という御質問を頂戴いたしました。

米国の関税措置は、本県の製造業をはじめ、多くの産業に多大な影響を及ぼすことが懸念されております。また、様々な観点から、産業、経済の大きな変革期でもあります。経済環境がなかなか先行きが見通しづらい状況になっている中で、今般、物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0ということで取りまとめを行わせていただきました。

このパッケージは、経済団体の皆様方から成る米国関税に係る長野県連絡協議会での意見交換や、中小企業を対象にした調査結果を踏まえた上で策定させていただきました。したがって、現時点で必要な施策、取組について盛り込ませていただいたところと考えております。

御質問にもありましたように、今回の6月補正でも必要な関係予算を計上させていただいておりますので、御議決をいただくことを強く期待しておりますし、予算の御議決をいただいた上で、私としてもその執行に全力で当たらせていただきたいというふうに思っています。

まずは、中小企業の皆様方を中心として、現下の経済環境の大きな変化を乗り越えていただけるよう支援を行っていききたいというふうに思いますし、また、中長期的な観点からも、経営基盤の強化や構造転換を後押ししていききたいと思っています。こうしたことを通じて、本県産業の持続的な発展のため、全力を尽くしていききたいと考えております。

以上です。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）県土のグランドデザイン策定の進捗状況について御質問をいただきました。

県では、人口減少が進む中にあっても安全・安心で快適に暮らせる持続可能な生活圏の形成を目指し、信州未来共創戦略の取組の一つである県土のグランドデザインの策定に向けて、今年度、専任スタッフを配置したところでございます。

このグランドデザインは、医療、交通、教育など様々な分野を視野に入れ、長期的かつ広域的な視点で県土の将来像を描こうとするものです。現在は、グランドデザインの内容や策定方法について、関係する部局と横断的に議論を進めるとともに、県の現状と未来予測をデータで可視化するために、分野ごとのデータの収集に着手したところであります。

今後は、収集したデータを基に、現状と未来予測との比較から将来の課題を可視化できるよう、引き続き関係部局と連携して取り組んでまいります。

以上です。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察には岡谷ジャンクション付近における交通事故防止対策について御質問をいただきました。

現在行われている岡谷ジャンクション付近の長野道リニューアル工事は、2029年まで長期にわたって続くものと承知しております。

他方、高速道路は、人や物の移動時間の短縮といった交通機能の向上のほか、沿線地域の工業、観光等の諸産業の活性化をもたらすなど、地域の生活を支える大きな役割を担っているものと認識しております。

御質問にありました交通事故の発生状況ですが、去年は、交通事故の発生から24時間経過し、30日以内に亡くなった交通死亡事故が1件発生しており、本年は、工事が開始された5月12日から6月11日までの1か月の間で、1件の重傷事故を含めまして3件の人身交通事故が発生しているところです。

県警察といたしましては、当該地域の高速道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、交通事故の特徴等を的確に分析しながら、事故防止に向けた効果的な交通規制を実施するとともに、追突事故の要因となる携帯電話使用や車間距離不保持などの交通違反に対する啓発及び取締り、渋滞箇所におけるパトカーの警戒活動等を強化してまいります。

また、道路管理者であるNEXCO中日本に対しては必要な要請や助言を行うなど、万全な連携を図りながら、より一層の交通事故防止対策に取り組んでまいります。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君）私には県土のグランドデザイン策定に向けた意気込みについて御質問をいただきました。

県土のグランドデザインは、人口減少が進む中で、上下水道や道路などのインフラに加え、医療や福祉、子育て支援、産業など生活に必要なサービス全ての維持が難しくなるという状況にどう対応し、健康で豊かな暮らしを支えていくのか。都市部だけでなく、全県的に描いていく重要な取組であると考えております。

こうした状況に的確に向き合うためには、希望的観測ではなく、データに基づいて現状と将来をできる限り正確に把握し、危機感を適正に評価することが大切であると考えております。このため、客観的に地域課題を可視化し、共有することをまず議論の出発点としたいと考えております。

また、持続可能でより豊かな地域社会を実現するためには、縮小方向の対応だけでなく、自動運転やＡＩ、ＤＸなど先進技術の活用による新しい暮らし方を前向きに描いていく視点も大切にしたいと考えているところであります。

グランドデザインは、関係者や県民の皆様と課題や可能性を共有し、将来の姿を描いていくプロセスであることから、市町村や関係団体、地域の皆様と丁寧に対話を重ね、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）それぞれ御答弁ありがとうございました。

経済対策につきましては、まずは緊急の対応として、すぐに計上すべきものを今回計上されたということで、今後の状況を見てさらにバージョンアップすることをお願いしたいと思えます。

また、県警や新田副知事には意欲的に取り組んでいただけるということで、前向きによりしくお願いしたいと思います。

続きまして、南海トラフ地震の被害想定変更への対応につきましてお聞きしてまいります。

3月31日に南海トラフ巨大地震の被害想定が見直されました。長野県でも、震度6強の地点が追加されまして、諏訪地域につきましては液状化の被害がとても心配されるところでございます。県への影響等はどのように変わり、その備えはどう考えるべきでしょうか。

さらに、中部横断道などで直接つながっている、隣接する山梨、静岡等は、最近交流も行き来も増えまして、非常に活発になってきております。もっと広域的に防災を考えるべきではないでしょうか。隣接県と連携し、国の関係施設の誘致も考え、総合的に備えていっていただきたいと思えます。

そこでお聞きしてまいります。

まず、南海トラフ地震の想定が3月に見直されましたが、特に大きな被害が見込まれる南信地域を中心とした県内の被害想定や地震に備えた対応などはどのように考えているか、渡邊危機管理部長にお聞きします。

続いて、広域連携を考えますと、大きな被害が想定されている静岡、愛知など東南海地域に対する支援想定をすべきと考えますが、隣接県が被災した場合に対する当県の支援についてどのように検討しているか、渡邊危機管理部長に伺います。

大規模な広域災害が起きた場合には、本来市町村が寄り添う自治体として災害時に活躍するわけですが、その市町村の庁舎さえも被災してしまいますと、非常に困難な状況となると考えます。そのような場合に、そんな弱点を補完するには、国や県の連携が調整能力として不可欠

になってまいります。

このことから、続いて質問してまいります。

政府は、2026年度に防災庁の創設を目指すとしております。県内へ防災庁の地方拠点の誘致を検討すべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

最後の質問に参ります。ジャパンアルプス冬季オリンピックの検討についてお聞きします。

県のグランドデザインを検討していくに当たりましては、その実現の財源を当然考えなければいけないと思います。冬季オリンピックの効果を検討すべきときではないでしょうか。東京一極集中の是正や地方でしかできない振興策、また、交通体系の見直しなど、冬季オリンピックの効果は計り知れないものがあると考えます。

オリンピックの冬季大会は、1998年に長野大会が開催され、非常に多くの実績と感動を残しました。第18回長野大会は、1998年2月7日から22日、日本は、金5個、銀1個、銅4個という大活躍で、スピードスケートの清水宏保選手、岡崎朋美選手、また、ジャンプの船木選手、原田選手など多くのヒーローが生まれ、感動を残しております。

それに加えて、インフラ整備として、新幹線、当時は長野新幹線ということで、格段のスピードで設置されたわけでございます。また、各開催地を結ぶ道路網は大きく進みました。

今後の冬季オリンピックの開催予定を見ますと、2026年第25回がミラノ・コルティナ、2030年第26回がフランス・アルプス地域、その後、ソルトレイクシティが第27回ということで、2034年の開催予定でございます。

2038年になりますけれども、28回大会を長野県で、ジャパンアルプス大会というような考え方で検討することはできないでしょうか。日本アルプス地域は、サイクリングロードでもつながりまして、白馬から松本、木曽、諏訪、南信地域へと大きく広がっております。大きな感動と効果をこの地域にもたらすために検討する価値があると考えます。

また、諏訪地域では、現在、スケート競技施設の存続が危ぶまれております。高校生のスケート部の皆さんの署名活動など、何とか練習場所の確保ができないものか、運動が続いているところでございます。国スポの冬季大会施設への補助が考えられておりますが、その先に国際大会の開催やオリンピック競技などの未来がありましたら、若者たちには大きな大きな夢になると思います。長野に住む若者が増えるということも考えられます。

県のグランドデザインの実現への財源として国の支援協力を求めるためにも、ここでも冬季オリンピックの検討をしていく必要があると考えます。長野オリンピックの経験と関係施設の有効活用や県土の均衡ある全体的な発展を目指して、県全体や、近隣県も合わせて広域的に日本アルプスを中心としたジャパンアルプスオリンピックを検討する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

そこでお聞きしてまいります。

高橋観光スポーツ部長にお聞きします。スケート競技施設の維持管理が各地で困難になってきていますが、冬季競技施設への支援や観光振興を進める面から、長野オリンピックの意義や効果、実績を県としてどのように評価しておりますか。

次に、長野オリンピックの経験を踏まえつつ、県内の既存施設の有効活用やオリンピック開催の効果を期待してジャパンアルプス冬季オリンピックの開催を検討する必要があると考えますが、いかがでしょうか。高橋観光スポーツ部長に伺います。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には南海トラフ地震への対応ということで2点質問を頂戴いたしております。

第1点目が、県内への影響と備えについてでございます。

今回の南海トラフ地震被害想定の見直しに伴い、県内では、想定震度が8町村で小さく、4市町村で大きくなりました。特に、塩尻市と王滝村では、想定震度が5強から6弱に上昇したところでございます。これにより、両市村は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定される見込みであり、南海トラフ地震防災対策推進計画の策定に努めることとされていることから、県としては計画策定の支援を行ってまいりたいと考えております。

また、能登半島地震において顕在化した情報や物資の孤立、避難所の運営や生活環境、ライフラインの断絶などの課題を踏まえ昨年度策定いたしました地震防災対策強化アクションプランにおいて、情報孤立対策として地域振興局への衛星型インターネット機器、具体的な商品名ではスターリンクと申すそうですが、その配備や、組立て式の災害用トイレの備蓄など、地震対応全般にわたる取組を既に進めているところでございます。

市町村や事業者のほか、県民の皆様と共にアクションプランに基づく取組を推進することにより、南海トラフ地震のみならず、本県地震対策全般の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

2点目の隣接県への支援についてでございますが、南海トラフ地震に対しましては、国が定めた南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランにおいて、太平洋沿岸の大きな被害が見込まれる県を東北地方や日本海側の道県が支援する仕組みが示されております。本県は、県南部を中心に大きな被害が想定されることから、アクションプランでは、被害確認後応援県として、県内の被災状況の確認と災害対応の後、他県の支援を行うこととされております。

具体的には、まず、市町村の相互応援協定に基づき、県内北部または中部の市町村が広域単位で支援を行い、その後、他県を応援することとなります。他県への支援につきましては、昨

年発生した能登半島地震と同様、長野県合同災害支援チーム、通称「チームながの」と言いますが、県と市町村が協力して支援を行います。

南海トラフ地震だけでなく、災害に伴い広域で大きな被害があった場合には、本県の災害対応の状況を踏まえながら、少しでも隣接県の負担が軽減されるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には防災庁の地方拠点の誘致について御質問をいただきました。

過日閣議決定されました骨太の方針におきましても、防災庁の設置とともに、地方の防災拠点についても検討を進めるということになっております。

本県は、全国規模の大規模災害のリスクが低く、本庁のリスク分散が可能な点や、関東圏、中部圏、北陸圏と多方面へのアクセスがよく、各地域のハブとして機能する点など、地方拠点の設置場所として優位性があるというふうに考えております。県としては、これまでも、国に対して、防災庁の地方拠点を長野県に設置するよう要望するとともに、こうした利点をアピールしてきたところでございます。引き続き国の動きに後れを取ることのないよう対応してまいります。

以上です。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には冬季オリンピックに関して二つ御質問をいただきました。

まず、長野オリンピックの効果や実績についてのお尋ねであります。

1998年の長野冬季オリンピック・パラリンピックは、開催から四半世紀以上が経過いたしました。今なお県民の心の中にあのときの感動が刻まれており、県政の歴史においても重要な意義を持つ一大事業であったと認識しております。

オリンピックを契機に整備された競技施設は、現在、ナショナルトレーニングセンターに指定されるなど有効に活用され、国際大会や全国大会も開催されております。さらに、冬季競技で世界を目指す本県の選手たちにとって、長野オリンピックは今なお受け継がれ、大きな支えとなっております。

また、オリンピックの開催に合わせて新幹線の整備や道路網の強化など広域的なインフラ整備が進み、県内外の交流人口が拡大するなど、観光面において大きな波及効果をもたらすとともに、世界における長野の知名度の向上にも大きく貢献したものと認識しておりまして、長野オリンピックのレガシーは、大会終了後も、冬季スポーツの振興、観光振興において重要な役

割を果たしているものと考えております。

次に、ジャパンアルプスオリンピックということで、広域でのオリンピックの開催を検討してはどうかというお尋ねであります。

近年、ＩＯＣ（国際オリンピック委員会）は、オリンピックの開催につきまして持続可能な大会の理念を掲げており、既存施設の活用や開催都市の分散・共同開催を推進していると承知しておりまして、2030年冬の大会招致を目指していた札幌市でも広域開催を検討していたところであります。

このように、広域で大会を開催していくという考え方は、持続可能性の観点から重要なことだと考えますが、県をまたぐ広域での開催、既存施設を再活用していくとしても、オリンピックの開催に当たっては、施設改修費用や人材の確保など様々な費用負担が必要となります。

さらに、オリンピックという世界的なイベントの開催に当たっては、国民の支持、受入れ自治体や経済界の理解や協力が何よりも不可欠でありまして、長野オリンピックのときがそうであったように、県内各層各界からの機運の大きな盛り上がりが必要だと考えております。

また、冬季オリンピックの開催に向けて長年にわたり活動を行ってきた札幌市が、諸般の事情から招致活動を停止していることも踏まえつつ、今後開催される冬季オリンピックの動向についても注視してまいりたいと考えております。

なお、スポーツを通じた元気な長野県づくりを目指して、現在、本県では、3年後に開催予定の信州やまなみ国スポ・全障スポの準備を進めておりまして、まずは両大会の成功に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）それぞれ御答弁ありがとうございました。

知事におかれましては、諏訪地域へメッセ、民生委員児童委員大会でお越しの際には、ぜひ諏訪湖を身近に見ていただきまして、この地域の住民が県と協力して活性化に取り組む姿をしっかりと見ていただきたいと思います。

新田副知事につきましては、また、スワコエイトピークスミドルトライアスロン大会に出席いただけるということで、ぜひスポーツからの地域振興を身近に感じていただければありがたいと考えます。国交省出身ということで大変頼りになる副知事だというふうに期待しておりますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

今回お聞きしましたグランドデザインや冬季オリンピックにつきましては、これからの部分が多く、十分に検討いただきまして、一步でも前に前向きに進んでいければいいかなということで、その進み状況も踏まえまして、11月定例会や来年度予算編成に向けて再度お聞きしてい

きたいと考えておりますので、どうかどうかよろしくお願いして、私の一切の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、竹内正美議員。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）自由民主党県議団の竹内正美でございます。

最初に、太陽光パネルの適正な処理とリサイクル推進について質問します。

近年、再生可能エネルギーの中核を担う存在として、太陽光発電の導入が全国で急速に進んでいます。しかし、その一方で、森林伐採や土砂災害を引き起こすような不適切な設置事例や、景観、安全性を無視した設備、そして、廃棄処理の不備など多くの課題も顕在化しています。特に、今後、2030年代以降は、年間最大50万トンにも上る太陽光パネルの廃棄が発生すると予測されており、その適切な回収・リサイクル体制の構築は喫緊の課題です。

こうした状況を踏まえ、昨年4月に施行された改正再エネ特措法では、森林法や農地法違反など不適切な発電事業に対し交付金の一時停止措置が可能となり、既に全国で適用が始まっております。さらに、太陽光パネルのリサイクル法案も準備が進んでおり、再資源化、処分業者の登録制度創設や費用負担の仕組み整備が検討されています。

太陽光発電を地域と共生する形で進めていくためには、設置段階から撤去、処分までを見据えた責任ある導入と廃棄が不可欠です。そして、今、私たちが問われているのは、再生可能エネルギーの拡大とともに発生する新たな環境負荷にどう向き合うかという姿勢そのものです。例えば、太陽光パネルの重量の約6割をガラスが占める中、ガラスの資源循環が進むよう、安価な埋立処分ではなく、再資源化を行っていくインセンティブが必要ではないかと考えます。

また、現在のシリコンパネルに比べて、ペロブスカイト太陽電池は、その重量も10分の1以下であり、今後、ペロブスカイトの普及に向けて、技術開発、量産化、市場創出につながるよう、国と県が連携して取り組んでいってほしいとも考えます。

そこで、3点、環境部長に質問します。

今後大量廃棄が見込まれる太陽光パネルの適正な処理・リサイクル体制の整備に向けて、長野県としてどのように取り組んでいくのか。特に、放置パネルや不法投棄の防止、回収・再資源化体制の構築、地域での処理基盤の整備について県の方針を伺います。

新たなリサイクル制度の導入を見据え、県内の太陽光パネル製造・解体・処分事業者の登録や育成、循環型ビジネス創出に向けた支援策を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

ペロブスカイト太陽電池など新たな軽量、高効率の技術が登場していますが、こうした新技術の普及に長野県が積極的に取り組むべきではないかと考えます。県の戦略について伺います。

次に、公立学校施設における体育館等への空調整備について質問します。

学校の体育館は、子供たちが日常的に学び、活動する場であるとともに、災害時には地域の避難所として重要な役割を果たします。そのため、避難所としての機能を強化し、耐災害性を高める観点からも、体育館などへの空調設備の整備が強く求められています。しかし、現状では、全国の学校体育館の空調設置率はおよそ2割にとどまっています。

こうした中、国において空調設備整備臨時特例交付金が創設され、地方債の充当も可能となったことで、地方自治体の実質的な負担は25%に低減される見込みです。さらに、令和7年度からは、体育館の空調に関わる光熱費についても普通交付税措置が講じられることとなり、整備後の運用面においても支援が拡充されることになります。

既に令和6年度補正予算には779億円が計上され、国としてもスピード感を持って整備を後押ししています。子供たちの健康を守り、地域住民の命を守るインフラ整備として、本県においても迅速かつ積極的な対応が強く望まれます。

そこで、2点、教育長に質問します。

令和7年度中の整備実施に向けた支援事業については、今年2月に募集が開始され、4月には内定が出ていると聞きます。現時点で県内各市町村の教育委員会における対応状況について伺います。

県立学校の体育館における空調整備も極めて重要と考えますが、こちらの整備状況及び今後の見通しについて教育委員会の対応方針を伺います。

次に、若年層の市販薬オーバードーズ問題への対策強化について質問します。

私は、長野県薬物乱用防止指導員として、企業や学校、街頭などで活動を行ってきました。そのような活動を通して、近年、特に10代の若者を中心に、風邪薬や鎮痛薬などの市販薬を過剰に摂取し、一時的な精神的苦痛の緩和を図るオーバードーズの問題が県内でも深刻化していると感じています。

最新の調査によれば、高校生のおよそ60人に1人が過去1年以内に市販薬の乱用経験があるという衝撃的な結果も出ています。また、市販薬を入手する手段として、ドラッグストアが76.9%と最も多く、友人や家族からの提供も少なくありません。特に、若者の中には、孤独な自己治療や依存症の入り口として薬に頼る傾向が見られ、背景には、家庭や学校での居場所のなさや生きづらさ、将来への不安といった深刻な社会的要因があることも報告されています。

例えば、ある中学3年生の女子は、引退試合の前に、パワーが出るからとエナジードリンクを飲んだ経験を入り口に、受験勉強の前に必ず飲むようになり、受験のストレスが重なる中、1本が2本になり、さらには何本飲んでも効果が感じられなくなってしまいます。そこで、ネットで調べた情報から風邪薬が同じ成分であると知り、飲み始め、あっという間に量が増えて、大量購入するようになりました。やがて、頭の中は一日中薬のことで支配され、受験勉強

も手がつかず、学校に行くこともつらくなっていきました。飲めばほんの少しすっきりする気がする。でも、薬が切れると猛烈な不安感に襲われ、それが怖くてさらに飲み続ける。これがオーバードーズの負のスパイラルです。

このような状況に対し、厚生労働省は、学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したOTC濫用防止対策事業において、小中高の段階に応じた薬物教育や、薬剤師による啓発教材の提供、保護者や地域との連携強化を進めています。

そこで、3点質問します。

県内小中高における薬物乱用防止教育の実施状況と、学校薬剤師をはじめ関係機関との連携体制をどのように強化していくのか、お考えを教育長に伺います。

県内の薬局やドラッグストアで、若年層による乱用リスクの高い鎮痛薬、せき止め、医薬品の販売管理や声がけの実態について把握していますか。また、県として販売店への注意喚起、ガイドライン策定などの対策を講じる考えはありますか。健康福祉部長に伺います。

日々の生活を送る上で、悩みや不安、葛藤を抱えるなど生きづらさを抱えながら過ごしている若年層が多くなっており、その生きづらさを乗り越える一つ的手段としてオーバードーズを行ってしまうケースが多いと言われています。この若年層が抱える生きづらさ等に対して、福祉、医療、教育、警察等の関係機関と連携した支援ネットワークをどのように構築、強化していくのか、知事に御所見を伺います。

次に、デジタルの力でつくる全ての人に優しい福祉と子育て環境について質問します。

近年、子育てや福祉を取り巻く社会課題は複雑化しており、特に、母親をはじめとする家庭の現場では、煩雑な手続や情報の分断が日常の大きな負担となっています。出産、育児、障がい、医療、就労といったライフイベントごとにそれぞれ異なる申請書類を準備し、窓口を往来するなど、こうした制度の壁にもっと優しい行政が必要です。

そこで注目されるのが、マイナンバーカードを活用したデジタル連携です。

現在、マイナポータルを通じて、児童手当、保育園の申込み、奨学金や福祉制度の利用において、住民票や課税証明書、障害者手帳などが省略可能となってきました。また、現在、マイナ保険証を活用することで、難病や障がいのある方への公費負担医療、さらには、子供医療費助成など、自治体が実施している医療費助成制度の受給資格を医療機関等でオンライン確認ができる仕組みが国により整備されつつあります。

この仕組みが本格運用されれば、対象となる方が受給者証を持参する必要がなくなり、医療機関窓口での確認や手続が大幅に簡素化されるなど、利用者、医療機関相互にとって大きな利便性向上が期待されます。このような仕組みを最大限に生かし、子育て世代や障がいのある方、御高齢の方にとって分かりやすく簡単で負担の少ない福祉の形をつくっていくことが求められ

ています。

そこで、関連して3点質問します。

長野県として、市町村の子育てや福祉関連をはじめとした行政手続のオンライン化が進むよう、市町村との連携をどのように図っているのか、取組状況を伺います。

マイナンバーカードの利活用が進む一方で、高齢者や障がいのある方、子育てで忙しい家庭など、申請などに不安を感じる方へのサポートは欠かせないと考えます。市町村窓口や地域包括支援センター、福祉施設等と連携し、申請・登録に不安のある方への丁寧な支援体制が必要と考えますが、現時点での県の支援方針と今後の強化策について伺います。以上の2点を企画振興部長に質問します。

県が所管する公費負担医療制度の対象者情報について、オンライン資格確認の仕組みへの対応を進めるとともに、県内市町村に対しても積極的な情報提供と支援を行い、県全体で利用者に優しい医療提供体制の構築を目指すべきと考えますが、健康福祉部長に御所見を伺います。

最後に、県立歴史館及び県史編さんについて質問します。

千曲市にある県立歴史館は、開館から30年以上が経過しました。これまで、同館は、考古資料や古文書、行政文書などの貴重な文献資料を収集、整理、保存、調査、研究し、展示や閲覧、学習機会の提供を通じて、県民の教養向上や文化への理解促進に大きく寄与してきました。定期的に企画展を開催するなど、県民が文化財に触れる機会を創出することにも努めてきたと認識しています。

そこで、まず1点質問します。

展示の運営について、現在どのような職員体制で臨んでいるのか。また、来場者からはどのような反応があるのか。施設運営の現状を伺います。さらに、運営の中で見えてきた課題があれば、併せて県民文化部長に伺います。

現在、戦後現代史を中心とした新たな長野県史の編さん準備が進められております。本年3月には、有識者懇談会により新しい長野県史編さん大綱が策定され、県の歴史と文化に関する資料の収集、整理、保存が進められています。

このような取組は、県民のアイデンティティーの確立や地域の活性化に資する重要な事業であると認識しております。新しい長野県史編さん大綱では、来年度から10年間で編さんを行うと掲げていますが、期間内の刊行に向けて、現在の取組状況と今後の見込みについて、こちらも県民文化部長に伺います。

県立歴史館は、開館からの経年により施設の老朽化が進んでおり、空調設備や照明設備、展示ケースなどの更新が喫緊の課題となっています。また、収蔵スペースの不足や来館者数の減少といった課題も顕在化しており、今後の在り方について抜本的な検討が必要とされる時期に

来ていると考えます。

一方で、2026年度には長野県発足150周年を迎えるという大きな節目を控えております。この機会にこそ、長野県の歴史を改めて県民の皆様と共に振り返り、未来へと継承していく意義を広く共有すべきと考えます。

こうした中で、県立歴史館を、単なる展示施設としてではなく、子供の好奇心をかき立てるような体験型の空間として再構築する必要があるのではないのでしょうか。全国有数の入場者数を誇り異彩を放つ金沢21世紀美術館は、2004年に開館して以来、初代館長が重視したのは子供とのことです。私は、以前に県立歴史館の笹本特別館長に今後の夢をお聞きしたことがあります。笹本特別館長の夢も、やはり子供を重視し、子供の好奇心をかき立てるような施設にしたいとのことでした。そのためには、まずは新たな県立歴史館の在り方を議論する検討委員会を立ち上げることを強く要望いたします。

そこで、最後の質問です。

歴史的な遺産を確実に後世に残し、かつ子供たちの学びや興味を引き出す意義ある施設とするため、県立歴史館の建て替えを含め、今後の方向性についての見解を知事に伺います。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君） 3点にわたり御質問を頂戴しました。

まず、太陽光パネルの適正な処理・リサイクル体制の整備についてでございます。

太陽光パネルの放置や不法投棄については、本県では長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例におきまして、設備の適正な廃棄などを記載しました維持管理計画の作成・公表を発電事業者が義務づけているほか、県職員による廃棄物監視や、県が委嘱しました約100名の不法投棄監視連絡員による日常的なパトロールによりその防止を図っているところでございます。今後も、こうした取組をしっかりと推進してまいり所存でございます。

また、太陽光パネルのリサイクルにつきましましては、議員が言及されておりましたとおり国で現在検討が進んでおりまして、パネルの大量廃棄を見据えまして、そのリサイクルを推進するため、昨年9月に環境省と経済産業省が合同で有識者会議を設置し、リサイクル制度の在り方について検討が行われ、本年3月に報告書が取りまとめられたところでございます。

この報告書では、太陽光パネルのリサイクル体制の構築や高度化を推進するため、広域的に太陽光パネルを引き取り、一定水準以上のリサイクルが可能な再資源化事業者を国が認定する制度の創設のほか、関係事業者が、太陽光パネルの型式、含有物質の情報、解体、運搬、リサイクルの一連の処理状況等を登録することにより適正処理を担保する仕組みの構築などが提言されております。

現在、国では、この提言を踏まえて、関連法の早期制定に向けた検討が進められているとこ

ろでございます。県としましては、今後、国が実施しますリサイクル体制の構築や処理基盤の整備に連携協力してまいりたいと考えているところでございます。

次に、県内の太陽光パネルの関連事業者への支援についてでございます。

本年6月現在、太陽光パネルの専用リサイクル施設を有する産業廃棄物処理事業者は県内に2社あるところでございまして、今後、将来的なパネルの大量廃棄を見据え、この処理を行う事業者が増加していくことが想定されます。

環境省では、太陽光パネルの処理において、破碎して単純に埋立処分を行うのではなく、一定水準のリサイクルを推進していくため、民間事業者の専用リサイクル施設の導入に対して補助を行っております。

県としましては、国の補助事業や、ガラスやシリコン等のパネル素材の質の高いリサイクル技術、国で検討が進んでおります新たなリサイクル制度に関する情報等について、県の関係部局や関連団体とも連携しまして、事業者に対して情報提供を行っていくほか、産業廃棄物処理事業者を対象にした太陽光パネルの処理技術に関する研修会の実施などの支援を行ってまいりたいと考えております。

3点目でございますが、ペロブスカイト太陽電池など新技術の普及に向けた県の戦略についてでございます。

ペロブスカイト太陽電池は、屋根の荷重不足や形状の不適合等により従来型の太陽電池の設置が困難な施設に設置できる可能性があることから、今後の再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で大変重要であると認識しております。

現在、国では、昨年11月に策定されました次世代型太陽電池戦略に基づき、生産体制整備や需要創出、量産技術の確立を三位一体で進めるべく検討が進められておりまして、県としましてはその動向を注視しているところでございます。

また、本県では、ペロブスカイト太陽電池を県内に普及させるためのリーディングケースとするため、この太陽電池を来年度以降に県有施設等に導入すべく、今年度、調査検討、設計を行っていく予定でございます。あわせて、ペロブスカイト太陽電池の普及はもとより、ペロブスカイトと結晶シリコン、ペロブスカイトと銅を主要な原料としますカルコパイライトなど異なる種類の太陽電池を重ね合わせて発電効率を向上させますタンデム型太陽電池など、国内外の新技術についての情報収集に努め、再生可能エネルギーの県内へのさらなる普及を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、空調設備整備臨時特例交付金の市町村の対応状況についてでございます。

公立小中学校の施設整備については、設置者である市町村教育委員会の整備計画に基づき進められており、幾つかの市町村では、体育館への空調設備の設置について検討されていると承知しております。

令和7年5月1日現在、県内公立小中学校の体育館、武道館への空調設備の設置率は4.4%となっております。さらに、空調設備整備臨時特例交付金の活用を予定している市町村は、令和7年度は1市1町4校、令和8年度は1市2町2村14校で体育館等への空調設備の整備が予定されていると承知しております。

なお、令和7年度申請分については、6月2日付で国から交付決定がされております。当該交付金の活用により、避難所に指定されている学校は、より有利な条件で空調整備が可能であることから、県教育委員会といたしましては、引き続き研修会等の様々な機会を捉え、本交付金の制度を周知するとともに、積極的な検討を働きかけてまいります。

続きまして、県立学校の体育館における空調の整備状況についてでございます。

現在、県立学校において体育館の空調設備を整備している学校は2校あり、改築を進めている松本養護学校及び若槻養護学校において体育館への空調設備の整備を予定しているところでございます。また、高等学校の再編統合高校の中で、改築を予定している小諸新校など5校の体育館において、外気温の影響を少なくするための断熱化の計画が具体化しております。

今後の見通しとして、他の県立学校の体育館への空調設備の整備については、構造や面積等が異なる3校をモデルとして、冷暖房効率や費用対効果などの観点から、空調設備の設置方法及び断熱改修の方法を比較検証する調査に近日中に着手いたします。その調査結果を踏まえ、室温変化への配慮が必要な児童生徒等が在籍する特別支援学校については全校への施工方法等を順次検討し、高等学校については、今後の再編等の動向を見据えながら優先順位を決めて適切な整備を検討してまいります。

続きまして、県内小中学校における薬物乱用防止教育の実施状況についてでございます。

現在、全ての小中高等学校において、学習指導要領に基づき、体育科及び保健体育科を中心に薬物乱用防止に関する学習が行われています。さらに、児童生徒が薬物乱用の危険性、有害性の理解を深めるため、専門的な知識を有している学校薬剤師等の外部講師による薬物乱用防止教室を開催しておりまして、その開始状況は、令和5年度、小学校では67%、中学校で81%、高等学校で89%となっており、中学校、高等学校での実施率が高くなっております。

中高生は、薬物乱用のリスクにさらされやすい時期であると同時に、教育によってそのリスクを大きく減らすことができる年齢層であることから、さらなる学びの充実に向けて、学校のみならず、警察、学校医、学校薬剤師など幅広い専門家との連携協力が重要であると認識して

おりまして、これまでも、健康福祉部が設置している薬物乱用防止対策推進協議会において関係団体との連携を図ってきているところでございますが、今後も情報の共有や講師の派遣協力などを積極的に進め、児童生徒の薬物に対する理解が深められるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には2点お尋ねがございました。

初めに、市販薬の薬局等への指導の状況と今後の対策についてでございます。

乱用等のおそれのある医薬品の取扱いについては、国が指定する成分を含む医薬品の販売時に、薬剤師または登録販売者が購入者の氏名及び年齢、ほかの薬局等からの購入状況などを確認して、適正な使用のために必要と認められる量に限り販売することと定められております。これらの医薬品の販売管理については、薬局やドラッグストアに対して保健所が薬事監視員による立入検査を実施し、適正に行われているか監視指導しているところであります。昨年度1年間に立入検査を約1,500件実施し、購入者に対する確認事項の不備や販売に係る業務作業書の未整備など、約50件の不適切な販売が確認された事案に対し、指導及び改善状況の確認を行っております。また、国が作成したオーバードーズ防止のための薬剤師等の対応マニュアルについて、立入検査時や薬剤師会を通じた薬局等への周知及び注意喚起に努めているところであります。

県といたしましては、引き続き薬局等への指導、注意喚起、マニュアルの周知等を継続するとともに、議員にも御活動いただいている薬物乱用防止指導員等の関係者の皆様と協力して市販薬の乱用防止に努めてまいります。

次に、公費負担医療制度でのオンライン資格確認の活用促進についてでございます。

障害者総合支援法や難病法などに基づく県所管の公費負担医療につきましては、今年度から順次オンライン資格確認を可能とするようシステム改修等を進めております。また、子供医療費に係る地方単独の公費負担など市町村が所管する制度につきましても、昨年度までに先行して9市町村がシステム改修を実施し、今年度さらに16市町村が対応することとしております。引き続き国の補助制度や他市町村の対応状況について情報提供を行い、全ての市町村でオンライン資格確認の環境が早期に整うよう支援してまいります。

なお、受診時のオンライン資格確認に必要な医療機関におけるシステム対応についても国庫補助が用意されておりますので、医療機関に対する情報提供を積極的に行い、県民の皆様がオンライン資格確認のメリットを十分に享受できる体制の整備に努めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、若年層が抱える生きづらさ等に対して関係機関と連携した支援ネットワークをどう構築、強化していくのかという御質問でございます。

若者の生きづらさの要因は、家庭、学校、職場での人間関係等の問題や、健康面、経済面の事情など多岐にわたっております。ひきこもり、ニート、社会的な孤立、希死念慮など様々な困難さを抱える若者が増加しているというふうに考えています。生きづらさの要因の複雑化や支援ニーズの多様化、長期化によりまして、福祉、医療、教育等、関係者の連携による支援の重要性が高まっているというふうに考えております。

こうした中、数多くある支援機関それぞれが、他の支援者を含めた専門性の高い研修や共同での事例検討を行うなど、関係づくりを進めてきているところでございます。特に、県内4圏域ごとに設置しているニート、ひきこもり等を支援する子ども・若者サポートネットにおきましては、相談支援や居場所の提供を行うほか、ここがハブとなって幅広い分野の支援団体によるネットワークづくりを進めてきたところであります。

今後とも、各機関同士の連携を一層強化していくことが必要だと考えております。このため、今年度からは、子ども・若者サポートネットを拡充し、相談件数が多い中信、北信地域に子ども・若者総合相談センターを設置し、相談員の増員やオンライン相談の実施など相談支援体制の強化を図ったところでございます。

今後は、専門外の相談があった場合に専門的な相談先にスムーズにつなげるための体制づくりや、若者向けのSNS発信などの取組を一層強化しながら、県全体での支援ネットワークづくりを進めていきたいと考えております。

続きまして、県立歴史館の今後の方向性についてという御質問をいただきました。

長野県立歴史館は、信州の歴史を原始から現代まで学べる施設として展示を行っているほか、考古資料や文献史料などの収集、保存、研究を行い、県民の皆様方の歴史理解の向上と文化振興を支援する役割を担っております。

平成6年の開館以来、延べ約300万人の方に御来館いただいております。県下各地の小中学校からも、毎年数多くの児童生徒に学びに訪れていただき、南信地域の小学校や公民館を中心にお出かけ歴史館も実施させていただいており、歴史学習にも大きく寄与していると考えております。

開館から30年が経過し、施設設備の老朽化に加えまして、貴重な歴史資料収集スペースの逼迫が顕著になっていること、常設展示スペースは体験を重視した復元展示が主体となっているため、入替えが困難な構造で、これまで抜本的な展示物のリニューアルが行われていないなどの課題があり、昨年度から歴史館の機能充実について検討を行ってきているところでございます。

令和8年には長野県150周年を迎えることや、新たな長野県史の編さんに着手することなど、今後、長野県の歴史を見直す時期になってまいります。また、本年3月に策定した長野県DXアクションプランに基づく県立歴史館のDX化などの新たな課題も生じております。

こうしたことから、将来に向けた歴史館の在り方について検討が必要であると考えておりまして、県史編さんによる増加分を見込んだ歴史資料の必要収蔵量や施設設備の老朽化の実態など、歴史館の在り方検討の基礎となる事項について今年度から順次調査を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には2点、行政のオンライン化とマイナンバーカードに関して御質問をいただきました。

行政手続のオンライン化は、住民の皆様の利便性向上や行政の効率化に寄与するものであり、特に、住民に身近な手続である市町村の子育て・福祉関連手続においても重要な取組であると認識しております。今年3月に策定した長野県DXアクションプランにおいても、「市町村行政事務DXの促進」として、市町村の住民窓口のスマート化を掲げているところです。

県では、これまで、県内全ての市町村と共に参加する協議会を活用して、オンラインで住民へ各種通知を送付できるサービスの実証、オンライン決済機能を有する汎用的な電子申請システムの共同調達などを通じて、市町村の行政手続のオンライン化の取組を支援してきています。今年度からは、オンライン化を含む書かない窓口、行かない窓口といったスマート窓口の実現に向けて支援を強化することとしています。それぞれの市町村が実情に応じて住民窓口サービスの目指す姿を設定し、その実現に向けたロードマップを描いて、着実に取り組んでいけるよう伴走支援を実施してまいります。

次に、マイナンバーカードの申請・登録への支援についてでございます。

マイナンバーカードの申請・登録へのサポートにつきまして、令和4年度から2か年にわたり、子育て世帯の方も含め、多くの方が利用する各地域の大型商業施設や公民館などでの出張申請受付を実施してまいりました。また、令和5年度からは、高齢者施設、障害者支援施設などに入所されている支援が必要な方への出張申請サポートを市町村と連携して実施し、安心して申請・登録を行っていただけるよう努めているところでございます。さらに、マイナンバーカードの利用促進や申請支援について、身近な存在である郵便局へ事務委託をする手法等についても市町村に周知しております。今後も、こうした取組を踏まえつつ、申請・登録への不安を抱える方や支援の必要性がある方への丁寧な支援を行ってまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には2点御質問を頂戴しております。

まず、県立歴史館の展示運営の現状についてでございます。

県立歴史館は、管理部と学芸部で構成しておりまして、展示に関しましては学芸部が所管しております。学芸部は、展示、教育普及等を担当いたします総合情報課、遺物等の収集、整理、保存等を担当する考古資料課、古文書等の収集、整理、保存等を担当いたします文献史料課の3課体制になっておりまして、このうち総合情報課が中心となりまして展示の運営を行っておりますが、考古資料課及び文献史料課も含め、部内横断的に取り組む体制としております。

令和6年度の来館者アンケートでは、回答者の9割以上の方に大いに満足あるいは満足という回答をいただいております。来館いただいた方には一定の評価をいただいているものと考えております。

しかしながら、アンケートを分析してみますと、昔の暮らしを伝える古民家などの復元展示への関心が高い一方、土器や古文書等の歴史資料に対しての関心が低いなど、展示内容が来館者の興味関心を高めるものとなっているかという点について課題があるものと考えております。今後、アンケートから見えてきた課題などを踏まえまして、引き続き来館していただいた方に満足していただけるよう工夫を凝らした展示に努めてまいります。

次に、県史編さんの取組状況と今後の見込みについてでございます。

戦後現代史を中心といたしました新しい長野県史については、編さん大綱に掲げたとおり、令和8年度から編さんに着手できますよう、専門家の助言を受けながら、編さん検討や10年間の編さん計画案などの具体的な検討を行っているところでございます。

あわせて、県内外の文書館や博物館等に所蔵されている資料の概要調査や、県内で起こった歴史的出来事など編さんの参考となります基礎資料の作成にも取り組んでおりまして、編さん準備はおおむね順調に進んでいるものと認識しております。

大綱に示しました令和17年度までに刊行できるよう、現在10年間の年次計画案を検討しているところでございまして、その計画を着実に実行してまいりたいと考えておりますので、まずは来年度から基礎となる資料の調査・収集を市町村等と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）それぞれ御答弁いただきました。

マイナンバーカードは、単なる番号カードではなく、社会的に支援が必要な方々にこそ力を発揮する生活のパスポートであるべきと考えます。困ったときに迷わず支援につながる行政の形をつくっていただくことを期待いたします。

オーバードーズについてですが、若者の命と未来を守るためには、社会全体でこの問題に真剣に向き合う必要があります。実効性のある対策を強化していただくよう要望いたします。

県立歴史館についてですが、こちらは数年後に新設される仮称屋代スマートインターチェンジから車で約3分と至近距離にあり、遠方からの来館が期待できます。現在でも県内外からの学習旅行で小学生の皆さんの訪問が多いとお聞きしています。今まで以上に子供を重視した施設として、建て替えを含めた検討をいただきますよう重ねてお願い申し上げまして、私の全ての質問といたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

小山仁志議員。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）子供・若者の自殺は深刻な状況が続いています。県では、令和元年、「子どもの自殺ゼロ」を目指す戦略を策定。また、自殺のリスクの高いケースにおいて、精神科医や心理士等多職種の専門家による助言や直接支援を行う子どもの自殺危機対応チームが設置されました。令和6年度末現在、同チームへの支援要請件数は53ですが、自殺のリスクから救うことができおり、チームによる支援が成果を上げています。

一方で、本県における20歳未満の自殺死亡率等の現状を見ますと、全国平均と比較し高い傾向が続き、高止まりのまま減少には至っていません。そして、自殺で亡くなった方が、子どもの自殺危機対応チームによる支援の対象となっていないことについても見過ごしてはなりません。この実態は、改めて子供の自殺に対するリスクを把握することの難しさを明らかにしているように感じますが、県はどのように課題を認識されているのでしょうか。

また、本年1月に開催されました自殺対策プロジェクトチームでは、支援対象となっている児童生徒と実際自殺によりお亡くなりになっている児童生徒の属性等の比較とともに、対策や戦略を立てるための実態把握や検証が必要と指摘がありますが、県はどのように対応されているのでしょうか。

心配が不要のように見える子供からリスクを発見することはとても難しいことであり、リスクに気づくことなく自殺に至ってしまうケースが多くあります。こども家庭庁が策定した自殺対策緊急プランでは、リスクの早期発見のため、1人1台端末の活用等による自殺リスクの把

握の取組を推進しています。本県におきましても、令和3年度から子供の自殺予防のためのスクリーニングツールであるRAMP Sの導入を始めていますが、実施は毎年10校程度にとどまっています。

一方、お隣の新潟県では、60校で実施。教職員や養護教諭が認識できなかったリスクの高い生徒の情報を把握するなど、成果を上げているということでもあります。

本県におきましても、早期にRAMP Sの運用拡大を図っていくべきと考えますが、現時点の活用状況やその課題、また、今後の取組強化に対する県の方針について。以上これまでの3点を健康福祉部長に伺います。

例年増加を続ける不登校児童生徒数とともに、スクールカウンセラー等への相談件数も増加の一途をたどっています。教育相談体制につきましては、より専門的、継続的な指導支援体制の構築が必要とされ、今日までスクールカウンセラーの配置は拡充強化されてきました。

一方で、文部科学省は、スクールカウンセラーの職務を、不登校やいじめなどの未然防止や早期発見及び対応としていますが、不登校やいじめが例年のように過去最多を更新する実態もあり、その配置の拡充による課題事象の低減・抑止効果についても考えていかなければなりません。

スクールカウンセラーの皆さんの勤務形態には限りがあります。緊急対応や継続的な支援が難しく、児童生徒のニーズに十分応えられない現状について、スクールカウンセラーの皆様から多くお聞きします。増加するニーズに対し、スクールカウンセラーが十分な支援体制を取ることができているのか。課題に対する認識と、配置拡充や勤務形態の見直し等の対応策への考えについて教育長に伺います。

スクールカウンセラーが増員されたものの、その固有の専門性や実践的な指導法を学ぶのがなかなか難しい現状もあり、スクールカウンセラーの養成体制の脆弱さにも目を向けなければなりません。スクールカウンセラーの資質向上に向けた取組強化も必要であると考えますが、県教育委員会の対応について教育長に伺います。

また、スクールカウンセラーの皆様のお取組は、非常勤職員として厳しい時間的制約下での職務であるため、いじめや不登校などに対する事後対応的なカウンセリングにならざるを得ない実態もあるようです。ストレスチェックやストレスマネジメント、心理教育など、問題の未然防止や成長促進を行っていくための、いわゆるプロアクティブ型のカウンセリングとも言われますが、こうした取組も積極的に行えるような体制整備が求められると考えます。プロアクティブ型のカウンセリングの取組状況や推進への課題を今後どのように導入していくべきと考えているのか。教育委員会のお考えを教育長に伺います。

信州未来共創戦略は、人口問題に対し県民みんなで向き合うための羅針盤という位置づけを

されています。一方で、昨年の12月に策定されたものの、県民の皆様の同戦略に対する認知度や意識は極めて低いことを実感します。自分事として捉えていただくように、県では、戦略の実行に当たり、県民の皆様とどのように共創を図っていくお考えなのか、伺います。

また、県民の皆様身近な場所であるべき地域振興局の果たしていく役割、そして、市町村の理解と協力を得ていくことも不可欠であると考えます。戦略の実効性を高めるために、地域振興局の果たすべき役割とともに、市町村も共創していただくための取組に対する考えについて。以上2点を企画振興部長に伺います。

信州未来共創戦略では、いわゆる経営革新が柱の一つになっています。DX化等による労働生産性の向上は喫緊の課題ですが、目指す姿の実現には課題が多い状況です。DX人材の量、質が大幅に不足しているという企業の割合が年々急増していますが、この背景には、企業側が必要なデジタル人材像を定義できていないという課題もあるようです。戦略上必要なスキルやレベルが定義できていない、採用したい人材のスペックが明らかでないといった回答が大多数を占める統計もあります。つまり、DX人材が量、質ともに不足していると感じながら、そもそも必要な人材を明確化できていない課題があります。

どのような人材がどの組織にどの程度必要なのか明確でない状況は、DX化推進にとって大きな課題であると考えます。必要な人材要件を明確に、そして可視化するための支援が求められると考えます。県ではどのように課題を認識され、対策を講じていくべきとお考えなのか。知事に伺います。

今後さらに深刻化する人手不足の本質的な課題は、労働市場のミスマッチにあります。生成AI等技術革新の急速な普及により、余剰となる職種と不足する職種が大きく二極化することを示したのが、三菱総合研究所の2035年の労働市場における試算です。オフィス事務職等いわゆるホワイトカラーと呼ばれるような仕事に大きな余剰が生まれる一方で、介護や医療、交通、インフラや、物流、農水産等、いわゆる生活に欠かせないエッセンシャルワーカーに大きな不足が生じることを示しています。将来を見据えますと、今後の経営革新等における取組につきましては、こうしたエッセンシャルワーカーの付加価値労働生産性を高め、賃金を上昇させていく対策を強化していくことが不可欠であると考えますが、具体的対策へのお考えを知事に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には3点お尋ねがございました。

初めに、子供の自殺リスク把握に関する県の認識についてでございます。

長野県では、令和元年度以降、精神科医や精神保健福祉士など多職種の専門家の協力を得て子どもの自殺危機対応チームを設置し、自殺未遂の経験や自殺をほのめかす言動があるといっ

た自殺リスクが高い子供に対する支援に取り組んでまいりました。その一方で、チームの支援対象とならずに亡くなってしまう子供が一定数おり、目標としている20歳未満の自殺者ゼロの達成には至っておりません。

議員御指摘のとおり、自殺リスクを抱える子供の把握は難しいと認識しております。自殺の危機が迫った子供ほど、助けてと言えない。周囲の大人が希死念慮について本人に聞けないといったことがその要因だと考えております。

次に、自殺した児童生徒の検証等についてでございます。

令和7年1月に開催されたチーム会議では、議員御指摘のとおり、子どもの自殺危機対応チームの支援対象となった子供と亡くなっている子供の属性等を比較検証し、チーム等の施策に役立てるべきという意見が委員からありました。こうした御意見を受けて、県としては、有識者や関係団体、関係部局とも連携し、子供の属性や背景を含めた実態把握や検証を行うべく、その方策等を検討しているところでございます。

最後に、長野県におけるRAMP Sの現状と今後の取組についてでございます。

RAMP Sは、タブレット等に表示される生活、精神状態、自殺に関する質問に答えていくと自殺リスクが可視化されるITツールです。このツールを活用することで、周囲が見過している自殺リスクの高い子供に気づき、その対応を検討することができるとされております。

県では、令和3年度よりモデル事業としてRAMP Sに取り組み、令和6年度までで延べ38校において実施しておりますが、実施校からは、「助けて」が言えない子供を見つけることができたといった声がある反面、学校の業務負担が大きくなり過ぎるといった御意見などが寄せられているところでございます。

こうした状況を鑑み、令和7年度は事業対象校数を拡大し、RAMP Sの効果と課題等について、より詳細に検討することとしており、その結果を踏まえ、RAMP Sの実施拡大に必要な条件を含め、今後の取組方針を検討してまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） スクールカウンセラーについて3点御質問をいただきました。

まず、スクールカウンセラーの配置に係る課題への認識と今後の対応についてでございます。

現在、県教育委員会では、採用しているスクールカウンセラー112名を県内の全ての公立小中・義務教育学校及び県立高校に配置しているところでございます。そのため、ほとんどのスクールカウンセラーは複数の学校を兼務しており、1校当たりの配置時間が限られている状況でございます。さらに、多くのスクールカウンセラーは、医療機関や市町村など他の機関とも兼務をしており、学校のニーズに応じた柔軟な配置が難しいという課題もございます。

十分な支援体制の構築のためには、配置時間を増やすことや、安定した雇用環境の整備などの複合的な対応が必要であると認識しております。今後、安定的な支援体制の維持充実のため、一定の経験やスキルを有する人材の確保も含め、スクールカウンセラーの効果的な配置について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、スクールカウンセラーとしての資質向上に向けた取組の強化についてでございます。

本県では、公認心理師、臨床心理士、大学教員など、文部科学省が定める心理に関わる専門資格を有する者をスクールカウンセラーとして任用しております。スクールカウンセラーは、チーム学校の一員として、学校全体の支援力向上につながる役割が期待されているところでございます。このため、教員との協働体制の構築、スクールソーシャルワーカーとの合同事例検討など、チーム内での連携促進につながる研修を年2回実施しております。今年度は、新規任用者に対する研修も予定しているところでございます。

スクールカウンセラーの資質向上には、専門性の維持向上に加え、学校現場で教職員と連携しながら子供の指導に当たることが重要であることから、今後も、こうした取組を通じてスクールカウンセラーの資質向上に努めてまいります。

最後に、プロアクティブ型のカウンセリングについてでございます。

県内では、スクールカウンセラーが全校集会や教室で心理教育を実施したり、授業や休み時間等に子供の様子を観察し、その結果を踏まえて支援を行うなど、予防的、発達的な観点からの取組が一部の学校で実施されております。近年、生徒指導の方針は、従来の問題解決型から、児童生徒の成長を支える予防・発達支援型へと大きく転換していることを踏まえ、スクールカウンセラーも、より予防的、積極的なプロアクティブ型のカウンセリングを取り入れることを含め、スクールカウンセラーの有効な活用について研究してまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には2問、信州未来共創戦略について御質問をいただきました。

まず、戦略を自分事と捉えてもらうための県民との共創についてでございます。

人口減少に立ち向かうための産官学金労言が集結した「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」で策定した信州未来共創戦略でございますが、この推進により、人口減少の緩和、人口減少社会への適応を進めるには、行政、企業、地域、そして県民の皆様一人一人が同じ方向を目指して行動することが大切です。そのため、まずはしっかりと県民会議の会員を増やし、多くの方に具体的な行動、アクションを起こしてもらうとともに、県民会議としての動き、成果を見せていくこと、面白そうだと思っていただくことも大事だと思っております。

現在、県民会議では、男性の育児参加、移住、若者応援の三つのプロジェクトチームが活動しています。男性の育児参加プロジェクトチームでは、育児休業取得中の家事分担等を考える男性向けプログラムの検討、移住・つながり人口プロジェクトチームでは、既に活動している皆様の取組の発信の検討など具体的な取組を進めています。今後、県を含めた会員の自発的な取組をプロジェクトチームとしてさらに立ち上げ、一緒になって人口減少の課題解決に取り組む動きを見せていく、こういうことが大事だと思っております。

このほか、県内10圏域で開催する県民会議キャラバンや、人口減少に係る様々なテーマを深掘りする勉強会などを開催するとともに、県民に県民会議を深く知っていただく、参加していただくため、また、寛容性などを考えるきっかけとなるための広報も県民会議で実施する予定です。こうした取組を通じて、県民会議の活動の輪を広げるとともに、人口減少に関する認識を共有し、県民の皆様との共創を進めてまいります。

次に、戦略の実効性を高めるために地域振興局が果たすべき役割と、市町村と共創していくための取組でございます。

広い県土を有する本県においては、地域の魅力や特色、課題も様々であることから、日頃から市町村や地域で活動している団体、個人の方と顔の見える付き合いをしている地域振興局には重要な役割が求められるわけですし、私も市町村を回っていてそのことを実感しております。

信州未来共創戦略の推進に当たっても、先ほど申し上げた10圏域での県民会議キャラバンに地域の担い手を巻き込むような働きかけや、元気づくり支援金などの活用による人口減少の課題解決に向けた取組の促進、信州未来共創戦略や県民会議の周知や認識の共有、人口減少下でも持続可能な行政体制の構築のための市町村との圏域ごとの協議、こういった様々な役割を担っていただくこととしております。

また、市町村との共創としては、まず、既に市長会、町村会や上田市、木祖村等には参加していただいておりますが、市町村やその職員の方々の県民会議への参加が挙げられます。また、信州未来共創戦略で掲げた移住・二地域居住の促進や、地域ごとのルールを明文化することで地域の在り方を考え直す「地域の教科書」づくりの促進などによる寛容な社会づくり、また、元気づくり支援金の活用による信州未来共創戦略の推進をお願いしています。

今後とも、地域に身近な存在である市町村や地域振興局と協力しながら信州未来共創戦略の推進を図ってまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず初めに、DX人材の要件の明確化と可視化のための支援が必要ではないかという御質問

でございます。

独立行政法人情報処理推進機構が行った「D X動向2024」という調査におきまして、D Xに取り組んでいる企業においても戦略上必要なスキルやレベルが定義できていない、また、採用したい人材のスペックが明確でないといった課題が上位に上がっております。このことから、D X推進に必要な人材の要件の明確化、可視化が必要ではないかという御指摘は、まさにそのとおりだというふうに考えております。

県としても、高度人材の活用や専門家の派遣、あるいは企業内リスキリング等で企業のD X化を推進していくためにも、こうした取組は必要なことと考えております。そのため、県としては、外部の専門家の方々に御意見をお伺いするなどして、D Xの推進に必要な人材の要件をどう明確化していけばいいのか、このことについてしっかり考えていきたいと思っております。

続きまして、エッセンシャルワーカーの労働生産性向上と賃金を上昇するための対策という御質問でございます。

医療・介護、交通、インフラ、物流や、農業、水産業、こうした私たちの生活に欠かせないエッセンシャルワーカーの皆様方の労働生産性の向上、賃金の上昇は、御指摘のとおり非常に重要なことだというふうに考えております。また、そういう方々がやりがいを感じて仕事に臨んでいただくことができるように、社会的な評価を引き上げたり仕事の価値を実感いただけるような環境をつくることも重要だというふうに思っております。

県としては、これまでもいろいろ取り組んでおりますし、これからもさらに取組を進めなければいけない事項として、やはり省力化やデジタル化の推進ということをまずしっかり行っていかなければいけないというふうに思います。また、日本の場合は非常にきめ細かなサービスが当たり前という形になっていますが、例えば、配送業では、もっと置き配を広げるようなことも含めて、サービスの在り方の見直しということも重要だと思います。

他方で、働かれる方々のスキルアップということも重要だと思います。リスキリングの支援等を行わせていただくことと併せて、キャリアパスをこうしたエッセンシャルワーカーの皆様方にもお示しし、御自分の目指す姿やキャリアパスに応じて処遇、待遇の改善などが行われるようにしていくということも重要だと思っております。

加えて、エッセンシャルワークの中には、賃金水準や配置基準に行政が一定程度関与している分野もございます。例えば、医療・介護等の公定価格の引上げをはじめ、こうした処遇の改善や規制改革、こうした点については、やはり国にもしっかりと対応を求めていくことが必要だというふうに考えております。

こうした取組については、これまでも県として取り組んできているものが多数あるわけですが、まだまだ取組の濃淡があるというふうに思っております。エッセンシャルワーカー

の皆様方の付加価値労働生産性の向上や賃金の上昇は、やはり私たちの地域社会や暮らしを維持していく上で極めて重要なことだというふうに考えておりますので、今後ともこうした取組に一層力を入れていきたいと考えております。

以上です。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）スクールカウンセラーにつきまして、教育長からは、チーム学校というお話もいただきました。今、スクールカウンセラーの皆様は、時間的制約の中で、学校との連携にも支障を来している実態があるというふうに思っています。単なる外部専門家としてではなく、チーム学校の一員としての位置づけを明確化していただくことが大変重要なことであり、まず一歩であるというふうに考えます。チーム学校としての在り方、そしてバランスの取れたスクールカウンセリングの体制の構築に向けまして一層努力いただきますことをお願いさせていただいて、今回の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、竹村直子議員。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君）改革信州、竹村直子です。一般質問をいたします。

コロナ感染症の教訓とワクチンについてです。

県では、令和7年2月に「新型コロナウイルス感染症長野県対応記録集 私たちの経験と未来への教訓」を取りまとめ、公表しました。この記録集の作成に至った意図と、これを今後の取組にどう生かそうとお考えでしょうか。

他県に先駆けて、いち早く長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例を制定しましたが、その効果についてどのように総括、評価しておられるか。また、今後のパンデミック対策に向けて見直す必要などがあるでしょうか。以上を渡邊危機管理部長にお聞きします。

新型コロナウイルス感染症長野県対応記録集の最後に、感染症への対応年表が載っています。これを見ながら、この数年を振り返って、いろいろと忘れていたことを思い出しました。

政府のやったちぐはぐな政策では、都会も田舎も関係ない学校の臨時休業要請による一斉休業。布マスクを大きな予算でつくって配付して廃棄したこと。飲食店に時短営業を要請しているのにG o T o トラベルや東京オリンピックを開催したことは、一貫性のない印象でした。

特に、改めておかしく思ったのが、世界で新型コロナウイルスが流行し出してから1年もたたないうちにワクチンが認証されたことです。コロナの初期段階は、死亡者が出たために、日本中が感染の恐怖におののき、多くの人が通常より随分と検証期間の短いワクチンを打つことになりました。

そこで、お聞きします。

新型コロナウイルスに罹患し、現在も体調不良の人は把握できているのでしょうか。

新型コロナウイルスワクチンの接種により副反応が疑われる方などに、予防接種健康被害救済制度をどのように周知しているのでしょうか。

新型コロナウイルスワクチン接種について、メリット、デメリットを総合的に踏まえた上で、引き続き必要と考えるのでしょうか。

コロナ禍では、保健師など専門職員の確保が課題であったと聞きますが、今後、こういった健康危機管理への対応について、専門職員の人材確保にはどのように取り組まれるのでしょうか。以上4点を笹渕健康福祉部長にお聞きします。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私にはコロナ感染症の教訓とワクチンについて2点御質問をいただきました。

まず1点目、記録集作成の意図と今後の取組への活用についてでございますが、この記録集は、令和2年当初から5類移行後の令和6年3月までの対応を総括的に振り返り、その発生状況や県の対応等の記録を整理するとともに、併せて関係者へのインタビューも掲載することで、単なる記録集ではなく、総合的な観点から取りまとめたものでございます。

新型コロナウイルスが国内に侵入してきた初期は、前例がなく、その対応は手探り状態でしたが、県民の皆様、市町村、医療関係者、施設管理者、経済事業者の皆様、厳しい環境の中ではございましたが、御協力いただき、一丸となって感染症対策を講じたことで、県として一定の知見や手法を生み出すことができたところでございます。今回のような感染症危機は今後いつ起こるか予測できないことから、同様の事態が発生したときのために、記録集として今回の感染症対策の基本的な方向性や対応のポイント、また、その評価をできるだけ詳しく残しておくことが次なる感染症対策への備えとして必要であると考えているところでございます。

今後、次なる感染症危機の対応が必要になった際、蔓延防止対策、医療提供体制の確保、それからワクチン接種体制の整備、経済対策といったそれぞれの感染症対策において、記録集に取りまとめた知見や手法も踏まえ、その状況に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

2点目でございますが、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例の効果についての評価、今後の見直しの必要性についてでございますが、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例につきましても、感染症対策の基本的な考え方や手法を明確化することで、長野県全体で共通認識を持ち、対策を進めるために制定したものでございます。制定に伴い、これまで法律の枠組みでは対応できず、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づかない措置として行われて

いた休業の検討の協力依頼等を、条例に基づく適正な手続として行うことができるようになったというところでございます。

条例の効果としては、このほかにも、条例に定めた手続にのっとり社会経済活動の抑制につながるような取組を行う際、御意見を伺いながら様々な対策を講じてきたとともに、県議会の皆様に対しても報告を行ってまいりました。また、令和3年の法改正に先立ち、条例に基づく事業者等への幅広い支援、不当な差別的取扱いの禁止等について取組を進めてきたことも一定の成果であると考えております。

条例の見直しにつきましては、附則第4項に基づき、制定後2年以内に行うこととされた検討におきまして、見直しの必要がないという判断に至ったところではありますが、今後起こり得る新興感染症の対応によっては、現行条例で定めた対策が合致しない場合も想定されることから、そのような場合において感染症の特異性も踏まえた改正を行う必要があるものと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には4点お尋ねがありました。

初めのお尋ねは、新型コロナウイルスに罹患し体調不良の人、つまり、罹患後症状を有する者の把握についての御質問と受け止めておりますが、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状の把握は県としては行っておりません。

主な理由としましては、国内外でその定義が確定していないということや、罹患後症状を呈する方の多くは経時的に症状が改善すること、また、症状消失後に再度症状が出現することもあるということが報告されているため、患者数の把握をどの時点で行うかといった課題などがあるためです。

今後も、国内外の研究結果などを注視しつつ、その上で、現在でも罹患後症状に悩まれている方はいらっしゃることから、県としては、ホームページ上に、罹患後症状の診療を行っている医療機関の一覧や活用できる支援制度の紹介を掲載し、罹患後症状に悩まれている方が適切な医療や福祉施策を受けられるよう引き続き支援してまいります。

次に、予防接種健康被害救済制度の周知についてでございます。

予防接種健康被害救済制度につきましては、県のホームページ上に予防接種のページを設け、その中で制度を紹介するとともに、その申請窓口となる市町村に対しても周知をしているところです。また、県では、県立こども病院内に長野県予防接種センターを設置し、予防接種に関する情報の提供や個別の相談に対応しており、この救済制度を紹介できる体制を整えております。引き続き市町村とも連携しながら制度の周知に取り組んでまいります。

三つ目に、新型コロナワクチン接種の必要性についてでございます。

新型コロナワクチン接種は、個人の重症化予防を主な目的として実施されており、特に、重症化しやすいとされる高齢者や基礎疾患をお持ちの方にとって有効なものと認識しております。このワクチンは、国において有効性や安全性が確認された上で薬事承認が行われており、さらに、国の審議会において定期接種で用いるワクチンとしても承認されております。

予防接種に共通する特性として、まれに健康被害が起こり得るため、接種を受ける方には、ワクチンの効果と副反応リスクの双方について理解した上で接種をするかどうか判断していただくことが重要です。現時点では、昨年度に比べ新型コロナの感染者数は少ない状況で推移しておりますが、依然として高齢者や基礎疾患をお持ちの方などは重症化しやすい傾向にあることから、県としましては、ワクチン接種を希望される全ての方々に對し、引き続き接種の機会を提供することが必要と考えております。

最後に、保健師など専門職員の人材確保についてでございます。

新型コロナウイルス感染症による保健所の業務の増大に對して、県では、保健師の臨時的な増員や市町村保健師の支援などにより専門職の確保を図るとともに、事務職員を含めた全庁を挙げた体制により何とかしのぐことができました。この教訓から、県では、新たな感染症の発生など健康危機発生時に対応の要となる保健師の定数を、令和2年度から令和6年度にかけて保健所全体で20名増員したところです。

しかしながら、有事に備えた平時における最大限の人材配置は現実的ではないことから、令和6年3月に策定した長野県感染症予防計画に基づき、健康危機発生時に保健所業務を各地域の専門職に支援いただくI H E A Tの取組を進めております。このI H E A Tの運用には、要員の確保と、実際の活動を想定した研修や訓練による感染症発生時の実践的な対応技術の習得が重要と考えております。これらの備えを着実に進め、今後発生が予想される新興感染症に対応できる健康危機管理体制の確保に努めてまいります。

以上でございます。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）それぞれお答えいただきました。

コロナウイルスに罹患していまだに体調の悪い人に関しては、把握をしていただきたいと思います。一刻も早く回復されるように引き続き支援をお願いいたします。

2024年3月まで飯田保健所長をされていた医師の松岡裕之先生が、医学専門雑誌「B I O C l i n i c a」に2024年に寄稿された論文の一部を紹介いたします。

新型コロナウイルスワクチンによると思われる死亡例が認定されたのは2023年の4月で、1年が経過した現在、累計で561件が認定された。新型コロナウイルスワクチンの累計実施回数

は、首相官邸ホームページで閲覧することができた。2024年4月からは公費負担がなくなり、政府の公表も4月1日までで停止された。その累計回数は4億3,619万3,341回である。

一般に、どのワクチンでも、100万回の接種に1回ぐらいは接種による死亡が起きると言われてきた。その都市伝説によれば、4億3,000万回の接種で430人ぐらいの死亡は想定内ということになる。もっとも、今般の接種関連死亡数はそれを超えていると言っています。

さらに、2024年3月末まで働いていた長野県飯田保健所圏域には15万人が住んでいる。新型コロナウイルスワクチンは人口の80%ぐらいが平均4回の接種を受けた。つまり、圏域内で50万回ほどの接種が行われた。100万回に1人の死亡が想定されるのなら、0.5人の死亡が期待値となる。ところが、飯田保健所には、新型コロナウイルスワクチン接種後に体調不良を来し死亡に至ったという報告が、接種を担当した医師から10例余り寄せられたとあります。論文の中で、mRNAワクチンの危険性を仮説として解説もされています。

論文の最後は、人口15万人の圏域で12万人ぐらいの人がワクチン接種を受け、10人余りの人が亡くなっているということは、深刻に受け止めなければいけないと結んでいます。松岡先生は、この論文を一般質問で使ってくれてよいと言ってくださっています。

コロナウイルスの流行初期段階においては、ワクチンも有効だったこともあるでしょうが、振り返って反省し、見直すべきは見直すことが必要だと思います。私も、全てのワクチンに反対するものではありません。組換えたんぱく質のワクチンを接種すればよいと思います。

イベルメクチンというコロナウイルスに有効な薬があったのに、そのことが言えない世の中になったこともおかしなことでした。感染症はもちろん、ワクチン接種で県民の命が奪われることが再度起きないよう、県は、ワクチンに関する疫学調査をしっかりとやるよう国に求めるべきだと思います。

また、保健所長の兼務がされているところもあると聞いております。このことも改善すべきではないかと申し上げておきたいと思います。

次に、産前産後の妊産婦などの精神面の健康対策についてお聞きします。

妊産婦にとって、妊娠・出産は、自分とは違う命を体内に宿すことで、母親としての自覚と不安と希望とさまざまな感情が入り混じり、人によっては不安定な度合いが大きくなり、見守りが必要となる場合もあります。妊娠前に鬱を発症している人や発達障がいを抱える人は、特に要注意となります。それまで何の問題もなかったとしても、出産をきっかけに、自分の思いどおりにならない赤ちゃんの世話をする中で、不意によからぬことを考えてしまうこともあるのです。

ホルモンバランスの変化や育児へのストレス等が要因で、約10人に1人が産後鬱を発症するとも言われており、また、それを支えるパートナーも同様の割合で鬱症状になるとされています。

す。生まれてくる赤ちゃんの健やかな成長や、家族がより前向きに育児ができるようにするために、妊産婦とそのパートナーへの精神面の健康対策が重要と考えますが、県としての取組について笹渕健康福祉部長に伺います。

次の質問です。県立高校のアルバイトについてです。

高校生のウェルビーイングについて考えてみました。私の高校時代のアルバイトは、友達との楽しい思い出となっています。温泉旅館での掃除、宴会の準備、片づけや、スーパーマーケットでの品出し、レジなどをやりましたが、パワハラや軽いセクハラに遭いながらも、仲のよい友達と一緒にだったので、悩みも愚痴も共有できましたし、さらに、親のすねをかじることなくお金を手にできるので、洋服や好きな音楽レコード、CDや雑誌を購入することができました。

働くこと自体も、決して手を抜いていいかげんにやったわけではなく、自分なりに一生懸命取り組みました。アルバイト先で家族や友達以外の人と話すことで、引込み思案の自分を少しずつ変えていくことができました。平日は部活動をしましたので、夏休み等の長期休みと土日の空いているときでしたが、今思うと充実した日々を過ごせたと感じています。私の娘も、アルバイトをしたことで、お金の大切さと世の中の理不尽さなど様々な勉強ができました。

昨日、小林あや議員の質問にあった、コロナ禍が若者のコミュニケーション能力を弱めたということに鑑みると、バイトをすることでその能力を養うことができそうです。高校生を必要とするアルバイト先はサービス業が多いでしょうから、つまり、人と相對することで自然とコミュニケーションの機会が増え、人間力が培われると思います。正規の就職でないアルバイトであれば、周囲も温かい目、長い目で見守ってくれる可能性が高く、優しく接してくれる人が多いと思います。

そこで質問です。

そんな学生時代のアルバイト経験は、将来社会人として生きていく上でとても役に立つと考えますが、県内の県立高校では生徒がアルバイトに従事することを認めているのでしょうか。また、教育委員会として、アルバイトのメリット、デメリットをどのように捉えているのでしょうか。バイトに夢中になって勉強がおろそかになる等のデメリットが考えられるかもしれません。私からすると、それはそれでよいのではないかと思います。勉強は大人になっても、本人のやる気次第でいつでもできると思います。本人が決めればよいことです。デメリットを克服しメリットを伸ばすことができれば、高校生の生活も充実すると考えます。アルバイトも学校生活の選択肢の一つとなるよう県立高校の前向きな判断を促すような働きかけを教育委員会としてやってみてはいかがでしょうか。以上2点を武田教育長にお聞きします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には妊産婦とそのパートナーへの精神面の健康対策についてのお尋ねでございます。

県としては、信州母子保健推進センターにおいて、パートナーを含めた出産育児教室や産後鬱病に関するスクリーニング等の市町村が実施する事業への支援を行ってきたところでございます。しかしながら、精神科の受診待ちなどにより、支援を必要とする方が適切な支援につながらない状況があり、医療、保健、福祉における多分野連携の強化や支援体制の地域格差解消が課題となっております。

このため、県では、今年度から、産科・精神科医療機関や市町村保健部門等の連携により、精神科医師を含めた専門家と地域支援者による妊娠初期から産後への切れ目のない支援体制づくりに取り組んでおります。この取組を通じて、全ての妊産婦とパートナーが適切な時期に必要な支援につながり、家族が前向きに子育てできる環境づくりを市町村と共に進めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）県立高校のアルバイトについてのお尋ねでございます。

まず、県立高校のアルバイトの状況と実施によるメリット、デメリットでございますが、高校生のアルバイト実施については、各校の校則により定められており、これらの校則は、各地区の生徒指導申合せ事項を基に策定しているものでございます。令和6年度における県内県立高校のアルバイト実施状況は、原則禁止が18校、許可制が39校、届出制が21校となっております。

アルバイトのメリットといたしましては、勤労感や責任感、社会性を育むことが挙げられる一方、デメリットとしては、学業やクラブ活動との両立に対する不安、長時間の勤務や人間関係のストレスで心身に負担がかかることなどがあると捉えております。

次に、県立高校のアルバイトについて前向きな判断を促すような働きかけについてでございます。

県教育委員会では、生徒のアルバイト実施について、各校が柔軟に対応できるよう、毎年校則の見直しを含めて働きかけを行っているところでございます。校則の見直しに当たっては、各校では、生徒、保護者、地域の意向も踏まえて進めていると認識しておりまして、その結果、ここ数年で原則禁止から許可制へ変更している学校が増えてきているものと承知しております。アルバイトにはデメリットもございますが、生徒の成長につながるメリットもあることから、希望する生徒がアルバイトを行えるよう、校長会とも課題を共有しながら今後も検討を進めてまいります。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）産後鬱は夫にも起こり得ることであり、弱音を吐けずに一人で抱え込んでしまう夫もいると聞きます。

そんなときは、産後ドゥーラの出番です。赤ちゃんや母親に寄り添い、手助けをすることで健全な子育てに寄与するのが産後ドゥーラです。母親の相談相手、家事援助、兄弟の育児等を行い、家族全体を支える力強い役割です。

周産期を取り巻く資源や人材確保にも限りがあり、どこで産むか、産んだ後に誰に支えてもらうかなど、お産や新生児と共にある家族を悩ませるような環境にしないためにも、最後のセーフティーネット構築のため、様々な取組を検討し、実施していただきたいと思います。温かな長野県の具体的な取組の前進を切望いたします。

高校生のアルバイトについてです。

人間関係による心身の負担が生じるデメリットがあるとおっしゃいました。そんなときは、アルバイトなので、さっさと辞めていいのではないかと思います。昨日、林和明議員が公立高校の特色化を提案していましたが、その特色化の中に、生徒のウェルビーイングの視点として、アルバイトの推奨も入れるとよいのではないのでしょうか。親の金銭負担も軽減するアルバイトで働く大切さを味わうことにより、親のありがたみも分かります。

定時制は、かつて、働きながら学ぶ場でありましたが、近年は、不登校等義務教育段階で困難を抱えた子供が生活のリズムを整えながら学ぶ場になっています。コミュニケーション能力を高め、将来の自立を目指す目的から、働くことの意味を体験するための定時制では、むしろアルバイトを行うことが推奨されています。そのような体験を通して進むべき方向を見いだし、いく生徒も多数存在します。

一人でも多くの高校生が、生きる力をつける職場体験となるアルバイトを通して、楽しく充実した高校生活を送ることを願って、私の一切の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後 1 時 53 分 休憩

午後 2 時 9 分 開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

両角友成議員。

〔38 番両角友成君登壇〕

○38 番（両角友成君）日本共産党県議団の両角友成です。私は、発言通告に沿って一般質問を

行います。

まず初めの質問項目は、オスプレイが松本空港に緊急着陸したことについてであります。

本年3月25日、松本空港にアメリカ軍普天間基地所属の輸送機オスプレイが緊急着陸し、翌日も飛来しました。この間、日本国内でも墜落するなど重大事故を起こしているオスプレイです。県民からは、軍用機着陸に県は強く抗議をと声が上がりました。

私たち県議団は、3月27日、知事に対し、今回の緊急着陸に関して厳しく抗議してくださいと申入れを行いました。滑走路は一時閉鎖され、F D Aの定期便が欠航するなど、実害も発生しています。翌日の飛来は、早く飛び立つための処置とのことのようでしたが、横田基地からなら、別に車両でも問題はないはずですし、テレビ放映の画面で見える限り、修理部品とされるものは、1人で抱えられる1箱だけだったように見えました。県民が納得するような緊急着陸の原因について、いまだ米軍及び政府関係機関からの説明がありません。

松本空港の隣に位置する東筑摩郡山形村議会は、4月25日の臨時会で、3月25日に県営松本空港でオスプレイが緊急着陸したことをめぐり、県が中谷元防衛相宛てに提出した緊急要請書の内容に防衛省など関係機関が取り組むよう、県に引き続き働きかけることを求める意見書を全会一致で可決しています。松本市議会でも抗議の動きがありましたし、松本市議会6月定例会で複数の議員が一般質問項目に取り上げています。皆さん大変心配されています。

松本空港は、今年開港60年。こんなことは初めてです。飛び立つ飛行機に見学者が普通に手を振る、どこかのどかな空港だと思っています。しかし、今回のように何も分からずじまいでは、緊急だ、警告灯が点灯した、予防だと言って空港使用を許すことになりかねません。同時期、高知空港でも米軍F-35ステルス戦闘機が1か月以上駐機しました。防衛局担当者が「米軍の運用なので理解をいただきたい」は許されない事態です。トラブルの詳細を明らかにしないような米軍機の飛行は認めるべきではなく、防衛大臣及び米軍に対し県として毅然とした対応を望むが、いかがでしょうか。知事の見解を伺います。

また、滑走路の一時閉鎖により、F D Aの定期便が欠航するなどの実害が発生しました。こうした実害に対し、県はF D Aと連携して損害賠償請求を行うべきと考えますが、交通政策局長の見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） オスプレイの松本空港への着陸に関連して御質問を頂戴いたしました。県として毅然とした対応を臨むが見解をという御質問でございます。

米軍機が松本空港に今回着陸した理由につきましては、北関東防衛局から、警告灯が点滅し予防着陸したものとの説明があったところでございます。県としては、防衛省に対し、今後こうした事態を起こすことがないよう、航空機等の安全管理と再発防止に万全を期すことをアメ

リカ側に求めるよう緊急要請を行わせていただいたところでございます。これに対して、防衛省からは、米軍に対して安全管理に万全を期すよう求めているとの説明があったところでございます。

条約などに基づいて行われております外交や防衛政策については県としても協力していくことが必要だというふうに考えておりますが、住民生活の安心・安全な暮らしを確保することは、県としての最も重要な使命だと考えております。住民生活の安心・安全な暮らしを確保するために必要な対応は、今後ともちゅうちょなく行っていきたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君） オスプレイ着陸に伴う損害賠償請求についてのお尋ねであります。

今回のオスプレイの着陸に伴いまして、安全確保などを目的に滑走路を一時閉鎖したため、新千歳空港発松本空港到着予定の便が、到着地を県営名古屋空港へ変更いたしまして、乗客84名に影響がありました。また、松本空港発新千歳空港行きの便が欠航しまして、乗客74名に影響があったところであります。

これらの乗客に対しましては、運航会社のF D A（フジドリームエアラインズ）が、到着地を変更した便につきましては名古屋から松本までの移動費用を負担し、欠航した便につきましては運賃の払戻しなどを行ったと伺っております。その他の小型機やヘリコプターなどの民間機の運航への影響はなかったものと承知をしております。

F D Aによりますと、これまで、自社以外の航空機を原因とした滑走路閉鎖により自社の便に影響が出た場合であっても、費用の請求をした事例はないとのことであります。県といたしましては、こうしたF D Aの対応を尊重いたしまして、現時点ではこれ以上の対応は考えておりません。

以上です。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君） 今声を上げなければ、これから先これが普通になってしまうおそれもあります。5月20日には、オスプレイと見られる機体が県内諏訪と松本市で目撃されています。声を上げ続けることの重要性を指摘させていただき、次の質問項目に移ります。

次の質問項目は、農業県長野としての今後の農業政策の方向性についてであります。

今の米不足は、国が減反政策と生産調整を農家に押しつけ、需要と供給を市場任せにし、主食をないがしろにしてきた結果です。予算推移を見ても、1980年度3.58兆円が25年度は2.27兆円と、1.3兆円も減少です。この間、政府は農家に減反をさせ、民主党政権時に実現した所得

補償制度10アール当たり 1 万5,000円を2014年に半減し、2018年には第 2 次安倍自公政権が全廃。米農家から1,500億円以上もの所得を奪ったのです。

一方で、米の価格や流通に政府が関与しないという市場任せ政策によって米の安売り競争が激化し、生産者米価は60キロ 2 万円を超えていたものが 1 万円前後まで落ち込み、米を作っても飯が食えないと農家から悲痛な声が上がりました。このことで、米作農家は、2000年の175 万戸から53万戸へと 3 分の 1 に激減しています。この動きは止まっています。

もう一つ、私がこの場で何回も問題にしてきたミニマムアクセス米です。国内の農家には減反・減産を押しつけながら、ミニマムアクセス米は減らさず、この20年来、年77万トンを入力し続けています。このことが農家の心をどれだけ折ってきたことか、計り知れません。

77万トン を 1 トン当たり10万円で買い、加工業者に卸すときは 2 万円から 3 万円。差額約 300億円の穴埋めは国民の税金ですと言ってきましたが、農民連新聞の報道には、2022年度のミニマムアクセス米の財政負担は674億円に上りましたとありました。どちらにしても大変な金額です。これを続けている。国民への税負担はもとより、米の生産と農家経営にも打撃となり、生産基盤の弱体化をこの面でも国は加速させてきたのです。このことは責任重大です。

今、安全保障が言われますが、農業を守り成長を図ることは、安全保障の根幹です。命を支える食料や農業こそ予算の拡充が必要です。まずは減反政策の間違いを認めること。その上で、農家応援のため、所得補償、価格保証、基盤整備に予算づけをし、増産に転ずる施策をどう進めるかです。国が進める大規模化スマート農業は、中山間地が多い長野県では限界があるのではないのでしょうか。今以上の規模拡大は無理ではないかと思われます。

したがって、今踏ん張っている専業農家を、中小規模・兼業農家を大事にする。県独自も含め、支援策を抜本的に強化する。そうしなければ、新規就農者はおろか、逆に離農が加速し、跡継ぎがなく、5 年、10年後は、増産どころか、現状維持も危うくなるのが、農業の、農家の現在の状況です。

駒ヶ根市の専業農家の青年から、誇りを持って米を作り続けたいと訴えられました。米が余ることばかり心配している農政ではなく、農家が安心して作付できる農政。近年の自然環境の激変に対応するために、備蓄米を以前のように200万トンにすることも重要と考えます。

県民が望んでいるのは、米を作っていただいている農家の所得を補償しながらも、主食として米を毎日安全に食することができ、安心して買える価格にしてほしいということではないのでしょうか。今定例会、米を中心に、農業問題を多くの議員が質問されていますが、それらも踏まえ、農業県長野として、今後の農業行政の方向性について知事の見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）昨今の米の供給不足を契機とした食料の安定供給対策には、多くの皆さ

んが関心を持ち、大きな課題にもなっております。そうした中で、本県の農業政策の方向性ということで御質問を頂戴いたしました。

大きな国全体としての政策については、国が踏み込んだ検討をしていただきたいというふうに思いますが、一方で、農業県として、また、これは産業としての農業だけではなく、農地が担っている様々な機能や中山間地の皆さんの暮らしの在り方を考えていく上でも、この農業の在り方については県としても主体的に検討していくことが必要だというふうに考えております。

昨日も申し上げたとおり地域計画を集計しておりまして、10年後の担い手が明確になっていない農地面積が農用地等面積の4割弱ということで、非常に担い手が足りなくなる。このままでは、どなたも耕作しない農地がどんどん増えてしまうことがもう明らかであります。昨日も共田議員の御質問に御答弁申し上げたとおり、農業の在り方を根本から見直して抜本的な対策を講じていかなければいけないというふうに考えております。

県としては、地域計画の取りまとめをしておりますが、より詳細な分析をまず行っていききたいというふうに思っております。その上で、こうした地域計画を具現化して、担い手がない農地をどうしていくのかといったようなことも含めて県としての戦略を考えていかなければいけないというふうに思っております。

多くの皆様方が農業に対して関心を持っています。これは、生産者のみならず、消費者、そして日本全体の未来の安全・安心のためにも、今こその農業の在り方をしっかり考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）答弁をいただきました。国の動きは心配です。ころころ変わる農政ではなく、しっかり腰を据えて食料自給率そのものを上げる農政にすべきと申し上げ、次の質問項目に移ります。

次の質問項目は、発足から25年経過した介護保険制度についてであります。

今年、2025年は、団塊の世代が全て後期高齢者になる年です。これから先、介護を必要とする方々が今まで以上に増加することは明かです。受入れ側の介護保険制度は、発足から25年がたち、定着しているかに見えていましたが、ホームヘルパーなど介護人材が不足し、人手不足と経営悪化により、介護事業所の撤退、廃業、倒産が続出しています。特に、政府が2024年度から訪問介護の基本報酬を削減したことが大きな打撃になりました。地方では、介護事業所が1か所もない自治体が出てきています。保険料を払っていても、人材、事業所がないため介護サービスを受けられないという危機的事態です。

介護の基盤崩壊は、現役世代にとっても重大問題です。働く現役世代が介護のために仕事や

職場を辞める介護離職が年間10万人に上るなど、要介護者の家族の負担は重くなっています。ケアマネが見つからず介護サービスが受けられない、ヘルパーが不足して介護時間を減らさざるを得ない、入居できる施設がないなど、家族の負担が一層重くなる事態が広がっています。

介護現場からの訴えでは、米の高騰は食事を提供する事業所にとって非常に厳しい。米の等級を下げる。米だけではなく、朝食に提供している焼き魚を鮭からサメに替えた。管理栄養士からは、1日のカロリー計算で足りているときはデザートゼリーの削ろうかしらの提案まである。食事が一番楽しいのに、利用者さんの食事になっていない。

社会福祉施設等価格高騰対策支援金のような支援が今必要だ。全産業平均と介護職員の賃金格差が月8.3万円、昨年の6.9万円より差が広がっている。賃金の低さが介護職員の離職を加速させ、特に、若い職員は、人生設計が立たず介護以外の仕事を選択する。初任給16万円台、60歳で24万円台です。事業所の経営、利用者さんの生活を守るためにも、賃上げが早急に必要です。介護に関わる職員の募集をかけても応募がなく、欠員になっても補充が利かず、現場職員は疲弊している。介護の仕事を目指し、働く人が集まるような施策を望みます。

長野県内最大規模、特養10か所を運営している松塩筑木曾老人福祉施設組合の50年と歴史のある施設を訪問しました。経営難から組合基金が減少していると、大変厳しい状況が見てとれました。職員の方が、施設は古くても温かい事業所ですと紹介してくれましたが、先行きがとても不安な様子でした。

訴えを続けます。現在の介護保険制度では、報酬単価が上がると利用者さんの負担も上がってしまう。年金も低く抑えられ、負担金が上がると介護サービスの利用控えにつながります。利用者さんの負担がこれ以上増えないように国庫負担割合を増やすよう国に要望してください。このように切実な中身です。

私たちは、保険料、利用料の負担増にはね返らせることなく、介護職員の処遇改善、介護報酬の増額、介護事業の継続支援などを行うため、介護保険の国庫負担を10%増やして35%とし、国の支出を1.3兆円増やすことを提案しています。まずはこの方向しかないと考えます。県としても、国に対し国庫負担増の必要性を強く働きかけていただきたいが、いかがか。健康福祉部長に見解を伺います。

昨年、県は独自に県内約500の介護事業所を対象に訪問介護の実態調査を行い、結果を公表しています。この結果を踏まえ、県は、訪問介護事業所が安定した運営が行えるよう今後どのように取り組んでいくのか、健康福祉部長に伺います。

地域医療介護総合確保基金のうち介護分を活用した事業の推進状況について伺い、あわせて、訪問介護サービスの支援として、ガソリン代補助制度の創設や、介護を志す学生が通う養成校への経営支援など、県独自の支援策を提案するがいかがか。健康福祉部長に見解を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には３点お尋ねがございました。

初めに、介護職員の処遇改善や事業の継続支援のための国庫負担拡充についてでございます。

地域にとって必要な介護サービスを維持していくためには、介護人材の確保定着に資する職員の賃金の引上げなどの処遇改善をはじめとした介護保険制度の充実が不可欠であると考えております。介護保険制度が、介護需要の増加に対応しつつ、将来にわたり安定したものとなるためには、適切な介護報酬の設定や、保険料と国と地方の負担の在り方を含めた国庫負担の拡充など必要な制度の改善が重要と考えており、これまでも国に対して要望を行ってきたところでございます。介護保険制度が持続可能なものとなり、高齢者が必要なサービスを利用できるよう、今後も引き続き国においてしっかり対応していただくよう求めてまいります。

次に、県の実態調査を踏まえた訪問介護事業所に対する取組についてでございます。

昨年度行われた介護報酬改定において訪問介護の基本報酬が引き下げられたことを踏まえ、実態調査を行ったところ、中山間地域へサービス提供を行う事業所において、より厳しい運営状況にあることを把握したところです。

県では、この調査結果を踏まえ、介護報酬改定の評価は全国一律ではなく、地域の実情に応じた評価を行うよう、昨年度に引き続き今年度においても強く国に要望しているところであり、先月には全国知事会においても介護報酬の見直し等の要望が行われたところです。

国においては、次期報酬改定に向けて、全国を、中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等の三つに分類した検討が行われているところであり、こうした国の動向を注視しつつ、引き続き必要な要望を行ってまいります。

そして、県の支援といたしましては、介護職員等の一時金などによる人件費の改善や、介護助手を募集する取組などへの支援、処遇改善加算の新規取得等に向けたアドバイザー派遣のほか、今年度、新たに、訪問介護事業所における担い手確保に向けたヘルパー同行支援や経営改善支援などを行っており、こうした支援を通して、地域における訪問介護事業所がサービスを維持・継続できるよう今後も取り組んでまいります。

最後に、地域医療介護総合確保基金及び県独自の支援策の提案についてでございます。

県では、高齢者プランに基づき、介護分の基金を活用し、グループホーム等の施設整備や新規入職者と事業所とのマッチング、資格取得の支援、介護職による小中高生向けの訪問講座や介護の職場体験のほか、住居借り上げなど外国人材受入れ事業所への支援など総合的に推進しているところでございます。

ガソリン代への支援については、現在、価格高騰対策支援金で支援させていただいておりますが、訪問介護事業所が安定した運営を行うには、まずは公定価格を定める国において、物価

高騰や全産業の平均賃金、地域の実情等を踏まえた介護報酬の適時適切な見直し等が行われることが必要と考えており、引き続き国へ強く要望してまいります。

また、介護福祉士養成校の卒業生は、職場でリーダー的な役割となることが期待されており、県では、養成校が行う学生募集に係る経費等への支援事業に、今年度、留学生の試験対策費等を追加したほか、留学生向け奨学金への支援についても、生活費等を拡充するなど、支援の強化に取り組んでいるところです。

今後も、基金等を最大限に活用し、介護職を志す方など、介護人材の確保に向け、介護職場のPRや学生確保の支援などに取り組むとともに、介護事業所の運営状況や国の検討状況を踏まえながら施策の推進や国への要望など必要な対応を行ってまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君） 答弁をいただきました。続きは常任委員会の場に移したいと思います。

ある県内医療機関からの訴えです。ただでさえ医療機関の少ない地域で病院や医院がなくなったら、地域の住民の健康を支えることはできない。医療機関の経営はその地域住民の命に直結することを、もっと真剣に、深刻に考えていただきたい。介護事業も全く同じことが言えるのではないのでしょうか。もっと真剣に、深刻に取り組ましましょうと申し上げ、質問いたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君） 次に、大井岳夫議員。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君） 自民党県議団、大井岳夫です。通告に従いまして順次質問いたします。

初めに、県内大学、専門学校並びに学生への支援について質問します。

佐久市にある佐久大学信州短期大学部は、これまで5,000人が卒業し、介護福祉士や保育士などを養成する重要な役割を担ってきましたが、2026年度以降の学生募集を停止することを決めました。急速な少子化や4年制大学への進学志向の高まりなどの影響により、10年以上前から定員割れが続いており、長期的な学生確保は困難と判断しての結果です。

県内の他大学においても、近年同様の事態が起きています。募集停止や入学者減少は時代の流れだから仕方がないとの受け止めもあるかもしれませんが、では、このまま指をくわえて見ていけばよいのでしょうか。定員割れが続けば、いずれは学部が減っていき、最悪大学がなくなることによって東京や都市部への若者流出が加速します。

私が県内において活気を感じる町には、必ずと言っていいほど若者の姿があります。その受皿となる大学や専門学校が複数存在しています。さきに述べた佐久大学信州短期大学部は、募集停止という苦渋の決断となってしまいましたが、先生方や経営者が地域に飛び込み、高校を

回り、魅力を伝え、学び続けることの大切さを伝え、志望者に夢と希望を与え、掘り起こし、募り、そして出口として就職支援を重ねるなど、努力を重ねられた姿を私は見てきました。よって、特に私立大学や看護専門学校などが直面している危機を乗り切るためにも、県が共に考え、救いの手を差し伸べていただきたいとの思いより順次質問いたします。

まず、定員充足率についてですが、令和6年度の県内大学の入学者は、国公立大学では、定員1万2,246人を超過する1万3,019人で、充足率106.3%、私立大学では、定員4,628人を下回る4,420人、充足率95.5%であります。特に、私立の充足率は、立地や学ぶ内容によって学校ごとに開きがあるのが現状です。

総合計画において、県内の大学等の入学定員充足率100%と目標値を明確にしている県もありますが、本県は目標値を定めていません。その理由について県民文化部長に伺います。

県内の高校卒業後、県外に進学する学生は、令和5年度卒業生においては、9,525人中7,730人で、81.2%もの学生が県外に流出しています。一方、県外から県内大学への令和6年度の入学者数は2,292人で、内訳は、私立の僅か153人に対して、国公立は2,139人、全体の93.3%を占めています。このことから、県外から県内よりも県内から県外の人数のほうが圧倒的に多く、進学に伴い5,438人の若者人口が減少していることが見えてきます。

また、県外から県内の私立大学に進む学生は少数であるため、県内私立学校に通う学生はほとんどが県内出身者であることが分かります。したがって、県内の私立大学は、県内の高校生に対してどのようなアプローチを行い、選んでもらうかが学生確保の鍵となってきます。

そこで、県内の大学を選び県内から通う学生を増やすための施策として、新幹線・特急通学定期への補助制度の導入を提案しますが、所見を伺います。

また、交通事情等により県内からの通学が難しい地域から進学する学生においては、住居負担を軽減する対策を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。県民文化部長に伺います。

次に、県内複数の看護専門学校において、新型コロナウイルス感染症や少子化の影響などによって入学者が減少したことで定員を削減するなどの動きがあり、県内各地において将来医療を担う人材が不足するのではないかという懸念が高まっていますが、問題認識を伺います。また、今後こういった支援や取組を行っていくのか、健康福祉部長に伺います。

2024年度には、345校の全国の私立大学が定員を下回り、これは全体の59.2%に達しています。地方のみならず、大都市圏でも学生募集が難しくなっていますが、地方大学の存在は、急速に人口減少が進む中、若者の県外流出の歯止めとなっています。

「人口戦略法案」著者の山崎史郎氏が2020年に行った調査によると、北陸・甲信越にある大学を卒業した学生が就職先に選択した企業の場合は、61.1%が地元の北陸・甲信越と、大学のあるエリアとなっています。この数字からも、大学進学時に本県の大学を選択してくれば、

若者の県外流出を食い止めることにもつながることが分かります。

若者の県外流出のうち、特に女性の割合が高いことが指摘される中、さきに触れた看護専門学校は、女性の割合が高いことから、女性の県外流出を食い止めるといった観点からも大きな役割を果たしていると捉えています。

県内から大学が減少する、もしくは学部が失われ募集定員が減少することとなれば、ますます東京一極集中が進むと考えますが、本県における若者人口減少、若者人口維持の観点より、大学の役割についてどのように捉えているのでしょうか。また、進学者を増やすために県としてどのような支援ができるか、知事の所見を伺います。

令和7年から、扶養する子供3人以上の世帯への大学等の授業料等無償化の拡充が実施されました。多子世帯の場合は、親の所得制限なしで、私立大学の授業料70万円、入学金26万円を上限として減免する制度ですが、経常収支悪化等の理由により、県内には対象とならない私立大学も発生しています。それは、子供3人以上の多子世帯から大学選択において敬遠される要因となり、大学経営にとって大きなハンデとなってしまいます。このような大学への支援策を県においても検討すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、カスタマーハラスメント対策について質問します。

県は、今年の2月から3月にかけて、企業等や労働者にカスタマーハラスメント、以下カスハラと略しますが、実態調査を行いました。調査によると、カスハラ対策を講じている企業は28.8%にとどまり、「対策を検討しているが講じていない」が30.8%、「対策を講じていない」が40.4%と、合わせて7割超であります。その理由として、「カスハラと正当なクレームや要求とを区別するのが難しい」が32.3%、「必要なスキル・ノウハウがない」が31.1%と上位を占めています。

これまでも、県庁内でもカスハラについて対応されてきていますが、調査により、カスハラによる業務への支障、時には精神に大きな負担が生じている状況がつまびらかとなりました。この状況をどのように受け止めているか、総務部長に伺います。

次に、調査により明確となった、カスハラによって、企業、行政問わず業務に支障が生じ、精神的な負担となっている状況をどのように受け止めているか、知事に伺います。

カスハラについて情報収集、意見交換をする中において、市町村職員から、カスハラと正当なクレームや要求とを区別するのが難しく、どこからがカスハラなのかの線引きを県において示してほしいとの声がありました。労働者を守り、仕事をしやすくさせるのが事業主の役割です。さきに触れた調査結果から、対策を講じていく必要があると考えますが、今後どのように進めていくか。また、将来的に条例化も視野に入れたガイドラインの制定が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○**県民文化部長（直江崇君）** 私には2点御質問を頂戴しております。

まず、県内大学等の入学定員充足率の目標値を設定しない理由についてでございます。

本県におけます県内18歳人口に対する県内大学入学者数の割合、これを収容力と申しますけれども、こちらは、全国と比べて低い状況でございます。令和6年時点の全国順位は44位と、こんな状況でございます。収容力は増加傾向にあるものの、大学進学者の約8割が県外へ進学している状況であることから、若者の県内大学への進学を促進し、若年人口の増加や地域活性化につなげていく必要があると考えております。

このため、令和5年3月に策定いたしましたしあわせ信州創造プラン3.0におきましては、高等教育の振興による地域の中核的な人材の育成を目指して、プランの策定時、これは2022年度になりますが、このときに21.1%でありました県内大学の収容力を、2027年度に25%に向上するということを達成目標としております。新たな大学・学部の設置と定員充足によりこの目標を達成すると、県内大学の入学者数を10%程度増加させることとなりますので、高等教育の振興に関しまして、入学定員充足率ではなく、収容力を目標としたところでございます。

続きまして、県内大学へ県内の実家から通う学生を増やすための支援策等についてのお尋ねをいただいております。

現在、県内には、国公立、私立を合わせ、北信から南信まで各地に大学、短期大学のキャンパスが点在しておりまして、学生の通学条件はそれぞれ異なっております。

御提案いただきました新幹線、特急を利用して遠距離通学を行う学生への通学定期補助制度につきましては、一定の効果が期待できます一方、受益対象のエリアが限られる、あるいは、どのくらいの学生が対象となりどのくらいの需要が誘発されるか、これらについて課題があると考えておりまして、この点を慎重に見極める必要があると考えております。

このため、経済的に恵まれない家庭であっても意欲のある学生の進学のを確保するために、まずは国が制度化を行い、日本学生支援機構が支給しております返済不要の給付型奨学金制度を活用いただき、県内の通学不可能な地域から進学する学生の住居負担等の生活費や通学費を賄えるように促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○**健康福祉部長（笹渕美香君）** 私には看護専門学校に係る問題認識と今後の支援等についてのお尋ねでございます。

県内の3年課程の看護専門学校における今年度の入学者数は、入学定員350人に対し256人でした。5年前と比べ入学定員は40人、入学者数は113人それぞれ減少しております。このよう

な少子化等の影響を受けた入学定員及び入学者数の減少については全国も同じ傾向でございます。

看護職員の確保に当たっては、県内の看護専門学校は県内就業率が9割と高く、人材育成の重要な役割を担っており、入学定員数及び入学者数の減少は、今後の看護人材確保に向けた課題であると認識しております。

県では、看護専門学校等への就学促進に向けて、県内病院や高校の進路指導担当者との情報交換や、パンフレットの全校配付、看護専門学校の運営費補助金への学生確保加算の創設、社会人に対するリカレント教育などに取り組んでいるところでございます。

今後は、これらの取組について学校や医療関係者と連携を図りながら着実に進め、加えて、選ばれる職場づくりに向けた職場環境改善の推進、離職者の再就職に向けた相談や研修等による復職支援についても関係団体と共に取り組み、県内で必要な看護人材の確保に努めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には4点御質問を頂戴いたしました。

まず、県内大学の役割についてどう捉えているか、また、進学者を増やすためにどのような支援ができるかという御質問でございます。

県内の高等教育機関は、若者の県外流出を食い止め、また、県外から県内へ若者を呼び込むとともに、地域にとって不可欠な人材を養成する大変重要な役割を果たしているというふうに考えております。今後、地域の活力を維持し、若年層の人口を増やしていく、あるいは交流人口を増やしていくということを考えれば、極めて大きな、そして重要な役割を果たしていただけるものというふうに考えています。

県内高校からの大学進学者の約8割が県外に進学しているという現状の中で、私どもとしても、この高等教育については、かねてから問題意識を持って取組を進めてきたところでございます。

例えば、受験生の選択肢の拡大につながる学部・学科を新設する大学に対する支援や県内大学の魅力の発信については、ガイドブックの配付やいろいろな広報を行わせてきていただいております。また、インターンシップの充実などを通じての産学官の協働による人材育成の推進や、県教育委員会が主催しての会議、イベント等での周知に取り組んでまいりました。今年度も、事業を拡大させていただいた大学等の魅力発信に加えて、産学官の協働による人材育成、高校と連携した取組にもしっかりと力を入れていきたいと考えております。

折しも、私は、文部科学省が設置しております2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学

の在り方検討会議に参画させていただいております。多くの方々は大学関係者や経済界の皆様方ですが、私からは、地域の視点として、国立大学はもとより、私立大学もこれからの地域の活力を維持していく上では極めて重要だという観点から様々な発言をさせていただいているところでありまして、多くの点は大井議員の問題意識と重なるのではないかというふうに考えております。

続きまして、高等教育の修学支援新制度の対象とならなかった県内大学への支援を検討すべきと考えるがどうかという御質問でございます。

国における高等教育修学支援新制度は、令和２年度から開始されてきているわけでありまして、今年度からは多子世帯への全額免除も始まったわけでありまして、このこと自体は、教育費の負担軽減という観点から望ましい方向だというふうに受け止めております。

しかしながら、御質問にもありましたように、大学が一定の要件を満たさなければ対象にならないということで、大学も実際に不利益を受けると同時に、やはり学生も受けてしまう。私としては、大学の経営に対するペナルティーの影響を学生が被ってしまうということは大変問題が大きいんじゃないかというふうに思っております。

この大学経営と学生支援ということについては、やはり視点をしっかり分ける必要があるというふうに考えておりますし、こうした減免制度が適用されなくなることは、大学の経営を圧迫して、特に、地方にとっては、先ほど申し上げましたように、非常に大切な学びの拠点でありますので、そうした学びの拠点の存続が難しくなるということは地域全体にとっても大きな課題だというふうに思っております。こうしたことから、先ほど申し上げた私立大学の在り方検討会議におきましても、これは分けるべきだということを私から主張させていただき、他の委員からも同様の御意見が出されているという状況でございます。これからもあらゆる場面を通じてこの制度の見直しを国に対して求めていきたいと考えております。

一方、国が何もしなければ県も何もしないということではいけないというふうに考えております。大学が減免制度の対象とならないときに、減免の対象となるであつたろう学生のうち、特に大学に入るときには世帯所得の面で対象ではなかったけれども、その後家計急変等で所得が下がって、本来減免されるべき学生という方たちも存在する可能性があるわけでありまして、私どもとしては、そうした在学生等については、不利益を被ることがないよう、何らかの緊急措置を検討していきたいと考えております。

あわせて、こうした経営課題を抱えている県内の高等教育機関には、私どもももっと寄り添って対応していかなければいけないというふうに考えております。信州で学ぼう！魅力発信事業などを通じて大学の魅力をもっともっと発信していきたいというふうに思っております。様々な取組を通じて、入学者が増え、収容定員充足率の向上など修学支援制度の要件を満たす

ことができるように県としても協力していきたいと考えております。

続きまして、カスタマーハラスメント実態調査結果の受け止めについてという御質問でございます。

今回の調査は、令和7年の2月から3月にかけて、県内企業、市町村・保育所、労働者を対象としてそれぞれ実施させていただきました。企業及び市町村・保育所の調査におきましては、いわゆるカスハラが発生している割合が、企業では2割超、市町村・保育所では5割超という状況であります。被害の内容としては、通常業務の遂行への悪影響、従業員や職員への影響といった回答が上位を占め、業務に支障が生じていることなどが把握できたところでございます。

また、労働者に対する調査では、受けたカスハラ行為として、威圧的な言動、対面または電話での精神的な攻撃といった回答が上位を占めたところでございます。心身への影響としては、嫌な思いや不快感が続いた、腹立たしい思いが続いたといった回答が上位を占め、行為を受けた労働者の方が精神的な負担を継続的に感じていることなどが分かったところでございます。

こうしたことから、働く方にとって、やはり精神的な面やその後の職業生活に与える影響は非常に大きいものがあるというふうに思いますし、企業にとっても、生産性の低下や業務遂行への悪影響にもつながりかねないということで、この問題は深刻で重要な課題だというふうに改めて認識しているところでございます。

続きまして、この調査結果を受けた今後の対策とガイドラインの制定という御質問でございます。

今月4日に成立いたしました改正労働施策総合推進法におきましては、国の責務として、カスタマーハラスメント対策のための指針を定めることや、事業主あるいは国民の関心と理解を深めるための広報啓発活動が努力義務として定められたところでございます。

先ほど申し上げたような調査結果を踏まえれば、これは、私ども県としても早急にアクションを起こしていくことが必要だというふうに考えております。そのため、まずは労働団体、経済団体等関係団体の皆様方と今回の調査結果や問題を共有していきたいというふうに思います。各主体ができることに取り組んでいただくことに加えて、協力してこのカスタマーハラスメントを許さないという県民意識をぜひ醸成していきたいと考えております。

法律上は県としての責務はないわけでありますけれども、関係団体の御意見を伺った上で、県としてできる対策、できる取組の方向性を考えていきたいと思っております。例えば、関係団体の皆様方と一緒に、カスハラを許さないといった趣旨で共同で宣言を行うといったようなことも考えられるのではないかと考えているところでございます。

なお、県独自のガイドラインの制定につきましては、その必要性について、今後の国の動向

や取組を注視しつつ、また、今申し上げたように、関係者の皆様方の御意見も踏まえた上で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には県職員に対するカスハラの状態とその受け止めについての御質問を頂戴いたしました。

今回の調査は、県職員は含まれておりませんが、令和5年度に県職員を対象に行いましたコンプライアンス等に関する意識調査では、1年以内にカスタマーハラスメントを受けたと感じたことがあると答えた職員の割合は21.8%であり、具体的には、頻繁あるいは長時間の電話等の対応、怒鳴り声や人格否定などの誹謗中傷といった事案が多いという状況でございます。

県としては、県民の皆様からの貴重な御意見は、県の業務の見直しの機会としても重要であり、行政経営理念を踏まえ、御意見を真摯に受け止め、県民の皆様に寄り添った対応を取ることを基本としております。しかしながら、さきに述べたようなハラスメント行為は、対応した職員の心身両面に大きな負担となるばかりでなく、業務が滞るなど、県としても重大な問題であると受け止めております。

県では、これまで、執務室で騒いだ者などに対し課室長等が行為の中止や退去を命ずることができることなどを定めた庁舎管理規則の制定、正しい知識の習得のための研修会の開催や県独自の不当要求行為への対応の手引の策定など、実際にハラスメント事象が起きた場合に組織として一貫した行動を取れるよう対応してきたところでございます。

今月、労働施策総合推進法の改正案が成立し、事業主は雇用管理上必要な措置を講じることとされたことから、県としても、要綱等の制定による体制の整備や、具体的な対応を定めたマニュアルの策定に加え、カスハラに対応した執務環境の整備、接遇の向上も含めた研修の充実などに取り組んでまいります。

以上でございます。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）大学、学生支援におきましては、緊急対応を検討するという答弁をいただきました。早急な対応を期待するものであります。

また、そのほかにも、県内大学関係者が一堂に会し、課題を共有し、課題改善に向けて共に考える場を県主導でつくっていただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、県民の命と安全を守るための対策について質問します。

高齢者や外国人ドライバーによる高速道の逆走、駐車場での暴走事故が、県内外を問わず、連日のように報道されています。交通事故は、何の前触れもなく人を襲い、時に大切な命を

奪ってしまいます。ただ、私は、防げる事故も確実にあると思っています。交通事故による被害者を減らし、そして、自らが加害者とならぬためにも、あらゆる予兆を見逃さず、これまで以上に踏み込んだ対策が必要であるとの思いより、八つの視点より順次質問いたします。

ここ数年で、高速道路における逆走事故が増えています。逆走は重大な事故につながるおそれが高いことから、県内の逆走における直近３年の通報件数や発見件数について伺います。さらに、啓発など今後の対策についても伺います。

次に、県内における過去３年の70歳以上の高齢者の運転免許更新の推移について伺います。

75歳以上を対象に認知機能検査がなされていますが、認知機能検査の内容と、その中で認知症のおそれありと認定された令和６年の件数及び取消しとなった件数について伺います。

今月11日、中央道を逆走し、追突事故を起こした県内在住の高齢男性は、今年３月に免許を更新した際には認知機能検査をクリアしたとの報道があります。そこで、更新時以外に認知機能検査の低下のおそれのある方を把握する機会はあるのか、伺います。あわせて、把握した場合はどのような対策を取っているのでしょうか。さらに、過去３年における高齢者の運転免許証の自主返納状況と取組について伺います。

次に、外国人が本国で自動車を運転する際に必要である外国免許切替えにおける概要及び県内における過去３年の外国免許切替え件数、合格率について伺います。また、外国人運転手の交通事故を防ぐための取組について。以上３項目を警察本部長に伺います。

県内において、先月、スーパーにおいて高齢者が運転する車が暴走し、１人がはねられ亡くなるという事故が発生。今月も、高齢男性が運転する車がスーパーの駐車場内から出る際、向かいの店舗の壁に衝突し、助手席の妻が亡くなるという痛ましい事故が起きてしまいました。いずれも、暴走の理由は、ブレーキとアクセルの踏み間違いの可能性が高いと指摘されています。県内の10町村において踏み間違い防止装置の取付け等に関する補助制度を設けていますが、県においても補助制度を設け、市町村の後押しができないか、県民文化部長に伺います。

次に、信号機の点検はどれくらいの頻度で行っているのでしょうか。また、県内3,567基のうち527基、14.8%が信号制御機の更新基準となる19年を経過しているとの報道がなされましたが、今後どのように計画的な更新を進めていくか、警察本部長に伺います。

次に、県管理道路における穴等を原因とする事故件数、損害賠償額、保険料の直近３年の推移について伺います。

事故発生時は、状況にもよりますが、一定割合で修理費の自己負担が生じる可能性があることから、運転者と県、お互いにとって、事故を防ぎ、減らすにこしたことはありません。また、県職員の事故対応に係る労力も減らせます。道路の点検や補修は行政任せにしておけばいいというのは、これから求められるべき協働による自治のあるべき姿ではありませんとの考えより、

事故を未然に防ぐために県民と協働して行う対策について建設部長に伺います。

次に、先月、須坂市において、農業施設が強風で飛ばされ、運転中の長野電鉄の列車と衝突したことによる死傷事故が発生しました。地球温暖化の影響により災害は激甚化し、ゲリラ豪雨や突風の発生するリスクが年々高まる中、事故の原因を究明し、二度と同じような事故が起きぬよう、早急な対策が必要です。

そこで、重大事故につながりやすい高速道路や鉄道の線路沿いなどにおける農業施設の確認、安全対策について、今後どのように進めていくか。また、市町村と連携しながら進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。農政部長に伺います。

最後に、本県には877か所の勝手踏切があり、岩手県に次いで全国で2番目に多い数字。同様に、遮断機も警報機もない第4種踏切道も110か所と、これも山口県に次いで全国で2番目に多い数字です。

昨年、群馬県内の第4種踏切道において、児童が列車にはねられ亡くなるという痛ましい事故が起きました。父親は、悲しい事故が二度と起きないように全国で安全対策を進めてほしいと訴えられています。事故を契機とし、群馬県では、事故当時74か所あった第4種踏切を順次廃止し、2029年度までに全面解消を掲げています。

本県においては、長野県踏切道改良協議会合同会議において第4種踏切道の解消を関係機関に働きかけていることが、これまでこの問題について複数回取り上げられてこられた小林君男議員の昨年11月定例会の質問において示されていますが、令和5年度の2か所解消以降の進捗状況と今後の方向性について、県民文化部長に伺います。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察には逆走事案対策など4点の御質問をいただきました。

まず、1点目の逆走の関係についてお答えいたします。

長野県的高速道路におきまして過去3年間に受理した逆走に関する通報件数についてお答えいたします。令和4年中は、29件の通報のうち12件について逆走車両を発見しております。令和5年中は、21件の通報を受け、このうち3件について逆走車両を発見しております。令和6年中につきましては、12件の通報を受け、このうち4件について逆走車両を発見しております。最後に今年でございますが、5月末現在において通報件数は3件でございますが、逆走車両の発見には至っておりません。

次に、逆走を防止するため県警察が行っている対策としまして、インターチェンジやサービスエリア等における道路管理者と連携した広報啓発活動、安全運転管理者講習等の各種講習会における交通安全教育があり、逆走の危険性や逆走事故の重大性ととも、逆走車両遭遇時の対応要領等についても周知を図っております。本年は、5月2日に中央自動車道西宮線上り線

駒ヶ岳サービスエリアにおいて、NEXCO中日本と共同で逆走防止啓発活動を行っております。

県警察としましては、今後も、必要に応じて道路管理者に対して誤進入防止のための要請や助言を行うとともに、道路管理者と一層の連携を図りながら啓発活動等逆走事案の防止対策に取り組んでまいります。

2点目の高齢者の免許更新についてお答えいたします。

70歳以上の高齢者の運転免許更新の過去3年間の推移につきましては、令和4年は8万7,154人、令和5年は8万3,896人、令和6年は9万6,613人となっております。更新者全体に占める70歳以上の高齢者の割合ですが、令和4年は27.0%、令和5年は27.4%、令和6年は29.2%と、年々増加傾向にあります。

それから、認知機能検査についてでございますが、これは75歳以上の高齢運転者を対象とした検査であり、運転免許更新時に受検する更新時認知機能検査と、一時停止、信号無視等の一定の交通違反をした場合に受検する臨時認知機能検査があります。この検査の内容ですが、年月日、曜日、時刻を答えるという時間の見当識、それから、見た絵を覚え、どんな絵だったかを答える手がかり再生と、こういったものにより、記憶力、判断力を判定するものです。検査の結果、認知症のおそれありと判定された場合には、運転への支障の有無を判断するため医師の診断を受けることとなり、診断の結果によっては運転免許の取消し等の処分対象となります。

令和6年中の認知機能検査の受検件数は7万3,848件、このうち更新時認知機能検査の受検件数は7万1,612件、臨時認知機能検査の受検件数は2,236件になります。この認知機能検査は複数回受検可能でありまして、その中で認知症のおそれありと判定された方は延べ1,689人となっております。このうち、運転免許証を自主返納された方が410人、運転免許を失効した方が119人となります。運転免許の取消し及び停止の処分を受けた方は昨年はいませんでした、令和5年までは数人の方が取消処分を受けております。

次に、お尋ねの運転免許更新以外における把握をする機会としては、御指摘のように、高速道路における逆走事案や各種の警察活動を通じて認知症と疑われる高齢運転者等を発見した場合に、警察署等から運転免許課への報告を行う要領を定め、実施しています。また、主治医等の医師が運転に支障があると判断した場合の公安委員会への届出や、75歳以上の方が一時停止、信号無視等一定の交通違反をした場合に受検する臨時認知機能検査等により把握しております。

認知機能の低下のおそれがある方を把握した場合の措置としては、警察職員が個別に聞き取りを行った上で、公安委員会の認定医による臨時適性検査や主治医による診断書提出命令により運転適性について判断することになります。結果によっては、運転免許の自主返納を促し、自主返納を行わない方については運転免許の取消し等の行政処分を行っております。

次に、過去３年における75歳以上の高齢者の運転免許証の自主返納の状況についてお答えいたします。

令和４年は5,998人、令和５年は5,843人、令和６年は5,738人となっており、令和元年をピークに減少傾向にあります。

運転免許証を自主返納しやすい環境づくりのため、長野県独自の新たな取組として、令和６年３月24日から、それまで代理人による運転免許証の自主返納の申請は３親等以内の親族、入居施設の職員、市町村職員からの申請のみとしておりましたが、この制限を撤廃し、委任状により申請者の意思が確認できれば誰でも代理人として申請可能とするなど、高齢運転者の負担軽減を図っております。

次に、３点目の外国免許切替えについてお答えいたします。

外国免許切替えの概要につきましては、有効な外国の運転免許証を受けている方について、日本の運転免許を付与するに当たり、運転免許試験のうち学科試験と技能試験を免除することができるものです。具体的には、書面審査、適性試験及び運転に関する知識の確認、技能の確認に合格した場合に日本の運転免許証が交付されます。

外国免許切替えの申請の状況は、令和４年の申請が1,977件、このうち合格者は531人。令和５年の申請が2,529人、合格者は758人。令和６年は申請が3,354件、合格者は895人となっておりまして、申請数、合格者数ともに増加傾向にあります。令和６年の運転に関する知識の確認の合格率は88.2%、技能の確認の合格率は19.2%となっております。

それから、外国人運転者の交通事故防止対策ですが、英語を併記した一時停止規制標識を平成29年から導入しており、令和６年度末現在、県内2,272か所に設置しています。また、押しボタン式の歩車分離式信号機の利用方法に不慣れな外国人が迷うことのないように、外国人観光客が多く利用する県内39交差点の信号用押しボタン表示板に英語表記シールを順次貼っております。

最後に、信号機の点検の頻度等についてお答えいたします。

交通安全施設の故障、不具合を防止し、常に良好な状態を維持するため、県警察では、警ら等の日常の警察活動の機会を捉えた常時点検、風水害等の災害発生直後の特別点検のほか、年に１度、全県を４エリアに分け、保守点検業者と契約して点検を行う定期点検を実施しております。点検の結果、不具合が判明した場合は、その都度修繕を行い、良好な状態を維持できるよう努めています。また、交通管制センターが制御している信号機や機器についてもそれぞれ保守点検業者と契約を行っており、不具合の発生時には24時間365日対応できる体制を構築しています。

さらに、これらの点検のほか、交通安全施設の整備等について意見や要望を受け付ける信号

機・規制標識BOXを県警ホームページの中に設置し、道路利用者から広く意見を受け付け、交通安全施設の維持管理に反映させています。

信号制御機の更新については、警察庁から、製造からおおむね19年を更新基準とする旨が通達されております。県警察は、令和5年度に254基の制御機を更新しており、令和5年度末現在で、全制御機数3,567基のうち19年を経過した更新対象の制御機は527基と、全体の14.8%となっております。それから、令和6年度ですが、160基の制御機を更新し、6年度末現在で、全制御機3,564基のうち更新対象の制御機数は441基で、全体の12.4%となっており、年々更新対象制御機を減少させています。令和5年度末時点の全国平均が24.3%でありまして、長野県の14.8%は全国14位という数字になります。

以上のとおり、制御機の更新遅れが解消するように、毎年更新対象数を上回る数の制御機を更新しており、今後も引き続き計画的に更新を推進し、交通安全施設の適切な維持管理に努めてまいります。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私には2点お尋ねを頂戴しております。

まず、踏み間違い防止装置の取付け等に関する補助についてのお尋ねでございます。

交通事故全体に占めますペダルの踏み間違いによる事故の割合は1%程度と小さいものの、高齢者による事故が多発しているといった特性がございます。このため、国におきまして、この場合経済産業省と国土交通省になりますが、高齢者が安全運転サポート車や安全運転装置等を購入する際の補助制度を設け、一定の成果を上げてまいりましたが、国産新型車の保安基準として衝突被害軽減ブレーキの搭載が義務づけられ、市場による普及が見込まれることから、搭載が義務づけられた令和3年11月に制度が終了したものと承知しております。

踏み間違い防止装置の取付け等に関する補助制度につきましては、1点目として、今年の12月からは、これまで国産新型車が対象とされておりました衝突軽減ブレーキの義務づけが、一部の車種、これは軽トラックになりますが、これを除いて、国産の新車にも広げられるということがございます。2点目といたしまして、令和10年9月からは、国産の新型乗用車へのペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載を義務化する方針が示されております。3点目として、県内で高齢者を対象とした安全運転サポート車等の購入補助を実施している市町村が、申請数が少ないという理由から年々減少している。こういったことなどから、県におけます制度の創設に関しましては、安全運転サポート車の普及状況等に加えまして、国や県内市町村の動向も踏まえた慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

続きまして、第4種踏切道の解消に向けた進捗状況と今後の方向性についてでございます。

第4種踏切道の解消に向けましては、踏切道改良促進法に基づき設置された長野県踏切道改

良協議会合同会議に出席いたしまして、第4種踏切道の廃止や第1種化に向けた協議を進めております。

本年3月、この合同会議におきまして、第4種踏切道の解消には道路管理者や地元自治体の協力が不可欠との意見が出されたことなどを踏まえ、今年度、交通安全を所管いたします県民文化部と交通政策局、建設部、鉄道事業者による打合せ会議を開催いたしました。この会議では、道路管理者に対する第4種踏切道廃止に向けた検討の依頼や鉄道事業者の取組の情報共有を行うこと、また、継続して検討を進めていくことなどについて確認しております。

また、県内鉄道事業者に現状を確認したところ、令和6年度中に県内3か所の第4種踏切道を廃止したほか、関係者との協議に時間がかかる箇所などについては、暫定的な安全対策として手動の踏切ゲートを設置する等の対応を進めております。

引き続き、県民の安全・安心の確保に向けて、国や関係機関と共に第4種踏切道の解消に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には県管理道路における事故の損害賠償状況と県民との協働による対策についてのお尋ねです。

道路の穴等を原因とする事故の直近3年の推移についてですが、まず、発生件数は、令和4年度が158件、5年度が163件、6年度が218件と増加傾向にあり、事故の原因としては、道路の穴や支障木、落石等がございます。

続いて、損害賠償額は、令和4年度が1,107万円、5年度が1,784万円、6年度が1,665万円です。保険料は、道路損害賠償責任保険の加入額になりますが、令和4年度が2,560万円、5年度が2,343万円、6年度が2,184万円となっております。

事故を未然に防ぐには、損傷箇所の迅速な把握が重要であり、現地事務所において全路線の道路パトロールを行うとともに、県民の皆様からも道路に関する情報をお寄せいただいております。

具体的には、一般県民の方や信州ロード観察隊に御登録いただいた県民や企業の皆様からのSNSや電話、メールによる通報、また、コンビニや運送会社などとの包括連携協定に基づく通報などがございます。このほか、道路アダプト団体や愛護会の皆様と協働して、放置しておく通行や見通しの支障となり得る樹木の枝切りや沿道の草刈りといった事故防止につながる活動も行っております。

今後も、県民の皆様と協働し、損傷箇所の迅速な把握と対応に取り組み、道路上の事故を減らすよう努めてまいります。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には高速道路や線路沿いの農業用施設の安全対策についてのお尋ねでございます。

県では、事故の発生直後、市町村やＪＡを通じて、強風に備えた農業用施設・資材の点検・補強に関する注意喚起の文書を発出するとともに、県のホームページやメールマガジンにて農家へ周知を行いました。

農業用ビニールハウスなどの簡易な構造の施設は、建築基準法上の建築物に該当しないものもあるため、設置者の判断で安全対策を実施いただく必要がある一方で、県としましては、痛ましい事故を繰り返さないための対応が必要と考えております。多種多様な形で多数存在する農業用施設などを把握することは大きな課題でございますが、今後、市町村等における対応状況や課題をお伺いした上で、農業者団体等とも連携し、可能な対応を検討してまいります。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）それぞれ答弁をいただきました。

長野電鉄の事故を受け、線路沿線や高速道路に近い場所にある構造物は農業施設だけにとどまらないことから、部局横断的な対策が必要であると考えます。県民の命を守るために阿部知事のリーダーシップを期待しまして、一切の質問を終わります。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明27日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑並びに決算特別委員会の設置等を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後３時32分延会

令和 7 年 6 月 27 日

長野県議会（定例会）会議録

第 5 号

令和 7 年 6 月
第439回長野県議会（定例会）会議録（第5号）

令和7年6月27日（金曜日）

出席議員（56名）

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇一郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大 会 局 長 北 島 隆 英
農 政 部 長 村 山 一 善
林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
建 設 部
リニア整備推進局長 室 賀 莊一郎
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千鶴子
議事課担当係長 萩 原 晴 香

議 事 課 主 事 片 桐 美代子
総務課庶務係長 村 田 吉 弘
総 務 課 主 査 池 田 光
総 務 課 主 査 東 方 啓 太

令和 7 年 6 月 27 日（金曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

決算特別委員会の設置等

陳情取下げの件（日程追加）

議員提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

決算特別委員会の設置等

請願・陳情提出報告、委員会付託

陳情取下げの件

議員提出議案

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑並びに決算特別委員会の設置等であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、向山賢悟議員。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）おはようございます。伊那市区選出、自由民主党県議団の向山賢悟でございます。それでは、通告に従い、暮らし、産業、行政を守るための「動かすBCP」について、企業経営、農業経営、行政経営の三つの主体、視点に分けて質問させていただきます。

まずはBCP、業務継続計画の必要性、重要性についてであります。

自然災害や感染症、サイバーリスクなど、危機が多様化、複雑化する中で、県民の命と暮らし、そして地域経済を守るためには、全ての主体においてBCPの整備と実効性の確保が必要不可欠であります。

長野県総合5か年計画・しあわせ信州創造プラン3.0においても、BCPは、持続可能で安定した暮らしや、創造的で強靱な産業の実現に向けた重要施策として明記されております。しかしながら、現状では、市町村、企業、農業経営体それぞれにおいて、計画の実効性、訓練体制、更新頻度等に課題が残されており、県のリーダーシップの下、全体最適を図る視点が求められております。今後は、企業、農業、行政が連携し、危機に強い信州の未来を築くためのBCP推進体制の強化が必要であると考えます。

そこで、まずは企業経営におけるBCP推進についてであります。

長野県全体、とりわけ私の地元である伊那・上伊那地域には、精密加工や電子部品製造を中心としたものづくり産業に加えて、農業、食品加工、観光といった多様な産業が展開されており、地域の雇用と経済を支える重要な基盤となっております。

こうした産業の多様性と中小企業の集積性が特徴である一方で、地震、台風、豪雨などの自然災害に加え、感染症、サイバー攻撃、物流混乱といった新たなリスクも顕在化する中、企業がいかに危機的状況のときにも業務を継続し、地域の暮らしと経済を守るかが喫緊の課題であります。

南海トラフ地震への懸念や豪雨災害の頻発など、自然災害への備えがより一層重要となる中、企業のBCP策定は、単なる防災対策にとどまらず、地域の経済と雇用を持続可能な形で支える取組であると強く認識しております。

御承知のとおり、BCPとは、自然災害や緊急事態においても人命を守りながら企業活動の中核を維持し、できる限り早期に業務を復旧させるための計画であり、企業自身の存続のみならず、地域経済の安定や住民生活の継続にも密接に関係するものであります。

帝国データバンクが2024年に公表した調査結果によりますと、長野県内の企業では、BCPを策定していると答えた企業が21.5%、これは前年より0.3ポイント上がり、過去最高となっております。一方で、策定中、検討していると答えた企業を含めた、いわゆる策定意向のある企業は57.2%と、全国平均を上回ってはいるものの、3年連続で減少傾向にあるという結果がありました。これは、2019年の東日本台風や新型コロナの直後に一気に高まった危機意識が時間とともに少しずつ薄れてきていることの現れとも言えると思います。

また、策定に至らない理由としては、ノウハウやスキルがない、人手や時間が足りないといった中小企業特有の課題が依然として大きく、特に、小規模事業者や家族経営の事業体では、BCPの必要は認識していても、実際の策定や運用には至っていないのが実情であります。こうした傾向は、地元の商工団体や中小企業の皆さんとの日々のやり取りの中でも明らかでございます。

このような状況の中で、長野県では、BCP策定支援ツールの提供やモデル・ひな形の公開、

セミナーの開催、商工団体との連携による専門家の派遣支援など、多角的な支援を展開していると承知しています。これらは、BCP策定への第一歩としては大きな役割を果たしている一方で、策定率の向上だけでなく、計画の実効性や継続性を確保する体制づくりが一層重要であるわけであります。

特に、上伊那地域では、BCPが求められる分野も多岐にわたります。例えば、ものづくり産業において、精密機器の復旧体制、資材調達の多様化、代替生産体制の整備が必要であります。農業では、収穫、出荷のタイミング損失への備えや作物被害への柔軟な対応が求められるわけであります。観光・宿泊業では、インフラ寸断時における営業継続や顧客対応が大きな課題であります。

このように、様々な業種、規模、経営形態を持つ企業が共存する地域だからこそ、それぞれの業態やリスク特性に応じたBCPの在り方が必要ではないかと考えるわけであります。個社の努力だけでは限界がある中、県の伴走支援や成功事例の横展開、さらに、企業、商工団体、行政が連携する地域連携型BCPの構築が必要であります。BCPを、単なる防災対策ではなく、地域経済を止めないための経営インフラとして捉え、県としての支援のさらなる強化を検討していただきたいと思います。

そこで、米沢産業労働部長に3点お伺いいたします。

1点目として、長野県では、企業のBCP策定意向は全国平均を上回る一方で、実際の策定率は伸び悩み、意向も年々減少傾向にあります。策定後も、訓練や更新など運用面での実効性に課題が残っております。こうした状況について、産業労働部としての現状認識と、特に中小企業における実態把握、支援の取組、課題についてお伺いいたします。

2点目として、策定率を高めることに加え、内容の実効性、訓練、更新といった継続性の観点から、BCPを形ある計画から動く仕組みへと実際に運用可能な計画に仕上げていくために、県として今後どのような支援強化策を講じていくのかをお伺いいたします。

3点目として、伊那・上伊那地域のように、多様な産業を展開する中小企業が集積する地域においては、画一的な支援では限界があります。県のBCP支援策に加えて、商工団体、自治体との連携による地域連携型BCPの構築が重要と考えますが、県として地域特性に応じたモデル構築や支援強化の方針について御所見をお伺いいたします。

次に、農業経営におけるBCP推進についてであります。

近年、農業現場においても、豪雨、台風、干ばつ、地震、さらには感染症の拡大など様々なリスクが、農作物の生産、出荷、販売に深刻な影響を与えています。伊那・上伊那地域に限らず、長野県は中山間地域が多く、標高や気象条件も様々であり、局地的な豪雨、積雪、斜面崩壊などの災害が農業経営に大きな打撃を与えやすい構造にあります。

こうした状況に対応するため、農業経営においても、動くBCP、すなわち実効性のある業務継続体制の整備が極めて重要と考えます。BCPは、人命や家畜の安全確保をはじめ、被害を最小限に抑え、事業の早期復旧を図る行動計画であり、農業経営を持続可能なものとする上で必要不可欠な経営手段でもあります。

国においても、農林水産省が農業版BCP策定の普及を推進しております。自然災害や家畜疾病などのリスクに備えるため、リスク評価、重要業務の特定、資源の確保、関係機関との連携といった五つのステップを軸としたガイドラインが提示されております。また、園芸産地における非常時対応力を高めるためにも、パンフレットやチェックリストを活用した普及啓発活動が進められております。

さらに、農業関連分野として、食品産業事業者においてもBCPの策定や事業者間の連携強化が図られ、不測時における食料供給の継続に向けた体制づくりが進行中であります。飼料穀物に関しても、輸入依存度が高い現状を踏まえ、配合飼料メーカー等によるBCPに基づいた備蓄体制が支援されており、畜産業の安定にも寄与しているわけであります。

しかしながら、長野県では、中小規模の個人農家が多く、BCPの認知や策定についてはまだまだ限定的であり、地域差や業種差が見受けられるわけであります。農業は、地域に根差した営みであり、一つの経営体の停滞が、地域の流通、加工、販売に波及することから、個々の農業者の取組に加え、JAや自治体との連携による地域連携型農業BCPの構築が不可欠であると考えます。

県としても、農業経営体の規模や特性に応じた段階的、実践的な支援を講じ、テンプレートや研修、専門人材の派遣などを通して、動くBCPとしての実効性のある計画を現場に根づかせる、そうした取組を一層強化していただきたいと考えます。

そこで、村山農政部長に3点お伺いいたします。

1点目として、長野県では、農林水産省が作成した農業版BCPに関するパンフレットやチェックリストを活用して普及啓発活動に取り組んでいると承知していますが、県内の農業経営体、特に中小・個人農家における策定率や認知度はまだまだ限定的という印象があります。そこで、農政部として、県内における農業BCPの現時点での策定状況と、策定が進まない背景要因についてどのように現状把握、分析されているのかをお伺いいたします。

2点目として、農業経営体の規模や経営形態は様々であり、統一的なモデル導入だけではやはり対応に限界があると考えます。県が示しているBCP支援の各種資料やガイドラインは策定支援の一助ということにはなりますけれども、実際に運用可能なBCPの構築をするためには、現場に寄り添った伴走型支援、個別相談体制が求められるのではないかと考えますが、今後県としてBCPをより実践的、実効的なものとするためには、支援体制の強化、特に、人材

育成、現地指導の充実などどのような取組を展開する予定なのか、お伺いいたします。

3点目として、一つの農業経営体が被災することにより、流通、加工、販売など地域全体の農業関連機能に連鎖的に影響を及ぼすことから、農業者個々の取組にとどまらず、JAや市町村、関係団体等との連携による地域連携型BCPの構築が重要と考えます。

そこで、県として、地域単位での連携モデルの導入支援、実践的な訓練、協働体制の構築など、地域ぐるみのBCP形成に向けたお考えや今後の方針についてお伺いいたします。

次に、行政経営におけるBCP推進についてであります。

先ほどから申し上げておるとおり、自然災害をはじめ、行政を取り巻くリスクについても複雑化、多様化の一途をたどっているわけであります。このような危機下において、県民の命と暮らしを守る行政機能をいかに維持し、必要不可欠な公共サービスを途絶えさせることなく提供し続けるかは、地方行政における最重要課題の一つであります。特に、被災時には、行政機関自体も被災することが想定されるため、いかなる状況下でも優先すべき業務を継続するための計画的準備、すなわちBCPの整備と実効性の確保が喫緊の課題であります。

消防庁が令和5年3月に公表いたしました地方公共団体における業務継続計画等の策定状況の調査結果によれば、全国の市町村におけるBCP策定率は97.9%と高水準であり、長野県でも77市町村中75団体と、97.4%が策定済みとされております。

しかしながら、災害時の業務継続にとって中核となる重要6要素、代替庁舎の確保、首長不在時の体制、電気・水・食料の確保、多様な通信手段、行政データのバックアップ、優先業務の特定を全て網羅して策定している自治体は全国で40.4%にとどまっており、内容の充実、実効性の確保が今後の課題であります。

BCPは、単なる書面上の計画ではなく、災害発生時に的確かつ迅速に機能する動く仕組みとして機能させてこそ、その真価を発揮いたします。計画に基づいた訓練・演習の実施、職員の継続的な教育・研修、計画内容の定期的な見直しなど、PDCAサイクルの実践を通じて初めて有事対応能力の向上が図られるわけであります。

また、長野県は全国有数の山岳県であり、地震、豪雨、豪雪等の自然災害リスクに常にさらされているのと同時に、自治体の行政規模や地理的条件にもばらつきがあり、全県的な統一の施策と個別自治体の実情に即した柔軟な対応の両立が求められるわけであります。特に、広域連携による相互補完体制や災害時応援職員の受入れに関する受援計画の整備と訓練など、平時からの準備と関係機関との連携が極めて重要であります。

こうした背景を踏まえて、県行政としても、BCPを、単なる防災計画の延長ではなく行政機能の安全保障と位置づけ、策定率の向上のみならず、実効性の高い計画運用の体制づくりと市町村に対する伴走支援の強化が必要であると考えます。今後、危機管理部のリーダーシップ

の下、実効的なBCP構築に向けた取組を全庁横断的に推進していただくことを期待いたします。

そこで、渡邊危機管理部長に2点お伺いいたします。

1点目として、長野県内の市町村におけるBCP策定率は、先ほど申し上げましたが、令和5年3月公表時点で97%超となっております。一方、災害時の中核的要素を全て網羅している全国の自治体は4割程度にとどまっているという調査結果があります。そこで、危機管理部として、最新データを基に、現時点での県及び市町村のBCPの実効性についてどのように現状認識、現状把握をされているのか、お伺いいたします。

2点目として、策定後の更新、訓練、研修といったPDCAサイクルの確立がなければ、BCPは機能いたしません。とりわけ小規模自治体では、人材や予算面で限界がある中、県としてどのように職員訓練や更新支援など運用可能な体制づくりを後押ししていくのかをお伺いいたします。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私にはBCPに関して3点御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、BCP策定の現状認識、支援の状況、課題についてのお尋ねです。

議員御指摘のとおり、本県企業のBCP策定は、全国との比較において一定程度進んでいるものの、策定率は全体の2割にとどまっているというのが現状です。加えて、民間企業が実施した別の調査によると、BCPを策定した多くの企業では、災害時の初動対応マニュアルなどの災害対策は策定しているものの、計画の定期的な見直しについては実施率が約4割と低い状況です。

商工団体等との意見交換においても、中小企業がBCPを策定する際の問題点として、日常業務が多忙で策定に十分な時間を確保できない。災害リスクや事業継続に関する知識が不足している。策定の必要性や意義を実感しにくいなどの意見が挙がっております。

中小企業においては、人員の余裕やBCP策定に係る必要性の認識不足などが原因で、策定に向けた一歩が踏み出せないでいる事業所が多く、また、策定したとしても、訓練の実施や見直しなどの取組につなげていない事業所が多いことが課題であると認識しております。

このため、県では、経済4団体、東京海上日動火災保険株式会社との間で平成25年に締結した長野県BCP策定支援に関する協定に基づく支援プロジェクトを実施しており、実践的なBCPセミナーの無料開催、経営指導員や保険会社の専門スタッフによる個別支援などを通じてこれまで策定支援を行ってきているところです。

次に、BCP運用の支援強化についてのお尋ねです。

策定済みのBCPをより実効性の高いものとするためには、策定にとどまらず、改善、研修、訓練といった取組を継続していく、いわゆるBCM、事業継続マネジメントについても支援をしていくことが必要であると考えております。このため、先ほど申し上げた実践的BCPセミナーの中では、専門的な講師により、策定したBCPの運用に関する研修を実施するとともに、事業者からの運用に関する相談にも個別に対応し、事業者のBCMの取組も実践的に支援しているところです。

今後は、災害に限らず、感染症やサイバー攻撃、サプライチェーンの寸断など、あらゆるリスクを自分事として実感、体感できるBCPの策定研修を開催するとともに、事業者ごとに想定されるリスクを丁寧に酌み取り、事業所の状況に即したBCPの策定支援及びBCMの運用支援を行っていくことがBCP策定に一步踏み出すきっかけとなり、策定したBCPの実効性を高めることにつながると考えております。

最後に、地域特性に応じたBCPのモデル構築や支援強化についてのお尋ねです。

県内では、自然災害による被災を契機として、復旧過程において事業継続に関する課題を異業種間で共有し、連携を強化することで、地域としてのBCPを策定している工業団地の事例があります。このことを通じて、事業継続への取組の重要性が地域内の各企業において認識され、個別事業者のBCP策定にもつながっております。このような実践的な取組は、災害等により一部の企業が被災した場合であっても、地域全体で連携支援体制を構築することにより、サプライチェーンの停滞を最小限に抑え、地域経済の持続的な活動を維持する上で有効に機能するものと考えております。

また、県内の市町村においては、商工団体と共同で事業者のBCP策定を支援する取組が進められているところもございます。まずは災害リスクへの意識を高める共同研修を実施し、その後、策定ワークショップを通じて理解を深め、個別の策定支援へとつなげる一連の支援体制を構築するというものです。

こうした県内における地域連携の優良モデルについては、長野県BCP策定支援に関する協定に基づく支援プロジェクトで開催している地域防災ワークショップや、地域の各種団体と連携を図るためのBCPセミナー等を通じて県内各地へ周知、普及を進めてまいります。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には農業経営におけるBCPの推進につきまして3点御質問をいただきました。

初めに、農業分野におけるBCPの現状についてでございます。

昨年度、県内の農業法人等を対象に、農業版BCPの策定状況についてアンケート調査を実

施したところ、策定率は2.6%と、法人化している企業的農家でも非常に低い状況でした。また、アンケートの回答者にヒアリングを実施したところ、BCP自体がよく分からない、必要性を感じていない、直接の売上げにつながらないなどの声のほか、作成が難しくどう落とし込んでつくればよいか分からない、研修会を開催してほしいなどの支援を求める声もお伺いいたしました。このことから、理解醸成が進んでいないこと、支援側の体制が不十分なことが策定が進んでいない大きな要因として捉えており、県として、BCP策定の加速化には支援体制の強化が必要と認識しております。

次に、支援体制強化の取組についてでございます。

近年は、自然災害が多発するなど、営農継続に甚大な影響を及ぼす事項が増加していることから、BCP策定の重要度はますます高まっております。このため、県では、農業農村支援センターのGAP担当職員や農業団体の指導員を対象とした研修会の開催などにより、本年度からBCP策定を支援できる人材を育成することとしております。

また、BCPの策定に当たっては、専門家の派遣などにより個々の課題解決を支援する農業経営者総合サポート事業や、産業労働部のBCP策定支援プロジェクトを活用した伴走支援を行うなど、実践的な現地指導を進めてまいります。

最後に、地域ぐるみのBCPの形成についてでございます。

災害等により一部の経営体が被災した場合でも、農畜産物の供給の停滞を最小限にする上で、地域連携型BCPの策定は農業分野においても効果的であると認識しております。まずは商工団体と市町村の共同による事業継続力強化支援計画の先行事例を活用しながら、農業団体等と地域連携の重要性を共有し、策定に向けた機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。その上で、地域単位での連携モデルへの支援や他地域への展開につなげられるよう取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には行政経営におけるBCPの推進について2点御質問をいただきました。

まず1点目として、県、市町村のBCPの実効性に関する現状と課題についてでございますが、令和7年4月に公表されました内閣府消防庁の調査によれば、長野県内は、県はもちろんのこと、全ての市町村においてBCPが策定されているという現状でございます。

一方、BCPの実効性や充実という観点で見ると、先ほど議員御指摘のとおり、国が重要としている六つの要素、例えば首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、電気・水・食料等の確保という要素につきましては、県においては全て策定されておりますが、県内市町村

では全て策定しているものは5割を超える程度にとどまっているという現状でございます。この要因といたしましては、必要な人員・人材がない、十分な知見がない、または庁内で十分議論がされていないなどの課題があるものと認識しております。

二つ目でございますが、小規模自治体のBCPの更新等への支援についてでございます。

これまで、県では、十分な知見を有していないなど市町村が抱える課題を踏まえ、国との共催による研修会の開催、首長を対象とする市町村防災トップセミナーにおけるBCPの策定の呼びかけ、実際の災害経験に基づく災害時に優先すべき対応の研修など策定促進に向けた取組を進めることで、県内市町村におけるBCPの策定につなげてまいりました。

現在、県では、危機管理部、健康福祉部、建設部など県職員のほか、気象台や学識経験者などと共に市町村に直接訪問し、市町村が抱える危機管理防災体制の課題に向け共に考えるキャラバン隊を実施しております。とりわけ、小規模自治体を訪問する際は、まずは類似する自治体を実施している事例を共有し、重要な6要素を網羅したBCPの策定について助言を行う、当該自治体での防災訓練等でのBCPの確認を促すなど、丁寧かつ具体的な相談対応を行うことで、BCPに関する知見を提供し、実効性のある計画にするよう支援してまいりたいと考えております。

以上です。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）ただいまそれぞれ御答弁をいただきました。

BCP、事業継続計画については、自然災害、感染症、サイバー攻撃など多様化するリスクに対して、企業、農業、行政それぞれが危機に強い持続可能な体制を築くための「動く仕組み」であり、もはや、備えではなく、経営、行政運営の基盤と言えらるかと考えています。

企業経営においても、策定支援から実践的運用支援への進化、業種や地域特性に応じた地域連携型BCPのモデル化が急務であり、産業労働部の現場に根差した施策展開に期待しております。

農業経営においては、特に中小規模の農家への伴走支援とともに、JA、自治体とも連携した地域ぐるみでの体制が鍵となります。農政部には、地域農業を守る安全保障としての実効的な支援強化をお願いしたいと思います。

そして、行政経営においては、高い策定率に加え、訓練や広域連携などPDCAを通じた機能性の確保こそが問われており、危機管理部のリーダーシップによる全庁横断的な推進体制を強く期待いたします。BCPのさらなる推進によって危機に強い信州の未来の実現に安心感を持って一歩でも近づくことを願い、一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、小林陽子議員。

〔2 番小林陽子君登壇〕

○2 番（小林陽子君）安曇野市区選出、改革信州の小林陽子です。通告書に従い質問いたします。

初めに、長野県における戦争の伝承についてです。

本年6月23日、沖縄戦の終結から80年を迎える慰霊の日を迎えました。8月には、広島、長崎への原爆投下、そして終戦からも80年という節目の年となります。80年間、日本は戦争の惨禍を教訓に、憲法第9条の下で、戦争の道を選ばず、国際協調を旨とする平和国家として歩んできました。

学生時代、私が体験したある会話を思い出します。友人たちと幽霊について語った折、私が四谷怪談のお岩さんを例に挙げたところ、沖縄出身の友人は、亡くなった日本兵、中国からの留学生の友人は、日本兵に殺された人と語りました。それぞれの生活環境と歴史的背景が日常的な感覚にも影響を与えていることに気づかされた出来事でした。当時は戦後50年の頃でしたが、これは、戦争の記憶が世代を超えて暮らしの中に刻まれていることを示す生きた証左であります。今年の沖縄慰霊の日での小学生による「おばあちゃんの歌」にもそのことが色濃く表れており、平和への思いを新たにされた方々も多いと感じます。

また、戦場で命を落とした私の親族の日記には、自分たちは戦死するかもしれないが、子孫には同じ思いをさせたくないとの記述があり、命の重みと後悔の念が読み取れました。また、別のケースでは、復員後、応召前に代用教員をしていたときの快活さを失い、心の傷を抱え、もう政府や国には協力したくないと、山に籠もり炭焼きに従事し、世捨て人のように社会との関わりを絶った親族の姿も忘れられません。

県内でも、空襲の被害や満蒙開拓団の帰還者が再び厳しい環境下での開拓に置かれた事例があり、二重三重の苦難を経験された方々の証言が残されております。松代大本営等県内各地における戦争施設建設に動員された韓国、朝鮮、中国の人々の苦しみや無念さも忘れることはできません。こうした記憶こそ、戦争の現実を身近に伝える貴重な証言であります。こうした記憶は、広島、長崎、東京などの大規模被害だけでは語り尽くせない、地域に根差した戦争の実相であります。

しかし、平和教育の多くが都市部での惨劇や原爆などに焦点を当てがちで、地域に根差した地元の戦争体験が十分に語られているとは言えず、次世代への継承の在り方に危機感を抱いています。

上田市の無言館では、学徒動員で命を落とした若き表現者たちの作品が残され、生き生きと展示され、優秀な若者たちの人生の芽が戦火に奪われた事実が語りかけてきます。

さらに、「きけわだつみのこえ」に紹介された、安曇野出身で、学徒出陣し特攻隊員として

亡くなった上原良司氏や、ジャーナリストで「暗黒日記」を残した清沢昶氏のように、軍国主義の中でも、正気を失わずに、日本の軍国主義の不条理さや非人間性を問い続けた人物の存在も貴重な視座を提供してくれます。

さらに、昨年ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協の活動も注目すべきです。1954年のビキニ環礁での水爆実験を契機に結成され、広島、長崎の被爆者らがその実相を世界に伝え続けてきた日本被団協の歩みは、まさに体験を言葉にし、語り継ぐ努力の結晶であります。

そして、こうした活動を支えてきた理念の根幹にあるのが、日本国憲法第9条です。日本は、80年にわたり戦争をせず、軍事的手段によらずに国際関係を構築してきました。この姿勢は、世界からも尊敬と高い評価を集めています。

しかし、語り部と呼ばれる戦争体験者が年々少なくなる中、若い世代が戦争の記憶から遠ざかっている現状も否めません。会員減少のため解散する遺族会もあり、戦争に関する例年行われている行事にも若い世代の参画がない現状に、戦争の記憶が忘れ去られてしまうのではないかと懸念しております。今こそ地域に残る戦争の記憶を鮮明に残す取組が必要ではないでしょうか。ただ記録するのではなく、共有し、自分事として感じ取る平和教育の仕組みが今求められています。

一方で、5月に、国会議員が、ひめゆりの塔の説明内容について史実を無視した無責任な見解を示し、また、別の国会議員からも、沖縄戦の史実をゆがめるような発言がありました。このことは、悲惨な戦争の現実を後世に伝えるため、先人が重ねてきた努力を顧みない発言であり、決して許されるものではありません。

今年5月に開催された信州岩波講座の講演で、作家で評論家の保阪正康氏は、太平洋戦争とは何だったのか、なぜ命を軽視する無謀な戦いをしたのか、私たち日本人は、いまだきちんと向き合って答えを出していないように思えると指摘しております。

そこで、知事に2点お伺いします。

80年間、日本が外交の手段として戦争を選択肢とせず、外交努力によって国際関係を構築してきたことは近代史上極めてまれであり、平和国家として国際的にも評価されていると考えますが、知事の御認識を伺います。

遺族を含め、戦争経験者が少なくなり、伝承が難しくなっていく中で、特に若い世代が戦争の悲惨さから遠ざかっている実情があります。戦争の悲惨さと歴史を正しく後世に伝えていくことの重要性について知事の御見解を伺います。また、遺族だけでなく、広く若者世代が参画する取組が必要と考えますが、いかがでしょうか。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 2点御質問を頂戴いたしました。

まず、外交努力で国際関係を構築してきた日本の戦後外交に対する認識という御質問でございます。

戦後、我が国は、さきの戦争の惨禍を深く反省し、国民主権、基本的人権の尊重と並んで平和主義を掲げる日本国憲法の下、国際協調と対話を重視して、経済協力や技術協力、人的交流や文化交流等を通じて国際社会からの信頼を勝ち得てきたというふうに認識しております。

我が国は、これからも平和主義という基本姿勢を堅持しつつ、国際社会との連携を一層強化し、外交努力を通じて世界の平和と安定に寄与していくことが重要だというふうに考えております。

続きまして、戦争の悲惨さ、歴史を正しく後世に伝えていくことの重要性に対する認識と、若者世代が参画する取組が必要ではないかという御質問でございます。

今日の平和と繁栄は、さきの戦争でお亡くなりになられた方々の尊い犠牲の上に築かれたものであるということを私どもはしっかり認識しなければいけないと思います。終戦から80年を迎えようとしている中、戦争を直接体験された方々の数がどんどん少なくなっている状況であります。戦争の悲惨さ、平和の尊さを若い世代に継承していくことがますます重要になってきているというふうに考えています。そのため、県としては、今年度、戦争体験の記憶を次世代に語り継ぐための県遺族会の平和の語り部事業への若者世代の参加、満蒙開拓平和記念館での元開拓団の御家族と高校生とのトークセッションなど、関係団体が行う取組を支援していきたいと考えております。

あわせて、県戦没者追悼式におきます高校生、大学生による平和へのメッセージの発表や式典への参画のほか、平和学習パンフレットを改訂し県内全ての小中学生に配付するなど、若い世代への継承を目的とした事業に取り組んでまいります。

今後も、こうした取組への若い世代の参画をより一層進めることで、若者世代を含む全ての世代に対し戦争の歴史的事実を風化させることなく継承してまいりたいと考えております。

以上です。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君） 知事より御答弁をいただきました。

若い世代を含め、全ての世代にこの戦争の記憶を継承していくという知事のお言葉に、私も同感いたします。戦争を体験された方が、戦後、思い出すのもつらかったり、罪悪感を抱いて、家族にも話してこなかったとあちこちで聞いております。身近にある事実を埋もれさせないこと、それが今後戦後100年を平和に迎えることができるために大切なことと思います。

次に、長野県の持続可能な医療体制について伺います。

近年、人口の多い都市部においてさえ、医療機関の施設の老朽化や建て替え困難、医療従事者の不足などにより基幹病院の規模縮小や廃止が検討される事例が報道されております。全国的にも病院経営の悪化は深刻であり、日本病院会などの調査によれば、2024年度の診療報酬改定後、医業利益が赤字となる病院は69%、経常利益が赤字となる病院は61.2%に上るとされ、地域医療は崩壊寸前との声も上がっております。本県においても例外ではなく、県立木曽病院では、分娩数の減少と医師確保の困難から、令和8年度以降、現在の24時間365日体制での産科医療の継続が困難になる見通しが示されております。

こうした状況を踏まえ、県内の医療体制の維持について3点伺います。

医師や看護師などの人材確保の困難さに加え、物価高騰や診療報酬改定の影響による経営悪化など、地域医療を取り巻く課題は複雑化しております。特に、診療報酬制度や医師臨床研修制度など国の政策に起因する構造的な課題も大きく影響しており、自治体単独では対応が難しい面もあります。

こうした中で、本県としては、地域医療構想に基づき、医療機能の分化・連携や病床再編を進めてきたと承知しております。地域の実情を踏まえ、限られた医療資源を有効活用し、地域医療を維持していくために、県としてどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

2023年のNHKの調査によれば、全国約6,000の病院のうち、築40年以上の施設は1,623施設、全体の27%に上るとされております。長野県内では、この割合が31.1%と、全国平均を上回っております。老朽化が進んでも、資材価格の高騰や経営難により建て替えが困難な病院が多く、耐震性や感染症対策の観点からも、医療の質や安全性に影響を及ぼす懸念があります。県内の病院の老朽化の実態をどのように把握し、病院の支援に取り組んでいくのか、笹渕健康福祉部長に伺います。

次に、木曽医療圏における医師確保と医療体制の維持について伺います。

県立木曽病院が唯一の入院医療機関である木曽医療圏は、県内でも最も医師数が少ない地域であり、まさに課題先進地と言えます。

地域医療の維持は、住民が安心して暮らし続けられるかどうかの死活問題であり、医師の確保は喫緊の課題です。医師にとっても魅力ある職場環境を整えることが必要であり、キャリア形成の機会やワーク・ライフ・バランスの確保など、医師の勤務環境を充実させることも重要であると考えます。

地域密着型の総合医を養成する木曽地域と関係の深い中京圏との連携、あるいは地域密着型の総合医養成に関わる佐久総合病院との連携による専門性の向上など、診療科の魅力向上策も考えられると思います。県としてどのように取り組まれるのか、笹渕健康福祉部長に伺います。

続きまして、県内の水源地と森林の土地売買について質問いたします。

本県の誇る美しい自然環境は、清らかな水と豊かな森林によって育まれてきました。これは、県民の生活はもとより、観光や農林業、ひいては地域文化の礎でもあります。しかし、近年、外国資本による水源地や森林の土地取得について県民から不安の声が上がっています。適切な管理がなされないまま放置されれば、環境破壊や資源の不適切な利用にもつながりかねず、行政としても早めの対応が求められます。

御承知のとおり、日本の法律では、外国人であっても日本人と同様に土地や建物の所有が可能であり、国籍や在留資格にかかわらず、売買に制限はありません。取得後の土地利用についても規制が非常に緩やかであり、水源や森林、温泉などの地域資源の利用についても所有者の裁量に委ねられているのが現状です。特に、1ヘクタール以上の森林の開発については森林法に基づく事前申請が義務づけられておりますが、広大な山林が分散的に取得された場合、その実態を把握するのも容易ではありません。

こうした中、本県では、平成25年に長野県豊かな水資源の保全に関する条例を施行し、水源地保全地域を指定するなどの対策を講じております。また、林野庁の発表によると、平成18年から令和5年までの間に、全国で692件、約1万79ヘクタールの森林が外国資本により取得されており、その実態と影響には注視が必要です。

そこで、2点について伺います。

水源地の土地売買について、この質問は、令和6年9月議会で山田英喜議員が関連する質問をされていて、重複する部分があるかもしれませんが、県は長野県豊かな水資源の保全に関する条例を定めて保全する地域を指定していますが、その取組状況について小林環境部長にお尋ねします。

外国資本による森林取得について県内の状況はいかがか。また、それに対する対策はどうであるか。根橋林務部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）持続可能な医療体制に関連して、地域医療を維持していくために県としてどう取り組んでいくのかという御質問を頂戴しました。

県民の皆様方の安心な暮らしを維持していくためには、この医療の充実、維持発展は極めて重要だと思っております。しかしながら、昨今、医療機関を取り巻く環境は非常に厳しくなっております。コロナを契機とした患者の方々の受療行動の変化、物価や人件費の高騰、さらには医師の働き方改革への対応、こうした様々な要素で病院経営は厳しい状況になっております。

こうした中、地域における持続可能な医療提供体制を確保していくためには、限られた医療資源を最大限有効に活用して、それぞれの医療機関が個別最適を独自に追求するのではなく、地域全体で最適化を図っていくことが重要だと考えております。このため、本県では、2040年

を見据えた医療提供体制のグランドデザインを策定したところでございます。このグランドデザインは、従来の病床機能に着目するということだけでなく、病院機能に焦点を当て、病院の役割を、地域包括ケア体制の要となる地域型病院と、高度専門医療を中心に担い地域型病院の診療支援等を行う広域型病院とに類型化して、役割分担とその連携の推進を図っていこうというものでございます。

県としては、こうしたグランドデザインの理念、考え方を、行政や医療関係者のみならず、広く県民の皆様方とも共有していきたいと考えております。それぞれが役割を理解し、協力し合うということが、この医療を維持していくためには大変重要だというふうに考えております。そのため、地域医療構想調整会議などの場も活用しながら、私どもがリーダーシップを発揮し、このグランドデザインの具現化に向けてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

また、診療報酬につきましては、病院経営の今後の在り方を見通す中で十分な検討が行われるべきものというふうに考えております。今後、私も医療関係団体と意見交換を行っていきたいというふうに思います。問題意識を共有した上で、国に対して診療報酬の改定等を求めていると考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には2点お尋ねがございました。

初めに、県内病院の老朽化の実態と支援についてでございます。

県では、医療法に基づく病床機能報告により病院の老朽化の状況を把握しております。この報告によりますと、県内の約3割を超える病院が築40年以上経過しており、建て替えが必要な病院が一定程度あるものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、県では、これまで、地域医療構想の推進に資する病床機能の転換や精神病棟の老朽化に伴う建て替えなどの施設整備に対し補助をまいりました。令和6年度からは、2040年を見据えた医療提供体制のグランドデザインの推進を図ることを目的に、200床未満の地域型病院の建て替え等を支援する新たな取組も始めたところでございます。今後も、引き続き県の目指すべき医療の方向性に沿って建て替え等が必要な医療機関への支援に取り組み、持続可能な医療提供体制の確保に努めてまいります。

次に、木曽医療圏などの医師少数区域における医師確保の取組についてでございます。

県では、木曽地域をはじめとする医師少数区域に対し、修学資金貸与医師等の優先的配置、地域の人材拠点病院が行う医師派遣への支援などに取り組んでおります。

修学資金貸与医師につきましては、県が策定したキャリア形成プログラムを基に、一人一人の希望に寄り添った配置の調整をしております。また、医師少数区域等で勤務する医師に対し

ては、他病院で診療実績を積むための旅費の支援なども実施しております。

加えて、昨年度から始まった医師の時間外労働規制に関連しては、生産性向上や職場環境改善を目的に医療機関が行うＩＣＴ機器整備等への支援、医師の長時間労働是正に向けた医療勤務環境改善支援センターによるタスクシフト導入等の個別相談、子育て支援のための院内保育所の運営費補助などを通じて医師の勤務環境の改善を進めております。

今後も、これらの事業を通じて、医師少数区域をはじめ県内で働く医師のキャリア形成の機会やワーク・ライフ・バランスの確保に努めてまいります。

以上でございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）水資源保全地域の指定に関する取組状況についてのお尋ねでございます。

水道水源等の保全を目的としました長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域については、本年５月１５日付で佐久市及び下諏訪町の２地域２水源を新たに指定しまして、平成２５年の施行から現在までの指定数は６市町村２５水源となったところでございます。指定後は、当該地域内での土地取引等に当たり事前届出を義務づけておりますが、現在までに県に届出が行われた事例はございません。

水源地の保全には、土地取引等の目的を把握し、地下水への影響や涵養機能の低下による地下水の減少が懸念される場合は、条例に基づき土地所有者等に対し助言等を行うなど、未然防止の取組が欠かせないことから、水源地域の指定の拡大が肝要であると考えております。

地域指定は市町村長からの申出により行われますが、その際に必要となる土地所有者等の調査や申出書の作成に大変な労力を要するということから、県では、指定申出までの手順などを分かりやすく示しました事務手引の整備を本年４月に行いまして、市町村に周知を図ったところでございます。現在２市村から具体的な申出の意向がありまして、早期指定に向けて指定範囲等の技術的支援を行っているところでございまして、引き続き水資源保全地域の指定に向けて市町村支援を進め、水資源の保全を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）外国資本によります森林取得の現状と対策についての御質問でございます。

県内における外国資本による森林の取得は、平成１８年から令和５年までに１７件、約２４ヘクタール確認されております。これらは、別荘などの資産保有を目的としたものでございまして、現時点で違法な伐採や転売は確認されておられません。

森林は、水源の涵養など、多くの公益的機能を有しております。その恩恵は、県民全体に及ぶものでございます。したがって、所有者が外国資本であるか否かにかかわらず、森林の適切な管理は極めて重要だというふうに考えております。

こうした認識の下、県では、関係法令に基づく所有者変更届や伐採・造林届などの手続が適正に行われるよう制度の周知に努めておるところでございます。また、違法な伐採や開発行為の早期発見を図るため、県が撮影した航空写真を市町村に提供させていただきまして、現地の状況把握に活用いただいております。

今後も、市町村や国との連携の下、森林の公益的機能の維持と県民の安全・安心の確保に向けまして適切な対応を継続してまいります。

以上でございます。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）最初の医師の確保策についてですけれども、医師にとっても魅力のある生活環境、例えば、子育て世代の医師にとっては教育環境が充実していることなども考えてみては思っております。

また、医療体制の維持につきましては委員会で伺っていかうと思っております。

水源地と森林の土地売買についてですけれども、土地売買の規制に関しては国レベルで議論すべきことかと思いますが、土地の使途について、今、様々な取組を伺いましたけれども、県としても未然防止の取組、モニタリングをしていくことが必要ではないかと思います。さらなるお取組をお願いいたしまして、これで私の一切の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、小林君男議員。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）県は、信州F・POWERプロジェクトについて、民間主体の事業なのに県が主導したと誤解された。民間企業の経営には口出しはできないなどと、言い訳とも思える反省点のまとめを、4月に「振り返り」なるもので発表しました。

そこで、まず総務部長に伺います。

信州F・POWERプロジェクトは、多額の税金の投入や、多くの債権者の皆さんに損害を及ぼした事業であり、しっかりとした反省・検証を行う必要があります。そのことから、包括連携協定や県民参加型予算の反省とは別次元のものとして捉え、プロジェクトの所管である林務部がその任に当たるのが最低限の県の責務と考えます。しかし、振り返りなるものは、その事務局を、信州F・POWERプロジェクトとは何ら関係のないコンプライアンス・行政経営課が担当しています。そもそも、産官学の共同プロジェクトであるF・POWERプロジェクト

トの反省をなぜ総務部を中心とした庁内チームという限られた範囲で行ったのか、見解を求めます。

次に、知事に3点伺います。

2013年6月に大々的に発表した信州F・POWERプロジェクト事業計画における推進体制では、プロジェクトの総括、プランニング、コーディネートなど事業の中心的な役割を県が担うとしており、また、知事、塩尻市長、征矢野建材代表取締役の3者連名のプロジェクト宣言では、この事業の目的や目指す姿を示し、その中で、長野県総合5か年計画・しあわせ信州創造プランに位置づけ、推進していくとはっきりと言い切っています。

これらの厳然たる事実からして、信州F・POWERプロジェクトは産官学共同プロジェクトであり、その中で、とりわけ県は主体的な役割を担っており、振り返りで言うような民間主体の事業では決してなかったと考えますが、見解をお願いします。

知事が1期目の2012年に大旗振り役となり産官学共同で始めたプロジェクトが、なぜ円滑に進まなかったのか。関係者や県民が求めるのは、その経緯と原因の解明であります。しかし、今回の振り返りなるものは、県のプロジェクトの総括責任者としての役割を全く自覚しておらず、県民や議会から求められている解明や反省とはかけ離れた内容であると断言でき、責任放棄とも取れますが、見解をお願いします。

今後、経営主体が変わったとしても、産官学のプロジェクトは継続し、多大な原木の供給なども続く以上、同じ失敗を繰り返さない検証は不可欠だと考えます。そして、多額の税金投入や、多くの債権者の皆さんに損害を及ぼした事業であることを踏まえ、県単独による検証ではなく、このプロジェクトに関与した関係者や塩尻市などの意見をオープンに聞いた上で、客観的な答えを出すべき責務が県にはあります。それを果たすためには、第三者による客観的な検証を行い、県民と共有することが必要不可欠と考えます。そのことが、単なる失敗ではなく、新たな森林政策の展望を切り開くことになるのではありませんか。見解をお願いします。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には総務部を中心とした庁内チームで振り返りを行った理由についての御質問を頂戴いたしました。

信州F・POWERプロジェクトは、検討段階から産官学が連携して取り組んできたプロジェクトでございまして、共創・協働の一形態でもあります。当初の計画どおりに事業が進捗しなかったことについては真摯に受け止めております。

このプロジェクトにつきましては、関係者の御努力により継続しており、プロジェクト全体を議論することは、民間事業者の皆様の活動を制約してしまうおそれがあるため、県としての関わり方について振り返りを行ったものです。

今後、民間の皆様との共創・協働をより一層進めていくためには、信州F・POWERプロジェクトをはじめとしたこれまでの共創・協働事例の課題や反省点を振り返り、今後の取組に生かすべき点などを明らかにし、一部局ではなく、県全体の教訓として生かしていくことが重要です。このため、総務部を中心に、林務部など関係部局のメンバーから成る庁内検討チームを設置し、民間事業や公益事業、法律等に詳しい外部アドバイザーの御助言をいただきながら、今後共創・協働を進めていく上でのポイント、留意点を取りまとめたものでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には信州F・POWERプロジェクトに関連して3点御質問を頂戴いたしました。

まず、当プロジェクトは産官学の共同事業であり、民間主体の事業ではなかったと考えるが見解を伺うという御質問でございます。

信州F・POWERプロジェクトにつきましては、これまでも御説明させて頂きいただいているとおり、県としては関連事業の計画段階から事業主体がその事業を開始するまでの間においてプロジェクト全体を取りまとめる役割を果たし、また、産学官連携による推進戦略会議の運営を担ったところでございます。

しかしながら、事業の運営や資金調達などの経営判断につきましてはそれぞれの企業が行うべきものであり、事業の開始以降は、県では、補助金執行者としての役割とともに、原木の安定供給に向けた関係者間の調整や素材生産の増加へとつながる林業事業者への支援を行う役割を果たしてきたところでございます。例えば、原木の安定供給についても需要者側と供給者側の調整の場を設けるといったような役割を果たしてまいりました。

一方で、調達価格等はやはり商取引に委ねられるものというふうに考えておきまして、県としては関わってこなかったところでございます。このように、企業経営に関わることなどにつきましては、県としての役割や関与できる範囲にはおのずと限界があったというふうに考えております。

続きまして、今回の振り返りは責任放棄とも受け取られかねないが見解を伺うという御質問でございます。

信州F・POWERプロジェクト、この事業が円滑に進まなかったことで、関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけし、また、県民の皆様方から不信感を持たれるような事態となってしまうことについては、大変申し訳ないというふうに思っているところでございます。

県としては、これまでも、プロジェクトの経緯等について、本会議、委員会、さらには私の記者会見等におきまして丁寧に説明させていただいたところでございます。加えて、その反省

点、教訓を今後の県政に生かしていくことが大変重要だというふうに考え、外部の方にも参画いただき、県としての関わりの観点からプロジェクトを振り返り、今後共創・協働を進めていく上での課題や取組の方向性について、今後の共創・協働の推進に向けたポイントとして取りまとめさせていただいたところでございます。

信州F・POWERプロジェクトについては、現在事業継続中ということもあり、こうした課題等については、県としての関わり方、関与の在り方を中心に取りまとめさせていただいたものでございます。

最後に、庁内検証にとどまらず振り返りをしたわけですが、第三者による客観的な検証を行い、結果を県民と共有すべきであると考えがどうかという御質問でございます。

このプロジェクトにつきましては、現在民間事業者の皆様方の御努力で事業が継続されているところでございます。第三者による検証を行うということは、円滑な事業運営に支障を及ぼすおそれもあり、適当ではないというふうに考えております。

例えば、大北森林組合の事例のように、事業者による不正行為が明らかであった場合等については、外部を含めた徹底的な検証が必要というふうに考えますが、今回のプロジェクトについては、そうしたケースとは全く異なるものであり、むしろ事業の発展を最優先で考えるべき局面であるというふうに捉えております。

なお、プロジェクト関連事業につきましては、関係者の皆様方の御努力により現在も着実に継続されております。事業者からは、発電事業において長年の課題であった燃料用原木の確保について、令和5年度は10万トンに満たない供給量であったものが、令和6年度には13万7,000トンまで増加し、今年度も前年度同様の確保が見込まれ、発電施設の稼働率も当初計画の9割となる見込みであること、また、製材事業においても、グループ会社のハウスメーカー向けの材料供給に取り組むなど新たな需要先の開拓が進められており、事業全体としておおむね順調に推移しているという報告をいただいているところでございます。

今後とも、森林資源を有効に活用し、本県の林業・木材産業を活性化していくという本プロジェクトの当初の目的が達成されるよう、県としての役割を誠実に果たしてまいります。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君） 民間主体の事業としての過剰な配慮に基づくこの振り返りなるもので幕引きを図るのではなく、県民や関係者の、県が主導したのに責任に触れていない、損害を与えた反省の言及がないとする声に、知事はしっかりと応えるべきです。そのことを要請して、次の質問に移ります。

県は、現状認識として、利用者の減少で交通事業者の経営は急速に悪化するとともに、運転

手不足が深刻化し、乗合バスなどの公共交通を民間事業者が維持していくことは困難としており、事業者も、乗合バス事業は企業努力で解決できる限界を超えているとしています。

乗合バス事業は、全国的にも、県内においても、より踏み込んだ自治体の関与や、民間事業ではなく、公的な事業として再構築しなければ、学びの保障、生活の保障に不可欠なインフラとして機能できないところにまでなってきています。これらの最大の要因である限界を超えた運転手不足について、まず交通政策局長に3点質問します。

乗合バス運転手確保事業は喫緊の重要な課題であるとし、補正予算でも一定の事業を進めようとしているものの、昨年度の県外からの移住者支援の取組などを見ても、予算も規模も大変消極的であり、危機感を持った取組とは思えません。県として実効性のある事業を創設すべきであります。今後の施策展開策を伺います。

ネガティブな風潮からバス運転手不足を促進してきている側面も否めません。乗合バス事業者も新規採用に並々ならぬ努力をしており、それらの取組の支援について伺います。また、学生が就職の選択肢として志せるような取組を促進し、一種から第二種免許取得までの経費を県が負担するなど実施したらいかがでしょうか。

事業者の撤退が進む中、乗合バス事業の維持には、県や市町村がドライバーを職員として採用し、必要最小限の運行を行うなど大胆な事業展開をしていかないと乗合バス事業の崩壊には対処できないと考えますが、見解を伺います。

次に、知事に2点伺います。

県は、4月、路線廃止や減便の事前相談を事業者に求めましたが、乗合バス事業が崩壊の危機にあることは以前から明らかであり、民間の事業だとして運転手不足などに対して行政が有効な対策を講じてこなかった結果、事業者がやむを得ず休廃止に踏み切ってきていると考えますが、県の認識を伺います。

県内各地で休廃止が進む中であって、県内の公共交通の再構築をどのように考えておられるのか。抜本的なビジョンを今県民に示し、おらほうのバスがなくなっちゃうという県民の大きな不安を払拭していくことが知事には求められています。考えをお聞かせください。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君）順次お答えいたします。

まず、乗合バスの運転手確保に向けた今後の施策展開についてであります。

県では、乗合バスの運転手不足を解消するため、第二種免許取得の支援や運輸業界専門の相談窓口の設置、県外からの移住者に対する移住支援金の支給などの取組を進めてまいりました。一方で、令和5年度から令和6年度にかけて乗合バスの運転手は減少しておりまして、さらなる取組が不可欠であります。

新たな施策の構築に当たりましては、今年12日に開催いたしました長野県公共交通活性化協議会におきまして、人材確保に関して意見交換を行ったところであります。その際には、運転技術や接遇研修などを学べる運転手養成の仕組み、新卒者が安心して就職できるようなメッセージの発信、また、採用の増加に向けた職場環境、待遇の改善が必要であるなどの御意見を頂戴しているところであります。

県としては、速やかに交通事業者等の関係者と踏み込んだ議論を行いまして、運転手養成の仕組みやキャリアパスの提示など新卒採用者の確保策、短時間労働者、再就職者の拡大、外国人材の活用、さらに、離職防止に向けた待遇、職場環境の改善、魅力・やりがいの発信など、新たな施策を構築してまいりたいと考えております。

次に、乗合バス事業者の新規採用の取組への支援についてであります。

新規採用への取組といたしましては、先ほど申し上げました第二種免許取得の支援や、運輸業界専門の相談窓口の設置、移住支援金の支給などに取り組んでいるところでございます。令和6年度におきましては、こうした県の支援制度を活用し、23名の方が乗合バスの運転手として御活躍されていると承知しております。

次に、第一種免許から大型二種免許取得までの支援についてであります。議員御提案のとおり、将来の担い手を確保するためには、新卒者にバスの運転手を志してもらえるように新たな施策を構築することが必要と考えております。長野県公共交通活性化協議会におきましても、バス会社に就職した新卒者を対象に第一種免許の取得を支援すべきだという御意見を頂戴していることから、今後交通事業者と意見交換を行う中で、こうした点につきましても検討してまいりたいと考えております。

次に、乗合バス事業の維持に向けた大胆な事業展開ということでございます。

県では、これまで、運転手不足への対応や国と協調した運行欠損費支援などを行ってまいりましたが、従来型の行政関与の仕方ではバス路線を維持していくことはもはや困難と考えております。このため、本県では、公共交通を社会的共通資本として位置づけまして、公的関与を強めることで地域の公共交通を維持確保する方針を示しているところでございます。議員から御提案のありました県や市町村が運転手を雇用し運行する公設公営の手法につきましても、公的関与の一つの在り方であると認識しております。

一方で、県といたしましては、公的関与を強めつつ、事業者と共にバス路線の維持確保を図るため、信州型広域バス路線支援制度を創設したところであります。この制度は、運行経費の半分に加え、運転手の処遇改善等も支援するとともに、県がバス車両を購入し、交通事業者に貸与する県有民営バス制度の県負担額の引上げを行うこととしておりまして、事業者の皆様からも一定の評価をいただいているものと認識しております。まずはこの制度を運用する中で、

地域の公共交通を担っている事業者と共に直面する課題の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には公共交通に関連して２点御質問を頂戴いたしました。

まず、バス路線の廃止、減便に対する認識ということで、運転手不足等に対して行政が有効な対策を講じてこなかった結果、事業者がやむを得ず休廃止に踏み切ったと考えるがどうかという御質問でございます。

私どもも様々な努力をしてきましたし、もとより事業者の皆様方は非常に危機感を持って様々な取組を進められてこられたというふうに思っています。行政だけが何もしなかったからこうした結果になったということでは必ずしもないというふうに私は思っております。

例えば、県として、これまでも運転手不足は大きな課題だというふうに認識しており、Ｊｏｂサポにおける運輸業界の特設ホームページや相談窓口の設置、第二種免許取得の支援などの取組を進めてきたところでありますし、もとより、事業者の皆様方にはそれぞれ創意工夫を凝らしながらいろいろな努力を重ねてきていただいているところでございます。

全国の状況を見ても、路線の廃止・減便が全国各地で相次いでいます。コロナ禍以降は、毎年１,０００キロ以上の路線が廃止という状況になっております。これは、モータリゼーションの進展や、急激な人口減少の進展、さらにはそれに伴う人手不足、運転手不足、そして、コロナ禍を契機として、働き方、暮らし方、例えばリモートワーク等も普及しましたし、そうした多様化が進んでいると。そういう意味では、様々な要因が起因しているものというふうに考えております。

私としては、誰かが悪かったということ振り返るだけでなく、むしろこれからどうしていくのかということ、関係者が知恵を出し合い、協力し合いながら取り組んでいくことが極めて重要だというふうに考えているところでございます。

もう一点、抜本的な公共交通ビジョンを示し県民の皆様方の不安の払拭に努めることが求められると考えるがいかがかという御質問でございます。

御指摘のとおり、安心して地域で暮らし続けることができる長野県をつくるためには、やはりこの移動手段をどう確保するかということが私としても大変重要な課題だというふうに思っております。

そうした中で、今申し上げたように、社会経済状況が変化をしていく中で、これまでのように公共交通は民間の事業者の皆様方が運賃収入で頑張ってくださいと言うだけでは維持していくことはなかなか難しくなっているというふうに考えております。

そうしたことから、昨年6月に策定した長野県地域公共交通計画におきましては、公共交通をいわゆる社会的共通資本と位置づけさせていただき、本県としては、行政が主体的に関与していく方向に大きくかじを切らせていただいたところでございます。計画におきましては、自家用車に頼らなくても大きな不便を感じずに誰もが安心して暮らせる持続可能な社会を実現することを将来像に掲げて、通院、通学、観光、こうした目的の移動を保証するということといたしております。

限られた輸送資源を最大限活用し、移動保証を具体化するため、現在、交通事業者や市町村、利用者など関係の皆さんと共に地域の交通体系の見直しを進めさせていただいているところでございます。

特に、広域的なバス路線につきましては、これまでの赤字補填にとどまらず、運行経費の半分に加えて、運転手の方の処遇改善等も支援する信州型広域バス路線支援制度を創設し、持続可能な運行を目指そうというふうに考えているところでございます。

今後とも、より望ましい公共交通の在り方についてしっかりと議論を重ねる中で、公共交通の維持発展、利便性の向上に県としてしっかり取り組み、安心して暮らせる長野県の実現に向けて全力を傾けていきたいと考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）運転手不足対策は、国にも有効な施策はありません。ライドシェアでは解決できません。自動運転はまだまだであります。なぜ二種免許が、なぜ運行管理者の資格があるのかを踏まえて、命を運ぶ事業として、危機感を持ってバス運転手の労働環境の改善を進めるとともに、県として具体的に運転手の養成を図っていくなど、大胆で研ぎ澄まされた発想のプランの構築をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時27分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

早川大地議員。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）皆さん、こんにちは。飯田市・下伊那郡区選出の自由民主党県議団の早川大地でございます。通告に従い順次質問いたします。

3月17日、新田恭士副知事が正式に誕生しました。新田副知事は、南信地域と木曽地方を担当し、県土のグランドデザインづくりや防災などに注力されており、南信・木曽地域として大いに期待しております。任期が始まってから精力的に南信・木曽地域を視察され、地域の皆さんと意見交換を重ねられていることに、地域より喜びの声が多数上がっており、心より感謝いたします。地元紙にも掲載がございましたが、県庁内では、熱血漢で有名な松岡修造さんになぞらえ、「新田修造さん」と呼ばれるほど熱い熱い思いをお持ちであると理解しております。その思いをぜひとも県民に向けていただくことを本当に期待しております。

さて、任期が始まってから約3か月経過しておりますが、南信・木曽地域を訪問する中で、副知事としての手応え、また、南信・木曽地域の潜在的な可能性をどのように引き出していくべきか。さらには、今後県土のグランドデザイン策定のために市町村と連携し、どのように取り組んでいくべきか。新田副知事の見解を伺います。

次に、官公需について質問いたします。

官公需とは、国、県、市町村などが物品・物件を購入したり、工事の発注をしたり、警備、印刷、ごみ収集などのサービスの調達をしたりすることを言います。コストカット型経済からの脱却が見えてきており、国と同様に、地方自治体こそ賃上げと価格転嫁の先導役にならないと考えると考えます。

国同様、地方自治体の発注は、予定価格を設け、競争入札するため、安く入札するケースが多く、受注企業の賃上げを阻害してしまう可能性があります。民間企業の賃上げが進む中、国や地方自治体は、依然としてコストカット型のデフレ体質と思われる状況を大きく改善し、民間企業を後押しする必要があります。自由民主党の新しい資本主義実行本部は、5月26日、石破首相に国や地方自治体による発注入札の見直し等を提言しており、地方自治体も同様に連動すべきと考えます。

なお、2021年度の統計では、長野県はGDPに占める公的需要の割合が24.4%と全国平均26.8%をやや下回りますが、長野県こそが賃上げに尽力している民間企業の経営者や労働者を助けるべく、経営体力の弱い中小企業の受注機会を確保する観点からも、必要に応じて国に要望することも含め、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。ついては、官公需に対する阿部知事の所見を伺います。

次に、多極分散について質問いたします。

5月26日、新地方創生本部のメンバーは、石破総理大臣と面会し、東京一極集中の是正に向け、省庁、研究機関などの地方移転や、若者や女性に選ばれる地域づくりについて提言しました。また、産業政策では、国や民間が連携し、地方産品の販路拡大、海外展開の支援、成長分野の半導体やデータセンターなど地方への大型投資の呼び込みについて言及しております。

また、政府が2026年度中に設置予定の防災庁について、全国の県や市などで誘致運動が活発化しており、現在、隣県の岐阜県、群馬県、富山県をはじめ12道府県・市と、近畿地方の府県による関西広域連合が誘致活動を推進しております。

一方、長野県では、昨年11月定例会の阿部知事の答弁のとおり、大変心強いことに、県は庁内に部局横断のプロジェクトチームを設置し、同チームには様々な分野の担当部署の職員が参加し、省庁や国の研究機関の一部機能の受入れ、さらに民間企業の誘致等を念頭に、東京一極集中是正のため、多極分散型のモデル圏域を目指す方針を打ち出されました。

阿部知事が多極分散のプロジェクトチームを部局横断で立ち上げると宣言していただいてから約半年が経過いたしました。防災庁をはじめ、省庁や研究機関の移転、企業誘致を含めた東京一極集中是正の多極分散について、現在プロジェクトチームとしてはどのように進めており、また、今後の展望やスケジュールも含め、阿部知事の所見を伺います。

次に、リニア中央新幹線について質問いたします。

我が長野県において、ＪＲ東海は、５月13日に伊那山地トンネルの戸中・壬生沢工区と隣接する坂島工区が貫通したと発表しました。本線のトンネル工区同士がつながるのは、山梨リニア実験線を除き初めてとなります。

一方、静岡県においては、鈴木静岡県知事と地元地域の理解の下、ＪＲ東海は昨年11月に静岡県内でのボーリング調査をついに開始いたしました。本年６月２日に静岡県の専門部会が開かれ、静岡県が着工条件として対話を求めている検証事項全28項目のうち水資源関連６項目の議論が終結しており、一つの大きな区切りとなりました。しかしながら、生物多様性関連14項目と発生土の処分に関する４項目はいまだ残っております。少しずつ前進しておりますが、まだまだ時間がかかることが懸念され、ぜひともスピード感を持った進展を期待したいと思います。

本年も開催されたリニア中央新幹線建設促進期成同盟会の決議では、静岡工区について、水資源・自然環境への影響の回避・低減と早期実現を両立させる観点から、関係自治体などの理解を得ながら早期着手を求めています。阿部知事におかれましては、期成同盟会等を通じて静岡県側に早期着工に向けて動いていただくことと同時に、さらなる国の支援を呼びかけていただきたいと思います。阿部知事の所見を伺います。

また、阿部知事におかれましては、昨年11月の一般質問への答弁、また、昨年末の南信州執務週間最終日の記者会見において、長野県駅（仮称）近くへ県リニア整備推進局移転を実現する方向で検討したいとの考えを示されており、地域からの期待は高まっております。これに関して、２月定例会の建設委員会の中では、現在リニア整備推進局においてサテライトオフィスの設置について検討しているとの説明もあったところであり、将来的なりニア整備推進局の移

転を見据えた第一歩になるものと受け止めています。このサテライトオフィスについて、設置の時期及び期待する役割などについて阿部知事の考えを伺います。

次に移ります。ＪＡ長野厚生連健康管理センターでは、医師等専門職の確保は困難であり、令和８年から２班体制が１班体制となります。年間３５０回実施していた健診回数は年間２１０回に減少するため、上伊那、下伊那、木曽地域での特定健診の縮小の打診が各町村に来ております。

現在、厚生連で集団での特定健診をしている下伊那郡７町村、上伊那郡３町村、木曽郡３町村等が対象となっており、下伊那郡２町村は引継ぎ先のめどが立っておりますが、ほかの町村は未定となっております。ＪＡ長野厚生連より中部公衆への引継ぎの打診を行っているものの、現状不透明であり、中部公衆が受入れ不可であれば、厚生連より代わりの委託先は紹介できない状況です。

限られた時間の中で受入先を急ぎ探す必要があり、それぞれの町村にとって切実な問題です。県民の安心・安全を守るためにも、長野県としてこの問題をどのように考え、支援していくのか。笹渕健康福祉部長の見解を伺います。

次に、鳥獣保護管理法の一部改正について質問いたします。

本年４月、飯山市及び木島平村において、ツキノワグマによる人身被害が相次いで発生しました。県では、４月１０日に北信地域、５月９日に長野地域、６月５日に木曽地域、６月１９日に北アルプス地域にツキノワグマ出没注意報を発出しております。

また、４月２５日、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、略称鳥獣保護管理法の一部改正法が公布されました。現在の鳥獣保護管理法では、市街地で猟銃の使用は禁止されており、市街地に熊が出没した場合、人に危険が生じる場合のみ、現場の警察官が警察官職務執行法に基づき捕獲従事者に発砲を命令できることになっておりました。改正法の施行後は、熊が人の生活圏に出没し、緊急に危害を防ぐ必要があり、銃猟以外の方法で迅速に捕獲できる手段がなく、住民の安全が確保できるという条件を満たした場合、市町村が捕獲従事者に委託し、緊急銃猟が可能となります。

緊急銃猟の実施に当たり、市町村は通行制限や避難指示を行うことができ、緊急銃猟で建物等に損害を与えた場合は、捕獲従事者ではなく、市町村が補償することになりました。緊急銃猟の損害に対する補償において、市町村を対象とした保険制度等を整備し、その保険料を支援することは可能でしょうか。

また、捕獲従事者に責務を負わず、市町村が判断に困らないよう、緊急銃猟を実施する際のガイドラインの策定が急務であり、市町村と密な連携を早急に実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。根橋林務部長の所見を伺います。

次に、酒米について質問します。

県酒造協同組合によりますと、昨年、県内の酒造会社70社余りが組合を通じて仕入れた酒米は約1,430トンです。毎年9月から酒造りのため酒米を仕入れますが、主食用のお米の高騰を受け、仕入価格は去年の60キロ当たり1万8,000円から5割以上の値上がりが見込まれます。また、農家には酒米から主食用の米への切替えの動きもあり、酒米の確保が喫緊の課題となっております。

今回の6月補正では、県奨励品種の美山錦、ひとごち、金紋錦、山恵錦の4品種を購入する場合、値上がり分の2分の1以内を補助します。4品種は、酒米全体の85%をカバーしております。一方で、県奨励品種に該当しないたかね錦、しらかば錦、山田錦の3種は補助対象になっておりません。たかね錦は、飯田市の喜久水酒造、佐久市の佐久の花酒造、岡谷市の豊島屋等で使用されております。

また、たかね錦は1938年に長野県農事試験場で育成開始され、たかね錦より今回補助対象の美山錦、金紋錦が生まれております。しらかば錦は、諏訪市の伊東酒造、小布施町の高沢酒造、上田市の沓掛酒造等で使用されており、1973年に長野県農事試験場で育成開始されております。

酒造会社が安定的に仕入れを維持するため、同じ県産の酒米であるにもかかわらず今回補助対象から外れているたかね錦、しらかば錦、山田錦の3種も補助対象として考えるべきだと思いますが、米沢産業労働部長の見解を伺います。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君）私には、この南信・木曽地域の訪問の手応えについて質問をいただきました。

副知事就任後、地域の実情や課題、地域のコミュニケーションを図るため、担当する南信・木曽地域を訪問させていただきました。豊かな自然環境に恵まれ、野菜、果樹、花卉、畜産など風土を生かした多様な農畜産物の生産、森林資源を生かした林業・木材産業、独自の技術を蓄積した製造業や先端技術産業が集積しているなど、改めて南信・木曽地域の魅力やポテンシャルを感じました。一方で、耐震性の確保、緊急輸送路の強靱化、モビリティの改善、自然エネルギーの確保、担い手不足の解消、農林業従事者の生産性向上、所得増大などの課題も感じたところであります。

小規模な町村の多い南信・木曽地域においては、人口減少・少子高齢化が急速に進むと予想されておりますが、こうした地域こそ、課題克服により人口減少による社会構造の大きな変化をチャンスに変える可能性を秘めていると考えております。とりわけ、中山間地域においては、地理的条件の不利をデジタル技術により克服していくことが効果的であり、AIやロボット、ドローンの活用など、医療や教育、災害など様々な分野でDXを加速化させる必要があると考えております。

さらに、地域が持続的に発展するには、地域に根差した産業の付加価値労働生産性の向上、成長期待分野への新規参入や事業拡大、県産農畜産物や工業製品の国内外への販路開拓、産業構造の変化に対応した知識や技術の習得など、地域の産業基盤の強化、稼ぐ力を育むことが必要というふうに認識しております。

これらの実現に向けては、まさに人こそが鍵。各分野で変革を起こす地域の核となる人材、イノベーターのような存在をこの地域で育て、そこに人材が集まるように取り組みたいと考えております。引き続き地域に足を運び、地域の核となる人材と未来を語り合うとともに、市町村や関係者の皆様と一緒に南信・木曽地域のさらなる発展に力を尽くしてまいりたいと思います。

次に、県土のグランドデザイン策定に向けた取組について質問をいただきました。

県土のグランドデザインは、コンパクト・プラス・ネットワーク&レジリエンスの考え方に基づく新たなまち・むらづくりや、それらを結ぶ交通ネットワークの構築など、長期的、広域的な観点から県土政策の方向性を示していくものであると考えております。

南信・木曽地域は、リニアや三遠南信道の開通を控えているなど地域の優位性が高まる一方で、特に人口減少や担い手不足が深刻な懸案となっていることから、近隣市町村が協力し、相互に一丸となって機能分担するなど、対応を進めていく必要があると考えております。

グランドデザインの策定に当たり、県は市町村と広域的に連携し、議論を進めることが不可欠であると考えております。こうした考えの下、市町村の皆様と様々な課題について丁寧に対話を重ね、世代を超えて向き合うべき問題意識を共有しながらグランドデザインの策定を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には4点御質問を頂戴いたしました。

まず、官公需に対する所見という御質問でございます。

国や地方公共団体が発注する物品、サービス、工事などの官公需は、分野が多岐にわたり、発注の総額も大きいことから、地域経済の活性化、とりわけ本県企業数の99.8%、従業員数の87.3%と非常に大きなウエートを占める中小企業の振興にとって極めて重要な役割を担っているというふうに考えております。

県では、平成26年に、長野県の契約に関する条例を議会の皆様方の御議決をいただき定めさせていただいております。契約の適正化や契約内容の配慮など四つの基本理念を掲げ、この理念の実現を図るための取組方針に基づいて様々な施策、取組を実施してきているところでございます。

具体的には、庁舎の清掃・警備業務におきましては、ダンピング受注の防止を図るため、平成29年度から一般競争入札に最低制限価格制度を導入して、昨年度には消防用設備等点検業務にも対象を拡大いたしました。建設工事におきましては、適正な労働賃金の水準や企業の利潤の確保のため、市場の実勢価格を反映し、労務費調査や資材価格調査に基づく適切な予定価格を設定してきております。また、製造の請負、物件の買入れなどにおきましては、県内中小企業者の受注機会の確保のため、平成29年度から地域要件を設定するなどしております。

こうした取組の効果もあり、令和5年度の本県官公需の中小企業向け契約実績は金額ベースで80.7%と、全国平均の74.6%を上回っている状況でございます。引き続き県の契約に関する条例の理念実現に向け様々な取組を進めていくとともに、経営努力を重ねていらっしゃる事業者の皆様方を支援してまいります。

また、事業者の皆様方が物価上昇に的確に対応し、賃上げ原資を十分確保することができるよう、デフレ時代に適合した制度、例えば、単価や上限額が据え置かれたままの各種補助金等時代にそぐわないのではないかと考えられる仕組みについては見直すよう、知事会等の場も活用しながら国に求めていると考えております。

続きまして、多極分散型の実証モデル圏域をつくることを目指してのプロジェクトチームの今後の展望とスケジュールという御質問をいただきました。

リニア駅を中心として多極分散型国家のモデルとなる圏域を形成することにつきましては、国のリニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議の中間取りまとめに反映していただくため、長野県が目指すべきビジョンとして国に提案させていただいたものでございます。

県としては、これまで、関係府省等会議の中間取りまとめに掲げられております4県共同による地域再生計画の策定に向け、沿線の4県、神奈川県、山梨県、岐阜県との会議を開催したり、国との情報共有を図ったりしながら地域再生計画に盛り込む具体的な内容などについて調整を進めてきているところでございます。

また、庁内におきましては、企業誘致や省庁・研究機関の地方部への移転も含めた多極分散のビジョンを実現するため、関係部局間での調整を進めてきたところでございます。今後、調整協議を加速して、8月頃までには長野県リニア中央新幹線地域振興推進本部会議を開催して今後の取組方針を定めるとともに、その具体化を進めるため、プロジェクトチームを立ち上げていきたいと考えております。

続きまして、静岡工区早期着工に向けた取組について御質問を頂戴いたしました。

リニア中央新幹線建設促進期成同盟会にはほかの都道府県とも連携して取り組んでいるわけですが、私も副会長として早期開業の実現を強く国に求めてきております。また、静岡工区の早期の着手、そしてリニア中央新幹線の早期全線整備についても国の支援を求めてきて

いるところでございます。

静岡県 の鈴木知事におかれては、スピード感を持ってＪＲ東海との対話を進めていくという基本的な考え方を御表明いただいているところでありまして、リニア中央新幹線の工事推進に向けて御尽力いただいているというふうに受け止めております。

一方、本県としても、昨年４月のＪＲ東海社長と私とのトップ会談において静岡工区の早期着手について直接働きかけるなど、県としての取組も行ってきたところでございます。今後とも、期成同盟会やＪＲ東海のトップとの会談などを通じて静岡工区の早期着手に向けた要望や国からの支援の呼びかけなどを行い、リニア中央新幹線の日も早い開業に向けて取り組んでまいります。

最後に、リニアサテライトオフィスの設置時期及び期待する役割という御質問でございます。

先ほど御答弁したように、多極分散型国家の実証モデル都市圏域をしっかりとつくっていききたいというふうに思っておりますが、こうしたことを進めていく上で、県としても、まちづくりを担っていただく地元の事業者、経済団体など、その地域の皆様方と直接、問題意識、方向感を共有し、共に進めていくということが非常に重要だというふうに考えております。そのため、このリニア整備推進局サテライトオフィスの設置を考えていかなければいけないというふうに思っております。このことによりまして、地域の皆様方とのコミュニケーションの円滑化、あるいは市町村との連携強化を図っていくことができるというふうに考えております。

リニア中央新幹線の開業時期はいまだ見通せない状況ではございますが、サテライトオフィスに必要な機能と役割について早急に検討を進め、その具体化を図っていききたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には上伊那、下伊那、木曽地域における特定健診についてのお尋ねでございます。

特定健診は、市町村等において実施が義務づけられており、生活習慣病のリスクを早期に発見し、糖尿病などの発症や重症化の予防に効果的な取組と認識しております。

県といたしましては、ＪＡ長野厚生連健康管理センターの特定健診体制が縮小されることにより対象地域の県民の皆様の健診機会が損なわれることを懸念しており、同センターに対して段階的な縮小などを求めるとともに、他の健診実施機関に対して受入れを要請しているところでございます。

一方で、健診実施機関の負担軽減も重要であることから、今後、市町村に対し、健診場所や時間の設定を工夫するなど、持続可能な実施方法についての助言を行い、健診機会の確保に努

めてまいります。

以上でございます。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）鳥獣保護管理法の一部改正に伴う市町村に対する支援についての御質問でございます。

改正鳥獣保護管理法は、本年９月に施行される予定でございまして、緊急銃猟の制度化に伴い、市町村からは、実施体制や責任の所在、また財政的負担の増加への懸念の声が寄せられております。

こうした声を踏まえまして、先般、県では、環境省に対しまして損失補填に係る保険料への補助制度の創設を要望するとともに、国が策定を進めております緊急銃猟ガイドラインへの市町村意見の十分な反映と丁寧な説明を求めてまいりました。環境省からは、法の施行に合わせまして保険料を支援対象とする方針が示されるとともに、ガイドライン策定後には、市町村及び都道府県を対象といたしました説明会を開催する旨の説明を受けているところでございます。

ツキノワグマの対策につきましては、今回の法改正に係る課題にとどまらず、様々な課題があるものと認識しております。そこで、県では、ツキノワグマ対策の強化に向けまして、実務者の視点から中長期的かつ総合的な対策を検討する協議会を、市町村の皆様の参画もいただきながら新たに設置することを予定しております。その中で、国のガイドラインを踏まえまして本県独自の対応マニュアルの策定でありますとか、捕獲従事者への支援の強化の在り方、また、専門人材の確保とその身分の整理など、現場に寄り添った実効性ある施策の具体化を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）県産酒米価格高騰対策事業についてお尋ねをいただきました。

酒造会社に対し酒米購入に係る費用の支援を行うこの事業は、日本酒の国内消費の大幅な減少や、主食用米の価格高騰に伴う酒米農家の主食用米への転換に起因する作付の減少、さらには、酒米価格の急激な高騰による酒造メーカーの買い控えが原因で酒米の作付の大幅な減少が危惧されるため、酒造メーカーの経営安定とともに酒米の作付を奨励するため、県の奨励認定品種の酒米に限って緊急的に実施するものです。

県内には、議員御指摘のとおり、希少品種などの酒米を使用して特徴ある日本酒を醸造している酒造メーカーがあることも承知しておりますが、それらの品種は様々であり、議員御指摘の３品種のみではないことも実情です。酒米の作付を奨励し、酒米の確保を図る今回の補助金の趣旨を考えると、議員御指摘の３品種を含めて奨励品種以外の様々な酒米を対象とするこ

とは難しいと考えておりますが、今後、支援の方策について事業者の方々の意見をよく聞きながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔9 番早川大地君登壇〕

○9 番（早川大地君）全ての執行部の方より御答弁いただきました。

新田副知事におかれましては、南信・木曽地域の非常に広範囲にわたり、いろいろな世代の皆さん、いろいろな業種の皆さんとお会いしていただき、そして、今、本当に心から熱い思いをお聞かせいただきました。子供たちの未来のためにも新しい地域を先進していく、引っ張っていくイノベーターを育てたいというすばらしいお言葉をいただきましたので、ぜひとも木曽地域、南信地域を通して信州が豊かになるように実現していただきたいと思います。

阿部知事からは、官公需の拡大について、既に全国平均より高い数字、80%超えということで、中小企業のために一生懸命取り組んでいただいていることを心より感謝いたします。とはいえ、まだまだできることがあれば、よろしく願いいたします。

また、多極分散のモデル策定に向けては、プロジェクトチームを庁内横断で力強くやっていたと同時に、国に対しての働きかけを今後もしっかり継続していただくことを心より願っております。

リニアについては、この静岡問題はなかなか難しい問題ではありますが、ただ、前進していることは間違いありません。県としても、リニア整備推進局の第一歩として、サテライトオフィスの伊那谷への誘致ということを前向きに検討、検証されていることを本当に心強く感じました。長野県として、このリニア開業に向けて存在感を示し、しっかり前に進むよう、私も県議としてしっかり活動して取り組んでまいりたいと思います。

また、人材不足が顕著となる中、中信、南信の中山間地も安心して健診できるよう、健康福祉部を中心に様々な医療に働きかけていただきたいと思っております。

鳥獣保護管理法の一部改正法を受けて、市町村と連携しながら、環境省へもしっかりと訴えていただいていることに心より感謝申し上げます。

また、ちょっと残念な答弁でありましたが、補助対象から外れてしまった酒米については厳しいという回答でございました。15%のカバーできていない酒米については、もう少し前向きに、生産者の思いに寄り添って、また酒蔵がどういうプロセスでどういうふうに造られているのかも踏まえて検証を進めていただければありがたいと思います。

信州のさらなる発展を願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、毛利栄子議員。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）ふるさと納税につきまして知事並びに総務部長、企画振興部長に伺います。

ふるさと納税は、寄附を通じて出身地や自分の好きな地域を応援するというのがそもそもの趣旨で、2008年から始まりました。住んでいる自治体以外に寄附をすると税金の還付や控除が受けられ、返礼品も受けることができる制度です。全国では、当初81億円だったものが、2023年には1兆1,175億円と137倍に膨れ上がっています。長野県でも、当初500万円余だったものが、2023年には10億8,900万円へと218倍になっています。この間、自治体間の寄附金獲得競争が過熱化し、豪華な返礼品がネットショッピングのようだと問題になり、総務省は、返礼品は地元産にし、上限が寄附額の3割、送料やポータルサイト委託費、広告費、事務委託費などを合わせても5割以下にするよう見直しを進めてきました。

このような中で、須坂市の産地偽装が発覚しました。この問題は、偽装にとどまらない問題に発展し、寄附の募集停止に伴い、当初予算の減額補正を迫られ、当て込んだ事業の遂行が困難になったり、シャインマスカットの生産農家は、ブランド力への影響や出荷先が途絶えることで収入にも影響が及ぶと指摘されています。

総務省は、過日、須坂市をふるさと納税制度から除外すると発表し、今後2年間は県下の30億円を超える寄附は受けられなくなり、予算の1割以上を占める税収が入らなくなったことで市政運営にも多大な影響が及ぶことが懸念されているところです。県の調査によって、県下の6市町村でも不適切な扱いがされていたと報道されており、追加で複数自治体が不適切な扱いがあったと自主的に公表されたところです。

そこで、総務部長にお聞きします。

ふるさと納税実施から17年が経過しました。この間様々な改正が行われてきたと承知していますが、令和5年度の長野県への寄附の総額と、返礼品を含めた経費の総額は幾らになっているのでしょうか。また、長野県民が他県にふるさと納税したことによって減収となった県民税は幾らかについて総務部長に伺います。

また、77市町村の直近の収支の現状はどうなっていますか。市町村の課題をどう把握しているか、どのような支援をしているかについて企画振興部長に伺います。

長野県の特産物を全国にアピールする利点があるとはいえ、過度な返礼品競争に加担するのではなく、長野県が令和5年から実施している返礼品のないふるさと納税「ガチなが」など、本当に応援したい人から寄附をしてもらう本来の在り方を積極的に発信し、県の思いや目的に賛同する寄附者を募ることをもっと追求すべきと考えますが、いかがか。総務部長に伺います。

ふるさと納税制度は、高額納税者ほど優遇され、返礼品を手段とした熾烈な税源の奪い合いになって自治体間競争をあおり、民間業者に相当額の手数料が支払われ、自治体によっては寄

附額より返礼品や手数料、税控除のほうが大きくなり、赤字になっているところもあります。

また、特産品と言えるものがない自治体もあり、首長さんによっては困っている現状もあり、自治体間格差が広がる傾向にあります。制度にひずみが生じていると思いますが、知事の見解を伺います。

そもそも住民税は、居住自治体のサービスに対して税負担するという応益課税の原則があり、ふるさと納税はその原則からも外れています。また、返礼品と認定してもらうにも、地元産の割合などのハードルが高く、工業製品などはほとんど返礼品に認定されない状況もあり、苦慮している自治体も少なくありません。自治体が競い合い、疲弊し、税収の不安定化に振り回されるのではなく、廃止を含めた抜本的な在り方を国に求めるべきではないでしょうか。知事の見解を伺います。

生理用品の県立学校への設置について教育長に伺います。

コロナ禍の下で生理の貧困が顕在化し、金銭的な理由で生理用品を入手できなかったことなどが問題視され、災害用備蓄品の活用や民間からの寄附、女性活躍推進交付金を活用しての配布やトイレへの設置などが行われてきました。現在は、困難を抱える女性ばかりではなく、急な対応が必要になった場合の活用などにも対応が進んできました。

内閣府の2024年10月1日時点での第5回調査によれば、生理の貧困に対する取組を実施しているのは926自治体、15の都道府県では公立高校のトイレに設置、295の区市町村では小中学校トイレに設置、121の自治体では庁舎トイレに設置と、格段に取組が広がっています。

県立学校への対応では、令和3年、令和5年と、党県議団は、保健室において申し出れば渡すのではなく、気軽に使えるようトイレに置いてほしいと重ねて求めてまいりました。教育委員会は、教育的配慮から、保健室で養護教諭と言葉を交わす中で提供する仕組みにしているとのことでした。また、返却を求める場合もあるとのことでした。

今、トイレにトイレットペーパーがあるのと同じように、生理用品もトイレに設置するという流れが広がっていますが、県教委は今も従来と同じ対応をしているのでしょうか。また、その理由は何でしょうか。子供たちの声を聞いているのでしょうか。伺います。

学校にいる間に急に生理が来て下着を汚してしまいどうしていいか分からなかった。友達が急に生理になると、自分がいざというときに持っているナプキンをあげてしまい、常に補充しなければならず負担が重い。保健室にもらいに行こうとしても保健室は常に生徒でいっぱい。深刻な話も聞こえてきて、とてもではないがナプキンをもらえる状況ではないなど、子供や保護者から様々な声が寄せられています。

物価高騰の中で、引き続き生理用品を買えない問題も課題となっています。女性が一生の間に使う生理用品は200万円にもなるとの調査もあります。女性だけに負担を強いられるのは

ジェンダー平等の観点からも不公平であること、替えがなく交換できずに長時間使用することは不衛生であり、また代用品では健康面からも問題があること、わざわざポーチを持ってトイレには行きにくいことなど、せめて県立学校の女子トイレに生理用品を設置していただきたいが、いかがでしょうか。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には2点御質問をいただきました。

まず、ふるさと信州寄付金の実績と県民税の減収額についてでございます。

令和5年度における県の特産品等の返礼品を活用した一般寄附の実績は9億7,125万円余となり、返礼品なしの寄附募集サイト「ガチなが」での受付分1億1,846万円余と合わせて10億円を超えております。寄附をいただいた皆様に感謝申し上げます。

寄附募集に係る経費は、返礼品の調達・送付、ふるさと納税サイトへの業務委託料等総額で約5億円を要しております。加えて、令和5年中に長野県民が他県等にふるさと納税を行ったことによる県民税の減収額は27億2,000万円余となっており、この数値は、返礼品競争の加熱に伴い年々増加しております。減収額の75%は交付税措置がなされておりますが、実質的な収支はマイナスになっていることから、引き続き効率的、効果的な寄附募集方法を検討してまいります。

続きまして、県が実施する返礼品なしの「ガチなが」の積極的な発信についてでございます。

ふるさと納税につきましては、返礼品により寄附先を選ぶ傾向が顕著となってきており、いわゆる返礼品競争が年々過熱していると認識しております。このような状況下で、集客力のある大手仲介サイトへの委託料や返礼品代等の経費が大きくなることにより自治体が住民サービスに充てるための金額が減少していることを課題と捉え、本県では、返礼品に頼らない施策の応援や共感による寄附の募集を行い、寄附者からもアイデアをいただくなど、共創により事業を推進するため、全国初の県直営共創型ふるさと納税受付サイト「ガチなが」を令和5年4月に開設したところでございます。

具体的には、高校生の海外留学支援や県内の学生を応援する奨学金、山小屋の応援事業など様々なプロジェクトで寄附募集を行い、開設から2年で累計2億円を超える寄附をいただいております。引き続き多くの皆様に一層応援していただけるよう、魅力ある募集事業の発掘、銀座NAGANOを活用した広報活動や県人会を通じた呼びかけなどの県外へ向けたPRの強化にも全庁挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には県内市町村のふるさと納税の収支状況と抱える課題への支

援について御質問をいただきました。

県内77市町村のふるさと納税の令和5年度における収支状況は、寄附受入額が253億918万円余、返礼品の費用や手数料等の経費が120億3,612万円余、令和5年中に当該団体から他団体に寄附をした者に係る税額控除額の推計値が40億7,146万円余、差引き92億160万円余のプラスとなっております。

課題でございますが、本県では小規模市町村も多いわけですが、こうした団体では職員数も少ないことから、ふるさと納税担当に割ける人数も少なく、人材のローテーションがうまくいかなかったり専門性のある職員が育ちにくいといった課題があると認識しております。

こうした課題について、県としては、これまでも市町村からの制度運用に関する相談に丁寧に応じてまいりましたが、今後も、制度の基本的な内容や、毎年度の制度改正の内容をあらゆる機会を捉えて市町村に周知することで、各市町村が自主的、自律的にふるさと納税制度を運営していくことができるよう支援してまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはふるさと納税に関連して2点御質問を頂戴いたしました。

まず、制度にひずみが生じていると考えるがどうかという御質問でございます。

ふるさと納税制度の趣旨は、生まれ育ったふるさとや応援したい自治体に寄附をするという形で貢献することを可能にするものであります。しかしながら、現状を見ますと、御質問にもあったように、過度な返礼品競争が自治体間で行われているということ、仲介サイトへの委託料等の経費がかさんでいるといったようなことなど課題があるというふうに考えております。返礼品については、地場産品のPRや地域経済の活性化につながる側面もあるので、そのこと自体は否定するものではありませんが、あまりにも過度な競争は、本来の制度の趣旨から乖離してしまうのではないかというふうに思っております。

そのため、本県では、返礼品に頼らず県の施策への共感や応援により寄附を募る県直営の共創型ふるさと納税受付サイト「ガチなが」を通じて多くの皆様に応援をいただき、魅力ある事業に取り組みさせていただいているところでございます。各自治体においても、ふるさと納税制度の本来の趣旨を十分に考慮し、真に地域活性化に結びつく活用方法を自らが工夫していくという姿勢も必要ではないかと考えております。

抜本的な見直しを国に求める必要があると考えるがどうかという御質問でございます。

国においても、返礼品競争の激化など制度の課題が顕在化してきたことを受けて、仲介サイトによる寄附募集の適正化を図るために、仲介サイトにおけるポイント付与の禁止や、返礼品を過度に強調した広告等の規制など、順次改正・改善を行ってきているものと受け止めており

ます。また、本県からも、国に対して、過度な返礼品競争が是正されるよう、寄附額に対する返礼品割合の引下げや、高所得者優遇となっている現状を是正するため、特例控除限度額の設定など随時提案、要望を行ってきたところでございます。

今後とも、生まれ育ったふるさとや応援したい自治体に貢献するという本来の趣旨が実現され、よりよい制度となるよう、引き続き国に対して必要な改善を求めてまいります。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 生理用品の県立学校への設置について2点御質問をいただきました。

まず、県立学校における生理用品の提供方法についてでございますが、これまで、県立学校における生理用品の提供については、経済的な問題で困難を抱え、支援を要する生理の貧困に直面している生徒からの相談に応じる教育的配慮から、主に養護教諭を介した提供を実施してきたところでございます。

生理用品の入手が困難となる背景には、生理の貧困だけでなく、ネグレクトなどの家庭内の様々な問題が絡んでいる可能性が考えられ、こうした問題に教職員が早期に気づくことが重要であるとともに、生徒自身が自らSOSを発信する力を身につけること、生理周期など自分の体を理解し気を配る力を養うことも大切であると考え、養護教諭が生徒の様子を観察しながら提供してまいりました。

一方、保健室には申し出にくいという生徒の声もあり、従前の保健室での対応に加え、職員室や女性教員が常駐する研究室、相談室などにも提供場所を広げることで、以前よりも生徒が生理用品を手に入れやすい環境を整えてきているところでございます。

続きまして、県立学校のトイレに生理用品を設置することについてでございます。

一部の県立学校において校内の女子トイレに生理用品を設置しているものと承知しております。一方、県内のある高校において、生徒会の保健委員会で生理用品のトイレへの設置について議論が行われたところ、生理用品は各自で準備するものという意見があったほか、女子トイレに置くことについて衛生面や安全面で不安を持つ生徒もあり、現在の保健室や女性教員のいる研究室、相談室などで対面により提供を受ける方法が望ましいとの声があったと聞いているところでございます。

また、各校では、トイレや保健室の休養空間に生理用品の設置場所を含めた「どんなことでも健康相談してみよう」という案内を掲示し、生理に関する不安も含め、気軽に相談できる体制を構築し、対応しているところでございます。

学校における生理用品の提供方法につきましては、学校ごとに実情も異なることから、引き続き生徒の意見も聞きながら、よりよい方策を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）ふるさと納税は、何か事が起こるたびにさらにハードルを上げて、市町村の担当者は毎年毎年たくさんの手を取られ、辟易しているというのが現状です。それだけ手間暇かけて苦勞しても収支の差引きがマイナスの自治体が10自治体ぐらいあるということは承知しておりますし、県もマイナスだということであります。寄附の上限を決めるなり、返礼品をやめにするなり、知事にはゆがんだ制度を改めるよう国にしっかり物を言っていただくようお願いします。

教育委員会からの御答弁なんですけれども、ちょっと時間が止まったような御答弁で本当に残念です。休み時間が短いのに、あちらの研究室に行ったりこちらに行ったりということは不可能だと思います。ぜひ実態に合った対応をしていただくことをお願いしておきます。

知事の政治資金について伺います。

裏金問題を発端とした政治と金の問題は、依然として国政の焦点になっており、お金の力で政治がゆがめられていることに国民は怒っています。

過日マスコミが、2022年の知事選挙期間中に、県建設業協会長野支部の会員企業の代表者など26人から同じ日に合わせて33万円の振込がされていたことで、事実上の団体献金ではないかと報道し、個人献金であるのに会社の住所で寄附している人もいると報道しました。

5月9日に記者会見した阿部知事は、自身が代表の資金管理団体信立会が令和4年に受け取った個人献金のうち住所の記載が不適切だったものがあると明らかにし、県民におわびし、ほかの全ての寄附者も確認した上で、できるだけ速やかに修正したい。会計責任者が県建設業協会特任理事になっていることについては、特定団体との結びつきが強いとの疑念を持たれる可能性も考慮して、第三者を起用する。会員企業が同じ日に献金を申し込んだことについては、複数の寄附を取りまとめて入金手続をしたためだということが報道されております。

そこで、知事に伺います。

知事の政治団体は、守一会、明日の長野県づくり推進会議、あべ守一後援会、信立会などがあると思われますが、信立会は、資金管理団体として、4期目の選挙に臨む6月につくられ、3,500万円余を集めています。従来の政治団体以外にこのタイミングで知事が代表の資金管理団体を設けたのはなぜでしょうか。その理由をお聞かせください。

5月22日、選管への修正届出では、54件が訂正されています。そのうち長野支部は、26件中25件が会社住所でした。ほとんどの寄附者が企業の住所で行っているということは、単なる不理解、不徹底やミスと言うにはあまりに不自然であり、説明不足で県民を納得させることができないのではないのでしょうか。寄附日が同じ7月25日であることと併せて考えると、事実上の

団体献金と取られかねないとの指摘もある中で、県民が納得できる知事の説明を求めたいが、いかがでしょうか。

また、南佐久支部20件、佐久支部10件、上小支部18件、伊那支部11件、大北支部13件、飯山市部11件など、同日付で2桁台の件数がまとめて処理されているものが長野支部以外にもありますが、これらの経緯についても知事の説明を求めたいと思います。また、あっせんはなかったのかについても見解を伺います。

個人寄附とされている寄附の75%は協会に加入されている方々であり、寄附したのはほとんどが企業の代表者名になっていることや、少なくない企業が県の公共工事を受注していることなどを考えると、特定の団体との結びつきを疑われたり、公正公平な県政運営がゆがめられるのではないかと県民の疑念が上がるのも無理からぬことではないでしょうか。疑念払拭のためにも知事の説明責任を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

知事は、2月議会で、政治と金の問題に関わって、企業・団体献金が財力で政治をゆがめ、政治への信頼を失墜させている。企業・団体献金の全面禁止こそ必要だとの山口議員の質問に対し、賛否両論があるとして、幅広い視点から国民的議論が行われることを期待したいと答弁され、企業・団体献金の禁止については明言されませんでした。

信毎の調査結果によりますと、企業・団体献金は廃止すべきが57%、廃止する必要がないが14%で、廃止が大きく上回りました。ここにこそ県民の思いが込められていると思います。これらの結果も踏まえ、再度企業・団体献金禁止への見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私が代表を務める政治団体において記載誤りがあったことに関連して、一連の御質問を頂戴いたしました。

まず、私としては、常に公明正大、県民の皆様方からの信頼を失うことのないように誠実に仕事も政治活動も行っているところでございます。今回、住所の誤記載ということから、様々な疑惑ということで指摘されているわけでありますけれども、決してそんなことはないということをまずは申し上げておきたいと思えます。

まず、御質問いただきました新たに資金管理団体をつくった理由でございしますが、この信立会につきましては、私の政治活動を支援することにより、長野県の発展と県民の生活の向上を図り、併せて会員相互の親睦を深めることを目的に掲げて2022年に設立したものでございます。当時私の資金管理団体はございませんでしたので、自らの資金を拠出する、寄附することを念頭に設立させていただいたところでございます。

続きまして、事実上の団体献金と取られかねないとの指摘がある中で、県民が納得できる説明を求めると。このことにつきましては、知事会見の場においても丁寧に御説明させていただ

いたところではありますが、ここでも改めて御説明申し上げたいと思います。

まず、御指摘のあった方々については、全ての方から個人名で寄附申込書を頂戴しております。また、それに加えて、全ての方が個人の確定申告で寄附金控除を受けるための書類を御希望されていますので、そのための書類を発行させていただいております。また、寄附日が同一であった点については、どなたかが寄附を預かって信立会に持参され、それをまとめて入金処理したものと聞いており、問題はないというふうに考えております。以上のことから、頂いた御寄附はあくまでも個人による寄附であり、適法なものというふうに認識しております。

長野支部以外でも同日付でまとめて処理されている経緯とあっせんの有無についてという御質問でございます。

信立会からは、各方面に対して御寄附をお願いしているところでございます。個別の寄附についての詳細な経緯は承知をしておりますが、先ほど申し上げたように、同日付の寄附については、知人同士で持ち寄っていただいたものなどではないかというふうに考えております。

また、特定団体との結びつき、県政の公正公平な運営がゆがめられるのではないかという疑念があるが説明責任を求めたいという御質問であります。

まず、私としては、冒頭申し上げたように、常に、一党一派に偏らず公平公正な県政を進めてきております。収支報告書ですが、今回の問題は、冒頭申し上げたように、個人の寄附であるにもかかわらず住所の記載が誤っていたと。ここは、総務省や選挙管理委員会の解釈も必ずしも明確ではないわけではありますが、少なくとも、私どもとしては、個人の寄附については個人の住所を記載することが適切だというふうに判断させていただいた上で、逐一確認した上で必要な訂正を行わせていただいたところでございます。また、企業・団体からの寄附には該当しないということについては先ほど申し上げたとおりでございます。

いずれにしても、政治資金規正法に違反する寄附を受け取っているわけではないということはこれまで御説明したとおりでございます。

また、具体的な数字と団体名を挙げて御質問いただきましたが、これは独自にお調べになられたのかもしれませんが、収支報告書上そうしたことは明確ではないと思っております。そのことについて確認することは通常は困難ではないかと私は思っております。

いずれにいたしましても、これまで県民の皆様方との信頼関係を大切に、その御期待に応えるべく、常に公正を旨として全力で県政に取り組んでまいりました。今後ともその姿勢を堅持して県政運営を行っていきたいというふうに思っております。

最後に、企業・団体献金禁止についての見解という御質問でございます。

私も、一政治家の立場と知事という公の立場と両方を持っているわけではありますが、個人的な思いを申し上げれば、私としては、やはり最初の選挙のときから、お一人お一人の県民の皆

様方に支えていただいていると。最初の選挙のときは、大きな団体の皆さんからは御支援いただけなかったということもあり、その初心は決して忘れておりません。やはりお一人お一人の県民の皆様方からお支えいただく、支援をいただくということが何よりも心強く重要なことだというふうに考えております。そうしたことから、個人の皆様方からの支援、支えが政治において中心になっていくことがやはり望ましいというふうに思っております。

一方で、今御質問にありましたが、この企業・団体献金は、県知事の立場では現行制度上受けられない。政党及び政治資金団体に対してのみ行うことができるとされておりますので、現実には政党や政治資金団体でどれぐらいのウエートがあり、どう機能しているのか、率直に言って分からないところもございます。

この政治資金の在り方は、まさにこれからの民主主義をどうしていくかという大変重要な課題だというふうに思います。企業・団体献金の在り方については、単に企業・団体献金を単体で取り上げて是非を論じるのではなく、個人の寄附、企業寄附など様々な形態の寄附、その一方で政党助成金があるわけでありますので、そうした中で政党や政治家の活動経費はどのような形で賄われるべきなのか、幅広い観点での国民的議論が必要だというふうに考えております。

以上です。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君） すみませんが、再び知事に質問いたします。

全国ニュースにもなった今回の件で、今もお話がありましたけれども、政治資金規正法は、公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われ、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与すると目的を明示し、資金管理団体もその他の政治団体も、企業・団体献金は禁止されております。先ほど御答弁がありましたように、政党や政党の支部に対してはできることになっているところに今問題があると思われま

す。知事の考え方も一部御紹介、披瀝がありましたけれども、県民から疑惑を抱かれない対応をするために、自身の政治資金の在り方について今後どのように取り組んでいくおつもりなのかを伺わせていただきたいと思います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） お答え申し上げます。

自身の政治資金をこれからどうしていくのかという御質問でございます。

先ほど申し上げましたとおり、今回の問題は、住所の記載誤りということで訂正させていただいたところであります。

しかしながら、御指摘のとおり、やはりこの政治資金の透明性、正確性の確保、そして、政治家として疑念を持たれることがないようにしていくということが大変重要だというふうに私

も思っております。そのため、これからこの信立会で個人寄附をお願いする際には、やはり御自宅の住所を記載することを一層注意喚起していきたいと思っております。寄附をいただく方が誤って住所を記載されますと、個人情報でありますので、我々のほうでは率直に言って確かめるすべがほとんどないため、そこはしっかりお願いしていきたいと思っております。

加えて、これからは、お金を持ってきていただくというようなことではなく、やはり個人で振り込んでいただくことを基本としていきたいというふうに考えております。

加えて、会そのものについても、やはり体制を整備してまいりたいと思っております。法令を熟知した人間にも加わっていただいて、極力第三者的立場のメンバーで構成して、県民の皆様方から疑惑を持たれることがないように、私としてもしっかりと襟を正して対応していきたいと考えております。

以上です。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）先ほどの御答弁の中で、支部ぐるみまとめて寄附を納入しているということについて、知人同士で持ち寄ったものというような御説明がありましたけれども、信立会の収支報告書を見ていて、例えば、県建設業協会の支部は15あるんですけれども、一人も寄附をしていない支部が1支部ありました。そのことで、余計に、他のところがまとめてきているのはなぜかという疑念を抱かざるを得ません。知事の答弁をお聞きしておりまして、今日のやり取りを聞いた県民が納得してくれるかどうかというところも疑問に思うところでございます。機会を捉えまして、また議論させていただきたいと思っております。そのことを申し上げまして、本日の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時28分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

垣内将邦議員。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）自由民主党県議団、上伊那郡区選出の垣内将邦でございます。大トリですので、元気に、通告に従い順次質問いたします。

まず、子供たちの読書活動の推進と郷土愛を育む取組について伺います。

人は、本を読むことで、他者の考えや時代を超えた価値観、多様な人生観に触れ、自らの思

考を深めると同時に創造性や独創性を育んでいきます。読書は、単なる情報収集ではなく、想像力や共感性、言語能力、表現力、さらには論理的思考力といった人としての基本的な力を育む知的な営みです。そして、この営みは、個人の人格形成だけではなく、豊かな地域文化の継承や社会全体の文化水準の維持向上にも直結しています。

中でも、書店は、人々が本と出会う場所であると同時に、地域の文化発信拠点であり、人と人、人と地域を結びつける地の拠点として重要な役割を担ってきました。棚にずらりと並んだ多様なジャンルの本を眺めながら、自分の興味の枠を超えて新しい世界に出会うことができる一覧性や、書店員の工夫によって生まれる偶然の出会いは、まさに書店ならではの魅力です。

ところが、近年、書店の閉店が相次ぎ、いわゆる無書店自治体が全国で拡大しています。出版インフラセンターによれば、2014年には全国で1万4,658店あった書店数が、2024年には1万417店まで減少しています。出版文化産業振興財団の調査では、2024年11月時点で、全国の28%に当たる493自治体が書店ゼロとなっており、その傾向は、中山間地域や小規模自治体が顕著であります。

長野県も例外ではありません。77市町村のうち書店ゼロ自治体は42自治体と、都道府県別の割合では沖縄県に次ぐ54.5%と、全国ワースト2位であります。特に、人口規模の小さい町村部では商圈が成り立ちにくく、書店の維持が困難となっています。

また、図書館未設置の自治体もあり、子供たちにとって本と出会う場が日常生活の中から失われつつあります。電子書籍やインターネットで情報にアクセスする手段があるとはいえ、それが全ての世代、特に高齢者や幼児、小学生にとって十分な代替とはなり得ません。

加えて、文化庁の令和5年度「国語に関する世論調査」では、全体の約6割が1か月に1冊も本を読まないと回答し、学校読書調査では、高校生の約48%が1か月に1冊も本を読まないという結果も出ています。特に、中高生を中心とした読書離れは深刻であり、本との出会いが教育や人格形成に果たす役割を考えると、非常に危惧すべき状況です。

こうした中で、経済産業省は、2024年3月に書店振興プロジェクトチームを立ち上げ、今年6月10日には書店活性化プランを発表しました。これは、書店の持続的な経営の支援や地域での役割の再評価、ICTとの連携促進を図るもので、国レベルでも本格的な書店支援の動きが始まっています。

県としても、この流れを受け、書店ゼロ自治体をこれ以上増やさないよう、地域文化を支える観点から、産業振興、教育政策の両面で連携した書店支援の取組を検討、実施すべきではないかと考えます。

さらに、県教育委員会では、第5次長野県子ども読書活動推進計画を策定し、家庭、学校、地域、図書館が連携して読書活動を推進する方向を示しています。子供たちにとって、読書は、

新たな世界や価値観を知り、感性を育むだけでなく、学びの基盤となるリテラシーを培う営みでもあります。また、自己肯定感の向上やウェルビーイングの実現といった点でも読書が果たす役割は極めて大きいものがあります。

長野県の小中学生は、全国平均に比べ、読書が好きと答える割合が高い調査結果が出ています。しかし、コロナ禍を契機に、学校図書室や公共図書館を利用しなくなった児童生徒の割合は全国的に増えており、長野県も例外ではありません。授業時間外に読書を全くしない子供も増加しています。これは、決して一過性の変化ではなく、情報機器や生成AIなど新しいメディアが子供たちの生活に定着しつつある現代において、今後さらに加速する懸念があります。

こうした流れの中で、電子書籍の普及と紙の書籍の価値をどう位置づけるかも大きな課題であると考えます。富山大学の調査では、紙の書籍のほうが記憶に残りやすく、集中して学習できるといった結果も出ており、特に、学習指導や初期の読書体験においては、紙の本の役割が重要だと言及しております。電子と紙の特性を理解した上での使い分け、そして読書への導入段階では紙の書籍の重視が必要ではないでしょうか。

また、読書活動の推進には、郷土の偉人や地域の昔話など、地域の文化資源を活用することも有効であります。これにより、子供たちの郷土への誇りや関心を育み、地域への愛着を深めることが可能です。地域の図書館や郷土資料館などと連携し、道徳教育や総合学習の一環として読書活動を進めていく取組は今後ますます重要になると考えております。

今後、県としては、こうした観点も踏まえながら、教育委員会、産業労働部、図書館関係者などが連携し、読書をめぐる地域の課題を多角的に把握し、書店支援、図書館連携、デジタル対応を含む包括的な施策展開が求められます。

そこで、以下伺ってまいります。

まず、本県の書店ゼロ自治体や図書館の設置状況について、教育委員会として現状をどのように認識しているか、武田教育長に伺います。

次に、書店が減少していく中、先ほども述べたように、経済産業省は令和7年6月10日に書店活性化プランを発表しました。県としても、これ以上書店ゼロ自治体を増やさないために、書店への支援を行う必要があると思いますが、いかがか。米沢産業労働部長に伺います。

このほど、教育委員会は、第5次長野県子ども読書活動推進計画を策定いたしました。そこで、現在の取組状況と今後の推進策について伺います。

私は、昨年の11月定例議会の一般質問でも、郷土愛を育む教育の大切さ、重要性を述べています。郷土の偉人や昔話などを活用した道徳・郷土教育は、まさに郷土愛を育む教育であります。そこで、学校における郷土の偉人や昔話など地域教材を活用した読書活動について伺います。

時代に応じた子供の読書環境の充実が図られています。その中で、令和4年度からは、全国初の取組となる全市町村と県による協働電子図書館の運用「デジとしょ信州」が開始されました。そこで、デジとしょ信州、県内の図書館ネットワークを活用した子供の読書活動推進の取組について伺います。

電子書籍の普及が進む中、紙の書籍のほうが、ページをめくる感覚や、記憶に残りやすい、読解力が向上するなどのメリットがあると指摘されていますが、第5次長野県子ども読書活動推進計画では、読書の対象に電子書籍やインターネットコンテンツなどが含まれています。紙の書籍に触れる意味をどのように捉えているのか。また、紙の書籍と電子書籍をどのように使い分けていくことが大切と考えているか。以上4点を武田教育長に伺います。

次に、廃校となった公立学校の利活用と地域再生について伺います。

8,580校、これは、平成14年度から令和2年度にかけて廃校となった全国の公立学校の累計です。少子化に伴う児童生徒数の減少により、全国では現在も毎年約450校が廃校となっており、さらに、施設が現存する廃校の約2割が利活用の方針が決まらないまま放置されています。

廃校は、地域にとって、単なる使われなくなった建物ではなく、長年地域に根差してきた教育の場であり、記憶と歴史の詰まった地域資源です。文部科学省は、平成22年度から「未来につなごう「みんなの廃校」プロジェクト」を立ち上げ、民間企業による利活用事例の紹介や、全国の廃校施設の情報をインターネット上で公開することで、使いたい事業者と使ってほしい自治体のマッチングを推進しています。

長野県でも、創意工夫を凝らした利活用の事例があります。例えば、飯綱町では、2018年に町内の4小学校を2校に統合した際閉校した旧牟礼西小と旧三水第二小について、住民、組織から多様なアイデアが寄せられました。その結果、2020年にいいづなコネクトWEST・EASTとして再出発し、体験、創業、農業などのテーマに基づく地域交流拠点として、地域内外の人々を呼び込む施設に生まれ変わりました。

また、1997年に閉校した木曽町の旧黒川小学校は、地元住民の寄附材で建てられた木造校舎を再活用し、2002年には体験交流施設に、そして2022年にはふるさと体験木曽おもちゃ美術館として開館しました。木曽地域の伝統や森林文化に触れる観光教育拠点として注目を集めています。

さらに、全国に目を向ければ、私の地元辰野町の姉妹都市である千葉県鋸南町では、2014年に廃校となった保田小学校を道の駅として再生し、直売所、レストラン、宿泊・温浴施設などを整え、地域のにぎわい創出に大きく貢献しています。

これらの事例が示すように、廃校は、地域住民の記憶を継承しつつ、新たな価値を生み出す再生の場となり得ます。しかし、現実には、多くの市町村では予算や人手不足を理由に利活用

を進められていない状況です。

岡山県では、こうした課題に対応するために、平成29年度から、県と市町村が連携し、専門的知識を持つ人材を派遣する地域課題解決支援プロジェクトを実施しています。人的資源に限られる市町村を支援する仕組みが構築されています。本県においても、こうした県と市町村の連携による支援体制の構築が不可欠ではないでしょうか。具体的には、県のホームページ上で廃校の利活用マップを整備し、マッチングの可視化を図ること。市町村と連携し、相談窓口の創設やノウハウの提供を行うこと。IT企業の誘致やテレワーク、起業支援と連携して廃校の用途拡大を図ること。廃校の利活用を促進するための助成制度やアドバイザー派遣制度を創設すること。企業や地域活動の拠点として利活用を促進するため、移住者や若者を呼び込むための仕組みをつくることなどが取組として考えられます。

また、県でも、まちづくり支援を行っている組織として、信州地域デザインセンター、UDC信州があります。こうした組織により、廃校の利活用をまちづくりの一環として捉え、支援することは必要ではないでしょうか。

廃校の利活用は、単なる空き施設の再利用にとどまらず、地域の新たな価値とにぎわいをもたらす地方創生の切り札であると確信しております。だからこそ県が積極的に関与し、制度、財政、人的支援を通じて市町村をサポートしていく必要があると考えます。

そこで、以下質問いたします。

初めに、廃校施設活用状況実態調査（令和6年5月1日現在）において、県内の廃校は122校あると伺っています。このうち、小中高校別の現存している施設数と利活用の状況、及び活用されていない場合はその理由など、廃校の状況について伺います。

次に、小中学校の廃校利活用について教育委員会としてどのように対応しているのか。これまでの2点を武田教育長に伺います。

先ほど述べたように、廃校の利活用に対するUDC信州の支援について、所見を栗林建設部長に伺います。

千葉県鋸南町の道の駅「保田小学校」、飯綱町のいいづなコネクト、木曽町のふるさと体験木曽おもちゃ美術館など、地域活性化につながる好事例があります。県として地域活性化につながる利活用に係る支援を行う必要があると思いますが、いかがか。中村企画振興部長に伺います。

最後に、廃校は、単に使われなくなった施設ではなく、地域の歴史や思いが詰まった場所があります。それを地域資源として再生させることは地方創生そのものであり、県が積極的に関与すべきと考えます。

知事としてこの廃校利活用はどう向き合い、地域振興や中山間地対策としてどのように取り

組んでいくのか、阿部知事に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 7点について質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

書店ゼロの自治体や図書館設置状況の現状認識についてでございます。

県内の書店ゼロ自治体の状況については議員御指摘のとおりでございます。全国でも高い割合であると承知しております。また、令和7年4月1日現在、中山間地域の自治体を中心に、県内20町村において公立図書館が未設置となっております。

なお、公立図書館を設置しない場合でも、自治体が公民館図書室等を設置し、地域住民の読書活動を支援しているところでございます。書店は、公共図書館等と共に地域の読書文化を支える存在であると認識しており、図書館の減少は、地域の中で子供たちがリアルに本に触れる機会が減少する可能性があると感じ止めているところでございます。

続きまして、第5次長野県子ども読書活動推進計画の取組状況と今後の推進策についてでございます。

第5次長野県子ども読書活動推進計画は、今年度から5年間を計画期間とし、「「読むこと」、「知ること」の楽しさを全ての子どもたちに」を基本理念とし、子供の読書活動に関係する全ての主体が共通の視点を持ちながら県全体で取り組むものでございます。取組のキックオフとして、子供の読書活動推進に対する理解促進と、社会的機運の醸成や計画の周知を図ることを目的としたフォーラムの開催を予定しております。

また、市町村教育委員会や公共図書館の職員、学校司書に向けて、各種会議等の機会を通じて本計画の趣旨や取組の方向性について説明するとともに、これから計画を策定、更新する市町村に対しては、県として助言や情報提供を行い、地域の実情に応じた読書活動の展開を支援してまいります。

今後は、取組をより一層充実させていくため、市町村教育委員会をはじめ、学校や幼稚園、保育園、社会教育施設、地域の書店、団体など様々な主体が参画する横断的で有機的なネットワークの構築について検討し、地域ぐるみで子供の読書活動を支える体制づくりをつくってまいります。

続きまして、郷土の偉人や昔話など地域教材を活用した読書活動についてでございます。

喬木村の小学校では、全校で郷土の作家である椋鳩十記念館に出かけるなどして椋鳩十の功績を学び、作品を読み進めております。また、伊那市長谷の小学校では、地元に伝わる民話「孝行猿」の物語を読み深め、毎年保護者や地域の方々を招待し、劇や作文、歌の発表などを行っております。このほか、長野県の多くの学校では、地域教材を活用してふるさとの文化、伝統に親しむ読書活動を推進していると認識しております。

続きまして、デジとしょ信州や図書館ネットワークを活用した子供の読書活動推進の取組についてでございます。

デジとしょ信州では、クラス全員で同時に参照できる児童生徒向けのコンテンツを導入しており、令和6年10月時点で利用登録を一括して行った小中学校が20校を超え、校内の読書環境整備の一環としてデジとしょ信州を活用しております。今後も、学校での活用促進を働きかけるとともに、全ての県民がいつでもどこからでも無償で電子書籍にアクセスできるデジとしょ信州の仕組みを継続してまいります。

また、県内の公共図書館を横断的につなぐ検索システム「信州ブックサーチ」を活用した広域的な本の貸借により子供の読書環境の充実を図っているところでございます。さらに、公共図書館をはじめ、学校図書館及び読書活動の関係者が一堂に会し、これからの図書館の在り方や読書文化等について共に考える長野県図書館大会の実施を通じて、県内の図書館等が連携し、子供の読書活動の推進を図っているところでございます。なお、県立高校では、学校図書館の蔵書目録をオンライン化し、所蔵状況を共有していることから、将来的には県立高校同士の貸借ができるような仕組みの構築についても研究してまいります。

続きまして、紙の書籍に触れる意味と電子書籍との使い分けについてでございます。

第5次長野県子ども読書活動推進計画では、インターネットでの新聞ニュース閲覧や電子書籍を参照するなど、必要な知識を得るために情報源に目を通すことも読書と捉えており、デジタル化の進展や1人1台端末の導入を踏まえ、電子書籍等の活用も必要であると認識しております。また、電子書籍の活用は、視覚障害や読字障害等により、これまで紙の本では読むことが難しかった子供たちにとって、読書を楽しめる可能性を大きく広げたと認識しております。

一方で、本の重みや厚さ、紙の質感を感じながらページをめくり、時には声を出して読むような身体性を伴う読書活動も、読み通した達成感や本という情報の存在を実感する上で、子供たちの育ちにとって重要であると認識しております。電子書籍、紙の書籍それぞれに利点があり、子供たちが確かなリテラシーを身につけ、目的や場所によって両方をうまく使い分けながら読書の楽しさを味わっていただけるよう取り組んでまいります。

続きまして、廃校となった公立学校の施設数と利活用の状況についてでございます。

議員御指摘のとおり、文部科学省の調査によると、平成16年度から令和5年度までの20年間に長野県内で廃校になった公立学校は122校あり、そのうち現存する施設数は108校で、内訳は、小学校70校、中学校20校、高等学校18校となっております。このうち、小学校65校、中学校13校、高等学校の全ての施設は利活用されており、統廃合後の学校施設として利用しているほか、放課後児童クラブや社会教育施設、企業や法人等の施設などに活用されているところでございます。

活用の用途が決まっていない施設は、小学校5校、中学校7校の計12校でございまして、立地条件の悪さや建物の老朽化などから利活用が進まない状況にあると承知しております。しかし、その比率は全体の10%程度であり、全国平均の19.7%と比べると活用が進んでいると認識しているところでございます。

最後に、小中学校の廃校利用への県教育委員会の対応についてでございます。

廃校を含む学校施設の管理及び利活用は、その設置者である市町村において検討が行われていると承知しております。県教育委員会といたしましては、議員がおっしゃいました文部科学省のホームページ「未来につなごう「みんなの廃校」プロジェクト」を周知するなど、市町村に廃校施設の利活用情報の共有化を進め、利活用が進むように働きかけを行っているところでございます。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）書店ゼロ自治体を増やさないための書店への支援についてお尋ねをいただきました。

近年では、書店数が減少傾向にあり、議員御指摘の書店活性化プラン策定の際に行われた関係者ヒアリングでは、その背景として、活字離れやネット書店の台頭による売上げの低迷など書店特有の課題のほか、店舗運営費用の上昇、人手不足、後継者不足など小売全般に共通する課題が指摘されているところです。

書店の減少を食い止めるためには、プランが目指す読書文化や文字・活字文化の振興はもとより、書店ならではの体験や書店の持つ意義や楽しさを体験していただけるような書店の魅力向上、経営における効率化、省力化、さらには書店経営者の新たな取組をサポートしていくことが必要だと考えております。

そのため、県では、既存の書店のIT活用などの新たなチャレンジを支援できるよう、専門家による経営相談対応や売上拡大に向けた国等の補助金の獲得支援に取り組むとともに、新たに書店を開業したい方に対して開業に要する経費の補助や創業者向け融資資金制度を御用意するとともに、事業承継を望む既存書店事業者とのマッチングなどの支援の実施、また、商店街振興の観点から、女性・若者を中心とした活動を支援する女性・若者が創る商店街賑わい創出事業等の事業を実施しております。こうした施策や支援事業を、地域の商工団体や金融機関などの皆様と連携し、書店経営者はもとより、地域の中小企業の皆様にしっかりとお伝えして丁寧にサポートしていくことで、経営改善と地域のにぎわい創出に取り組む事業者の皆様を支援してまいりたいと考えております。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には廃校の利活用に対する信州地域デザインセンター、通称UDC信州の支援について御質問をいただきました。

UDC信州は、まちづくりに関する市町村の支援、人材育成、情報発信を行う組織であり、令和元年の設立以来、県内各市町村から寄せられるまちづくりに関する相談に対して支援を行ってきております。廃校の利活用につきましても、市町村が地域の特色やニーズを踏まえ、まちづくりのビジョンの中で、廃校を利活用しようとする場合には、まちづくりの一環として支援することができます。このように、廃校を活用したまちづくりに関して市町村から相談があった場合には、UDC信州としても積極的に支援してまいります。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には地域活性化につながる廃校の利活用に係る支援について御質問をいただきました。

議員御指摘の保田小学校、いいづなコネクト、ふるさと体験木曾おもちゃ美術館につきましては、地域経済の活性化や交流人口の創出、また文化の伝承や伝統的産業の振興など、いずれも廃校舎の利活用により新たな価値が生み出され、地域活性化が図られた事例として承知しております。

廃校舎を利活用した地域活性化に当たっては、地方創生関連の国の補助金の活用や県の元気づくり支援金の活用が有効です。また、活用策の検討に当たり、総務省の地域力創造アドバイザー制度などの活用も可能です。地域の資源が有効に活用されるよう、こうした支援策の周知や適切な助言など、市町村に対してもきめ細やかなサポートを行ってまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、廃校の利活用はどう向き合い、地域振興等としてどう取り組むのかという御質問を頂戴しました。

地域の活性化というと、とにかく新しいものに飛びついたり、あるいは今ないものをどうしようかという考えに傾きがちであります。古いもの、今存在しているものを生かしていくということはやはり大変重要だというふうに思っております。

また、御質問にもありましたように、学校という場合は、本当に多くの皆さんの思いが詰まっている場所でもありますし、地域の歴史をずっと眺めてきた場所でもあります。今、都内は中央線が高架化しておりまして、自分が出た小学校はそこから見える場所に存在しますが、その周辺を通過するたびに非常に気になっている状況であります。多くの皆さんにとって、自分が通った学び舎は、やはりいろいろな思いが詰まっていると思っています。

学校を再生するということは、地域の活性化や産業振興の観点から、もとより重要でありますし、その一方で、ふるさとを思い起こしてもらったり、地域の皆さんの地域への思いを奮い

立たせる、そういう効果もあるというふうに思います。私もこの廃校をどう活用するかということについて関心を持っているところでありますので、ぜひ取組をしっかりと進めていきたいと思っています。

一つは、廃校の利活用は、県が頭ごなしにどうこうすることはなかなかできません。御質問にもありましたように、様々な好事例がありますので、そういったものを紹介させていただきながら、またその一方で、県内にも利活用に取り組んでいる皆さんがいらっしゃいますので、そうした皆様方の取組や市町村の取組にスポットライトを当てて関係者の皆様方の創意工夫を促していくということが必要だと思っております。

また、これも御質問をいただきましたが、県内の廃校に関する一元的な情報発信も必要だと思いますし、加えて、空いている学校をPRするようなツールを作成させていただき、県としても、より積極的なコーディネート役を果たしていくことも必要だと思います。市町村では、使ってもらいたいけれども、どんな人がいるのかとか、そういう人たちにどうやって情報を届けばいいのか分からないというところもあると思いますので、広域自治体の県としては、そうした部分をしっかりとサポートしていくことが必要だというふうに考えております。

この学校の再生は、私も問題意識を持って今後も検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

〔8 番垣内将邦君登壇〕

○8 番（垣内将邦君）それぞれ答弁をいただきました。

まず書店についてですが、ゼロ書店自治体がこれ以上増えることのないよう、また子供たちがすばらしい本に出会い、感性や郷土愛を育むことはもちろん、子供たちの自己肯定感やウェルビーイングの実現のために、紙と電子それぞれの利点を生かした読書環境の整備を進め、これからも家庭、学校、地域、図書館、また様々な団体と連携しながら、一層の力を注いでいただくようお願い申し上げます。

また、廃校の利活用については、今年も全国で約450校が廃校となるかもしれません。しかし、これは衰退ではなく、人口減少社会における前向きな地域振興の機会であると考え、特に、中山間地域では地方創生の起爆剤となり得るものです。

私は、決して廃校を促進しているわけではありません。しかし、廃校の決断は、市町村の首長に委ねられ、その決断には多くの葛藤があるのも事実です。だからこそ県が関与し、共に悩み、支える体制をつくることが未来の地域づくりにとって不可欠であると考えます。

今後とも、未来を担う子供たちのため、そして長野県の持続可能な発展のために、関係各位が一丸となって取り組んでいただくようお願いを申し上げまして、私からの全ての質問を終わ

りにいたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）以上で行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。第21号「副知事の選任について」、第22号「公安委員会委員の選任について」及び第23号「教育委員会委員の選任について」は、それぞれ会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員会審査を省略することに決定いたしました。

本件それぞれに対して討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、原案どおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ原案どおり同意することに決定いたしました。

●知事提出議案委員会付託

○議長（依田明善君）次に、残余の知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

●決算特別委員会の設置並びに同委員会に令和6年度長野県一般会計及び令和6年度長野県特別会計の決算状況に関する事項並びに令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和6年度長野県流域下水道事業会計、令和6年度長野県電気事業会計及び令和6年度長野県水道事業会計の決算状況に関する事項付託

○議長（依田明善君）次に、決算特別委員会の設置並びに同委員会に「令和6年度長野県一般会計及び令和6年度長野県特別会計の決算状況に関する事項」並びに「令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和6年度長野県流域下水道事業会計、令和6年度長野県電気事業会計及び令和6年度長野県水道事業会計の決算状況に関する事項」付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、

これに付託の上、調査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件は、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することに決定いたしました。

●決算特別委員会委員、同委員長及び同副委員長の選任

○議長（依田明善君）次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員、同委員長及び同副委員長選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。決算特別委員会の委員にお手元に配付いたしました名簿のと通りの議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員に名簿のと通りの議員を選任することに決定いたしました。

〔議案等の部「4 決算特別委員会委員名簿」参照〕

○議長（依田明善君）次に、お諮りいたします。ただいま選任されました決算特別委員会の委員中、委員長に花岡賢一議員を、副委員長に青木崇議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員長に花岡賢一議員を、副委員長に青木崇議員を選任することに決定いたしました。

●請願・陳情提出報告、委員会付託

○議長（依田明善君）次に、去る2月定例会後、県議会に対して請願及び陳情の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読、議案等の部「5 請願・陳情文書表」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました請願及び陳情を、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。請願・陳情文書表は後刻お手元に配付いたします。

●陳情取下げの件

○議長（依田明善君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、陳情の取下願がありましたの

で、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました陳情取下げの件を本日の日程に追加いたします。

本件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、願い出のとおり取下げを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件は願い出のとおり取下げを許可することに決定いたしました。

〔議案等の部「6 陳情取下願」参照〕

●議員提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、議員から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

議第1号

大規模災害から住民の命を守るために消防団員の確保を
求める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二

賛成者

小林 東一郎	服部 宏昭	萩原 清
風間 辰一	西沢 正隆	宮本 衡司
小池 清	丸山 栄一	山岸 喜昭
堀内 孝人	酒井 茂	共田 武史
寺沢 功希	大畑 俊隆	宮下 克彦
竹内 正美	丸茂 岳人	大井 岳夫
山田 英喜	向山 賢悟	早川 大地
垣内 将邦	青木 崇	荒井 武志
高島 陽子	埋橋 茂人	続木 幹夫
花岡 賢一	望月 義寿	佐藤 千枝
丸山 寿子	竹村 直子	小林 陽子

林	和	明	小	山	仁	志	小	池	久	長
百	瀬	智	清	水	正	康	小	林	あ	や
奥	村	健	グ	レ	ー	ト	無	茶	清	水
川	上	信	彦	加	藤	康	治	勝	野	智
勝	山	秀	夫	毛	利	栄	子	和	田	明
両	角	友	成	山	口	典	久	藤	岡	義
宮	澤	敏	文	小	林	君	男			

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第2号

沖縄戦戦没者の遺骨収集の着実な推進を求める意見書案

提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木	祥	二	小	林	東	一	郎	小	山	仁	志
清	水	純	子	毛	利	栄	子				

賛成者

丸	山	栄	一	服	部	宏	昭	萩	原	清
風	間	辰	一	西	沢	正	隆	宮	本	衡
小	池	清		山	岸	喜	昭	堀	内	孝
酒	井	茂		共	田	武	史	寺	沢	功
大	畑	俊	隆	宮	下	克	彦	竹	内	正
丸	茂	岳	人	大	井	岳	夫	山	田	英
向	山	賢	悟	早	川	大	地	垣	内	将
青	木	崇		荒	井	武	志	高	島	陽
埋	橋	茂	人	続	木	幹	夫	花	岡	賢
望	月	義	寿	佐	藤	千	枝	丸	山	寿
竹	村	直	子	小	林	陽	子	林		和
小	池	久	長	百	瀬	智	之	清	水	正
小	林	あ	や	奥	村	健	仁	グ	レ	ー
川	上	信	彦	加	藤	康	治	勝	野	智

勝 山 秀 夫 和 田 明 子 両 角 友 成
山 口 典 久 藤 岡 義 英 宮 澤 敏 文
小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第3号

米の安定供給及び生産基盤強化を通じた食料安全保障の
確保を求める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木 祥 二 小 林 東一郎 小 山 仁 志
清 水 純 子 毛 利 栄 子

賛 成 者

丸 山 栄 一 服 部 宏 昭 萩 原 清
風 間 辰 一 西 沢 正 隆 宮 本 衡 司
小 池 清 山 岸 喜 昭 堀 内 孝 人
酒 井 茂 共 田 武 史 寺 沢 功 希
大 畑 俊 隆 宮 下 克 彦 竹 内 正 美
丸 茂 岳 人 大 井 岳 夫 山 田 英 喜
向 山 賢 悟 早 川 大 地 垣 内 将 邦
青 木 崇 荒 井 武 志 高 島 陽 子
埋 橋 茂 人 続 木 幹 夫 花 岡 賢 一
望 月 義 寿 佐 藤 千 枝 丸 山 寿 子
竹 村 直 子 小 林 陽 子 林 和 明
小 池 久 長 百 瀬 智 之 清 水 正 康
小 林 あ や 奥 村 健 仁 グレート無茶
川 上 信 彦 加 藤 康 治 勝 野 智 行
勝 山 秀 夫 和 田 明 子 両 角 友 成
山 口 典 久 藤 岡 義 英 宮 澤 敏 文
小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第4号

地方財政の充実・強化を求める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

小林東一郎

賛成者

佐々木 祥二	服部 宏昭	萩原 清
風間 辰一	西沢 正隆	宮本 衡司
小池 清	丸山 栄一	山岸 喜昭
堀内 孝人	酒井 茂	共田 武史
寺沢 功希	大畑 俊隆	宮下 克彦
竹内 正美	丸茂 岳人	大井 岳夫
山田 英喜	向山 賢悟	早川 大地
垣内 将邦	青木 崇	荒井 武志
高島 陽子	埋橋 茂人	続木 幹夫
花岡 賢一	望月 義寿	佐藤 千枝
丸山 寿子	竹村 直子	小林 陽子
林 和明	小山 仁志	小池 久長
百瀬 智之	清水 正康	小林 あや
奥村 健仁	グレート無茶	清水 純子
川上 信彦	加藤 康治	勝野 智行
勝山 秀夫	毛利 栄子	和田 明子
両角 友成	山口 典久	藤岡 義英
宮澤 敏文	小林 君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第5号

義務教育の更なる充実を求める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依田明善様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

佐々木 祥 二	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子
林 和 明	小 山 仁 志	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第6号

摂食障害対策支援の充実を求める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

佐々木 祥 二	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司

小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子
林 和 明	小 山 仁 志	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第7号

米軍機のトラブル発生時における情報提供の改善を求め
る意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

佐々木 祥 二	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫

山	田	英	喜	向	山	賢	悟	早	川	大	地
垣	内	将	邦	青	木		崇	荒	井	武	志
高	島	陽	子	埋	橋	茂	人	続	木	幹	夫
花	岡	賢	一	望	月	義	寿	佐	藤	千	枝
丸	山	寿	子	竹	村	直	子	小	林	陽	子
林		和	明	小	山	仁	志	小	池	久	長
百	瀬	智	之	清	水	正	康	小	林	あ	や
奥	村	健	仁	グ	レ	ー	ト	無	茶	清	水
川	上	信	彦	加	藤	康	治	勝	野	智	行
勝	山	秀	夫	毛	利	栄	子	和	田	明	子
両	角	友	成	山	口	典	久	藤	岡	義	英
宮	澤	敏	文	小	林	君	男				

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第8号

酒造りを手厚く保護する取組の充実を求める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

小山仁志

賛成者

佐々木	祥二	服部	宏昭	萩原	清
風間	辰一	西沢	正隆	宮本	衡司
小池	清	丸山	栄一	山岸	喜昭
堀内	孝人	酒井	茂	共田	武史
寺沢	功希	大畑	俊隆	宮下	克彦
竹内	正美	丸茂	岳人	大井	岳夫
山田	英喜	向山	賢悟	早川	大地
垣内	将邦	青木	崇	小林	東一郎
荒井	武志	高島	陽子	埋橋	茂人
続木	幹夫	花岡	賢一	望月	義寿

佐藤千枝	丸山寿子	竹村直子
小林陽子	林和明	小池久長
百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	清水純子
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	毛利栄子	和田明子
両角友成	山口典久	藤岡義英
宮澤敏文	小林君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第9号

伝統工芸品産業の持続可能な振興に向けた支援強化を求
める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

小山仁志

賛成者

佐々木祥二	服部宏昭	萩原清
風間辰一	西沢正隆	宮本衡司
小池清	丸山栄一	山岸喜昭
堀内孝人	酒井茂	共田武史
寺沢功希	大畑俊隆	宮下克彦
竹内正美	丸茂岳人	大井岳夫
山田英喜	向山賢悟	早川大地
垣内将邦	青木崇	小林東一郎
荒井武志	高島陽子	埋橋茂人
続木幹夫	花岡賢一	望月義寿
佐藤千枝	丸山寿子	竹村直子
小林陽子	林和明	小池久長
百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	清水純子

川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第10号

地方消費者行政を安定的に推進するための取組の強化を
求める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

清 水 純 子

賛 成 者

佐々木 祥 二	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	小 林 東 一 郎
荒 井 武 志	高 島 陽 子	埋 橋 茂 人
続 木 幹 夫	花 岡 賢 一	望 月 義 寿
佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子	竹 村 直 子
小 林 陽 子	林 和 明	小 山 仁 志
小 池 久 長	百 瀬 智 之	清 水 正 康
小 林 あ や	奥 村 健 仁	グレート無茶
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第11号

事前復興まちづくり計画の策定に向けた取組の加速化を
求める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

清水純子

賛成者

佐々木 祥二	服部 宏昭	萩原 清
風間 辰一	西沢 正隆	宮本 衡司
小池 清	丸山 栄一	山岸 喜昭
堀内 孝人	酒井 茂	共田 武史
寺沢 功希	大畑 俊隆	宮下 克彦
竹内 正美	丸茂 岳人	大井 岳夫
山田 英喜	向山 賢悟	早川 大地
垣内 将邦	青木 崇	小林 東一郎
荒井 武志	高島 陽子	埋橋 茂人
続木 幹夫	花岡 賢一	望月 義寿
佐藤 千枝	丸山 寿子	竹村 直子
小林 陽子	林 和明	小山 仁志
小池 久長	百瀬 智之	清水 正康
小林 あや	奥村 健仁	グレート無茶
川上 信彦	加藤 康治	勝野 智行
勝山 秀夫	毛利 栄子	和田 明子
両角 友成	山口 典久	藤岡 義英
宮澤 敏文	小林 君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第12号

診療報酬の引上げを求める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志
清水 純子 毛利 栄子

賛成者

丸山 栄一 服部 宏昭 萩原 清
風間 辰一 西沢 正隆 宮本 衡司
小池 清 山岸 喜昭 堀内 孝人
酒井 茂 共田 武史 寺沢 功希
大畑 俊隆 宮下 克彦 竹内 正美
丸茂 岳人 大井 岳夫 山田 英喜
向山 賢悟 早川 大地 垣内 将邦
青木 崇 荒井 武志 高島 陽子
埋橋 茂人 続木 幹夫 花岡 賢一
望月 義寿 佐藤 千枝 丸山 寿子
竹村 直子 小林 陽子 林 和明
小池 久長 百瀬 智之 清水 正康
小林 あや 奥村 健仁 グレート無茶
川上 信彦 加藤 康治 勝野 智行
勝山 秀夫 和田 明子 両角 友成
山口 典久 藤岡 義英 宮澤 敏文
小林 君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第13号

訪問介護の基本報酬の引上げ及び事業所経営再建への支
援を求める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志

清水純子	毛利栄子		
賛成者			
丸山栄一	服部宏昭	萩原清	
風間辰一	西沢正隆	宮本衡司	
小池清	山岸喜昭	堀内孝人	
酒井茂	共田武史	寺沢功希	
大畑俊隆	宮下克彦	竹内正美	
丸茂岳人	大井岳夫	山田英喜	
向山賢悟	早川大地	垣内将邦	
青木崇	荒井武志	高島陽子	
埋橋茂人	続木幹夫	花岡賢一	
望月義寿	佐藤千枝	丸山寿子	
竹村直子	小林陽子	林和明	
小池久長	百瀬智之	清水正康	
小林あや	奥村健仁	グレート無茶	
川上信彦	加藤康治	勝野智行	
勝山秀夫	和田明子	両角友成	
山口典久	藤岡義英	宮澤敏文	
小林君男			

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第14号

物価高から国民生活を守るために消費税一律5%への引
下げを求める意見書案提出書

令和7年6月26日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

毛利栄子

賛成者

小林君男 和田明子 両角友成

山口典久 藤岡義英

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (2)議員提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました議員提出議案を本日の日程に追加いたします。

●議員提出議案

○議長（依田明善君）最初に、議第1号「大規模災害から住民の命を守るために消防団員の確保を求める意見書案」、議第2号「沖縄戦戦没者の遺骨収集の着実な推進を求める意見書案」、議第3号「米の安定供給及び生産基盤強化を通じた食料安全保障の確保を求める意見書案」、議第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書案」、議第5号「義務教育の更なる充実を求める意見書案」、議第6号「摂食障害対策支援の充実を求める意見書案」、議第7号「米軍機のトラブル発生時における情報提供の改善を求める意見書案」、議第8号「酒造りを手厚く保護する取組の充実を求める意見書案」、議第9号「伝統工芸品産業の持続可能な振興に向けた支援強化を求める意見書案」、議第10号「地方消費者行政を安定的に推進するための取組の強化を求める意見書案」、議第11号「事前復興まちづくり計画の策定に向けた取組の加速化を求める意見書案」、議第12号「診療報酬の引上げを求める意見書案」及び議第13号「訪問介護の基本報酬の引上げ及び事業所経営再建への支援を求める意見書案」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（依田明善君）次に、議第14号「物価高から国民生活を守るために消費税一律5%への引下げを求める意見書案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（依田明善君）起立少数。よって、本案は否決されました。

○議長（依田明善君）次会は、来る7月4日午後1時に再開して、各委員長の報告案件を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時11分散会

令和 7 年 7 月 4 日

長野県議会（定例会）会議録

第 6 号

令和 7 年 6 月
第439回長野県議会(定例会)会議録 (第 6 号)

令和 7 年 7 月 4 日 (金曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇一郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明
農 政 部 長 村 山 一 善

林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
会計管理者兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千鶴子

議事課担当係長 萩 原 晴 香
総 務 課 主 査 東 方 啓 太

令和7年7月4日（金曜日）議事日程

午後1時開議

各委員長の報告案件

議員派遣の件（日程追加）

本日の会議に付した事件等

新任理事者の紹介

各委員長の報告案件

議員派遣の件

午後1時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、各委員長の報告案件についてであります。

●新任理事者の紹介

○議長（依田明善君）次に、新任の県理事者を紹介いたします。

最初に、関昇一郎副知事。

〔副知事関昇一郎君登壇〕

○副知事（関昇一郎君）7月3日付をもちまして副知事を拝命いたしました関昇一郎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（依田明善君）次に、伴美佐子教育委員会委員。

〔教育委員会委員伴美佐子君登壇〕

○教育委員会委員（伴美佐子君）去る6月27日付で教育委員会委員に任命されました伴美佐子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●委員会審査報告書提出報告

○議長（依田明善君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、各委員長から委員会審査報告書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「7 委員会審査報告書」参照〕

●各委員長の報告

○議長（依田明善君）各委員長の報告案件を一括して議題といたします。

最初に、県民文化健康福祉委員長の報告を求めます。

清水正康委員長。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）県民文化健康福祉委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定し、請願、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、県民文化部関係であります。

委員からは、長野県150周年記念事業について、事業コンセプトの決定経過やイベント等各種記念事業の実施に向けた現在の想定について質問が出されました。

県民文化部からは、事業コンセプトについて、県土が南北に広く、各地域で個性的な文化や魅力が存在するという本県の特性を生かした内容としたこと、各種記念事業の実施については、来年1月から12月までの1年間にわたり多様な事業を展開しつつ、8月には記念式典の開催を予定しており、市町村、企業などとも連携しつつ、県全体に機運を醸成してまいりたいとの答弁がありました。

また、相談窓口に寄せられた子供や若者の声の政策への反映状況について質問があったほか、複数の委員から、先月長野県人権政策審議会へ検討を諮問した長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）に関する意見が出されたところであります。

次に、健康福祉部関係であります。

委員からは、人口減少やコロナ禍を経た患者の受療行動の変化等を踏まえた医療機関の経営環境悪化への対応と本県の目指すべき医療提供体制のあり方について質問が出されました。

健康福祉部からは、物価高騰を反映した診療報酬の適切な改定を国に要望するとともに、一昨年度に策定した医療提供体制のグランドデザインを具現化すべく、地域における医療機関の役割分担と連携が円滑に進むよう引き続き支援していくとの答弁がありました。

また、これに関連し、ほかの委員から、交通事情を考慮した二次医療圏の広域化の検討やオンライン診療の効果的な活用等についても質問が出されました。

このほか、訪問介護事業所の運営や障がい者支援施策の取組状況についてなど様々な議論が交わされたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案、報第1号及び報第2号の専決処分報告を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、環境文教委員長の報告を求めます。

百瀬智之委員長。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）環境文教委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定し、請願、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、教育委員会関係であります。

教育委員会からは、教員業務の削減について、学校を取り巻く様々な関係者と一緒になって地域ぐるみで進めていく機運を高め、協働や分担を行いやすい環境をつくっていくとの説明がありました。

これに対し、委員からは、教員に代わって部活動の業務を担う部活動指導員の任用やフレックスタイム制度の活用、教育現場のデジタル化の推進など、教員の働き方改革に関して様々な観点から意見が出されました。

また、子供の学びの継続を第一に考えた欠員対策の推進や、子供への影響を最小限にとどめた教職員の異動を求める意見が出されたほか、教職員の非違行為を繰り返さないための取組をただすなど様々な議論がありました。

次に、環境部関係であります。

環境部からは、本年度より実施するつなぐ信州ゼロ円ソーラー事業により、屋根ソーラーの設置に係る初期費用の負担を軽減し、太陽光発電の普及促進を図っていくとの説明がありました。

委員からは、太陽光発電のさらなる普及に向けた足がかりとなることに期待する旨の発言や、県内の施工事業者等の増加につなげてほしいとの要望がありました。

また、長野県ゼロカーボン戦略の見直しに係る説明に対しては、脱炭素化と経済発展の両立を進めてほしいとの意見がありました。

そのほか、悪質な廃棄物処理業者への厳正な指導を引き続き求める要望や、ソーラーシェアリングの普及に向けたモデル事業について着実な実施を求める意見などが出されました。

以上をもちまして委員長報告といたします。

○議長（依田明善君）委員長報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案、報第1号及び報第2号の専決処分報告を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、危機管理建設委員長の報告を求めます。

竹内正美委員長。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）危機管理建設委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、建設部関係であります。

建設部からは、高齢化や費用面などを理由に耐震改修が進まない地域もあり、県内の耐震化率は全国平均を下回っている状況であることから、今年度は、「そうだったんだ、耐震化。」をキャッチコピーに、県民が耐震化について理解し、実際に動いていただけるよう、耐震診断の内容や低コスト工法、支援制度などについて情報発信を行い、耐震化の推進を図ってまいりたいとの説明がありました。

委員からは、耐震化率をさらに上げていく必要があることから、綿密な計画をもって取組を進めることを求める意見がありました。

また、委員から、今後の砂防事業の進め方について質問がありました。

建設部からは、様々な機会を捉えて、砂防事業の効果や歴史を県民に認識していただけるよう広報に取り組むとともに、地元の方には赤牛先生派遣事業で危険な場所を知っていただくほか、砂防施設の整備に当たっては、工事に御理解いただき、その後の維持管理に御協力いただけるよう、地域と一緒に砂防事業を進めていきたいとの答弁がありました。

このほか、地域の守り手である建設業の持続的発展のための取組に関する質問や、道路や橋梁などのインフラメンテナンスに係る取組についてなど様々な議論が交わされたところであります。

次に、危機管理部関係であります。

松本空港へのオスプレイの着陸に対する県の対応について複数の委員から質問がありました。

危機管理部からは、県が3月に行った緊急要請について、米軍に対して航空機等の安全管理に万全を期すよう求めていると5月に国から説明があり、その際にも、このような事態が起きないよう重ねて要望を行ったほか、予防着陸であり軍事利用ではないと認識しているが、県民に不安を与えていることから、必要な事項はちゅうちょすることなく国へ要請等を行っていくとの答弁がありました。

このほか、地域防災力の要となる消防団員の確保対策や地震防災対策強化アクションプランの実施状況に関する質問、また、信州防災アプリの一層の普及を求める意見が出されるなど様々な議論が活発に行われました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君） 委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案、報第1号の専決処分報告を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、産業観光企業委員長の報告を求めます。

丸茂岳人委員長。

〔20番丸茂岳人君登壇〕

○20番（丸茂岳人君）産業観光企業委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、産業労働部関係であります。

物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0に位置づけられた米国関税措置等に対応した新たな融資制度について、委員からは、制度構築における検討過程の説明を求める質問がありました。

産業労働部からは、米国の関税措置は先行きが不透明であるものの、今後の資金繰りについて不安感が生じている事業者のため、最優遇利率で100億円の融資枠を用意し、先手を打った対応を実施したとの回答があり、委員からは、本制度への評価とともに、着実な事業者支援の進展を期待する意見がありました。

また、各種支援策の情報発信等における現地機関のさらなる関与の必要性や、県独自の産業振興の視点に立った県内産業の特徴や可能性に関する継続的な研究の必要性など様々な議論が交わされたところであります。

次に、観光スポーツ部関係であります。

観光スポーツ部からは、来年6月に制度開始を予定する宿泊税について、具体的な施策の方向性や使途に関する検討を進めているとの説明がありました。

委員からは、制度の特色である市町村交付金について、観光M a a Sの導入など複数市町村にわたる取組を視野に入れ、広域単位での活用も可能とするよう要望があったほか、各市町村の創意工夫を後押しする制度の運用等様々な質問や意見が出されたところであります。

このほか、部活動の地域移行に係る保護者負担軽減や、競技力向上に向けた有望選手の県外流出防止策など多岐にわたる議論がなされました。

次に、企業局関係であります。

A I 技術を活用した水道管の劣化診断について、委員からは、D Xによる効率化と漏水事故防止を両立する取組に期待が示されるとともに、市町村など水道事業者への普及に向け、情報発信の強化等を求める意見がありました。

このほか、グリーン水素や地熱など様々な再生可能エネルギーの活用や、需要が高まる蓄電

池の現状、発電所の観光や学びへの活用などについても質問が出されたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案、報第1号の専決処分報告を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、農政林務委員長の報告を求めます。

埋橋茂人委員長。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）農政林務委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定し、請願、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、農政部関係についてであります。

農政部からは、松本食肉施設の移転新設について、長野県食肉公社より松本食肉施設の移転新設に係る事業計画と収支見通しに関し、持続可能な健全経営が難しい状況であるとの説明を受け、県として関係者の意見を踏まえ必要な対応を検討するとの説明がありました。

委員からは、県としてもJAグループとともに本県畜産業への影響をしっかりと見極めながら議論を進めるべきとの意見があったほか、畜産のブランド力を高めるなど、畜産農家が今後も希望を持って取り組める支援をすべきとの意見が出されました。

このほか、米の価格が高騰した原因を分析し、県としてもしっかりと説明すべきとの意見や、市町村が作成した地域計画を今後調査分析していく中で、実効性のある計画にしてほしいとの意見がありました。

次に、林務部関係であります。

林務部からは、本年3月10日に公布、施行された県産材利用促進条例の基本方針について、県による県産材の率先利用、建築物における利用促進、安定供給の促進等を盛り込む観点で現方針の大幅な見直しを行うとの説明がありました。

委員からは、県産材の利用促進については、木材活用にとどまらず、地域経済や森林資源の循環に資するとの認識の下、条例を実効性のあるものにするためには、公共、民間の両面から利用促進を進めることが重要であり、川上から川下までつながる具体的な施策展開を強く期待するとの意見がありました。

このほか、熊による人身被害対策については、県民や市町村の意見を伺いながら、森林税を有効活用し、しっかりと人の命を守る対策、森林を守る対策を取るべきとの意見があったほか、北アルプス森林組合への対応状況について、組合員のための組合という原点にしっかりと立った上で今後の在り方を検討していくべきとの意見がありました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君） 委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案、報第1号の専決処分報告を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君） 次に、総務企画警察委員長の報告を求めます。

大畑俊隆委員長。

〔30番大畑俊隆君登壇〕

○30番（大畑俊隆君） 総務企画警察委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、警察本部関係であります。

近年、日本に滞在する外国人が増加していることを踏まえ、委員からは、外国の運転免許から日本の運転免許への切替えについて、外国人による交通事故や交通違反などの発生が課題であることから、県民の交通安全を確保するため、厳格な審査や事故等への対応を求める意見が出されました。

加えて、外国人による犯罪防止に対しても、関係機関と連携した体制により取組を進めていくよう意見が出されました。

このほか、警察官をかたる詐欺事案の被害防止について意見が出され、警察本部からは、県民に伝わる広報・啓発を様々な機会を捉えて行い、被害に遭わないための活動を積極的に取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、総務部、企画振興部関係であります。

ふるさと納税の返礼品について、一部の市町村で産地偽装など不適切な対応をしていたことに対し、委員からは、県としてのチェック体制を工夫するなど再発防止に努めていくよう意見が出されました。また、市町村にとって魅力があり、実のある納税制度とするため、国に働きかけていくよう意見が出されました。

総務部、企画振興部からは、市町村が自主的かつ自律的に制度を運用していくことが重要であるため、制度の基本的な内容や運用に関してあらゆる機会を通じて周知徹底をしていくことや、必要な制度改正を国に求めていきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、県有施設のさらなる有効活用や、高校再編により使用しなくなる校舎や校地の後利用が地域の活性化につながるよう、地元市町村と連携しながら検討を進めていくことが必要であるとの意見が出されました。

このほか、地方自治体の人手不足や地域おこし協力隊の活用状況、NHK受信料契約の対応などについても様々な意見が出されたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君） 委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案、報第1号及び報第2号の専決処分報告を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決

定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、各委員長の報告中、第1号「令和7年度長野県一般会計補正予算案」、報第1号「令和6年度長野県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「令和7年度長野県一般会計補正予算の専決処分報告」につき一括して討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、各委員長の報告はいずれも原案可決または原案承認であります。本案それぞれ、各委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ各委員長の報告どおり可決または承認されました。

●閉会中継続審査及び調査の申し出

○議長（依田明善君）次に、各委員長から、目下委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第100条の規定により閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

●議員派遣の件

○議長（依田明善君）次に、議員派遣の件を本日の日程に追加いたします。

本件を議題といたします。

お諮りいたします。本件、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

〔議案等の部「8 議員の派遣について」参照〕

○議長（依田明善君）以上で今定例会における案件を全部議了いたしました。

知事から挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本定例会に提出いたしました議案につきまして、それぞれ慎重審議をいただいた上で御議決を賜り、誠にありがとうございました。

審議に当たりまして、議員各位からは様々な御意見を頂戴いたしました。今後の県政運営に当たりまして十分参考とさせていただきたいと思います。

議員各位におかれましては、今後とも、御自愛の上、県勢発展のため、なお一層御活躍されますことを心より御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）以上で本定例会を閉会いたします。

午後 1 時26分閉会

議 案 等 の 部

議 案 等 の 部 目 次

1 議 案

(1) 知事提出議案

(令和7年6月19日上程・令和7年7月4日可決)

第 1 号	令和7年度長野県一般会計補正予算（第2号）案	1
第 2 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	7
第 3 号	長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案	8
第 4 号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	9
第 5 号	長野県県税条例の一部を改正する条例案	13
第 6 号	長野県手数料徴収条例等の一部を改正する条例案	16
第 7 号	長野県須坂看護専門学校条例等の一部を改正する条例案	17
第 8 号	長野県西駒郷条例等の一部を改正する条例案	18
第 9 号	長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案	20
第 10 号	道路上の事故に係る損害賠償について	21
第 11 号	一般国道418号道路改築工事（天竜川橋）請負契約の締結について	23
第 12 号	一般国道148号道路改築工事（雨中5工区）変更請負契約の締結について	24
第 13 号	主要地方道松川大鹿線道路改築工事（落合）変更請負契約の締結について	25
第 14 号	一級河川皿川河川改修工事（鉄道交差部整備）変更委託契約の締結について	26
第 15 号	一級河川千曲川災害復旧助成工事（百合居橋上部工工区）変更請負契約の締結について	27
第 16 号	一級河川千曲川災害復旧助成工事（箕作から月岡1工区）変更請負契約の締結について	28

第 17 号	一級河川千曲川災害復旧助成工事（箕作から月岡 2 工 区）変更請負契約の締結について……………	29
第 18 号	栃平砂防えん堤建設工事請負契約の締結について……………	30
第 19 号	交通事故に係る損害賠償について……………	31
第 20 号	松本養護学校寄宿舎ほか建築工事請負契約の締結につい て……………	33
報第 1 号	令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処 分報告……………	37
報第 2 号	令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）の専決処 分報告……………	46
報第 3 号	長野県県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告……………	48

（令和 7 年 6 月 19 日上程）

報第 4 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	50
報第 5 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	52
報第 6 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	54
報第 7 号	権利の放棄の専決処分報告……………	56
報第 8 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	57
報第 9 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	59
報第 10 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	61
報第 11 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	68
報第 12 号	訴えの提起の専決処分報告……………	74
報第 13 号	訴えの提起の専決処分報告……………	76
報第 14 号	令和 6 年度長野県一般会計予算の繰越しについて報告……………	78
報第 15 号	令和 6 年度長野県流域下水道事業会計予算の繰越しにつ いて報告……………	91
報第 16 号	令和 6 年度長野県電気事業会計予算の繰越しについて報 告……………	92
報第 17 号	令和 6 年度長野県水道事業会計予算の繰越しについて報 告……………	93

（令和 7 年 6 月 24 日上程・令和 7 年 6 月 27 日可決）

第 21 号	副知事の選任について……………	34
第 22 号	公安委員会委員の選任について……………	35
第 23 号	教育委員会委員の選任について……………	36

(2) 議員提出議案

(令和 7 年 6 月 27 日上程・同日可決)

議第 1 号	大規模災害から住民の命を守るために消防団員の確保を 求める意見書 (案) ……………	94
議第 2 号	沖縄戦戦没者の遺骨収集の着実な推進を求める意見書 (案) ……………	95
議第 3 号	米の安定供給及び生産基盤強化を通じた食料安全保障の 確保を求める意見書 (案) ……………	96
議第 4 号	地方財政の充実・強化を求める意見書 (案) ……………	97
議第 5 号	義務教育の更なる充実を求める意見書 (案) ……………	98
議第 6 号	摂食障害対策支援の充実を求める意見書 (案) ……………	99
議第 7 号	米軍機のトラブル発生時における情報提供の改善を求め る意見書 (案) ……………	100
議第 8 号	酒造りを手厚く保護する取組の充実を求める意見書 (案) ……………	101
議第 9 号	伝統工芸品産業の持続可能な振興に向けた支援強化を求 める意見書 (案) ……………	102
議第 10 号	地方消費者行政を安定的に推進するための取組の強化を 求める意見書 (案) ……………	103
議第 11 号	事前復興まちづくり計画の策定に向けた取組の加速化を 求める意見書 (案) ……………	104
議第 12 号	診療報酬の引上げを求める意見書 (案) ……………	105
議第 13 号	訪問介護の基本報酬の引上げ及び事業所経営再建への支 援を求める意見書 (案) ……………	106

(令和 7 年 6 月 27 日上程・同日否決)

議第 14 号	物価高から国民生活を守るために消費税一律 5 % への引 下げを求める意見書 (案) ……………	107

2 諸般の報告

(令和7年6月19日報告)

説明のため議会へ出席を要求した者の氏名……………	108
「長野県社会的養育推進計画（後期計画）」の策定について……………	109
長野県新型インフルエンザ等対策行動計画について……………	110
令和6年度における長野県の歯科口腔保健に関する施策の実施状況 について……………	111
持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の実施状況について……………	112
長野県伝統的工芸品産業振興施策の実施状況について……………	113
住民監査請求の請求要旨について……………	114
現金出納検査結果……………	116

(令和7年6月24日報告)

人事委員会意見回答……………	120

3 発言通告者一覧表…………… 121

4 決算特別委員会委員名簿…………… 122

5 請願・陳情文書表…………… 123

6 陳情取下願…………… 127

7 委員会審査報告書

県民文化健康福祉委員会……………	128
環境文教委員会……………	134
危機管理建設委員会……………	141
産業観光企業委員会……………	145
農政林務委員会……………	148
総務企画警察委員会……………	153
決算特別委員会……………	158

8 議員の派遣について.....	159

大規模災害から住民の命を守るために
消防団員の確保を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
消 防 庁 長 官

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

昨年に発生した能登半島地震をはじめとする災害時には、消防団員が体を張って避難誘導及び救助に当たるなど大きな存在感を示してきている。今後発生が想定される南海トラフ地震のような大規模地震の際には、消防職員が駆け付けられない孤立集落が発生するおそれもあり、本業を持ちながらも居住地域で活動する消防団員にかける期待は大きい。

しかし、他の都道府県同様に本縣市町村の消防団員は、近年、若年層の入団の落ち込みもあって入団者が退団者の人数を下回り、市町村が条例で定める定足数を満たさない消防団が続出しており、このままでは大規模災害への対応も難しく、地域防災力の低下が避けられない。

本県は、消防団活動に協力する事業所等に対する事業税の減税をするなど、新規加入を促すために独自の取組で団員増に取り組んでいるが、人口減少及び高齢化、平時における訓練・広報等の多岐にわたる活動の負担、活動実態に見合わない報酬、自らの地域を守る自治意識の低下等、諸要因から改善が見られず、国の包括的な支援が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、大規模災害から住民の命を守るため、消防団員の確保を求めて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 多岐にわたる消防団員の負担を軽減する取組を推進すること。
- 2 消防団員の処遇改善をより一層推進すること。
- 3 消防団活動の意義について、若年層を中心に情報発信を強化すること。
- 4 消防団活動に協力する事業者の法人税の減免など、従業員が消防団活動に積極的に参加できる環境整備を進めること。

沖縄戦戦没者の遺骨収集の着実な推進を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
厚 生 労 働 大 臣
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

昭和20年の沖縄戦では、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内の「平和の礎」には、今月時点で、本県出身者 1,376 名を含む沖縄戦等で亡くなられた約24万の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心とする沖縄本島南部地域は、戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めることなどを目的に、我が国唯一の戦跡の性格を有する国定公園に指定され、同地域においては、戦後80年が経過しようとする現在も、遺骨の収集が続けられている。

遺骨を含むとされる沖縄本島南部地域の土砂を、各種の事業で利用しようとする動きを憂慮する地元の声もある中、政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律を改正し、平成28年度から令和11年までを遺骨収集の推進に関する集中実施期間に位置付けている。時間の経過とともに収集や本人の特定が困難となるため、遺族等の心情に配慮し、遺骨収集の一層の推進に向けた施策の総合的かつ確実な実施が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、沖縄戦で命を落とされた方々の遺骨を速やかに遺族のもとに返還するため、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、政府が主体となって、沖縄戦戦没者の遺骨収集の着実な推進を図るよう強く要請する。

米の安定供給及び生産基盤強化を通じた
食料安全保障の確保を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、我が国の食料安全保障は、国内農業の持続的な発展や、農業の基盤である農村の振興を通じて、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、国民一人ひとりがこれを手に入れることとされている。

しかしながら、米農家は依然として厳しい経営状況にあり、また、昨年からの米価高騰によって、低所得者層を中心とした消費者の生活は困窮している。加えて、酒造好適米から食用米への作付けの転換により、酒蔵においては事業継続が危惧されている。

高騰した消費者価格を下落させるために、政府備蓄米を放出したが、今後、米農家が意欲を持って生産量を増やせるよう、米価の下落に備えた補償に加えて、収益力向上を通じた所得向上を図る施策が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、今次の米不足の原因を速やかに検証し、米の安定供給及び生産基盤強化を通して食料安全保障を確保するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 政府備蓄米の十分な確保に努め、市場価格を注視しながら、弾力的な供給を行うこと。
- 2 国内の安定供給に加え、輸出促進及びフードバンク等への交付、開発途上国に対する食料援助等への活用を踏まえた米の増産を検討すること。
- 3 従来から酒造好適米の生産を続ける農家及び酒造好適米から食用米に作付けを転換した農家に対し、酒造好適米を生産するための支援を行うことで、酒造好適米の安定供給及び価格の安定化を実現すること。
- 4 米農家の生産性及び収益力の向上を図るため、農地集積・集約化や共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の実装等を進めるとともに、再生産可能な所得補償を含めた手厚い支援を行うこと。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
総 務 大 臣
財 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地方公共団体は、子育て支援・医療・介護等の社会保障の充実、人口減少対策及び防災・減災事業の実施に加え、D Xの推進、脱炭素化の実現等においても、担うべき役割が増大しており、これに必要な財政措置及び人材確保が課題となっている。

これらの多様なニーズに対応し、行政サービスの質を確保するためには、政府が地方公共団体の行政需要を的確に把握し、これに見合う地方交付税等の一般財源総額を確保することが不可欠である。

このような中、今年度の一般財源総額は前年度を上回る額が確保されたものの、地方公共団体は、長期化する物価高騰への対応を迫られるとともに、国により減税が実施された場合等に懸念される、税収の減少を踏まえた財政運営が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方公共団体がその担うべき役割を確実に果たすため、地方財政全体の安定確保に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 一般財源総額の確保に当たっては、社会保障、人口減少対策、防災・減災対策、D X推進等の地方公共団体の行政需要を的確に把握し、反映させるとともに、人材の育成・確保に向けて、人件費の充実を図ること。
- 2 地方交付税による財源保障機能及び財源調整機能の強化を図るとともに、地域間の税源偏在性を是正するための抜本的な解決策を協議すること。
- 3 減税政策を検討する際は地方財源への影響に配慮するなど、自律的な地方財政の確立に引き続き取り組むこと。
- 4 地方財政計画における地方創生推進費については、持続可能な地域社会の維持・発展のために継続・拡充すること。

義務教育の更なる充実を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国はこれまで、教育の機会均等とその水準の維持向上を目的とした義務教育費国庫負担制度により教職員給与費の一部を負担するとともに、小学校に加え
今後は、中学校でも35人学級を計画的に整備することとし、少人数教育を推進
している。

一方、学校現場では、いじめや不登校児童生徒の増加、複雑な家庭環境や社会的要因を背景としたこどもの貧困と教育格差の拡大など、こどもが抱える課題は多様化・困難化し、個々の事情を踏まえた丁寧かつ専門的な対応が求められている。

教職員が児童生徒に寄り添い、豊かな学びを保障していくためには、安定した財源の下、必要な教職員数確保のため、教職員定数算定の係数を見直すとともに、教材研究や制度研修など教職員自ら学び、資質・能力を高め、一人ひとりにゆとりをもって向き合うことのできる教育環境の整備が不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、全ての児童生徒に行き届いた質の高い教育を実現するため、義務教育費国庫負担制度を引き続き堅持するとともに、少人数学級の一層の推進及び教職員の働き方改革の加速化など、義務教育の更なる充実を図るよう強く要請する。

摂食障害対策支援の充実を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

神経性やせ症や神経性過食症などの摂食障害は、社会構造の変化による心理的ストレスの増大等が大きく関係した疾患であり、患者数は増加傾向にあるとされている。また、自覚症状が乏しく、発見の遅れ、治療の長期化等が問題視されており、医療提供者、患者及び家族の負担は甚大である。

摂食障害は、身体合併症状等の生命の危険を伴うこともあり、早期の発見、栄養療法、心理療法等の一体的な治療を受けることができる総合的な医療体制の構築が求められている。

本県では、摂食障害の相談支援等を目的とした摂食障害支援拠点病院の指定に向け本年度に予算が確保されたことで、専門的な治療を受けられる環境の整備、患者の早期発見等が期待されるが、安定的に事業を継続するためには、十分な財源確保が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、摂食障害対策支援の充実のため、摂食障害治療支援センター設置運営事業の補助率の引上げ等の財政措置を講ずるよう強く要請する。

米軍機のトラブル発生時における情報提供の
改善を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
法 務 大 臣 宛 て
外 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
防 衛 大 臣
内 閣 官 房 長 官

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

今年3月、県営松本空港に米軍輸送機オスプレイが緊急的に着陸したことにより、一時的に滑走路が閉鎖され、民間航空会社の運航にも支障が生じ、関係機関が対応に迫われた。

オスプレイはこれまでも事故やトラブルを起こしており、他県では墜落により乗組員が死亡した事例もある。県内でも低空飛行する姿を目撃したという不安の声が複数回寄せられているが、米軍から情報提供はない。

今回の着陸事案についても、米軍から何も説明がないが、そもそも、日米地位協定では、訓練の内容、目標、使用機材等の情報提供を定めておらず、住民の不安解消に向けた丁寧な対応が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、県民の平穏な生活の実現のため、日米地位協定の見直しを検討するとともに、米軍機のトラブル発生時における情報提供の改善を求めるよう強く要請する。

酒造りを手厚く保護する取組の充実を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
国 税 庁 長 官

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

古来から儀式や祭礼行事などに深く根差し、我が国の文化を形作ってきた「伝統的酒造り」は、昨年11月にユネスコ無形文化遺産に登録され、その文化的意義が世界に認められたところである。

しかしながら、今般の急激な米価格の高騰を背景に、酒蔵は存続の危機に瀕し、さらには、酒造好適米から食用米への作付けの転換が懸念され、酒造りの技術や伝統は危機的な状況にある。

酒造りを保護し、次の世代に継承していくために、酒蔵の事業活動を下支えするための継続的な財政措置、酒造好適米の安定的な生産体制の確立など、国による多角的な支援が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、ユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」を担う酒蔵への支援を通じて、酒造りを手厚く保護する取組を充実させるよう強く要請する。

伝統工芸品産業の持続可能な振興に
向けた支援強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
経 済 産 業 大 臣

宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

伝統工芸品は、地域に根差した独自の文化と技術の結晶であり、産業面及び観光面において貴重な地域資源として国内外に誇る存在であるが、生活様式の変化等による需要減少、後継者不足及び原材料等の確保の課題により、伝統工芸品の存続が脅かされており、これらの総合的な解決が求められている。

本県は、伝統的工芸品に関する条例を制定し、需要拡大や指定対象の拡充等の取組を行っているが、事業者等をより手厚く支援するには、より一層の支援の拡充が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、伝統工芸品の持続可能な振興に向けた支援強化の推進のため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 産地の実情に即した市場の開拓支援及び生活様式に適合した商品の開発支援をさらに強化すること。
- 2 後継者の安定確保のため、新規従業者等の雇用支援の拡充、長期的な育成プログラムの仕組みの構築及び育成費用の補助等の仕組みを構築すること。
- 3 森林資源等の計画的な植林及び伐採を計画し、産地ごとの原材料の安定供給のための流通支援体制を整備すること。
- 4 地域独自の工芸品にも補助制度を適用できるよう、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく制度の拡充及び運用の見直しをすること。

地方消費者行政を安定的に推進するための
取組の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
消 費 者 庁 長 官
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地方消費者行政強化交付金の推進事業は、本県においても消費生活相談体制の拡充、消費者教育・啓発等に活用されてきたが、多くの地方公共団体で交付期限を迎え、今後の事業の後退が懸念されている。

また、地方消費者行政の現場では、相談員の高齢化、低水準の賃金等を背景とした深刻な担い手不足、来年10月から導入される消費生活相談の新システムを維持するための費用確保等も課題となっている。

地方公共団体が、これまでの取組によって築き上げてきた消費者行政のサービス水準を維持し、将来にわたって消費者被害の防止・救済における役割を果たせるよう、国による積極的な支援が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、消費生活相談員の人材確保に向けた地方消費者行政強化交付金の見直し、消費生活相談のデジタル化に向けた支援の拡充を通じて、地方消費者行政を安定的に推進するための取組を強化するよう強く要請する。

事前復興まちづくり計画の策定に向けた
取組の加速化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国では、想定を上回る規模の自然災害が頻発化する中、電気・水道といった生活インフラの復旧、仮設住宅の建設用地の確保等に時間を要した事例もあり、地域社会の早期復興に向けては、平時から事前に被災後のまちづくりを計画する取組の重要性が増している。

このような事前復興まちづくり計画の策定は、市町村において定着しつつあるが、近年の人口減少下では、災害発生による若者の流出、産業の衰退等が更に顕在化するおそれもあり、地域の状況に即した、より詳細な計画の検討が課題となっている。

政府は、計画策定のためのガイドラインを定めるとともに、防災・安全交付金の活用、復旧・復興まちづくりサポーター制度の創設等を行っているが、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害の発生が危惧される中、市町村における復興事前準備をより一層推進するため、計画の早期策定及び実効性強化に向けた対応が急務である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、災害時の迅速かつ的確な復興を実現するため、市町村への財政的支援及び技術的支援を強化するなど、事前復興まちづくり計画の策定に向けた取組を加速するよう強く要請する。

診療報酬の引上げを求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

昨年6月に診療報酬の改定が行われたが、多くの医療機関では、人口減少に伴う慢性的な収益減が顕在化していることに加え、診療材料費、光熱費等の高騰への対応も強いられており、経営環境は厳しさを増している。

赤字の深刻化は、医療分野における人材確保にも影響しかねないが、医療機関が受け取る診療報酬は全国一律の公定価格であることから、他の業種との賃金格差の解消は依然として課題である。

こうした状況が続けば、医療機関の経営破綻、人材の流出等によって、医療提供体制の維持が困難となるが、健康と命に関わる医療現場においては、コスト削減に向けた経営努力には限界があるため、物価及び人件費の価格転嫁に向けた対応が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、医療機関の経営安定化、医療従事者の処遇改善等を通じて、医療の崩壊を防ぐため、診療報酬を引き上げるよう強く要請する。

訪問介護の基本報酬の引上げ及び事業所
経営再建への支援を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣 宛 て

財 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

昨年度の介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬が引き下げられたが、利用者が点在する中山間地域等では、自動車による長距離移動が必要なことから、効率的なサービス提供が難しく、ガソリン価格の高騰もあり厳しい経営状況に拍車をかけている。

基本報酬の引下げ後、結果的に赤字経営に陥り休廃業する事業者は、昨年、過去最高を記録し、訪問介護の空白地域も急増していることから、サービスを受ける利用者にとっても切実な問題である。

社会保障制度改革で医療・介護は地域完結型への移行が進められてきたが、受け皿となる訪問介護を含む在宅医療・介護の現状は、本来目指すべき地域包括ケアシステムとは大きく異なっており、至急の支援強化を図るべきである。

よって、本県議会は、国会及び政府において、介護保険の国庫負担の引上げを財源に、訪問介護の基本報酬引下げ撤回を含む介護報酬の引上げ、事業所の経営再建及び事業継続に対する財政支援策を講ずるよう強く要請する。

物価高から国民生活を守るために消費税一律
5 %への引下げを求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
総 務 大 臣
財 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、生活全般で物価高騰が進み、昨年からの米価の急騰も加わって家計の窮迫に追い打ちをかける上、賃金上昇が物価上昇のペースに追いつかず、国民からは「もう節約する余地がない」といった悲鳴にも似た声上がる。

物価高に苦しむ国民を救う最も効果的な対策は、生活全般の商取引に課税される消費税の一律減税である。国はこれまで所得税及び法人税の減税により、富裕層及び企業を優遇してきた一方、消費税を段階的に引き上げ、低所得層からも搾取を続けて税収を確保してきた。社会保障の主要財源の消費税を減税すれば税収に大きな穴が開くが、好業績の企業には、数百兆円に上る内部留保を蓄える余力があり、法人税及び富裕層向けの所得税を見直すことで減収分を補うことができる。

最近の世論調査では、回答者の半数以上が消費税減税を求めていることから、低所得層ほど相対的に負担が重くなる現状に、国民がいよいよ耐え切れなくなっていることは明らかである。国が減税に踏み切れば、幅広い国民の負担軽減につながるほか、購買意欲の向上で経済の活性化も期待される。高い収益を誇る大企業及び富裕層に応分の負担を課して財源を確保する一方で、物価高による生活苦で、三度の食事にも事欠く低所得層からも満遍なく取り立てる過酷な税負担を減らすことが求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、物価高から国民生活を守るため、消費税一律5 %への引下げを求めるよう強く要請する。

全 議 員 様

長野県議会議長 依 田 明 善

令和7年6月定例会において説明のため
議会へ出席を要求した者の氏名について

議会へ出席を要求した者の氏名は、下記のとおりです。

記

知 事	阿 部 守 一
副 知 事	関 昇 一 郎
副 知 事	新 田 恭 士
危機管理部長	渡 邊 卓 志
企画振興部長	中 村 徹 久
企画振興部交通政策局長	村 井 昌 久
(6月24日から6月27日までの会議)	
総 務 部 長	須 藤 俊 一
県 民 文 化 部 長	直 江 崇
県民文化部こども若者局長	酒 井 和 幸
(6月24日から6月27日までの会議)	
健 康 福 祉 部 長	笹 刈 美 香
環 境 部 長	小 林 真 人
産 業 政 策 監	田 中 達 也
産 業 労 働 部 長	米 沢 一 馬
産業労働部営業局長	田 中 英 児
(6月24日から6月27日までの会議)	
観 光 ス ポ ー ツ 部 長	高 橋 寿 明
観 光 ス ポ ー ツ 部	北 島 隆 英
国スポ・全障スポ大会局長	
(6月24日から6月27日までの会議)	
農 政 部 長	村 山 一 善
林 務 部 長	根 橋 幸 夫
建 設 部 長	栗 林 一 彦
建設部リニア整備推進局長	室 賀 莊 一 郎
(6月24日から6月27日までの会議)	
会 計 管 理 者 兼 会 計 局 長	柳 沢 由 里
公 営 企 業 管 理 者	吉 沢 正
企 業 局 長 事 務 取 扱	
財 政 課 長	塚 本 滉 己
教 育 長	武 田 育 夫
教 育 次 長	松 本 順 子
教 育 次 長	清 水 寛
警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
警 務 部 長	長 瀬 悠
監 査 委 員	増 田 隆 志

(写)

7こ家児第82号
令和7年(2025年)6月12日

長野県議会議長 依田明善様

長野県知事 阿部守一

「長野県社会的養育推進計画（後期計画）」の策定について（報告）

このことについて、下記のとおり計画の見直し（後期計画の策定）を行いましたので、報告します。

記

1 見直し（策定）の理由

令和4年の児童福祉法改正において、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置が講じられたことや、前期計画期間（令和2～6年度）の取組状況・課題等を踏まえたもの。

2 策定年月日

令和7年3月17日

（別冊は掲載を省略する）

(写)

6 消第571号
令和7年(2025年)3月21日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県新型インフルエンザ等対策行動計画について(報告)

長野県新型インフルエンザ等対策行動計画を改定しましたので、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第7条第7項の規定に基づき、報告します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

7 健増第106号
令和7年(2025年)6月9日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和6年度における長野県の歯科口腔保健に関する施策の
実施状況について（報告）

長野県歯科口腔保健推進条例（平成22年条例第28号）第14条の規定により、県
が講じた歯及び口腔の健康づくりに関する施策の実施状況を報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

7 ぜ第 89 号
令和 7 年（2025 年）6 月 10 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の実施状況について（報告）

長野県脱炭素社会づくり条例（令和 2 年条例第 39 号）第 15 条の規定により、2023 年度（令和 5 年度）において県が講じた標記施策の実施状況につきまして、下記報告書のとおり報告いたします。

記

送付部数

長野県ゼロカーボン戦略	2023(令和 5)年度成果報告書【概要】	1 部
長野県ゼロカーボン戦略	2023(令和 5)年度成果報告書	1 部

（別冊は掲載を省略する）

(写)

7 産技第132号
令和7年(2025年)6月12日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県伝統的工芸品産業振興施策の実施状況について（報告）

長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例（令和5年条例第15号）第15条の規定により、令和6年度に県が講じた伝統的工芸品産業振興に関する施策の実施状況を報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

7 監査第 19 号
令和 7 年(2025 年) 6 月 6 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員	増 田 隆 志
同	青 木 孝 子
同	柄 澤 千恵子
同	酒 井 茂

住民監査請求の請求要旨について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による請求がありましたので、同条第3項の規定により請求の要旨を別紙のとおり通知します。

(写)

7 監査第 3 号
令和 7 年(2025年) 4 月11日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 7 年 3 月 28 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 7 年 2 月 28 日現在の令和 6 年度 2 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 885, 000 円であった。

2 企業局所管関係

令和 7 年 2 月 28 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 7 年 2 月 28 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 7 年 2 月 28 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

7 監査第 3—2 号
令和 7 年(2025年) 5 月16日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 7 年 4 月28日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第235条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 7 年 3 月31日現在の令和 6 年度 3 月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で885,000円であった。

(写)

7 監査第 3－3 号
令和 7 年(2025年) 6 月13日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 7 年 5 月 28 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 7 年 4 月 30 日現在の令和 6 年度 4 月分（期外分）の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに令和 7 年度 4 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 及び別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 885,000 円であった。

2 企業局所管関係

(1) 令和 6 年度 3 月分

令和 7 年 3 月 31 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(2) 令和 7 年度 4 月分

令和 7 年 4 月 30 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

(1) 令和 6 年度 3 月分

令和 7 年 3 月 31 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 5 の

とおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(2) 令和 7 年度 4 月分

令和 7 年 4 月 30 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 6 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

(1) 令和 6 年度 3 月分

令和 7 年 3 月 31 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 7 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(2) 令和 7 年度 4 月分

令和 7 年 4 月 30 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 8 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

7人委第79号
令和7年(2025年)6月20日

長野県議会議長 依田明善様

長野県人事委員会委員長 青木 悟

意見聴取について（令和7年6月19日付け7議議第21号に対する回答）

下記の条例案については、異存ありません。

記

第4号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

発言通告者一覧表（一般質問・質疑）

＝ 7・6 定例会＝

発言順位	氏 名	所属党派・議席	発言割当時間	発言の要旨
1	酒 井 茂	（自民党・ 4 1）	1 2 分	県政一般について
2	百 瀬 智 之	（新政団・ 2 6）	1 0 分	県政一般について
3	望 月 義 寿	（改革信・ 2 2）	1 5 分	県政一般について
4	勝 山 秀 夫	（公明党・ 4）	1 2 分	県政一般について
5	勝 野 智 行	（公明党・ 1 3）	1 1 分	県政一般について
6	藤 岡 義 英	（共産党・ 2 4）	1 4 分	県政一般について
7	清 水 正 康	（新政団・ 1 6）	9 分	県政一般について
8	続 木 幹 夫	（改革信・ 3 6）	1 6 分	県政一般について
9	清 水 純 子	（公明党・ 3 9）	1 0 分	県政一般について
1 0	青 木 崇	（自民党・ 7）	2 1 分	県政一般について
1 1	丸 山 寿 子	（改革信・ 1 1）	1 3 分	県政一般について
1 2	小 林 あ や	（新政団・ 1 5）	1 0 分	県政一般について
1 3	佐 藤 千 枝	（改革信・ 1 0）	1 4 分	県政一般について
1 4	奥 村 健 仁	（新政団・ 6）	9 分	県政一般について
1 5	林 和 明	（改革信・ 3）	1 4 分	県政一般について
1 6	共 田 武 史	（自民党・ 3 2）	2 0 分	県政一般について
1 7	グレート無茶	（新政団・ 5）	1 0 分	県政一般について
1 8	加 藤 康 治	（公明党・ 1 4）	1 0 分	県政一般について
1 9	宮 下 克 彦	（自民党・ 2 9）	2 0 分	県政一般について
2 0	竹 内 正 美	（自民党・ 2 8）	2 0 分	県政一般について
2 1	小 山 仁 志	（新政団・ 2 7）	9 分	県政一般について
2 2	竹 村 直 子	（改革信・ 1）	1 3 分	県政一般について
2 3	両 角 友 成	（共産党・ 3 8）	1 4 分	県政一般について
2 4	大 井 岳 夫	（自民党・ 1 9）	2 0 分	県政一般について
2 5	向 山 賢 悟	（自民党・ 1 7）	2 1 分	県政一般について
2 6	小 林 陽 子	（改革信・ 2）	1 4 分	県政一般について
2 7	小 林 君 男	（無所属・ 1 2）	8 分	県政一般について
2 8	早 川 大 地	（自民党・ 9）	2 1 分	県政一般について
2 9	毛 利 栄 子	（共産党・ 4 7）	1 5 分	県政一般について
3 0	垣 内 将 邦	（自民党・ 8）	2 1 分	県政一般について

特 別 委 員 会 委 員 名 簿

(7・6 定例会) (順序不同)

委員会名	定数	委 員			
		自 民 党	改 革 信	新 政 団	公 明 党
決算特別	12	青 木 崇	花 岡 賢 一	奥 村 健 仁	勝 野 智 行
		宮 本 衡 司	荒 井 武 志		
		寺 沢 功 希	竹 村 直 子		
		宮 下 克 彦			
		大 井 岳 夫			
		垣 内 将 邦			山 口 典 久
					共 産 党

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和7年7月2日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 清水正康

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 県民文化健康福祉委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 2 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 9 項 生活文化費

第 3 款 民 生 費

第 4 款 衛 生 費

第 6 号 長野県手数料徴収条例等の一部を改正する条例案

第 7 号 長野県須坂看護専門学校条例等の一部を改正する条例案

第 8 号 長野県西駒郷条例等の一部を改正する条例案

報第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 3 款 民 生 費

報第 2 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分報告中

「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費

県民文化健康福祉委員会請願審査報告書

令和7年7月2日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

県民文化健康福祉委員長 清 水 正 康

次の請願は、採択すべきものと決定しました。

- 請第 9号 沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書提出について
- 請第 11号 訪問介護基本報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出について

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和7年7月2日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

県民文化健康福祉委員長 清 水 正 康

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 494号	地方消費者行政の強化のため国の交付金措置の継続を求める意見書提出について
陳第 501号	民生委員・児童委員制度の在り方及び負担軽減について
陳第 503号	介護福祉士養成校存続の取組みの充実と外国人留学生支援について
陳第 504号	行政処分等に伴う自立支援給付費等負担金の返還に係る制度の見直しについて
陳第 512号	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求めることについて

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和7年7月2日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

県民文化健康福祉委員長 清 水 正 康

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

陳第 5号	妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗入れ制度の整備について
陳第 7号	福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について
陳第 37号	保育士確保の一体的・広域的な取組みについて
陳第 42号	埋蔵文化財（出土品）の保管について
陳第 45号	重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援体制の拡充について
陳第 54号	子ども医療費完全無料化について
陳第 120号	不妊治療に関する支援の強化について
陳第 122号	国民健康保険料（税）の軽減拡大について
陳第 123号	長野県福祉医療費制度の拡大について
陳第 232号	育休退園制度廃止を求めることについて
陳第 239号	精神障がい者の福祉医療費給付事業における県補助の対象範囲拡大について
陳第 242号	在宅酸素等電子医療機器利用者に対する非常用電源設置等助成について
陳第 244号	妊婦一般健康診査の結果提供体制の整備について
陳第 247号	医療的ケア児等総合支援事業の補助金交付対象の拡充について
陳第 248号	長野県地域福祉総合助成金交付事業における心身障がい児（者）タイムケア事業の基準額の見直しについて
陳第 282号	障がい者の自立促進のための農福連携の推進について
陳第 325号	高齢者等の交通弱者の移動支援について

陳第 410号	社会福祉制度の充実について
陳第 411号	発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
陳第 450号	社会福祉制度の充実について
陳第 451号	発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
陳第 478号	木曽郡の医療充実に向けての支援について
陳第 487号	上伊那地域への児童相談所の設置について
陳第 499号	福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について
陳第 500号	福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について
陳第 502号	若年成人の末期がん患者を対象とした在宅療養の支援について

- (1) 県民生活及び芸術文化について
- (2) 次世代育成支援について
- (3) 私学振興対策について
- (4) 社会福祉の充実について
- (5) 医療対策について
- (6) 公衆衛生対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
 なお慎重に審査及び調査を要するため。

環 境 文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

令和7年7月2日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

環境文教委員長 百 瀬 智 之

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 環境文教委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 2 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 11 款 教 育 費

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為補正」中の一部

第 19 号 交通事故に係る損害賠償について

第 20 号 松本養護学校寄宿舎ほか建築工事請負契約の締結について

報第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 11 款 教 育 費

報第 2 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分報告中

「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 11 款 教 育 費

第 5 項 高等学校費

環 境 文 教 委 員 会 請 願 審 査 報 告 書

令和7年7月2日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

環境文教委員長 百 瀬 智 之

次の請願は、採択すべきものと決定しました。

請第 12号 さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保
と義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書
提出について

環境文教委員会陳情審査報告書

令和7年7月2日

長野県議会議長 依田明善様

環境文教委員長 百瀬智之

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 505号	チップボイラーの導入可能性調査に対する補助制度の創設について
陳第 506号	国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年7月2日

長野県議会議長 依田明善様

環境文教委員長 百瀬智之

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

陳第 21号	生徒会等役員選任において、生活困難世帯の生徒に対し、負担軽減を求めることについて
陳第 40号	代替講師不足への柔軟な対応について
陳第 63号	専科教員の配置および教育体制の支援強化について
陳第 64号	学校司書配置のための県費支援事業の創設について
陳第 65号	運動部活動の地域移行に係る支援について
陳第 66号	県内町村の学校給食無償化のための財政支援について
陳第 67号	学級編制に関することについて
陳第 93号	木曽谷の教育振興について
陳第 124号	児童生徒に寄り添った教育環境の充実について
陳第 125号	義務教育における教育環境の充実について
陳第 127号	県立高校一人1台タブレット端末の公費導入を求めることについて
陳第 233号	登校支援に係る加配教員の配置拡充について
陳第 235号	市町村教育委員会主催の県費教職員を対象とする研修に要する費用について
陳第 236号	スクールソーシャルワーカーの拡充について
陳第 291号	公立高校が魅力的で、特色ある学校づくりを進めるとともに、一人でも多くの生徒が希望する進路を実現できるようにするための支援を求めることについて
陳第 294号	大町市の学校再編について
陳第 295号	高校募集定員・高校再編・高校入試制度改革について
陳第 296号	特別支援教育の充実について
陳第 297号	へき地手当支給率の改善について

陳第 298号	臨時的任用職員・任期付採用職員・再任用職員・定年延長職員・会計年度任用職員について
陳第 299号	定数内臨時的任用職員の解消及び教職員数の増員について
陳第 300号	部活動と小学校の課外活動について
陳第 301号	教職員のなり手不足及び過酷な労働条件（ブラック化）改善のための業務軽減や日課等の柔軟性について
陳第 303号	30人規模学級の継続について
陳第 304号	日本語指導・外国籍等児童・生徒支援指導の充実について
陳第 305号	不適応・不登校児童・生徒への支援充実について
陳第 306号	宿泊行事に関する人材確保について
陳第 307号	教育予算の確保について
陳第 308号	全国学力・学習状況調査等の扱いについて
陳第 309号	学校における感染症対策について
陳第 310号	学校自己評価制度について
陳第 311号	学校における働き方改革について
陳第 313号	教員の人事異動・任用について
陳第 314号	主幹指導主事訪問の内容変更にかかわる確認事項について
陳第 315号	教職員の生活について
陳第 324号	小中学校給食費への財政支援について
陳第 343号	長野県阿南高等学校の存続について
陳第 349号	少子化による学校統合の教育課題について
陳第 352号	特別支援教育の充実について
陳第 353号	教員業務支援員の配置について
陳第 354号	木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について
陳第 355号	中学校部活動の地域移行に伴う人的・環境整備等に関わる保障の確保について
陳第 356号	木曽郡の魅力ある高校づくりについて
陳第 379号	小規模小学校、中学校への教育支援について
陳第 380号	消滅可能性自治体論議と高校再編の考え方について
陳第 381号	県立高等学校における学びのD X推進とタブレット端末の県費補助について
陳第 403号	教育環境の整備について
陳第 443号	教育環境の整備について

陳第 498号 中学校部活動の地域移行の推進に係る経費の財政支援について

- (1) 環境の保全対策について
- (2) 廃棄物対策について
- (3) 学力の向上について
- (4) 児童・生徒の健全育成について
- (5) 中等教育の改善充実について
- (6) 教育環境の整備充実について
- (7) 人権教育及び特別支援教育の充実について
- (8) 生涯学習の振興について
- (9) 教育機関の運営について

- 2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

危機管理建設委員会審査報告書

令和7年7月2日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 竹内正美

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 危機管理建設委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 2 号）案中

第 2 条 債務負担行為の補正中の一部

第 10 号 道路上の事故に係る損害賠償について

第 11 号 一般国道418号道路改築工事（天竜川橋）請負契約の締結について

第 12 号 一般国道148号道路改築工事（雨中 5 工区）変更請負契約の締結について

第 13 号 主要地方道松川大鹿線道路改築工事（落合）変更請負契約の締結について

第 14 号 一級河川皿川河川改修工事（鉄道交差部整備）変更委託契約の締結について

第 15 号 一級河川千曲川災害復旧助成工事（百合居橋上部工工区）変更請負契約の締結について

第 16 号 一級河川千曲川災害復旧助成工事（箕作から月岡 1 工区）変更請負契約の締結について

第 17 号 一級河川千曲川災害復旧助成工事（箕作から月岡 2 工区）変更請負契約の締結について

第 18 号 栃平砂防えん堤建設工事請負契約の締結について

報第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 9 款 土 木 費

第 12 款 災害復旧費

閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年7月2日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 竹内正美

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 5号	千曲大橋（長野市長沼・須坂市豊洲間）県道建設の早期事業化について
陳第 16号	景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について
陳第 18号	長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の復活について
陳第 19号	都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について
陳第 221号	県内有料道路の料金回収所のキャッシュレス化について
陳第 257号	被災建築物応急危険度判定士養成講習会受講資格要件の拡充について
陳第 258号	既存木造住宅耐震改修工事費の補助対象範囲の拡充について
陳第 259号	住宅・建築物の耐震改修工事に対する県の補助制度の拡充について
陳第 289号	準中型車両以上及び特殊車両免許取得費用に係る補助制度の創設について

- (1) 危機管理対策について
- (2) 災害対策の調整について
- (3) 道路整備事業について
- (4) 河川・砂防等治水事業について
- (5) 高速自動車国道関連公共土木施設の整備について
- (6) 高速鉄道網の整備について

- (7) 都市計画事業について
- (8) 住宅及び建築行政について
- (9) 災害対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

産 業 観 光 企 業 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 7 年 7 月 2 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

産業観光企業委員長 丸 茂 岳 人

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 産業観光企業委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 2 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 8 款 商 工 費

第 9 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する
条例の一部を改正する条例案

報第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 8 款 商 工 費

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和7年7月2日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

産業観光企業委員長 丸 茂 岳 人

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 4号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書
提出について

陳第 275号 令和10年（2028年）第82回国民スポーツ大会・第27回全
国障害者スポーツ大会に係る財政的支援の拡充について

陳第 405号 公立社会教育施設の充実について

陳第 445号 公立社会教育施設の充実について

陳第 507号 中小企業融資制度に係る市町村負担軽減の支援について

- (1) 商業及び工業の振興について
- (2) 雇用、人材育成について
- (3) 労働対策について
- (4) 観光の振興について
- (5) スポーツの振興について
- (6) 公営企業の管理運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

農 政 林 務 委 員 会 審 査 報 告 書

令和7年7月2日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

農政林務委員長 埴 橋 茂 人

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 農政林務委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 2 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

報第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

農 政 林 務 委 員 会 請 願 審 査 報 告 書

令和7年7月2日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

農政林務委員長 埋 橋 茂 人

次の請願は、採択のうえ、地方自治法第125条の規定により、知事へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものと決定しました。

請第 13号 持続可能な長野県農業に関することについて

農政林務委員会陳情審査報告書

令和7年7月2日

長野県議会議長 依田明善様

農政林務委員長 埋橋茂人

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 508号	公共施設や建築物一般における木材の利用促進について
陳第 509号	鳥獣保護管理法の一部改正に係る緊急銃猟に対する措置について
陳第 510号	造林事業の予算確保について
陳第 511号	鳥獣被害防止総合対策交付金（捕獲補助金）の増額要望について
陳第 514号	農業農村整備の推進について

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

令和7年7月2日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

農政林務委員長 埋 橋 茂 人

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- (1) 農業及び水産業の振興対策について
- (2) 農業・農村の活性化対策について
- (3) 林業の振興対策について
- (4) 林業・山村の活性化対策について
- (5) 森林整備について
- (6) 農林業の災害対策について

2 継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。

総務企画警察委員会審査報告書

令和7年7月3日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 大畑俊隆

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 総務企画警察委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 2 号）案中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 2 款 総 務 費

第 2 項 企画費

第 3 条 地方債の補正

第 2 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 3 号 長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

第 4 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

第 5 号 長野県県税条例の一部を改正する条例案

報第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 2 款 総 務 費

第 10 款 警 察 費

第 13 款 公 債 費

第 14 款 諸 支 出 金

第 2 条 地方債の補正

報第 2 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分報告中

歳 入 全 部

報第 3 号 長野県県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

総務企画警察委員会陳情審査報告書

令和7年7月3日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

総務企画警察委員長 大 畑 俊 隆

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 495号	行政事務効率化に向けた提出物等の電子データへの移行 について
陳第 496号	路線バスに係る地域間幹線系統確保維持費補助金の拡充 について

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和7年7月3日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

総務企画警察委員長 大 畑 俊 隆

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 7号 日本国憲法の理念を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める意見書提出について

陳第 1号 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について

陳第 200号 住宅除雪支援事業の拡充について

陳第 217号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書提出について

陳第 220号 バス等公共交通における支援策、固定資産税の減免措置及び免税軽油制度の継続について

陳第 276号 ながの電子調達システム利用に対する市町村への財政支援等について

陳第 497号 地域鉄道安全性向上事業費補助金の拡充について

- (1) 県行政の総合的な企画調整について
- (2) 県財政事情について
- (3) 行政組織・機構及び県有財産の管理について
- (4) 市町村行財政について
- (5) 国際交流について
- (6) 警察施設及び装備の整備について
- (7) 防犯及び少年非行防止対策について
- (8) 交通指導取締り対策及び交通安全施設の整備について

- 2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

令和 7 年 6 月 27 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

決算特別委員長 花 岡 賢 一

当委員会は、下記の事件を閉会中も継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- (1) 令和 6 年度長野県一般会計及び令和 6 年度長野県特別会計の決算状況に関する事項
- (2) 令和 6 年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和 6 年度長野県流域下水道事業会計、令和 6 年度長野県電気事業会計及び令和 6 年度長野県水道事業会計の決算状況に関する事項

2 継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。

議員の派遣について

令和7年7月4日

地方自治法第100条第13項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 目 的 女性議員研究交流大会
- 2 場 所 東京都
- 3 期 間 令和7年8月26日
- 4 派遣議員 竹 内 正 美 丸 山 寿 子 和 田 明 子

